

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>本文</th> <th>内容</th> <th>追加要求事項の概要</th> <th>部分</th> <th>電機仕掛中心設備</th> <th>構造</th> <th>炉心</th> <th>格納</th> <th>燃料</th> <th>格納</th> <th>燃料</th> <th>要求時間</th> <th>供給可能時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="22">23条 計画停電実施要領</td> <td rowspan="22"></td> <td rowspan="22">無</td> <td>23-8</td> <td>1. 緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）</td> <td>00/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-9</td> <td>1. 緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）</td> <td>00/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-10</td> <td>1. 緊急停電時温度</td> <td>00</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-11</td> <td>1. 緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00 比準</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-12</td> <td>緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）</td> <td>00 比準</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-13</td> <td>緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）</td> <td>00 比準</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-14</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-15</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-16</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00 比準</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-17</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00 比準</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-18</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00 比準</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-19</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00 比準</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-20</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-21</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-22</td> <td>緊急停電時温度 （58-9と同一）</td> <td>00/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>SA</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	本文	内容	追加要求事項の概要	部分	電機仕掛中心設備	構造	炉心	格納	燃料	格納	燃料	要求時間	供給可能時間	23条 計画停電実施要領		無	23-8	1. 緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-9	1. 緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-10	1. 緊急停電時温度	00	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-11	1. 緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-12	緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-13	緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-14	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-15	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-16	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-17	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-18	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-19	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-20	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-21	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	23-22	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間	<p>【女川】                  設備の相違                  ・給電対象設備の相違</p>
本文	内容	追加要求事項の概要	部分	電機仕掛中心設備	構造	炉心	格納	燃料	格納	燃料	要求時間	供給可能時間																																																																																																																																																													
23条 計画停電実施要領		無	23-8	1. 緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-9	1. 緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-10	1. 緊急停電時温度	00	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-11	1. 緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-12	緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-13	緊急停電時温度（広域一帯温度） （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-14	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-15	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-16	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-17	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-18	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-19	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00 比準	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-20	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-21	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-22	緊急停電時温度 （58-9と同一）	00/ SA	○	-	SA	45	47	24時間	24時間																																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #10	基本 時間	区分1	区分2	区分3	供給可能時間
			23-10	サブプレジデンツール水温度	DB	-	-	-	1 時間	1時間	1時間	-	-
			23-11	格納容器内表面気水素濃度	DB/ SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-12	格納容器内表面気酸素濃度	DB/ SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-13	格納容器内表面気燃料線モ ニカD/W(S8-25と同シ)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			23-14	格納容器内表面気燃料線モ ニカS/C(S8-26と同シ)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
23条	計測制御系統建設	無	23-15	圧力制御装置	DB	-	-	-	1 時間	-	-	-	-
			23-16	原子炉降圧制御装置ボイズ 出口流量	DB/ 格納	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			23-17	原子炉降圧制御装置ボイズ 出口流量	DB/ 格納	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			23-18	低圧炉心スプレイ系統ボイズ 出口流量	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-19	低圧炉心スプレイ系統ボイズ 出口流量	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
24条	安全保護回路	有	24-1	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	1 時間	1時間	1時間	1時間	1時間
25条	炉心監視系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉降圧装置	DB/ SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			26-1	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
26条	原子炉制御装置	有	26-2	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	8 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			26-3	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			26-3	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
条文	内容	追加要 求事項 の有無	部分	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	低点可能時間			
			23-23	原子炉降圧装置ボイズ出口流量	DB	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			23-24	原子炉降圧装置ボイズ出口流量	DB	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			23-25	原子炉降圧装置ボイズ出口流量	DB	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
23条	計測制御系統建設	無	23-26	燃料降圧装置ボイズ出口流量	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			23-27	燃料降圧装置ボイズ出口流量	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			23-28	燃料降圧装置ボイズ出口流量	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
24条	安全保護回路	有	24-1	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	1 時間	1時間	1時間	1時間	1時間
25条	炉心監視系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			26-1	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
26条	原子炉制御装置	有	26-2	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	8 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			26-3	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			26-3	原子炉降圧装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
27条	放射線監視装置の地理的配置	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28条	放射線監視装置の行政的配置	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における直接線源からの防護	無	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト	DB	-	-	-	専用電源から供給	-	-	-	-
32条	原子炉格納施設	無	32-1	非常用ガス処理系	DB	-	-	-	交流電源復旧後使用	-	-	-	-
			32-2	可能性ガス濃度制御系	DB	-	-	-	交流電源復旧後使用	-	-	-	-
33条	保安電源設備	有	33-1	M.G.P.心遮断機	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	-
			33-2	M.G.P.心遮断機	DB	-	-	-	1分	-	-	-	1分
			33-3	D.O.切戻装置	DB	-	-	-	1分	1分	1分	1分	1分
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策用電源	DB/SA	-	-	-	専用電源から供給	-	-	-	-
			35-1	無給電給電機(固定) / (機棚)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	24時間	-
			35-2	無給電給電機(固定) / (機棚)	DB/SA	-	-	-	6時間	24時間	24時間	24時間	-
35条	通信連絡設備	有	35-1	変圧器用冷却水ポンプ	DB/SA	-	-	-	6時間	6時間	24時間	24時間	-
			35-3	緊急時対策用電源	DB/SA	-	-	-	6時間	6時間	24時間	24時間	-
36条	補助ボイラー	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間
29条	工場等周辺における直接線源からの防護	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	日系88
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	日系88
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト/モニタリングシステム	DB	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	有	32-1	アンモニア空気浄化設備 (53-1,69-2 上置機)	DB/SA	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
			32-2	原子炉格納貯留システムレイアウト (47-2,60-1,81-1,86-2 上置機)	DB/SA	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
33条	保安電源設備	有	33-1	Z/K/G/K/G/L/D 同期装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分
			33-2	Z/V-CO-E 上ローレベシ之	DB/SA	-	-	-	1分	1分
			33-3	Z/A-Z/E-L 変電機同期装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策用電源 (64-1 上置機)	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
35条	通信連絡設備	有	35-1	通信連絡設備 (62-1 上置機)	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
36条	補助ボイラー	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	電源が必要な具体的な設備については、各設備の要求は、各設備の要求に基づき行う。	-	-	-	-	-	-
38条	重大事故等対策施設の施設	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-
39条	地震による崩壊の防止	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	燃料 #9	燃料 #10	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ   区分Ⅱ   区分Ⅲ	
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
38条	重大事故等対応施設の地震	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
39条	地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
40条	津波による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 火災防消対策設備*2	DB DB	-	-	交流電源復旧後に使用 専用電源から供給	-	-	
42条	特定重大事故等対応施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	
43条	重大事故等対応施設	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文中にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	
44条	緊急停止改修時に発電用原子炉を制御する ための設備	有	44-1	代替制御棒挿入機能	SA	O	-	-	24時間	24時間	
			44-2	代替原子炉再稼働制御*2	SA	-	-	-	-	-	-
			44-3	減圧棒が注入系 (25-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-	-	-	-
			44-4	自動減圧機能作動阻止機能	SA	-	-	-	-	-	-
45条	原子炉が材料圧力バウンダリ減圧時に発電用原子炉を制御するための設備	有	45-1	減圧代替注水系	SA	O	-	-	24時間	24時間	
			45-2	原子炉隔離時冷却系 (20-1と同じ)	DB 拡張	O	-	-	-	24時間	-
			45-3	減圧炉心スプレイ系 (19-1と同じ)	DB 拡張	-	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	燃料 #7	燃料 #8	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ   区分Ⅱ   区分Ⅲ	
40条	津波による損傷の防止	有	-	(電機が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 水気濃度対策設備*2	DB DB	-	-	-	8時間 24時間	24時間	
42条	特定重大事故等対応施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	
43条	重大事故等対応施設	有	-	(電機が必要な具体的な設備については、各設備の条文中にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	
44条	緊急停止改修時に発電用原子炉を制御するための設備	有	44-1	代替制御棒挿入機能	SA	O	-	-	24時間	24時間	
			44-2	代替原子炉再稼働制御*2	SA	-	-	-	-	-	-
			44-3	減圧棒が注入系 (25-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-	-	-	-
			44-4	自動減圧機能作動阻止機能	SA	-	-	-	-	-	-
			44-5	減圧代替注水系	SA	O	-	-	-	24時間	24時間
			44-6	原子炉隔離時冷却系 (20-1と同じ)	DB 拡張	O	-	-	-	24時間	-
			44-7	減圧炉心スプレイ系 (19-1と同じ)	DB 拡張	-	-	-	-	-	-
			44-8	緊急停止改修時に発電用原子炉を制御するための設備	-	-	-	-	-	-	-
			44-9	緊急停止改修時に発電用原子炉を制御するための設備	-	-	-	-	-	-	-
			44-10	緊急停止改修時に発電用原子炉を制御するための設備	-	-	-	-	-	-	-

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
本文	内容	退却要 求事項 の有無	番号	電圧降下する設備	機能	中心 #5	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間			
									A系48	B系48		
						4F-1	燃料投入系 (19-1と同一)	燃料投入系 (19-1と同一)	0	-	-	5分
						4F-2	燃料投入系 (19-2、21-1と同一)	燃料投入系 (19-2、21-1と同一)	0	-	-	5分
						4F-3	補助給水設備（循環補助給水ポンプ） (21-2と同一)	補助給水設備（循環補助給水ポンプ） (21-2と同一)	0	-	-	5分
						4F-4	補助給水設備（タービン動機油） (21-3と同一)	補助給水設備（タービン動機油） (21-3と同一)	0	-	-	5分
						4F-5	1次冷却設備（加圧熱源がし） (17-3と同一)	1次冷却設備（加圧熱源がし） (17-3と同一)	0	-	-	1時間
						4F-6	主蒸気設備（主蒸気源がし） (21-4と同一)	主蒸気設備（主蒸気源がし） (21-4と同一)	0	-	-	1時間
						4F-7	補助給水設備（補助給水ポンプ 出口流量調節弁） (21-5と同一)	補助給水設備（補助給水ポンプ 出口流量調節弁） (21-5と同一)	0	-	-	24時間
						4F-1	燃料投入系 (19-1と同一)	燃料投入系 (19-1と同一)	0	-	-	5分
						4F-2	燃料投入系 (19-2、21-1と同一)	燃料投入系 (19-2、21-1と同一)	0	-	-	5分
						4F-3	燃料投入系 (19-3と同一)	燃料投入系 (19-3と同一)	0	-	-	5分
4F-4	補助給水設備（循環補助給水ポンプ） (21-2と同一)	補助給水設備（循環補助給水ポンプ） (21-2と同一)	0	-	-	5分						
4F-5	補助給水設備（タービン動機油） (21-3と同一)	補助給水設備（タービン動機油） (21-3と同一)	0	-	-	5分						
4F-6	1次冷却設備（加圧熱源がし） (17-3と同一)	1次冷却設備（加圧熱源がし） (17-3と同一)	0	-	-	1時間						

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 49	格納 49	燃料 410	運転 時間	供給可能時間 区分I 区分II 区分III
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	46-1	主蒸気過熱し安弁井 (19-4と同じ)	DB/ SA	○	○	-	24時間	24時間 -
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ減圧時に発生する原子炉冷却材を冷却するための設備	有	47-1	低圧代替注水系統(復水移送ポンプ)	SA	○	○	-	24時間 交流電源復旧後に使用	-
			47-2	低圧代替注水系統(直流電動機駆動)	SA	○	○	-	24時間 交流電源復旧後に使用	-
			47-3	高圧冷却材系 (19-3.21-1と同じ)	DB 監視					
			47-4	低圧炉心スプレイ系 (19-2と同じ)	DB 監視					
			48-1	原子炉格納容器冷却加圧水	SA					
			48-2	炉内強化ベント系	SA	○	○	-	24時間	-
			48-3	原子炉格納容器フィルタベン ト系(3#4)	SA	○	○	-	24時間	-
48条	最終ヒートシンクへ熱を搬送するための設備	有	48-4	高圧冷却材系 (19-3.01-1と同じ)	DB 監視					
			48-5	原子炉格納容器冷却加圧水 系 (19-1と同じ)	DB 監視					
			48-6	原子炉格納容器冷却加圧水 系 (19-2と同じ)	DB 監視					
			48-7	低圧炉心スプレイ冷却加圧水 系	DB 監視					
			48-8	低圧炉心スプレイ冷却加圧水 系	DB 監視					
49条	原子炉格納容器内の冷却水の冷却するための設備	有	49-1	原子炉格納容器代替スプレイ 冷却加圧水	SA					
			49-2	高圧冷却材系 (19-3.21-1と同じ)	DB 監視					
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 45	格納 46	燃料 47	運転 時間	供給可能時間 A系48 B系48
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	46-7	主蒸気過熱機 (主蒸気過熱し弁) (19-4と同じ)	DB 監視	○	○	-	1時間	1時間
			46-8	補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 じ)	DB 監視	○	○	-	24時間	24時間
			47-1	化学体積制御設備 (流でんポン プ) (20-1と同じ)	DB/ SA					
			47-2	原子炉格納容器代替スプレイ設備 (32-2と同じ)	DB 監視					
			47-3	高圧注入系 (19-1と同じ)	DB/ SA					
			47-4	補助給水設備 (電動補助給水ポン プ) (21-2と同じ)	DB 監視					
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却 するための設備	有	47-5	補助給水設備 (タービン駆動補助 給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)	DB 監視	○	○	-	5分	5分
			47-6	主蒸気過熱機 (主蒸気過熱し弁) (21-4と同じ)	DB 監視	○	○	-	1時間	1時間
			47-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 じ)	DB 監視	○	○	-	24時間	24時間
			48-1	補助給水設備 (電動補助給水ポン プ) (21-2と同じ)	DB 監視					
			48-2	補助給水設備 (タービン駆動補助 給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)	DB 監視	○	○	-	5分	5分
49条	最終ヒートシンクへ熱を搬送 するための設備	有	49-3	高圧注入系 (19-1と同じ)	DB/ SA					

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #10	要する時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
50条	原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備	有	10-1	原子炉格納容器フィルタベン ト系*3+4	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-
51条	原子炉格納容器下部の活動中心を冷却するための設備	有	10-2	代替循環冷却系*5	SA				交流電源復旧後に使用			
52条	水漏れによる原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	有	11-1	原子炉格納容器下部注水系	SA				交流電源復旧後に使用			
53条	水漏れによる原子炉建屋等の破壊を防止するための設備	有	12-1	原子炉格納容器フィルタベン ト系*3+4	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-
			13-1	原子炉建屋内水漏れ検出*6	SA	-	○	-	24時間	-	24時間	-
			13-2	静的地盤式水素再結合装置 製作監視装置	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			14-1	燃料プール冷却浄化系	SA				交流電源復旧後に使用			
			14-2	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)	SA	-	-	○	24時間	-	24時間	-
54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	有	14-3	使用済燃料プール水位/温度 (ガイト/パルス式)	DB/ SA				交流電源復旧後に使用			
			14-4	使用済燃料プール上部空間 放射線モニタ(高線量、低線 量)	SA	-	-	○	24時間	24時間	-	-
			14-5	使用済燃料プール監視カメラ	SA				交流電源復旧後に使用			
55条	工場等への放射性物質の漏洩を抑制するための設備	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-
56条	重大事象等の収束に必要な水の供給設備	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-
57条	電源設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要する時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
48条	風洞シートンク→熱を輸送するための設備	有	18-1	補助給水設備(補助給水ポンプ 組込流量調節弁) (21-5と同じ)	DR 配管				21時間	24時間	-	-
49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	有	19-1	原子炉格納冷却母管設備 (22-1と同じ)	DR 配管	○			-	24時間	24時間	-
			19-2	原子炉格納冷却母管設備 (22-2と同じ)	DR 配管				-	-	-	-
50条	原子炉格納容器の過圧破壊を抑制するための設備	有	50-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (22-2と同じ)	DR 配管				交流電源復旧後に使用			
			50-2	原子炉格納冷却母管設備 (22-1と同じ)	DR 配管				交流電源復旧後に使用			
			50-3	原子炉格納冷却母管設備 (22-2と同じ)	DR 配管				交流電源復旧後に使用			
51条	原子炉格納容器下部の冷却中心を冷却するための設備	有	51-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (22-2と同じ)	DR/ SA				交流電源復旧後に使用			
			51-2	高圧注入系 (19-1と同じ)	DR/ SA				交流電源復旧後に使用			
			51-3	低圧注入系 (19-2,21-1と同じ)	DR/ SA				交流電源復旧後に使用			
			51-4	化学体積制御設備(低圧ポン プ) (20-1と同じ)	DR/ SA				交流電源復旧後に使用			
52条	水漏れによる原子炉格納容器の破壊を抑制するための設備	有	52-1	格納容器水素イオン交換装置 温度計	SA	-	○	-	21時間	24時間	24時間	-
			52-2	原子炉格納容器内水素処理装置 温度計	SA	-	○	-	21時間	24時間	24時間	-
53条	水漏れによる原子炉建屋等の破壊を抑制するための設備	有	52-3	可搬型格納容器水素濃度計測 ユニット(28601と同一)	SA				交流電源復旧後に使用			
			53-1	アミノアシアン酸化設備 (22-1と同じ)	DR/ SA				交流電源復旧後に使用			

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由								
追加要 求事項 の有無  58条 計装設備	内容  53条 本館機室による原子炉建屋等の相違を防止するための設備  54条 使用済燃料貯蔵庫の冷却等のための設備  55条 工断等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備  56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備  57条 電断設備  58条 計装設備	58-1	原子炉圧力容器温度	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間		
		58-2	原子炉圧力 (23-5と同じ)	SA	○	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	
		58-3	原子炉圧力(SA)	DB/ SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		58-4	原子炉水位(広帯域)(燃料) (23-4と同じ)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		58-5	原子炉水位(SA広帯域)(SA燃料域)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		58-6	蒸気代替注水系ポンプ出口流量	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-	24時間
		58-7	残留熱除去系浄化ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン条件流量)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		58-8	残留熱除去系浄化ライン流量 (残留熱除去系白系供給容器冷却ライン条件流量)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		58-9	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量(23-16と同じ)	DB 低張	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		58-10	蒸気炉心スプレイ系ポンプ出口流量(23-17と同じ)	DB 低張	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		58-11	仮圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量(23-18と同じ)	DB 低張	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		58-12	残留熱除去系ポンプ出口流量(23-19と同じ)	DB 低張	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	24時間
		交流電源復旧後に使用 交流電源復旧後に使用 交流電源復旧後に使用												
		条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
53条	本館機室による原子炉建屋等の相違を防止するための設備	有	53-2	可燃物アークシフト水冷却度計用ユニット (58-32と同じ)	SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却等のための設備	有	54-1	使用済燃料ピット水位 (AM用)	SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
			54-2	使用済燃料ピット水位 (母機型)	SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
			54-3	使用済燃料ピット温度 (AM用)	SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
			54-4	使用済燃料ピット可燃物モニターモニタ4	SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
55条	工断等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	55-5	使用済燃料ピット監視カメラ (監視に必要な設備が要求される)	SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
			56-1	高圧入渠 (19-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
56条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	有	56-2	原子炉冷却系スプレイ設備 (22-2と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
			56-3	1次冷却設備 (22-2と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
57条	電断設備	有	57-3	1次冷却設備 (22-2と同じ)	DB	○	-	-	1時間	1時間	-	-	1時間	
			-	(電断に必要な具体的な設備については、各設備の条文中にて設備の抽出を行う。)	低張	-	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
58条	計装設備	有	58-1	出力相成中性子束 (29-1と同じ)	DB/ SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
			58-2	中間相成中性子束 (29-2と同じ)	DB/ SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
			58-3	中性子相成中性子束 (23-3と同じ)	DB/ SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	
			58-4	補助冷却流量 (22-18と同じ)	DB 低張	○	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間	
										区分Ⅰ	区分Ⅱ
			58-13	原子炉格納容器下部注水流	SA	-	○	-	24時間	24時間	-
			58-14	原子炉格納容器代替スプレイ流量	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-15	ドライウェル温度	SA	○	○	-	24時間	24時間	-
			58-16	圧力調整室内空気温度	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-17	ケプレッションプール水温度	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-18	ドライウェル圧力	SA	○	○	-	24時間	24時間	-
			58-19	圧力調整室圧力	SA	○	○	-	24時間	24時間	-
			58-20	圧力調整室水位	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-21	原子炉格納容器下部水位	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-22	ドライウェル水位	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-23	格納容器内水素濃度(D/W)	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-24	格納容器内水素濃度(S/O)	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-25	格納容器内背圧調整放射線モニタ(D/W)(23-13と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-26	格納容器内背圧調整放射線モニタ(S/O)(23-14と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間
				有							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間	
			58-5	電気供給する設備	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-6	蒸気発生器水位 (監視) (23-12と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-7	蒸気発生器水位 (監視) (23-13と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-8	凝縮器ベント水位 (23-19と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-9	1次冷却材温度 (圧減-長温) (DB) (23-4と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-10	1次冷却材温度 (圧減-長温) (DB) (23-9と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-11	1次冷却材圧力 (監視) (23-7と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-12	加圧器水位 (23-4と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-13	高圧注入流量 (23-9と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-14	燃料冷却器ベント水位 (23-20と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-15	格納容器内背圧調整放射線モニタ (DB) (23-13と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-16	格納容器内背圧調整放射線モニタ (S/O) (23-14と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-17	圧力調整室圧力 (DB) (23-17と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-18	圧力調整室水位 (DB) (23-15と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-19	格納容器内背圧調整放射線モニタ (DB) (23-14と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
				有							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間	
			58-5	電気供給する設備	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-6	蒸気発生器水位 (監視) (23-12と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-7	蒸気発生器水位 (監視) (23-13と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-8	凝縮器ベント水位 (23-19と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-9	1次冷却材温度 (圧減-長温) (DB) (23-4と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-10	1次冷却材温度 (圧減-長温) (DB) (23-9と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-11	1次冷却材圧力 (監視) (23-7と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-12	加圧器水位 (23-4と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-13	高圧注入流量 (23-9と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-14	燃料冷却器ベント水位 (23-20と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-15	格納容器内背圧調整放射線モニタ (DB) (23-13と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-16	格納容器内背圧調整放射線モニタ (S/O) (23-14と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-17	圧力調整室圧力 (DB) (23-17と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-18	圧力調整室水位 (DB) (23-15と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-19	格納容器内背圧調整放射線モニタ (DB) (23-14と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
				有							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間	
			58-5	電気供給する設備	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-6	蒸気発生器水位 (監視) (23-12と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-7	蒸気発生器水位 (監視) (23-13と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-8	凝縮器ベント水位 (23-19と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-9	1次冷却材温度 (圧減-長温) (DB) (23-4と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-10	1次冷却材温度 (圧減-長温) (DB) (23-9と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-11	1次冷却材圧力 (監視) (23-7と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-12	加圧器水位 (23-4と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-13	高圧注入流量 (23-9と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-14	燃料冷却器ベント水位 (23-20と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-15	格納容器内背圧調整放射線モニタ (DB) (23-13と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-16	格納容器内背圧調整放射線モニタ (S/O) (23-14と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-17	圧力調整室圧力 (DB) (23-17と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-18	圧力調整室水位 (DB) (23-15と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
			58-19	格納容器内背圧調整放射線モニタ (DB) (23-14と同じ)	BD	○	○	-	24時間	24時間	24時間
				有							

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
条文	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6 格納 #9 燃料 #10 要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
		58-27	起動機モータ (23-1と同じ)	DB/ SA	○	1時間
		58-28	平均出力機モータ (23-2と同じ)	DB/ SA	○	1時間
		58-29	フィルタ装置出口放熱機モータ	SA	-	24時間
		58-30	蒸気炉排熱冷却水系統循環機	DB 循環	-	-
		58-31	蒸気炉排熱冷却水系統冷却水入口流量	DB 循環	-	-
		58-32	炉心炉心スレイ系ポンプ出口圧力	DB 循環	-	-
		58-33	低圧炉心スレイ系ポンプ出口圧力	DB 循環	-	-
		58-34	蒸気炉排熱冷却水系統ポンプ出口圧力	DB 循環	-	-
		58-35	低圧炉心スレイ系ポンプ出口圧力	SA	○	24時間
		58-36	高圧炉心スレイ系ポンプ出口圧力	SA	○	24時間
		58-37	蒸気炉排熱冷却水系統ポンプ出口圧力(23-7と同じ)	DB 循環	○	24時間
		58-38	格納容器内蒸気発生器温度	DB/ SA	○	24時間
		58-39	格納容器内蒸気発生器温度	DB/ SA	○	24時間
		58-40	蒸気発生器圧力	SA	○	24時間
		58-41	蒸気発生器圧力	SA	○	24時間
58条 計装設備	有					
条文	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 格納 #6 燃料 #7 要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
		58-20	格納容器内低圧炉心スレイ系ポンプモータ(高圧炉心スレイ系ポンプと同じ)	DB/ SA	○	24時間
		58-21	格納容器内低圧炉心スレイ系ポンプモータ(低圧炉心スレイ系ポンプと同じ)	DB/ SA	○	24時間
		58-22	蒸気炉排熱冷却水系統ポンプモータ	SA	○	24時間
		58-23	低圧炉心スレイ系ポンプモータ	SA	-	-
		58-24	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
		58-25	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
		58-26	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
		58-27	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
		58-28	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
		58-29	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
		58-30	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
		58-31	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
		58-32	格納容器圧力 (AM用)	SA	-	-
58条 計装設備	有					
相違理由	<p>【女川】                  設備の相違                  ・給電対象設備の相違</p>					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
表文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	燃料 #9	燃料 #10	要求 時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
58条	計装設備	有	58-42 58-43 58-44 58-45	原子炉格納容器下新温度 計 新任強化ベント系放射線モニ タ 残留除去系熱交換器入口 温度 残留除去系熱交換器出口 温度 (電源が必要な設備が安全さ れない)	SA SA SA SA	- O O O	O - - -	- - - -	24 時間 24 時間 24 時間 24 時間	24時間 24時間 24時間 24時間	-	-	-
59条	原子炉制御室	有	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
60条	監視測定設備	有	60-1 60-2	可搬型代替モニタリング設備 可搬型モニタリング設備	SA SA	-	-	-	専用電源から供給 専用電源から供給	-	-	-	-
61条	緊急時対策所	有	61-1	緊急時対策所電源	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給	6時間 24時間	5時間	-	-
62条	通信連絡を行うために必要な設備	有	62-1 62-2 62-3	無線連絡設備(固定)/無線) 衛星電話設備(固定)/無線) 安全ハブメーガ表示システム (SPDS/35-3と同じ)	DB/ SA DB/ SA DB/ SA	- - - -	- - - -	- - - -	6 時間 6 時間 6 時間	24時間 24時間 24時間	5時間 5時間 5時間	-	-
-	-	無	0-1	全二丁蒸留装置	(専用 系)	-	-	-	-	1時間	1時間	-	-

(凡例)  
 赤：区分Ⅰの蓄電池(2A)から電源供給  
 青：区分Ⅱの蓄電池(2B)から電源供給  
 緑：区分Ⅲの蓄電池(2H)から電源供給  
 白：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備  
 黒：建設段階から交流電源の供給を必要とした設備

表文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	燃料 #9	燃料 #10	要求 時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
59条	原子炉制御室	有	59-1 59-2	中央制御室空調装置 (36-1と同じ) アークカット装置(炉内) (32-1と同じ)	DB/ SA DB/ SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用 交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
60条	監視測定設備	有	60-1 60-2	可搬型モニタリングポスト 可搬型気体検測設備	SA SA	-	-	-	専用電源から供給 専用電源から供給	-	-	-	-
61条	緊急時対策所	有	61-1	緊急時対策所 (34-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給	-	-	-	-
62条	通信連絡を行うために必要な 設備	有	62-1	通信連絡設備 (35-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給	-	-	-	-
-	-	無	-	蒸気タービン排気装置等	-	-	-	-	-	1時間	1時間	-	-

赤：蓄電池(非常用)(A系)から電源供給  
 青：蓄電池(非常用)(B系)から電源供給  
 緑：建設段階から交流電源の供給を必要とした設備

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語)                      S/P：サブプレッションプール                      D/W：ドライウェル                      S/C：サブプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ（自然現象監視カメラ、津波監視カメラ）、取水ピット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信器）及び消火設備（全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力（広帯域）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）、フィルタ装置水位（広帯域）及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状態を監視する設備は、監視カメラ（構内監視カメラ、津波監視カメラ）、潮位計、取水ピット水位計、気象観測設備及び気象庁の警報情報を受信するための端末等があり、このうち津波監視カメラ及び取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信機）及び消火設備（全域ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】                      記載内容の相違                      ・泊は略語を使用していない</p> <p>【女川】                      設備名称の相違                      ・自然現象監視カメラ⇔構内監視カメラ                      ・気象情報システム⇔気象庁の警報情報を受信するための端末等</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む                      ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする</p> <p>【女川】                      設備名称の相違                      ・受信器⇔受信機                      ・ガスタービン発電機⇔代替非常用発電機</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している</p> <p>【女川】                      供給開始時間の相違</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・女川にはない設備の記載</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊にはない設備の記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5: 代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6: 一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7: 使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4: 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタは使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ビット水位（AM用）、使用済燃料ビット水位（可搬型）、使用済燃料ビット温度（AM用）及び使用済燃料ビット監視カメラにて使用済燃料ビットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8: 後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ビット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット ・使用済燃料プール水位/温度⇔使用済燃料ビット水位（AM用）、使用済燃料ビット水位（可搬型）、使用済燃料ビット温度（AM用）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット</p> <p>設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>











赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 【参考】全交流動力電源喪失時の電源供給の方法                      125V 蓄電池 2A 及び 2B から 24 時間電源供給が必要な直流電源設備に電源供給を行う場合、各蓄電池の容量を考慮し、以下のとおり負荷切離しを行う運用とする。</p> <p>【全交流動力電源喪失から 1 時間後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V 蓄電池 2A の不要な負荷の切離し</li> <li>・ 125V 蓄電池 2B の不要な負荷の切離し</li> </ul> <p>*中央制御室での簡易な切離し操作にて可能</p> <p>【全交流動力電源喪失から 8 時間後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V 蓄電池 2A の不要な負荷の切離し</li> <li>・ 125V 蓄電池 2B の不要な負荷の切離し</li> </ul> <p>全交流動力電源喪失直後から 24 時間後までの電源供給方法と、電源供給が必要な直流設備を第 2.2-1 図に示す。</p>	<p>(3) 【参考】全交流動力電源喪失時の電源供給の方法                      A 蓄電池及び B 蓄電池から 24 時間電源供給が必要な直流電源設備に電源供給を行う場合、各蓄電池の容量を考慮し、以下のとおり負荷切離し及び後備蓄電池の接続を行う運用とする。</p> <p>【全交流動力電源喪失から 1 時間後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 蓄電池の不要な負荷の切離し</li> <li>・ B 蓄電池の不要な負荷の切離し</li> </ul> <p>*中央制御室又は中央制御室に隣接する安全系計装盤室での簡易な切離し操作にて可能</p> <p>【全交流動力電源喪失から 8 時間後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 蓄電池の不要な負荷の切離し</li> <li>・ B 蓄電池の不要な負荷の切離し</li> </ul> <p>【全交流動力電源喪失から 13 時間後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 系非常用直流母線への後備蓄電池の接続</li> </ul> <p>【全交流動力電源喪失から 17 時間後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 系非常用直流母線への後備蓄電池の接続</li> </ul> <p>全交流動力電源喪失直後から 24 時間後までの電源供給方法と、電源供給が必要な直流設備を第 2.2.1 図に示す。</p>	<p>【女川】                      設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・ 泊は 24 時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】                      設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・ 負荷切り離し場所の相違</p> <p>【女川】                      設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・ 泊は 24 時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2.2-1図 全交流動力電源喪失後の各時間において発生する設備操作の時系列</p>	<p>第2.2.1図 全交流動力電源喪失後の各時間において発生する設備操作の時系列</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・ 負荷パターンの相違（泊は5分での負荷減少あり）のため、必要容量の計算式の数が異なる。                  ・ 供給開始時間の相違                  ・ 泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

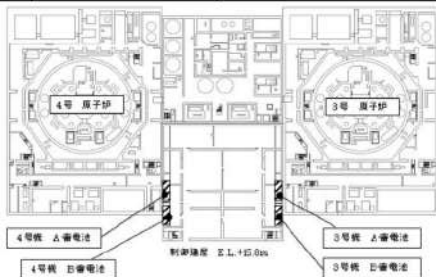
大飯発電所3/4号炉

2.2 蓄電池（安全防護系用）の配置について

蓄電池（安全防護系用）の配置を示す。蓄電池（安全防護系用）及びその附属設備は、非常用2系統を別の場所に設置しており、共通要因により機能喪失しないよう多重性及び独立性を確保することとし、地震、津波、内部火災、溢水の観点から、これら共通要因により機能が喪失しないよう頑健性を有していることを確認している。

これにより、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合にも、機能が確保される設計とする。

共通要因	対応(確認)方針	状況
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、耐震及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設の高置かれた敷地において、基準津波による浸水浸上域から機器に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から逆流→流入させない設計としている。
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行うが、適切な距離距離で分離した配置設計とする。	電気制御等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。)外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。
溢水	想定すべき溢水(冷水、蒸気、排水)に対し、影響のないことを確認。もしは溢水等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。なお、安全補機制御室、発電機、インバータ室には、高気圧はない。



蓄電池配置図

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

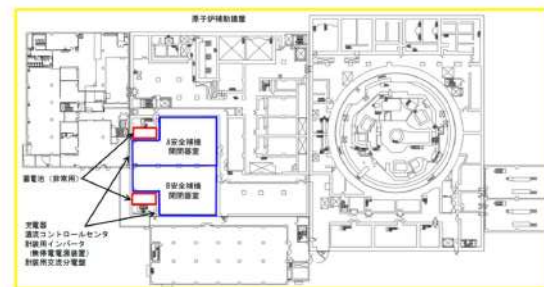
2.3 蓄電池（非常用）の配置について

蓄電池（非常用）の配置を示す。蓄電池（非常用）及びその附属設備は、非常用2系統を別の場所に設置しており、共通要因により機能喪失しないよう多重性及び独立性を確保することとし、地震、津波、内部火災、溢水の観点から、これら共通要因により機能が喪失しないよう頑健性を有していることを確認している。

これにより、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合にも、機能が確保される設計とする。(設置許可基準第33条(保安電源)まとめ資料2.3.1.1「多重性及び多様性及び独立性」参照)

第2.3.1表 蓄電池（非常用）の共通要因に対する状況

共通要因	対応(確認)方針	状況
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設の高置かれた敷地において、基準津波による浸上域を地上部から到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路から逆流→流入させない設計としている。
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行うが、適切な距離距離で分離した配置設計とする。	安全補機制御室等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。)外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。
溢水	想定すべき溢水(冷水、蒸気、排水)に対し、影響のないことを確認。若しくは溢水等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	配電エリアにおいて、浸水圏となる機器、配管等は存在しない。また、消火については、ハロン消火設備による消火を行うことから、配電エリアにおける消火水の放出はない。隣接するエリアにおける内部溢水に対しては、配電エリア外からの溢水流入を防止する対策(止水板)を実施することにより系統機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認する。



第2.3.1回 蓄電池（非常用）配置図 T.P.10.3m

【女川】  
記載充実(大飯審査実績を参照)

【大飯】  
設備名称の相違(蓄電池)

【大飯】  
記載内容の相違  
・泊では参照先の資料を記載している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 蓄電池（安全防護系用）の容量について</p>	<p>2.3 電気容量の設定                      2.3.1 蓄電池（非常用）の容量について</p> <p>2.3.1.1 蓄電池（非常用）の運用方法について                      蓄電池（非常用）の運用方法は以下のとおり。</p> <p>(区分Ⅰ)                      全交流動力電源喪失から1時間後に直流125V蓄電池2Aの不要な負荷の切離しを中央制御室にて簡易な操作により行う。その後、8時間後に重大事故等の対処に不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間後まで使用する。</p> <p>(区分Ⅱ)                      全交流動力電源喪失から1時間後に直流125V蓄電池2Bの不要な負荷の切離しを中央制御室にて簡易な操作により行う。その後、8時間後に重大事故等の対処に不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間後まで使用する。</p> <p>(区分Ⅲ)                      全交流動力電源喪失後から操作を要することなく8時間後まで使用する。</p>	<p>2.4 電気容量の設定                      2.4.1 蓄電池（非常用）の容量について</p> <p>2.4.1.1 蓄電池（非常用）の運用方法について                      蓄電池（非常用）の運用方法は以下のとおり。</p> <p>(A系)                      全交流動力電源喪失から1時間後にA蓄電池の不要な負荷の切離しを中央制御室又は中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて簡易な操作により行う。その後、8時間後に重大事故等の対処に不要な負荷の切離しを行い、17時間後に後備蓄電池を接続することにより全交流動力電源喪失から24時間後まで使用する。</p> <p>(B系)                      全交流動力電源喪失から1時間後にB蓄電池の不要な負荷の切離しを中央制御室又は中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて簡易な操作により行う。その後、8時間後に重大事故等の対処に不要な負荷の切離しを行い、13時間後に後備蓄電池を接続することにより全交流動力電源喪失から24時間後まで使用する。</p>	<p>【大阪】                      資料構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】                      設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】                      設備名称の相違（系統区分）                      設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・負荷切り離し場所の相違                      ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】                      設備名称の相違（系統区分）                      設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・負荷切り離し場所の相違                      ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】                      炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉

2.3.1 安全防護系蓄電池（大飯3号炉）（トレンA）

安全防護系蓄電池から必要な負荷（タービン補助給水ポンプの起動回路、D/Gの起動回路、計装パラメータ等）への給電時間は、一定の時間（交流電源喪失から空冷式非常用発電装置による給電開始までの時間（約30分））に対して、十分余裕がある。なお、全交流動力電源喪失時に空調が停止するが、蓄電池室には蓄電池以外に熱源がなく、わずかな温度上昇であることから蓄電池容量に悪影響はない。

$C_{9.6} = \frac{1}{L} \left[ K_1 \times I_1 + K_2 \times (I_2 - I_1) + K_3 \times (I_3 - I_2) \right]$

$C_{9.6} = \frac{1}{0.9} \left[ 9.90 \times 543 + 9.89 \times (247 - 543) + 9.85 \times (217 - 247) \right] = 2,392 \text{A} \cdot \text{h}$

< 2,400A・h（蓄電池容量）

① 9.6時間給電時蓄電池容量算出

負荷名称	0~10秒	10~60秒	1~5分	5分~360分
3A直流分電盤	31.40	21.40	21.40	21.40
4-3Aダクタ	26.42	22.42	2.42	2.42
3-3A1/パワーセンタ	13.90	13.90	1.40	1.40
3-3A2/パワーセンタ	13.76	13.76	1.26	1.26
3Aタービン補助給水ポンプ起動盤	92.00	92.00	30.00	1.00
3A計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40
3A計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40
3Aディーゼル発電機制御盤	175.10	0.10	0.10	0.10
3Aディーゼル発電機制御盤	2.20	2.20	2.20	2.20
送電線	0.00	0.00	0.00	0.00
3A直流分電盤負荷遮断停止回路制御電源	0.00	0.00	0.00	0.00
本機	0.00	0.00	0.00	0.00
本機	0.00	0.00	0.00	0.00
本機	0.00	0.00	0.00	0.00
本機	0.00	0.00	0.00	0.00
合計(A)	542.2	353.2	246.2	216.6

② 負荷パターン

女川原子力発電所2号炉

2.3.1.2 125V蓄電池2Aの容量

(1) 125V蓄電池2Aの負荷内訳

125V蓄電池2Aは、以下の第2.3.1-1表に示す負荷に電力を供給する。また、125V蓄電池2Aによる負荷給電パターンを第2.3.1-1図に示す。

なお、24時間の値については参考として示す。

負荷名称	1分	1時間	9.6時間*	24時間
遮断器操作回路*				
非常用ディーゼル発電機初期励磁*				
原子炉隔離時冷却系真空ポンプ				
原子炉隔離時冷却系復水ポンプ				
その他の負荷**				
合計(A)	1,984.7	702.7	287.0	216.5

\*1: 事象発生後8時間から負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では9.5時間まで給電を継続するものとしている。

\*2: 非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路は非常用ディーゼル発電機初期励磁と重なって操作されることは無く、各動作時間の合計は1分未満である。電流値の大きい非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に1分間電源供給するものとして保守的に蓄電池容量を計算する。

\*3: その他の負荷の内訳は「別添5 蓄電池（非常用）の「その他の負荷」容量内訳」に示す。

泊発電所3号炉

2.4.1.2 A蓄電池の容量

(1) A蓄電池の負荷内訳

A蓄電池は、以下の第2.4.1.2.1表に示す負荷に電力を供給する。また、A蓄電池による負荷給電パターンを第2.4.1.2.1図に示す。

なお、17時間30分の値については参考として示す。

負荷名称	1秒	60秒	5分	60分	8時間	17時間30分**
直流分電盤*	95.6	25.6	25.6	25.6	30.4	20.4
遮断器操作回路*	44.0	42.0	2.0	2.0	2.0	2.0
タービン補助給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4
A計装用インバータ*	88.0	88.0	88.0	88.0	75.3	62.9
C計装用インバータ*	75.2	75.2	75.2	75.2	0.0	0.0
ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.9	1.9	6.9	6.9	6.9	6.9
地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
合計電流(A)	302.1	548.2	253.2	208.1	115.0	99.1

\*1: 事象発生後8時間から負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では8時間30分まで給電を継続するものとしている。

\*2: 直流分電盤の負荷は以下の設備  
 取水ビット水位計、循環水ポンプの自動停止インターロック、共通要因故障対策盤、格納容器水素イグナイタ温度計、原子炉格納容器内水素処理装置温度計、使用済燃料ビット水位（AM用）、使用済燃料ビット水位（可搬型）、使用済燃料ビット温度（AM用）、原子炉容器水位、格納容器圧力（AM用）、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、蒸気タービン保安装置等

\*3: 遮断器操作回路の負荷は以下の設備  
 メタルクラッド開閉装置、パワーコントロールセンタ  
 遮断器操作回路は外部電源喪失時に必要となる投入・開放動作を約1分以内に完了するが、表示灯及び警報監視等のため24時間電源供給を行う。

\*4: 計装用インバータの負荷は以下の設備  
 津波監視カメラ、水素検知器、格納容器サンプ水位上昇率測定装置、凝縮液量測定装置、  
 主蒸気逃がし弁、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、加圧器圧力、加圧器水位、1次冷却材圧力（広域）、1次冷却材温度（広域-高温側）、1次冷却材温度（広域-低温側）、1次冷却材流量、主蒸気ライン圧力、蒸気発生器水位（狭域）、蒸気発生器水位（広域）、格納容器内温度、原子炉格納容器圧力、補助給水流量、補助給水ビット水位、ほう酸タンク水位、格納容器再循環サンプ水位（広域）、格納容器再循環サンプ水位（狭域）、原子炉補機冷却水サージタンク水位、燃料取替用水ビット水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レン

相違理由

【大飯】  
 項目名称の相違（女川審査実績の反映）

【大飯】  
 記載内容の相違（女川審査実績の反映）  
 ・蓄電池負荷の内訳、給電パターンに記載について女川実績を反映して記載した  
 ・本項において大飯との比較は省略する

【女川】  
 設備名称の相違（蓄電池）

【女川】  
 設備の相違  
 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用であり、A蓄電池は17時間30分まで給電する。

【女川】  
 設備の相違  
 ・負荷切り離しの作業時間の相違  
 ・給電対象設備の相違

【女川】  
 記載内容の相違  
 ・泊は遮断器操作回路とディーゼル発電機初期励磁の負荷を一覧表にてそれぞれ計上している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

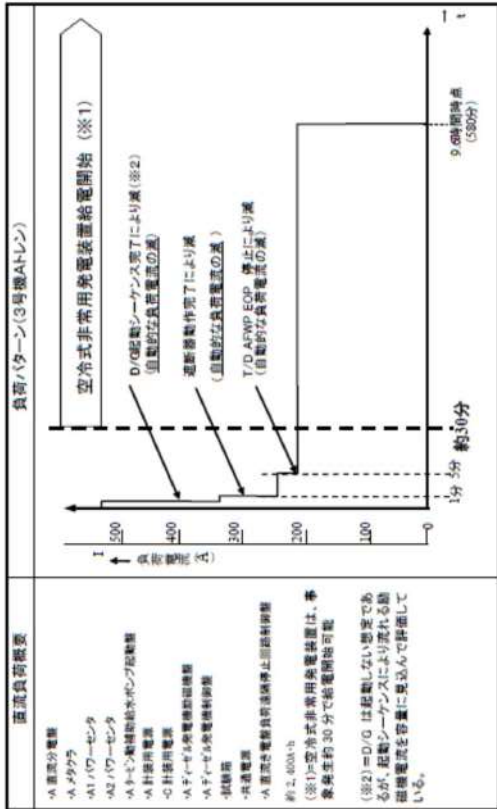
泊発電所3号炉

相違理由

2.3.2 蓄電池の給電時間評価（大飯3号炉）（トレンA）

蓄電池の負荷パターンは以下のとおりである。

蓄電池の容量は、空冷式非常用発電装置の給電開始までの時間（約30分）に対し、十分な給電時間を有している。



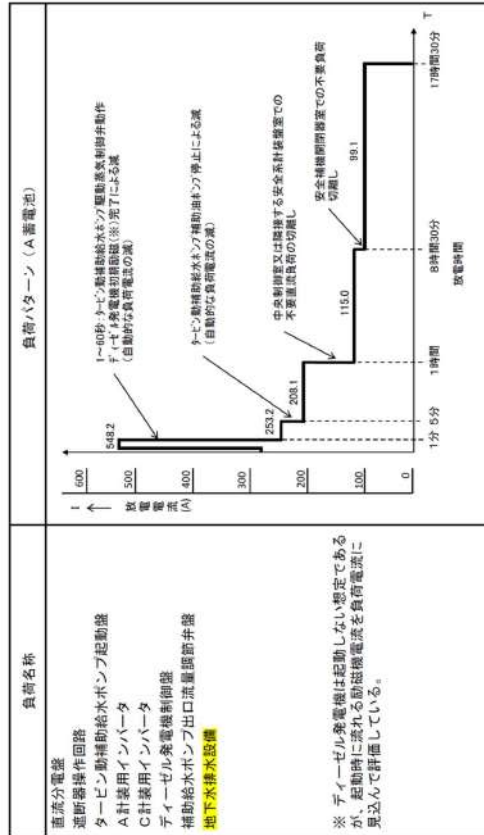
第2.3.1-1図 125V蓄電池 2A 負荷給電パターン

ジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）、原子炉保護設備、使用済燃料ピット監視カメラ、加圧器逃がし弁、主蒸気隔離弁等  
 \*5: 事象発生後 17 時間から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では 17 時間 30 分まで給電を継続するものとしている。

【女川】  
 設備の相違  
 ・泊は 24 時間給電のため後備蓄電池を接続する運用であり、A 蓄電池は 17 時間 30 分まで給電する。

【大飯】  
 記載内容の相違（女川審査実績の反映）  
 ・蓄電池負荷の内訳、給電パターンの記載について女川実績を反映して記載した  
 ・本項において大飯との比較は省略する

【大飯、女川】  
 設備の相違  
 ・負荷電流の相違



第2.4.1.2.1図 A蓄電池負荷給電パターン

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 125V蓄電池2Aの容量計算結果                      必要容量<math>C_1 \sim C_5</math>は以下のとおり算出される。                      なお、<math>C_4</math>は参考として示す。</p> $C_1 = \frac{1}{0.8} (0.58 \times 1,984.7) = \underline{1,439(Ah)}$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1,984.7 + 1.83 \times (702.7 - 1,984.7)] = \underline{1,658(Ah)}$ $C_3 = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1,984.7 + 9.54 \times (702.7 - 1,984.7) + 8.81 \times (287.0 - 702.7)] = \underline{3,827(Ah)}$ $C_4 = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1,984.7 + 23.87 \times (702.7 - 1,984.7) + 22.89 \times (287.0 - 702.7) + 14.39 \times (216.5 - 287.0)] = \underline{7,855(Ah)}$ <p>*小数点第一位繰上げ                      上記計算より、125V蓄電池2Aの蓄電池容量は8,000Ahで問題ない。</p>	<p>(2) A蓄電池の容量計算結果                      必要容量<math>C_1 \sim C_4</math>は以下のとおり算出される。                      なお、<math>C_5</math>は参考として示す。</p> $C_1 = \frac{1}{0.9} (1.62 \times 548.2) = \underline{987(Ah)}$ $C_2 = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 548.2 + 1.74 \times (253.2 - 548.2)] = \underline{508(Ah)}$ $C_3 = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 548.2 + 2.90 \times (253.2 - 548.2) + 2.82 \times (208.1 - 253.2)] = \underline{693(Ah)}$ $C_4 = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 548.2 + 10.20 \times (253.2 - 548.2) + 10.14 \times (208.1 - 253.2) + 9.47 \times (115.0 - 208.1)] = \underline{1,395(Ah)}$ $C_5 = \frac{1}{0.9} [19.22 \times 548.2 + 19.20 \times (253.2 - 548.2) + 19.14 \times (208.1 - 253.2) + 18.22 \times (115.0 - 208.1) + 10.72 \times (99.1 - 115.0)] = \underline{2,381(Ah)}$ <p>*小数点第一位繰上げ                      上記計算より、A蓄電池の蓄電池容量は2,400Ahで問題ない。</p>	<p>【女川】                      設備名称の相違（蓄電池）                      【女川】                      設備の相違                      ・負荷パターンの相違（泊は5分での負荷減少あり）のため、必要容量の計算式の数が異なる。                      ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2.3.3 安全防護系蓄電池（大飯3号炉）（トレンB）

安全系防護蓄電池から必要な負荷（タービン動補助給水ポンプの起動回路、D/Gの起動回路、計装パラメータ等）への給電時間は、一定の時間（交流電源喪失から空冷式非常用発電装置による給電開始までの時間（約30分））に対して、十分余裕がある。なお、全交流動力電源喪失時に空調が停止するが、蓄電池室には蓄電池以外に熱源がなく、わずかな温度上昇であることから蓄電池容量に悪影響はない。

$C_{9.6hr} = 9.6$ 時間給電時蓄電池容量  
 $L$  : 保守率 (0.9)  
 $K_1$  : 容量換算時間 (時) 540分 (9.0時)  
 $K_2$  : 容量換算時間 (時) 579分 (9.65時)  
 $K_3$  : 容量換算時間 (時) 575分 (9.58時)  
 $I_1$  : 各時間軸の負荷電流 (A) (10分) (942)  
 $I_2$  : 各時間軸の負荷電流 (A) (5分) (246)  
 $I_3$  : 各時間軸の負荷電流 (A) (30分) (216)

$$C_{9.6hr} = \frac{1}{L} \{ K_1 \times I_1 + K_2 \times (I_2 - I_1) + K_3 \times (I_3 - I_2) \}$$

$$C_{9.6hr} = \frac{1}{0.9} \{ 9.90 \times 942 + 9.89 \times (246 - 942) + 9.58 \times (216 - 246) \} = 2,381A \cdot h$$

< 2,400A・h (蓄電池容量)

① 9.6時間給電時蓄電池容量算出

負荷名称	0~10分	10~60分	1~5分	5分~580分
3B蓄電池電盤	30.70	20.70	20.70	20.70
4-3Bメータ	26.43	22.43	2.43	2.43
3-3B1パワーセンタ	13.90	13.90	1.40	1.40
3-3B2パワーセンタ	13.76	13.76	1.26	1.26
3Bタービン動補助給水ポンプ初期励磁	92.60	92.60	30.60	1.00
3B計装用電盤	93.40	93.40	93.40	93.40
3B計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40
3Bディーゼル発電機初期励磁	175.10	0.10	0.10	0.10
3Bディーゼル発電機制御盤	2.20	2.20	2.20	2.20
圧縮機	0.00	0.00	0.00	0.00
3B直流電盤負荷過剰停止回路制御電源	0.00	0.00	0.00	0.00
予備	0.00	0.00	0.00	0.00
予備	0.00	0.00	0.00	0.00
予備	0.00	0.00	0.00	0.00
合計(A)	547.5	552.5	246.5	215.9

② 負荷パターン

2.3.1.3 125V蓄電池2Bの容量

(1) 125V蓄電池2Bの負荷内訳

125V蓄電池2Bは、以下の第2.3.1-2表に示す負荷に電力を供給する。また、125V蓄電池2Bによる負荷給電パターンを第2.3.1-2図に示す。

なお、24時間の値については参考として示す。

第2.3.1-2表 125V蓄電池2B負荷一覧表

負荷名称	1分	1時間	9.5時間*	24時間
遮断器操作回路**				
非常用ディーゼル発電機初期励磁**				
その他の負荷**				
合計(A)	1,345.9	631.5	204.5	133.3

- \*1: 事象発生後8時間から負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では9.5時間まで給電を継続するものとしている。
- \*2: 非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路は非常用ディーゼル発電機初期励磁と重なって操作されることは無く、各動作時間の合計は1分未満である。電流値の大きい非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に1分間電源供給するものとして保守的に蓄電池容量を計算する。
- \*3: その他の負荷の内訳は「別添5 蓄電池（非常用）の「その他の負荷」容量内訳」に示す。

2.4.1.3 B蓄電池の容量

(1) B蓄電池の負荷内訳

B蓄電池は、以下の第2.4.1.3.1表に示す負荷に電力を供給する。また、B蓄電池による負荷給電パターンを第2.4.1.3.1図に示す。

なお、13時間30分の値については参考として示す。

第2.4.1.3.1表 B蓄電池負荷一覧表

負荷名称	1秒	60秒	5分	60分	8時間30分**	13時間30分**
直流分電盤*	22.0	22.0	22.0	22.0	17.4	13.2
遮断器操作回路*	43.9	41.9	1.9	1.9	1.9	1.9
タービン動補助給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4
B計装用インバータ*	78.9	78.9	78.9	78.9	59.2	46.8
D計装用インバータ*	81.4	81.4	81.4	81.4	58.2	51.7
ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.0	1.0	3.5	3.5	3.5	3.5
地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
合計電流 (A)	294.6	540.7	243.2	198.1	150.6	124.0

- \*1: 事象発生後8時間から負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では8時間30分まで給電を継続するものとしている。
- \*2: 直流分電盤の負荷は以下の設備  
取水ピット水位計、循環水ポンプの自動停止インターロック、共通要因故障対策盤、格納容器水素イグナイタ温度計、原子炉格納容器内水素処理装置温度計、使用済燃料ピット水位 (AM用)、使用済燃料ピット水位 (可搬型)、使用済燃料ピット温度 (AM用)、原子炉容器水位、格納容器圧力 (AM用)、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、蒸気タービン保安装置等
- \*3: 遮断器操作回路の負荷は以下の設備  
メタルクラッド開閉装置、パワーコントロールセンタ  
遮断器操作回路は外部電源喪失時に必要となる投入・開放動作を約1分以内に完了するが、表示灯及び警報監視等のため24時間電源供給を行う。
- \*4: 計装用インバータの負荷は以下の設備  
津波監視カメラ、水素検知器、主蒸気逃がし弁、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、加圧器圧力、加圧器水位、1次冷却材圧力 (広域)、1次冷却材温度 (広域-高温側)、1次冷却材温度 (広域-低温側)、1次冷却材流量、主蒸気ライン圧力、蒸気発生器水位 (狭域)、蒸気発生器水位 (広域)、格納容器内温度、原子炉格納容器圧力、補助給水流量、補助給水ピット水位、ほう酸タンク水位、格納容器再循環サンプル水位 (広域)、格納容器再循環サンプル水位 (狭域)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、燃料取替用水ピット水位、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、格納容器内高レンジエ

【大飯】  
 記載内容の相違 (女川審査実績の反映)  
 ・蓄電池負荷の内訳、給電パターンについて女川実績を反映して記載した  
 ・本項において大飯との比較は省略する

【女川】  
 設備名称の相違 (蓄電池)  
 【女川】設備の相違  
 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用であり、B蓄電池は13時間30分まで給電する。

【女川】  
 設備の相違  
 ・負荷切り離しの作業時間の相違  
 ・給電対象設備の相違

【女川】  
 記載内容の相違  
 ・泊は遮断器操作回路とディーゼル発電機初期励磁の負荷を一覧表にてそれぞれ計上している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

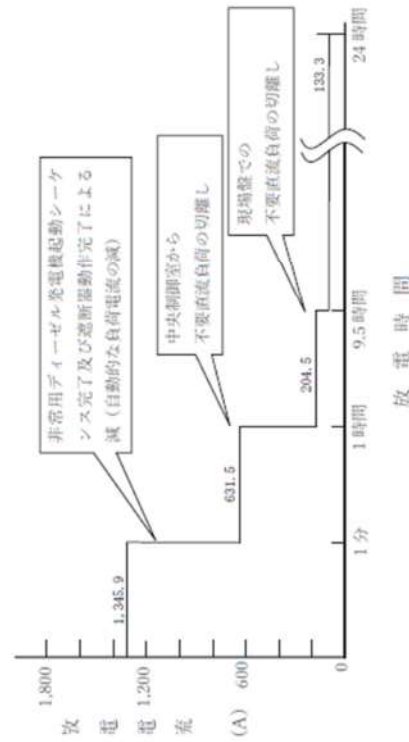
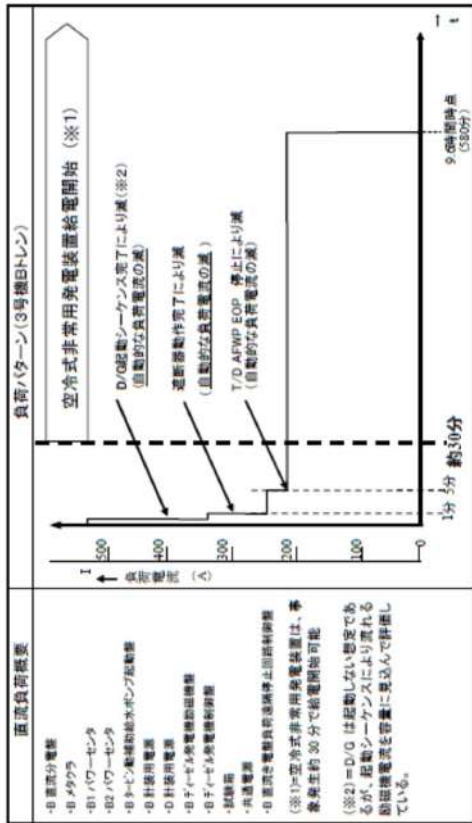
泊発電所3号炉

相違理由

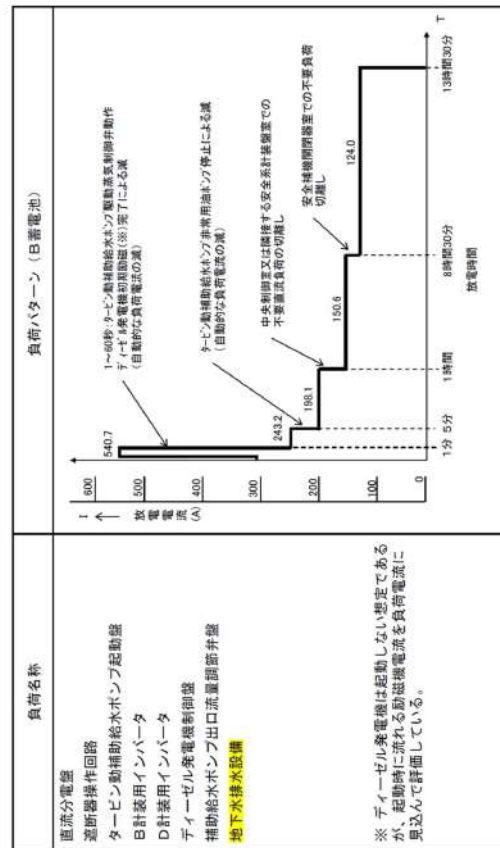
2.3.4 蓄電池の給電時間評価（大飯3号炉）（トレンB）

蓄電池の負荷パターンは以下のとおりである。

蓄電池の容量は、空冷式非常用発電装置の給電開始までの時間（約30分）に対し、十分な給電時間を有している。



第2.3.1-2図 125V蓄電池2B負荷給電パターン



第2.4.1.3.1図 B蓄電池負荷給電パターン

リアモニタ（低レンジ）、原子炉保護設備、使用済燃料ピット監視カメラ、共通要因故障対策盤、加圧器逃がし弁、主蒸気隔離弁等

\*5: 事象発生後13時間から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では13時間30分まで給電を継続するものとしている。

**【女川】**  
 設備の相違  
 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用であり、B蓄電池は13時間30分まで給電する。

**【大飯】**  
 記載内容の相違（女川審査実績の反映）  
 ・蓄電池負荷の内訳、給電パターンの記載について女川実績を反映して記載した  
 ・本項において大飯との比較は省略する

**【大飯、女川】**  
 設備の相違  
 ・負荷電流の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 125V蓄電池2Bの容量計算結果                      必要容量C<sub>1</sub>~C<sub>5</sub>は以下のとおり算出される。                      なお、C<sub>4</sub>は参考として示す。</p> $C_1 = \frac{1}{0.8} (0.58 \times 1,345.9) = \underline{976(Ah)}$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1,345.9 + 1.83 \times (631.5 - 1,345.9)] = \underline{1,479(Ah)}$ $C_3 = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1,345.9 + 9.54 \times (631.5 - 1,345.9) + 8.81 \times (204.5 - 631.5)] = \underline{2,846(Ah)}$ $C_4 = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1,345.9 + 23.87 \times (631.5 - 1,345.9) + 22.89 \times (204.5 - 631.5) + 14.39 \times (133.3 - 204.5)] = \underline{5,378(Ah)}$ <p>*小数点第一位繰上げ                      上記計算より、125V蓄電池2Bの蓄電池容量は6,000Ahで問題ない。</p>	<p>(2) B蓄電池の容量計算結果                      必要容量C<sub>1</sub>~C<sub>4</sub>は以下のとおり算出される。                      なお、C<sub>5</sub>は参考として示す。</p> $C_1 = \frac{1}{0.9} (1.62 \times 540.7) = \underline{974(Ah)}$ $C_2 = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 540.7 + 1.74 \times (243.2 - 540.7)] = \underline{489(Ah)}$ $C_3 = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 540.7 + 2.90 \times (243.2 - 540.7) + 2.82 \times (198.1 - 243.2)] = \underline{661(Ah)}$ $C_4 = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 540.7 + 10.20 \times (243.2 - 540.7) + 10.14 \times (198.1 - 243.2) + 9.47 \times (150.6 - 198.1)] = \underline{1,761(Ah)}$ $C_5 = \frac{1}{0.9} [15.22 \times 540.7 + 15.20 \times (243.2 - 540.7) + 15.14 \times (198.1 - 243.2) + 14.22 \times (150.6 - 198.1) + 7.32 \times (124.0 - 150.6)] = \underline{2,394(Ah)}$ <p>*小数点第一位繰上げ                      上記計算より、B蓄電池の蓄電池容量は2,400Ahで問題ない。</p>	<p>【女川】                      設備名称の相違（蓄電池）                      【女川】                      設備の相違                      ・負荷パターンの相違（泊は5分での負荷減少あり）のため、必要容量の計算式の数が異なる。                      ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>

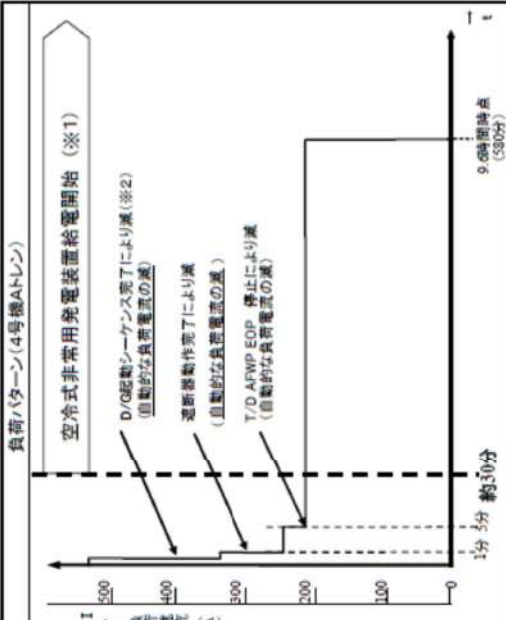
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
<p>2.3.5 安全防護系蓄電池（大飯4号炉）（トレンA）</p> <p>安全防護系蓄電池から必要な負荷（タービン動補助給水ポンプの起動回路、D/Gの起動回路、計装パラメータ等）への給電時間は、一定の時間（交流電源喪失から空冷式非常用発電装置による給電開始までの時間（約30分））に対して、十分余裕がある。なお、全交流動力電源喪失時に空調が停止するが、蓄電池室には蓄電池以外に熱源がなく、わずかな温度上昇であることから蓄電池容量に悪影響はない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">C_{9.6hr} = \frac{1}{L} \{K_1 \times I_1 + K_2 \times (I_2 - I_1) + K_3 \times (I_3 - I_2)\}</math> <math display="block">C_{9.6hr} = \frac{1}{0.9} \{9.90 \times 539 + 9.89 \times (243 - 539) - 9.85 \times (213 - 243)\} = 2,348A \cdot h</math> </div> <p style="text-align: center;">&lt; 2,400A・h（蓄電池容量）</p> <p>① 9.6時間給電時蓄電池容量算出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～10秒</th> <th>10～60秒</th> <th>1～5分</th> <th>5分～60分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4A直流分電盤</td><td>27.40</td><td>17.40</td><td>17.40</td><td>17.40</td></tr> <tr><td>4-4Aメタクラ</td><td>26.43</td><td>22.43</td><td>2.43</td><td>2.43</td></tr> <tr><td>3-4A1/パワーセンタ</td><td>13.90</td><td>13.90</td><td>1.40</td><td>1.40</td></tr> <tr><td>3-4A2/パワーセンタ</td><td>13.76</td><td>13.76</td><td>1.26</td><td>1.26</td></tr> <tr><td>4Aタービン動補助給水ポンプ起動盤</td><td>92.60</td><td>92.60</td><td>30.60</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>4A計装用電源</td><td>93.40</td><td>93.40</td><td>93.40</td><td>93.40</td></tr> <tr><td>4C計装用電源</td><td>93.40</td><td>93.40</td><td>93.40</td><td>93.40</td></tr> <tr><td>4Aディーゼル発電機補助装置</td><td>175.10</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>0.10</td></tr> <tr><td>4Aディーゼル発電機制御装置</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td>2.20</td></tr> <tr><td>原動機</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>4A直流分電盤負荷過剰停止回路制御電源</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>予備</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>予備</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>共通電源</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>合計(A)</td><td>538.2</td><td>349.2</td><td>242.2</td><td>212.8</td></tr> </tbody> </table> <p>② 負荷パターン</p>	負荷名称	0～10秒	10～60秒	1～5分	5分～60分	4A直流分電盤	27.40	17.40	17.40	17.40	4-4Aメタクラ	26.43	22.43	2.43	2.43	3-4A1/パワーセンタ	13.90	13.90	1.40	1.40	3-4A2/パワーセンタ	13.76	13.76	1.26	1.26	4Aタービン動補助給水ポンプ起動盤	92.60	92.60	30.60	1.00	4A計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40	4C計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40	4Aディーゼル発電機補助装置	175.10	0.10	0.10	0.10	4Aディーゼル発電機制御装置	2.20	2.20	2.20	2.20	原動機	0.00	0.00	0.00	0.00	4A直流分電盤負荷過剰停止回路制御電源	0.00	0.00	0.00	0.00	予備	0.00	0.00	0.00	0.00	予備	0.00	0.00	0.00	0.00	共通電源	0.00	0.00	0.00	0.00	合計(A)	538.2	349.2	242.2	212.8			<p>【大飯】</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・大飯3/4号炉はツインプラント、泊3号炉はシングルプラントである。</p>
負荷名称	0～10秒	10～60秒	1～5分	5分～60分																																																																															
4A直流分電盤	27.40	17.40	17.40	17.40																																																																															
4-4Aメタクラ	26.43	22.43	2.43	2.43																																																																															
3-4A1/パワーセンタ	13.90	13.90	1.40	1.40																																																																															
3-4A2/パワーセンタ	13.76	13.76	1.26	1.26																																																																															
4Aタービン動補助給水ポンプ起動盤	92.60	92.60	30.60	1.00																																																																															
4A計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40																																																																															
4C計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40																																																																															
4Aディーゼル発電機補助装置	175.10	0.10	0.10	0.10																																																																															
4Aディーゼル発電機制御装置	2.20	2.20	2.20	2.20																																																																															
原動機	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																															
4A直流分電盤負荷過剰停止回路制御電源	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																															
予備	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																															
予備	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																															
共通電源	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																															
合計(A)	538.2	349.2	242.2	212.8																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3.6 蓄電池の給電時間評価（大飯4号炉）（トレンA）</p> <p>蓄電池の負荷パターンは以下のとおりである。</p> <p>蓄電池の容量は、空冷式非常用発電装置の給電開始までの時間（約30分）に対し、十分な給電時間を有している。</p>  <p><b>直流負荷概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*A 直流分電機</li> <li>*A.メタスタ</li> <li>*A1 パワーセンタ</li> <li>*A2 パワーセンタ</li> <li>*A.トレンA用補助給水ポンプ起動機</li> <li>*A.計装用電源</li> <li>*C 計装用電源</li> <li>*A.トレンA内電動機起動機</li> <li>*A.トレンA内電動機起動機</li> <li>*共通電源</li> <li>*制御用電源</li> <li>*A.直流モーター用電源停止用電源</li> </ul> <p>(※1)空冷式非常用発電装置は、発電開始約30分で給電開始可能</p> <p>(※2)D/Gは起動しない想定であるが、起動シーケンスにより流れる起動電流を容量に見込んで評価している。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3 / 4号炉はツインプラント、泊3号炉はシングルプラントである。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

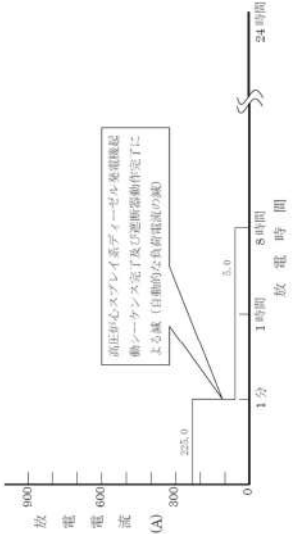
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
<p>2.3.7 安全防護系蓄電池（大飯4号炉）（トレンB）</p> <p>安全防護系蓄電池から必要な負荷（タービン動補助給水ポンプの起動回路、D/Gの起動回路、計装パラメータ等）への給電時間は、一定の時間（交流電源喪失から空冷式非常用発電装置による給電開始までの時間（約30分））に対して、十分余裕がある。なお、全交流動力電源喪失時に空調が停止するが、蓄電池室には蓄電池以外に熱源がなく、わずかな温度上昇であることから蓄電池容量に悪影響はない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><math>C_{9.6hr}</math>：9.6時間給電時蓄電池容量  <math>L</math>：保守率（=0.9）  <math>K_1</math>：容量換算時間（時）580分（=9.90）  <math>K_2</math>：容量換算時間（時）579分（=9.89）  <math>K_3</math>：容量換算時間（時）575分（=9.85）  <math>I_1</math>：各時間軸の負荷電流（A）（10分）（=542）  <math>I_2</math>：各時間軸の負荷電流（A）（5分）（=246）  <math>I_3</math>：各時間軸の負荷電流（A）（30分）（=216）</p> <math display="block">C_{9.6hr} = \frac{1}{L} \{ K_1 \times I_1 + K_2 \times (I_2 - I_1) + K_3 \times (I_1 - I_2) \}</math> <math display="block">C_{9.6hr} = \frac{1}{0.9} \{ 9.90 \times 542 + 9.89 \times (246 - 542) + 9.85 \times (216 - 246) \} = 2,381A \cdot h</math> <p style="text-align: center;">&lt; 2,400A・h（蓄電池容量）</p> </div> <p>① 9.6時間給電時蓄電池容量算出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～10秒</th> <th>10～60秒</th> <th>1～5分</th> <th>5分～580分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4B直流分電盤</td><td>30.70</td><td>20.70</td><td>20.70</td><td>20.70</td></tr> <tr><td>4-4Bメタクラ</td><td>26.43</td><td>22.43</td><td>2.43</td><td>2.43</td></tr> <tr><td>3-4B1パワーセンタ</td><td>13.90</td><td>13.90</td><td>1.40</td><td>1.40</td></tr> <tr><td>3-4B2パワーセンタ</td><td>13.76</td><td>13.76</td><td>1.26</td><td>1.26</td></tr> <tr><td>4Bタービン動補助給水ポンプ駆動盤</td><td>92.60</td><td>92.60</td><td>30.60</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>4B計装用電源</td><td>93.40</td><td>93.40</td><td>93.40</td><td>93.40</td></tr> <tr><td>40計装用電源</td><td>93.40</td><td>93.40</td><td>93.40</td><td>93.40</td></tr> <tr><td>4Bサイセル発電機補助電源</td><td>175.10</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>0.10</td></tr> <tr><td>4Bサイセル発電機制御盤</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td>2.20</td></tr> <tr><td>試験箱</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>4B直流分電盤負荷遮断停止回路制御電源</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>予備</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>本機</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>計装</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>共通電源</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>合計(A)</td><td>541.5</td><td>352.5</td><td>245.5</td><td>215.9</td></tr> </tbody> </table> <p>② 負荷パターン</p>	負荷名称	0～10秒	10～60秒	1～5分	5分～580分	4B直流分電盤	30.70	20.70	20.70	20.70	4-4Bメタクラ	26.43	22.43	2.43	2.43	3-4B1パワーセンタ	13.90	13.90	1.40	1.40	3-4B2パワーセンタ	13.76	13.76	1.26	1.26	4Bタービン動補助給水ポンプ駆動盤	92.60	92.60	30.60	1.00	4B計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40	40計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40	4Bサイセル発電機補助電源	175.10	0.10	0.10	0.10	4Bサイセル発電機制御盤	2.20	2.20	2.20	2.20	試験箱	0.00	0.00	0.00	0.00	4B直流分電盤負荷遮断停止回路制御電源	0.00	0.00	0.00	0.00	予備	0.00	0.00	0.00	0.00	本機	0.00	0.00	0.00	0.00	計装	0.00	0.00	0.00	0.00	共通電源	0.00	0.00	0.00	0.00	合計(A)	541.5	352.5	245.5	215.9			<p>【大飯】</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・大飯3/4号炉はツインプラント、泊3号炉はシングルプラントである。</p>
負荷名称	0～10秒	10～60秒	1～5分	5分～580分																																																																																				
4B直流分電盤	30.70	20.70	20.70	20.70																																																																																				
4-4Bメタクラ	26.43	22.43	2.43	2.43																																																																																				
3-4B1パワーセンタ	13.90	13.90	1.40	1.40																																																																																				
3-4B2パワーセンタ	13.76	13.76	1.26	1.26																																																																																				
4Bタービン動補助給水ポンプ駆動盤	92.60	92.60	30.60	1.00																																																																																				
4B計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40																																																																																				
40計装用電源	93.40	93.40	93.40	93.40																																																																																				
4Bサイセル発電機補助電源	175.10	0.10	0.10	0.10																																																																																				
4Bサイセル発電機制御盤	2.20	2.20	2.20	2.20																																																																																				
試験箱	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																				
4B直流分電盤負荷遮断停止回路制御電源	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																				
予備	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																				
本機	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																				
計装	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																				
共通電源	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																				
合計(A)	541.5	352.5	245.5	215.9																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3.8 蓄電池の給電時間評価（大飯4号炉）（トレンB）</p> <p>蓄電池の負荷パターンは以下のとおりである。</p> <p>蓄電池の容量は、空冷式非常用発電装置の給電開始までの時間（約30分）に対し、十分な給電時間を有している。</p> <div data-bbox="107 367 622 1273"> <p><b>負荷パターン(4号機Bトレン)</b></p> <p>空冷式非常用発電装置給電開始(※1)</p> <p>D/G起動シーケンス完了により負荷電流の減少(※2)</p> <p>自動的な負荷電流の減少</p> <p>遮断器動作完了により負荷電流の減少(自動的な負荷電流の減少)</p> <p>T/D AFWP EOP 停止により負荷電流の減少(自動的な負荷電流の減少)</p> <p>約30分</p> <p>9.0時間時点(330分)</p> <p>負荷電流(A)</p> <p>500 400 300 200 100 0</p> <p>1分 5分</p> <p><b>直流負荷概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-B 直流分電機</li> <li>-B メカクラ</li> <li>-B1 パワーセンタ</li> <li>-B2 パワーセンタ</li> <li>-B3 エンジン駆動冷却水ポンプ駆動機</li> <li>-B4 針探用電源</li> <li>-B5 針探用電源</li> <li>-B6 子機モーター用電源増加設備</li> <li>-B7 子機モーター用電源増加設備</li> <li>-B8 記録機</li> <li>-B9 共通電源</li> <li>-B 直流分電機負荷減速停止制御設備</li> </ul> <p>(※1)空冷式非常用発電装置は、準備完了後約30分で給電開始可能</p> <p>(※2)D/Gは起動しない想定であるが、起動シーケンスにより流れる起動電流を容量に見込んで評価している。</p> </div>			<p>【大飯】</p> <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3/4号炉はツインプラント、泊3号炉はシングルプラントである。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>2.3.1.4 125V蓄電池2Hの容量</p> <p>(1) 125V蓄電池2Hの負荷内訳</p> <p>125V蓄電池2Hは、以下の第2.3.1-3表に示す負荷に電力を供給する。また、125V蓄電池2Hによる負荷給電パターンを第2.3.1-3図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="689 300 1167 451"> <caption>第2.3.1-3表 125V蓄電池2H負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1分</th> <th>1時間</th> <th>8時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮断器操作回路<sup>*1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機初期励磁<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の負荷<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>225.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1： 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機初期励磁は非常用高压母線の遮断器操作回路と重なって操作されることは無く、各動作時間の合計は1分未満である。電流値の大きい高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機初期励磁に1分間電源供給するものとして保守的に蓄電池容量を計算する。</p> <p>*2： 計測制御設備等の小容量負荷を集約。</p>  <p>第2.3.1-3図 125V蓄電池2H負荷給電パターン</p> <p>(2) 125V蓄電池2Hの容量計算結果</p> $C_1 = \frac{1}{0.8} (1.13 \times 225) = 318(\text{Ah})$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [9.5 \times 225 + 9.5 \times (5 - 225)] = 60(\text{Ah})$ <p>*小数点第一位繰上げ                  上記計算より、125V蓄電池2Hの蓄電池容量は400Ahで問題ない。</p>	負荷名称	1分	1時間	8時間	遮断器操作回路 <sup>*1</sup>				高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機初期励磁 <sup>*2</sup>				その他の負荷 <sup>*2</sup>				合計(A)	225.0	5.0	5.0		<p>【女川】                  炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
負荷名称	1分	1時間	8時間																				
遮断器操作回路 <sup>*1</sup>																							
高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機初期励磁 <sup>*2</sup>																							
その他の負荷 <sup>*2</sup>																							
合計(A)	225.0	5.0	5.0																				



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>2.3.1.5 まとめ</p> <p>蓄電池（非常用）の定格容量及び保守率を考慮した必要容量の算出結果を第2.3.1-4表に示す。</p> <p>本結果より、全交流動力電源喪失に備えて、蓄電池（非常用）が、発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保のために必要とする電気容量を一定時間（8時間）以上確保でき、設置許可基準規則第14条の要求事項を満足する。</p> <p style="text-align: center;">第2.3.1-4表 蓄電池（非常用）の容量判定</p> <table border="1" data-bbox="667 459 1227 786"> <thead> <tr> <th></th> <th>定格容量</th> <th>各時間までの保守率を考慮した必要容量</th> <th>保守率を考慮した必要容量</th> <th>判定 (保守率を考慮した必要容量&lt;定格容量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V蓄電池2A</td> <td>8,000Ah</td> <td>1分間→1,439Ah 1時間→1,658Ah 9.5時間→3,827Ah (24時間→7,855Ah)</td> <td>3,827Ah (7,855Ah)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池2B</td> <td>6,000Ah</td> <td>1分間→976Ah 1時間→1,479Ah 9.5時間→2,846Ah (24時間→5,378Ah)</td> <td>2,846Ah (5,378Ah)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池2H</td> <td>400Ah</td> <td>1分間→318Ah 8時間→60Ah</td> <td>318Ah</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		定格容量	各時間までの保守率を考慮した必要容量	保守率を考慮した必要容量	判定 (保守率を考慮した必要容量<定格容量)	125V蓄電池2A	8,000Ah	1分間→1,439Ah 1時間→1,658Ah 9.5時間→3,827Ah (24時間→7,855Ah)	3,827Ah (7,855Ah)	○	125V蓄電池2B	6,000Ah	1分間→976Ah 1時間→1,479Ah 9.5時間→2,846Ah (24時間→5,378Ah)	2,846Ah (5,378Ah)	○	125V蓄電池2H	400Ah	1分間→318Ah 8時間→60Ah	318Ah	○	<p>2.4.1.4 まとめ</p> <p>蓄電池（非常用）の定格容量及び保守率を考慮した必要容量の算出結果を第2.4.1.4.1表に示す。</p> <p>本結果より、全交流動力電源喪失に備えて、蓄電池（非常用）が、発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保のために必要とする電気容量を一定時間（8時間）以上確保でき、設置許可基準規則第14条の要求事項を満足する。</p> <p style="text-align: center;">第2.4.1.4.1表 蓄電池（非常用）の容量判定</p> <table border="1" data-bbox="1254 475 1798 786"> <thead> <tr> <th></th> <th>定格容量</th> <th>各時間までの保守率を考慮した必要容量</th> <th>保守率を考慮した必要容量</th> <th>判定 (保守率を考慮した必要容量&lt;定格容量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A蓄電池</td> <td>2,400Ah</td> <td>1分間→987Ah 5分間→508Ah 1時間→693Ah 8時間30分→1,395Ah (17時間30分→2,381Ah)</td> <td>1,395Ah (2,381Ah)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B蓄電池</td> <td>2,400Ah</td> <td>1分間→974Ah 5分間→489Ah 1時間→661Ah 8時間30分→1,761Ah (13時間30分→2,394Ah)</td> <td>1,761Ah (2,394Ah)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		定格容量	各時間までの保守率を考慮した必要容量	保守率を考慮した必要容量	判定 (保守率を考慮した必要容量<定格容量)	A蓄電池	2,400Ah	1分間→987Ah 5分間→508Ah 1時間→693Ah 8時間30分→1,395Ah (17時間30分→2,381Ah)	1,395Ah (2,381Ah)	○	B蓄電池	2,400Ah	1分間→974Ah 5分間→489Ah 1時間→661Ah 8時間30分→1,761Ah (13時間30分→2,394Ah)	1,761Ah (2,394Ah)	○	<p>【大飯】 記載内容の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉型による非常用電源設備構成の相違</li> <li>・蓄電池容量の相違</li> <li>・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用であり給電時間が異なる</li> </ul>
	定格容量	各時間までの保守率を考慮した必要容量	保守率を考慮した必要容量	判定 (保守率を考慮した必要容量<定格容量)																																		
125V蓄電池2A	8,000Ah	1分間→1,439Ah 1時間→1,658Ah 9.5時間→3,827Ah (24時間→7,855Ah)	3,827Ah (7,855Ah)	○																																		
125V蓄電池2B	6,000Ah	1分間→976Ah 1時間→1,479Ah 9.5時間→2,846Ah (24時間→5,378Ah)	2,846Ah (5,378Ah)	○																																		
125V蓄電池2H	400Ah	1分間→318Ah 8時間→60Ah	318Ah	○																																		
	定格容量	各時間までの保守率を考慮した必要容量	保守率を考慮した必要容量	判定 (保守率を考慮した必要容量<定格容量)																																		
A蓄電池	2,400Ah	1分間→987Ah 5分間→508Ah 1時間→693Ah 8時間30分→1,395Ah (17時間30分→2,381Ah)	1,395Ah (2,381Ah)	○																																		
B蓄電池	2,400Ah	1分間→974Ah 5分間→489Ah 1時間→661Ah 8時間30分→1,761Ah (13時間30分→2,394Ah)	1,761Ah (2,394Ah)	○																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.6 蓄電池の保守について</p> <p>蓄電池は、以下の点検を実施し、健全性を確認している。また、社内ルールにて蓄電池の取替周期を定めており、<b>充電電流の増加</b>等劣化状態を把握したうえで蓄電池容量が必要容量を下回る前に更新することとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>日常点検（1回/1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視、沈殿物の状態、異音、異臭、過熱、変色、防爆栓等確認</li> <li>・電圧計指示値確認</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>定期点検（1回/6ヶ月）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 目視点検：容器、電極、電解液等の変形、亀裂、液漏れ、変色の確認</li> <li>② 蓄電池測定・補水：液位、液温、比重測定、電圧測定、液位調整</li> <li>③ 均等充電</li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>定期事業者検査（1回/1定検）</p> <p>液位、液温、比重測定、電圧測定</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>定期取替（1回/15年目途）</p> <p>使用10年経過を目途に充電電流測定を実施し、充電電流が0.02CA<sup>※</sup>を超える恐れがある場合又は越えた場合に取替える。                  ※CA：測定した充電電流（A）/10時間率容量（A・h）</p> </div> <p>点検に当たっては、ベント形据置鉛蓄電池—保守・取扱いの技術指針(SBA G 0303)を参考に劣化兆候の確認を行っている。</p>		<p>2.5 蓄電池（非常用）の保守について</p> <p>蓄電池（非常用）は、以下の点検を実施し、健全性を確認している。また、社内規程類に基づき蓄電池の取替周期を定めており、<b>容量試験</b>等劣化状態を把握した上で蓄電池容量が必要容量を下回る前に更新することとしている。</p> <p style="text-align: center;">第2.5.1表 蓄電池（非常用）の点検内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 監視点検</p> <p>○ 蓄電池点検                      期間：1回/日                      内容：外観の異常有無、異音、異臭、液位、液漏れ有無等の確認                      蓄電池電圧指示値確認</p> <p>■ 日常点検</p> <p>○ 蓄電池点検                      期間：1回/月                      内容：外観点検（液位、液漏れ、損傷有無等確認）                      電圧及び比重測定（電圧、電解液比重、温度を測定し異常の有無を確認）</p> <p>○ 均等充電                      期間：1回/運転サイクル（プラント運転時に実施）                      内容：均等充電（均等充電を実施する）                      電圧及び比重測定（電圧、電解液比重、温度を測定し異常の有無を確認）</p> <p>■ 定期点検</p> <p>○ 蓄電池点検                      期間：1回/定検                      内容：外観点検（液位、液漏れ、損傷有無等確認）                      電圧及び比重測定（電圧、電解液比重、温度を測定し異常の有無を確認）</p> <p>○ 均等充電                      期間：1回/定検（プラント停止時に実施）                      内容：均等充電（均等充電を実施する）                      電圧及び比重測定（電圧、電解液比重、温度を測定し異常の有無を確認）</p> <p>○ 容量試験                      期間：1回/定検                      内容：容量試験（電圧及び比重測定結果から判定基準に対して裕度の少ない数セルを選定し、規定容量があることを確認）</p> <p>■ 定期事業者検査</p> <p>○ 機能・性能検査                      期間：1回/定検                      項目：電圧、比重、温度、液位</p> <p>■ 蓄電池交換</p> <p>○ 蓄電池交換                      期間：1回/17年                      内容：交換を行う</p> </div>	<p>【女川】                  記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池⇔蓄電池（非常用）</li> <li>・社内ルール⇔社内規程類</li> </ul> <p>【大飯】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化兆候の確認を目的として、大飯は充電電流測定を、泊は容量試験を行っている。いずれの試験も蓄電池容量の低下を把握するものであり、同等である。</li> </ul>

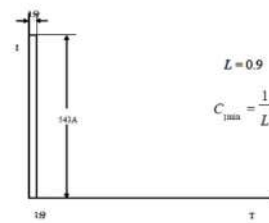
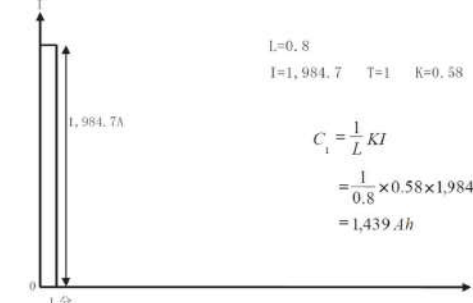
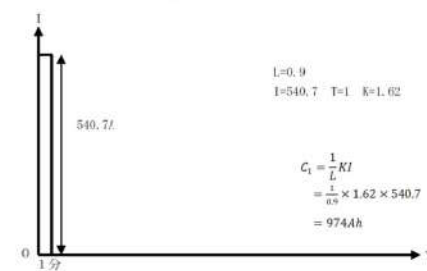
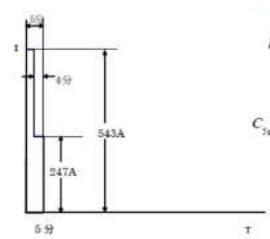
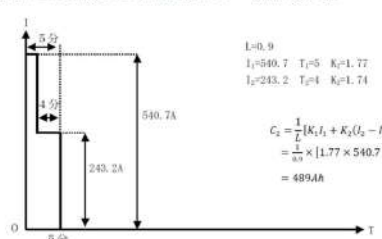
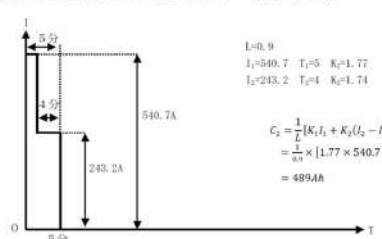
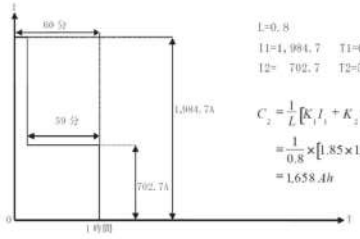
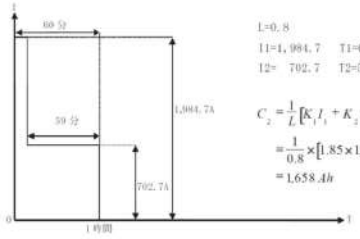
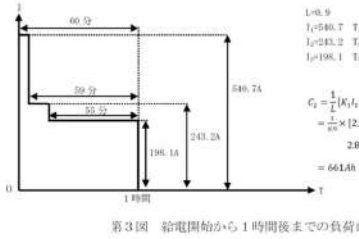
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考1 蓄電池の容量計算例（大阪3号炉A蓄電池）</p> <p>蓄電池容量の算出にあたっては、「据置蓄電池の容量算出法」（SBA S0601-2001）に基づく。</p> <p>大阪3号炉A蓄電池の場合、1分間、5分間、9.6時間給電での必要容量の内、最大となる <math>C_9.6\text{hour} = 2,392\text{Ah}</math> が必要容量となる。</p> <div data-bbox="129 1013 571 1220"> <p>1分間給電  <math>C_{1\text{min}} = \frac{1}{0.9} (1.35 \times 543) = 833\text{Ah}</math></p> <p>5分間給電  <math>C_{5\text{min}} = \frac{1}{0.9} \{ 1.45 \times 543 + 1.43 \times (547 - 543) \} = 405\text{Ah}</math></p> <p>9.6時間給電(※)  <math>C_{9.6\text{hour}} = \frac{1}{0.9} \{ 9.90 \times 543 + 9.89 \times (247 - 543) + 9.88 \times (217 - 247) \} = 2,392\text{Ah}</math></p> </div>	<p>3. 別添              別添1 蓄電池の容量算出方法</p> <p>1. 計算条件</p> <p>(1) 蓄電池容量算定法は下記規格による。              電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S0601-2014)</p> <p>(2) 蓄電池温度は+10℃とする。</p> <p>(3) 放電終止電圧は下記のとおりとする。(別添3)              125V蓄電池 2A, 2B, 2H : 1.75V/セル</p> <p>(4) 保守率は0.8とする。</p> <p>(5) 容量算出の一般式</p> $C_n = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$ <p>ここで、  <math>C_n</math> : +10℃における定格放電率換算容量 (Ah)              L : 保守率  <math>K_i</math> : 容量換算時間 放電時間、放電終止電圧、蓄電池温度により定まる容量に換算するための係数  <math>I_i</math> : 放電電流 (A)              サフィックス i=1, 2, 3, ..., n : 放電電流の変化順に付番  <math>C_i</math> (i=1, 2, 3, ..., n) で最大となる値が保守率を考慮した必要容量である。</p> <p>2. 計算例 (直流 125V 蓄電池 2A)</p> <p>125V蓄電池 2A の場合、1分間 (第1図参照)、1時間 (第2図参照)、9.5時間 (第3図参照) 及び24時間 (第4図参照) 給電での蓄電池容量のうち、最大となる <math>C_4 = 7,855\text{Ah}</math> が保守率を考慮した必要容量となる。</p> <p>1分間給電  <math>C_1 = \frac{1}{0.8} (0.58 \times 1,984.7) = 1,439\text{Ah}</math></p> <p>1時間給電  <math>C_2 = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1,984.7 + 1.83 \times (702.7 - 1,984.7)] = 1,658\text{Ah}</math></p> <p>9.5時間給電  <math>C_3 = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1,984.7 + 9.54 \times (702.7 - 1,984.7) + 8.81 \times (287.0 - 702.7)] = 3,827\text{Ah}</math></p> <p>24時間給電  <math>C_4 = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1,984.7 + 23.87 \times (702.7 - 1,984.7) + 22.89 \times (287.0 - 702.7) \times 14.39 \times (216.5 - 287.0)] = 7,855\text{Ah}</math></p>	<p>別紙1 蓄電池の容量算出方法</p> <p>1. 計算条件</p> <p>(1) 蓄電池容量算定法は下記規格による。              電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S0601-2001)</p> <p>(2) 蓄電池温度は+10℃とする。</p> <p>(3) 放電終止電圧は下記のとおりとする。(別紙3)              A蓄電池, B蓄電池 : 1.80V/セル</p> <p>(4) 保守率は0.9とする。</p> <p>(5) 容量算出の一般式</p> $C_n = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$ <p>ここで、  <math>C_n</math> : +10℃における定格放電率換算容量 (Ah)              L : 保守率  <math>K_i</math> : 容量換算時間 放電時間、放電終止電圧、蓄電池温度により定まる容量に換算するための係数  <math>I_i</math> : 放電電流 (A)              サフィックス i=1, 2, 3, ..., n : 放電電流の変化順に付番  <math>C_i</math> (i=1, 2, 3, ..., n) で最大となる値が保守率を考慮した必要容量である</p> <p>2. 計算例 (B蓄電池)</p> <p>B蓄電池の場合、1分間 (第1図参照)、5分間 (第2図参照)、1時間 (第3図参照)、8時間30分 (第4図参照) 及び13時間30分 (第5図参照) 給電での蓄電池容量のうち、最大となる <math>C_5 = 2,394\text{Ah}</math> が保守率を考慮した必要容量となる。</p> <p>1分間給電  <math>C_1 = \frac{1}{0.9} (1.62 \times 540.7) = 974\text{Ah}</math></p> <p>5分間給電  <math>C_2 = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 540.7 + 1.74 \times (243.2 - 540.7)] = 489\text{Ah}</math></p> <p>1時間給電  <math>C_3 = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 540.7 + 2.90 \times (243.2 - 540.7) + 2.82 \times (198.1 - 243.2)] = 661\text{Ah}</math></p> <p>8時間30分給電  <math>C_4 = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 540.7 + 10.20 \times (243.2 - 540.7) + 10.14 \times (198.1 - 243.2) + 9.47 \times (150.6 - 198.1)] = 1,761\text{Ah}</math></p> <p>13時間30分  <math>C_5 = \frac{1}{0.9} [15.22 \times 540.7 + 15.20 \times (243.2 - 540.7) + 15.14 \times (198.1 - 243.2) + 14.22 \times (150.6 - 198.1) + 7.32 \times (124.0 - 150.6)] = 2,394\text{Ah}</math></p>	<p>【女川】              資料名称の相違</p> <p>【大阪】              記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              規格年版の相違              ・泊はプラント建設時点での規格年版を記載している。2001年版と2014年版において容量算出方法に変更なし</p> <p>【女川】              設備名称の相違 (蓄電池)</p> <p>【女川】              炉型による非常用電源設備構成の相違              設備の相違              ・放電終止電圧の相違 (詳細な相違理由は参考資料3参照)              ・保守率の相違 (詳細な相違理由は参考資料4参照)</p> <p>【大阪、女川】              記載内容の相違              ・本記載は計算例であり、泊はB蓄電池を例に記載する。</p> <p>【大阪】              記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違              ・負荷パターンの相違 (泊は5分での負荷減少あり) のため、必要容量の計算式の数が異なる。              ・負荷切離しの作業時間の相違              ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用であり給電時間が異なる</p> <p>【大阪、女川】              設備の相違              ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>給電開始から1分後までの蓄電池必要容量 <math>C_{1min} = 833A \cdot h</math> である。</p>  <p><math>L=0.9 \quad I=543 \quad T=1 \quad K=1.38</math></p> $C_{1min} = \frac{1}{L} KI = \frac{1}{0.9} \times 1.38 \times 543 = 833A \cdot h / 10HR$	<p>給電開始から1分後までの蓄電池容量 <math>C_1 = 1,439Ah</math> である。</p>  <p><math>L=0.8</math>  <math>I=1,984.7 \quad T=1 \quad K=0.58</math></p> $C_1 = \frac{1}{L} KI = \frac{1}{0.8} \times 0.58 \times 1,984.7 = 1,439 Ah$ <p>第1図 給電開始から1分後までの負荷曲線</p>	<p>給電開始から1分後までの蓄電池容量 <math>C_1 = 974Ah</math> である。</p>  <p><math>L=0.9</math>  <math>I=540.7 \quad T=1 \quad K=1.62</math></p> $C_1 = \frac{1}{L} KI = \frac{1}{0.9} \times 1.62 \times 540.7 = 974Ah$ <p>第1図 給電開始から1分後までの負荷曲線</p>	<p>【大飯、女川】                  設備の相違                  ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>
<p>給電開始から5分後までの蓄電池必要容量 <math>C_{5min} = 405A \cdot h</math> である。</p>  <p><math>L=0.9 \quad I_1=543 \quad I_2=247</math>  <math>T_1=5 \quad T_2=4</math>  <math>K_1=1.45 \quad K_2=1.43</math></p> $C_{5min} = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.9} [1.45 \times 543 + 1.43 \times (247 - 543)] = 405A \cdot h / 10HR$	<p>給電開始から5分後までの蓄電池容量 <math>C_2 = 489Ah</math> である。</p>  <p><math>L=0.9</math>  <math>I_1=540.7 \quad T_1=5 \quad K_1=1.77</math>  <math>I_2=243.2 \quad T_2=4 \quad K_2=1.74</math></p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 540.7 + 1.74 (243.2 - 540.7)] = 489Ah$ <p>第2図 給電開始から5分後までの負荷曲線</p>	<p>給電開始から5分後までの蓄電池容量 <math>C_2 = 489Ah</math> である。</p>  <p><math>L=0.9</math>  <math>I_1=540.7 \quad T_1=5 \quad K_1=1.77</math>  <math>I_2=243.2 \quad T_2=4 \quad K_2=1.74</math></p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 540.7 + 1.74 (243.2 - 540.7)] = 489Ah$ <p>第2図 給電開始から5分後までの負荷曲線</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・負荷パターンの相違（泊は5分での負荷減少あり）のため、必要容量の計算式の数が異なる。</p> <p>【大飯】                  設備の相違                  ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>
<p>給電開始から1時間後までの蓄電池容量 <math>C_3 = 1,658Ah</math> である。</p>  <p><math>L=0.8</math>  <math>I_1=1,984.7 \quad T_1=60 \quad K_1=1.85</math>  <math>I_2=702.7 \quad T_2=50 \quad K_2=1.83</math></p> $C_3 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1,984.7 + 1.83 \times (702.7 - 1,984.7)] = 1,658 Ah$ <p>第2図 給電開始から1時間後までの負荷曲線</p>	<p>給電開始から1時間後までの蓄電池容量 <math>C_3 = 1,658Ah</math> である。</p>  <p><math>L=0.9</math>  <math>I_1=540.7 \quad T_1=60 \quad K_1=2.93</math>  <math>I_2=243.2 \quad T_2=50 \quad K_2=2.90</math>  <math>I_3=198.1 \quad T_3=55 \quad K_3=2.82</math></p> $C_3 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_1)] = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 540.7 + 2.90 (243.2 - 540.7) + 2.82 (198.1 - 540.7)] = 661Ah$ <p>第3図 給電開始から1時間後までの負荷曲線</p>	<p>給電開始から1時間後までの蓄電池容量 <math>C_3 = 661Ah</math> である。</p>  <p><math>L=0.9</math>  <math>I_1=540.7 \quad T_1=60 \quad K_1=2.93</math>  <math>I_2=243.2 \quad T_2=50 \quad K_2=2.90</math>  <math>I_3=198.1 \quad T_3=55 \quad K_3=2.82</math></p> $C_3 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_1)] = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 540.7 + 2.90 (243.2 - 540.7) + 2.82 (198.1 - 540.7)] = 661Ah$ <p>第3図 給電開始から1時間後までの負荷曲線</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

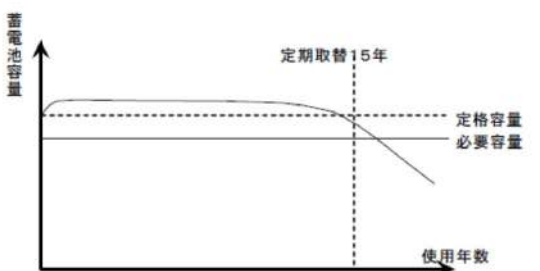
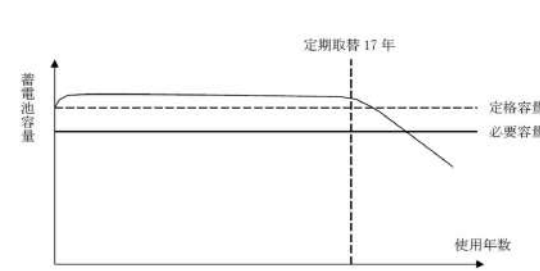
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>給電開始から9.6時間(580分)後までの蓄電池必要容量 <math>C_{9.6時間} = 2,392.4 \cdot \text{Ah}</math>である。</p> <p> <math>L=0.9</math> <math>I_1=543</math> <math>I_2=247</math> <math>I_3=217</math>  <math>T_1=580</math> <math>T_2=579</math> <math>T_3=575</math>  <math>K_1=9.90</math> <math>K_2=9.89</math> <math>K_3=9.85</math> </p> $C_{9.6時間} = \frac{1}{0.9} \left[ 9.90 \times 543 + 9.89 \times (247 - 543) + 9.85 \times (217 - 247) \right] = 2,392.4 \cdot \text{Ah}$	<p>給電開始から9.5時間後までの蓄電池容量 <math>C_1 = 3,827 \cdot \text{Ah}</math>である。</p> <p> <math>L=0.8</math> <math>I_1=1,984.7</math> <math>T_1=670</math> <math>K_1=9.55</math>  <math>I_2=702.7</math> <math>T_2=569</math> <math>K_2=9.54</math>  <math>I_3=287.0</math> <math>T_3=510</math> <math>K_3=8.81</math> </p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]$ $= \frac{1}{0.8} \times [9.55 \times 1,984.7 + 9.54 \times (702.7 - 1,984.7) + 8.81 \times (287.0 - 702.7)] = 3,827 \cdot \text{Ah}$ <p>第3図 給電開始から9.5時間後までの負荷曲線</p>	<p>給電開始から8時間30分後までの蓄電池容量 <math>C_1 = 1,761 \text{Ah}</math>である。</p> <p> <math>L=0.9</math> <math>I_1=540.7</math> <math>T_1=610</math> <math>K_1=10.22</math>  <math>I_2=243.2</math> <math>T_2=509</math> <math>K_2=10.20</math>  <math>I_3=198.1</math> <math>T_3=505</math> <math>K_3=10.14</math>  <math>I_4=150.6</math> <math>T_4=450</math> <math>K_4=9.47</math> </p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.9} \times [10.22 \times 540.7 + 10.20 \times (243.2 - 540.7) + 10.14 \times (198.1 - 243.2) + 9.47 \times (150.6 - 198.1)] = 1,761 \text{Ah}$ <p>第4図 給電開始から8時間30分後までの負荷曲線</p>	<p>【大飯】              記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】              設備の相違              ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p> <p>【女川】              設備の相違              ・負荷切離しの作業時間の相違</p>
<p>給電開始から24時間後までの蓄電池容量 <math>C_4 = 7,855 \text{Ah}</math>である。</p> <p> <math>L=0.8</math> <math>I_1=1,984.7</math> <math>T_1=1,440</math> <math>K_1=23.89</math>  <math>I_2=702.7</math> <math>T_2=1,439</math> <math>K_2=23.87</math>  <math>I_3=287.0</math> <math>T_3=1,380</math> <math>K_3=22.89</math>  <math>I_4=216.5</math> <math>T_4=870</math> <math>K_4=14.39</math> </p> $C_4 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.8} \times [23.89 \times 1,984.7 + 23.87 \times (702.7 - 1,984.7) + 22.89 \times (287.0 - 702.7) + 14.39 \times (216.5 - 287.0)] = 7,855 \text{Ah}$ <p>第4図 給電開始から24時間後までの負荷曲線</p>	<p>給電開始から13時間30分後までの蓄電池容量 <math>C_2 = 2,394 \text{Ah}</math>である。</p> <p> <math>L=0.9</math> <math>I_1=540.7</math> <math>T_1=810</math> <math>K_1=10.22</math>  <math>I_2=243.2</math> <math>T_2=809</math> <math>K_2=10.20</math>  <math>I_3=198.1</math> <math>T_3=805</math> <math>K_3=10.14</math>  <math>I_4=124.0</math> <math>T_4=900</math> <math>K_4=7.32</math> </p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.9} \times [10.22 \times 540.7 + 10.20 \times (243.2 - 540.7) + 10.14 \times (198.1 - 243.2) + 7.32 \times (124.0 - 198.1)] = 2,394 \text{Ah}$ <p>第5図 給電開始から13時間30分後までの負荷曲線</p>	<p>【大飯】              記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】              設備の相違              ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。              ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用であり給電時間が異なる</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>別添2 蓄電池の容量換算時間K値一覧</p> <p>蓄電池（非常用）の容量換算時間を第1～2表に示す。</p> <p>第1表 125V蓄電池2A及び2B（制御弁式）</p> <table border="1" data-bbox="730 341 1180 660"> <thead> <tr> <th>放電時間T（分）</th> <th>容量換算時間K（時）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>0.58</td></tr> <tr><td>59</td><td>1.83</td></tr> <tr><td>60</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>510</td><td>8.81</td></tr> <tr><td>569</td><td>9.54</td></tr> <tr><td>570</td><td>9.55</td></tr> <tr><td>870</td><td>14.39</td></tr> <tr><td>1,380</td><td>22.89</td></tr> <tr><td>1,439</td><td>23.87</td></tr> <tr><td>1,440</td><td>23.89</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表 125V蓄電池2H（密閉形クラッド式）</p> <table border="1" data-bbox="730 743 1180 863"> <thead> <tr> <th>放電時間T（分）</th> <th>容量換算時間K（時）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>479</td><td>9.50</td></tr> <tr><td>480</td><td>9.50</td></tr> </tbody> </table> <p>別添3 蓄電池の放電終止電圧</p> <p>蓄電池の容量換算時間K値は、蓄電池の放電終止電圧に依存する。蓄電池の放電終止電圧は、蓄電池から電源供給を行う負荷の最低動作電圧に、蓄電池から負荷までの電路での電圧降下を加味して決定される。</p> <p>女川原子力発電所2号炉では、放電終止電圧を次のとおりとする。</p> <p>○125V蓄電池2A、2B、2H：1.75V/セル</p>	放電時間T（分）	容量換算時間K（時）	1	0.58	59	1.83	60	1.85	510	8.81	569	9.54	570	9.55	870	14.39	1,380	22.89	1,439	23.87	1,440	23.89	放電時間T（分）	容量換算時間K（時）	1	1.13	479	9.50	480	9.50	<p>別紙2 蓄電池の容量換算時間K値一覧</p> <p>蓄電池（非常用）の容量換算時間を第1表に示す。</p> <p>第1表 A蓄電池及びB蓄電池（ベント式）</p> <table border="1" data-bbox="1368 336 1693 874"> <thead> <tr> <th>放電時間T（分）</th> <th>容量換算時間K（時）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.62</td></tr> <tr><td>4</td><td>1.74</td></tr> <tr><td>5</td><td>1.77</td></tr> <tr><td>55</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>59</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>60</td><td>2.93</td></tr> <tr><td>300</td><td>7.32</td></tr> <tr><td>450</td><td>9.47</td></tr> <tr><td>505</td><td>10.14</td></tr> <tr><td>509</td><td>10.20</td></tr> <tr><td>510</td><td>10.22</td></tr> <tr><td>540</td><td>10.72</td></tr> <tr><td>750</td><td>14.22</td></tr> <tr><td>805</td><td>15.14</td></tr> <tr><td>809</td><td>15.20</td></tr> <tr><td>810</td><td>15.22</td></tr> <tr><td>990</td><td>18.22</td></tr> <tr><td>1045</td><td>19.14</td></tr> <tr><td>1049</td><td>19.20</td></tr> <tr><td>1050</td><td>19.22</td></tr> </tbody> </table> <p>別紙3 蓄電池の放電終止電圧</p> <p>蓄電池の容量換算時間K値は、蓄電池の放電終止電圧に依存する。蓄電池の放電終止電圧は、蓄電池から電源供給を行う負荷の最低動作電圧に、蓄電池から負荷までの電路での電圧降下を加味して決定される。</p> <p>泊発電所3号炉では、放電終止電圧を次のとおりとする。</p> <p>○A蓄電池、B蓄電池：1.80V/セル</p>	放電時間T（分）	容量換算時間K（時）	1	1.62	4	1.74	5	1.77	55	2.82	59	2.90	60	2.93	300	7.32	450	9.47	505	10.14	509	10.20	510	10.22	540	10.72	750	14.22	805	15.14	809	15.20	810	15.22	990	18.22	1045	19.14	1049	19.20	1050	19.22	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 資料構成の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 資料名称の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・女川と泊で使用する蓄電池の型式等の違いにより蓄電池容量計算に用いるK値の値が異なる。</p> <p>【女川】 資料名称の相違</p> <p>【女川】 申請プラント名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>・放電終止電圧の相違</p> <p>値は異なるが、負荷の最低動作電圧、電路の電圧降下を加味して定めているという点で同等</p>
放電時間T（分）	容量換算時間K（時）																																																																										
1	0.58																																																																										
59	1.83																																																																										
60	1.85																																																																										
510	8.81																																																																										
569	9.54																																																																										
570	9.55																																																																										
870	14.39																																																																										
1,380	22.89																																																																										
1,439	23.87																																																																										
1,440	23.89																																																																										
放電時間T（分）	容量換算時間K（時）																																																																										
1	1.13																																																																										
479	9.50																																																																										
480	9.50																																																																										
放電時間T（分）	容量換算時間K（時）																																																																										
1	1.62																																																																										
4	1.74																																																																										
5	1.77																																																																										
55	2.82																																																																										
59	2.90																																																																										
60	2.93																																																																										
300	7.32																																																																										
450	9.47																																																																										
505	10.14																																																																										
509	10.20																																																																										
510	10.22																																																																										
540	10.72																																																																										
750	14.22																																																																										
805	15.14																																																																										
809	15.20																																																																										
810	15.22																																																																										
990	18.22																																																																										
1045	19.14																																																																										
1049	19.20																																																																										
1050	19.22																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4 保守率選定の考え方</p> <p>蓄電池の容量は、使用開始から寿命までの間変化し、使用年数を経るに従い容量低下する。蓄電池容量設計に際し、予め使用条件に応じた保守率を設定し容量に余裕を持った設計とする。</p> <p>当社原子力発電所では以下の理由で保守率を0.9に設定している。</p> <p>① 日常点検及び定期点検を適切に実施しており、劣化の兆候を確認している。</p> <p>② 長期使用したCS型蓄電池について残容量をサンプリング調査にて測定を実施しており、定格容量の90%以上を確保していることを確認している。（※ 定格容量＝必要容量／保守率）蓄電池取替周期である15年では90%容量低下（保守率0.9に相当）に達しないことを確認している。</p>  <p>蓄電池容量の変化</p>	<p>別添4 蓄電池容量の保守性の考え方</p> <p>蓄電池の容量は、使用開始から寿命までの間変化し、使用年数を経るに従い容量が低下する。蓄電池容量は次の理由から必要容量に対し、容量に余裕を持った設計とする。</p> <p>(1) 当社原子力発電所では電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S0601-2014)による保守率0.8を採用しており、必要容量に対して余裕を持った定格容量を設定している。（定格容量&gt;必要容量/保守率0.8）</p> <p>保守率0.8は、使用年数の経過や使用条件の変化を補償する補正值として一般に用いられる値である。</p> <p>(参考)伊方3号炉の記載(2.5項より抜粋)</p> <p>また、経年使用している蓄電池については、設計想定寿命を考慮し容量試験を行っており、これまでの測定実績(伊方1,2号炉の同型式蓄電池)では100%以上の容量があることから、蓄電池からの電力供給可能時間評価に保守率0.9を用いることは保守的である。</p> <p>なお、次の理由からも蓄電池容量が必要容量を満足している。</p> <p>(2) 各負荷の電流値、運転時間は実負荷ではなく設計値を用いている。</p>	<p>別添4 蓄電池容量の保守性の考え方</p> <p>蓄電池の容量は、使用開始から寿命までの間変化し、使用年数を経るに従い容量が低下する。蓄電池容量は次の理由から必要容量に対し、容量に余裕を持った設計とする。</p> <p>(1) 当社原子力発電所では以下の理由で保守率0.9を採用しており、必要容量に対して余裕を持った定格容量を設定している。（定格容量&gt;必要容量/保守率0.9）</p> <p>① 日常点検及び定期点検を適切に実施しており、劣化の兆候を確認している。</p> <p>② 定期点検により、蓄電池の定格容量の90%(保守率0.9相当)以上を確保していることを確認している。</p> <p>③ 経年使用している蓄電池については、設計想定寿命を考慮し容量試験を行っており、これまでの測定実績(泊発電所1号及び2号炉の同型式蓄電池)では100%以上の容量があることを確認している。</p> <p>なお、次の理由からも蓄電池容量が必要容量を満足している。</p> <p>(2) 各負荷の電流値、運転時間は実負荷ではなく設計値を用いている。</p>  <p>第1図 蓄電池容量の変化(イメージ)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 資料名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保守率の相違</li> <li>女川はSBA規格の推奨値である0.8を採用。泊は点検や定期的な容量確認を行うこと及び他号炉での測定実績から0.9を採用している。</li> <li>保守率を考慮し必要容量に対して余裕を持った定格容量を設定するという点で同等</li> </ul> <p>【大阪】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪は取替周期と容量低下の関係性について記載しているが、泊3号炉ではまだ取替周期に達していないことから、伊方3号炉と同様に他号炉である泊1号及び2号炉の実績を記載している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p>別添5 蓄電池（非常用）の「その他の負荷」容量内訳</p> <p>125V蓄電池2A, 125V蓄電池2Bの「その他の負荷」内訳は以下の第1表～第2表のとおりである。</p> <p>第1表 125V蓄電池2A「その他の負荷」の内訳</p> <table border="1" data-bbox="701 371 1216 608"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1分</th> <th>1時間</th> <th>9.5時間</th> <th>24時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R C I Cタービン止め弁</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R C I C注入弁</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直流電動弁</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>無停電電源装置*</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流分電盤**</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直流照明</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D C制御他**</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>負荷余裕**</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計(A)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 無停電電源装置の負荷は以下の設備                      ・燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、起動領域モニタ、平均出力領域モニタ、制御棒位置、サブプレッションプール水温度、原子炉保護系等</p> <p>*2: 125V 直流分電盤の負荷は以下の設備                      ・主蒸気逃がし安全弁、原子炉隔離時冷却系、原子炉水位（広帯域）（燃料域）、原子炉圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、格納容器内帯出気放射線モニタ（D/W）、格納容器内帯出気放射線モニタ（S/C）、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量等</p> <p>*3: D C制御他の負荷は以下の設備                      ・取水ビット水位計、無線連絡設備（固定）/（携帯）、衛星電話設備（固定）/（携帯）、安全パラメータ表示システム（S P D S）、代替制御棒挿入機能、低圧代替注水系（直流駆動低圧注水系ポンプ）、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器フィルタベント系、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力（S A）、原子炉水位（S A広帯域）（S A燃料域）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度、計測制御設備等の小容量設備を集約</p> <p>*4: 将来の負荷増加を考慮し、評価上、0-24時間に負荷余裕を見込んでいる。</p>	負荷名称	1分	1時間	9.5時間	24時間	R C I Cタービン止め弁					R C I C注入弁					その他					直流電動弁					無停電電源装置*					125V 直流分電盤**					直流照明					D C制御他**					負荷余裕**					合計(A)						<p>【女川】                      記載内容の相違                      ・泊は蓄電池の負荷内訳を2.4.1項に全て記載したため、「その他の負荷」として記載するものはない。</p>
負荷名称	1分	1時間	9.5時間	24時間																																																						
R C I Cタービン止め弁																																																										
R C I C注入弁																																																										
その他																																																										
直流電動弁																																																										
無停電電源装置*																																																										
125V 直流分電盤**																																																										
直流照明																																																										
D C制御他**																																																										
負荷余裕**																																																										
合計(A)																																																										



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p style="text-align: center;">第2表 125V蓄電池2B「その他の負荷」の内訳</p> <table border="1" data-bbox="680 231 1218 466"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1分</th> <th>1時間</th> <th>9.5時間</th> <th>24時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>HPACタービン止め弁</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>HPAC注入弁</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直流電動弁</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>無停電電源装置*1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>125V直流分電盤*2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直流兼非常用照明</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>DC制御他*3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>負荷余裕*4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計(A)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*1： 無停電電源装置の負荷は以下の設備                      ・燃料取扱エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、起動領域モニタ、平均出力領域モニタ、制御棒位置、ドライウェル圧力、サブプレッションプール水温度、圧力抑制室水位、原子炉保護系等</p> <p>*2： 125V 直流分電盤の負荷は以下の設備                      ・主蒸気逃がし安全弁、原子炉水位（広帯域）（燃料域）、原子炉圧力、格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）、格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）等</p> <p>*3： DC制御他の負荷は以下の設備                      ・取水ビット水位計、無線連絡設備（固定）/（携帯）、衛星電話設備（固定）/（携帯）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、原子炉圧力（SA）、原子炉水位（SA広帯域）（SA燃料域）、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、フィルタ装置出口放射線モニタ、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度、計測制御設備等の小容量設備を集約</p> <p>*4： 将来の負荷増加を考慮し、評価上、0-24時間に負荷余裕を見込んでいる。</p>	負荷名称	1分	1時間	9.5時間	24時間	HPACタービン止め弁					HPAC注入弁					その他					直流電動弁					無停電電源装置*1					125V直流分電盤*2					直流兼非常用照明					DC制御他*3					負荷余裕*4					合計(A)						
負荷名称	1分	1時間	9.5時間	24時間																																																						
HPACタービン止め弁																																																										
HPAC注入弁																																																										
その他																																																										
直流電動弁																																																										
無停電電源装置*1																																																										
125V直流分電盤*2																																																										
直流兼非常用照明																																																										
DC制御他*3																																																										
負荷余裕*4																																																										
合計(A)																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉

比較のため、記載順序入替

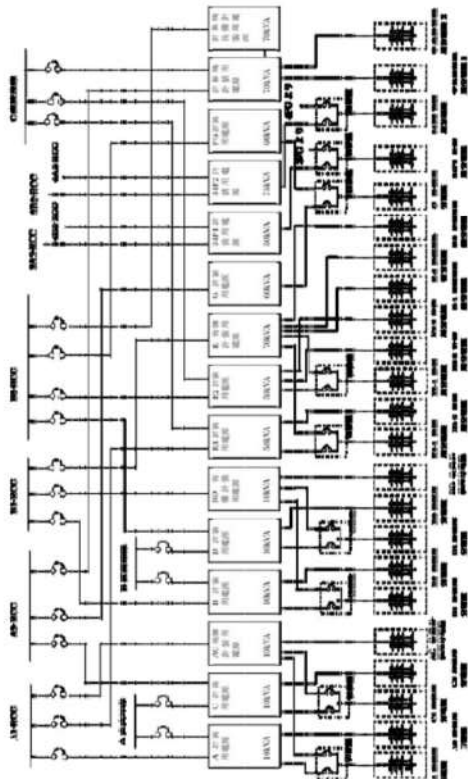
2.5 計測制御用電源設備の構成

計測制御用電源設備は、非常用として計装用母線8母線、また、常用として計装用母線10母線（内2母線は、3号炉及び4号炉共用）及び計装用後備母線5母線で構成し、母線電圧は115V及び100Vである。

非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非常用直流母線に接続する計装用電源（無停電電源装置）で構成する。

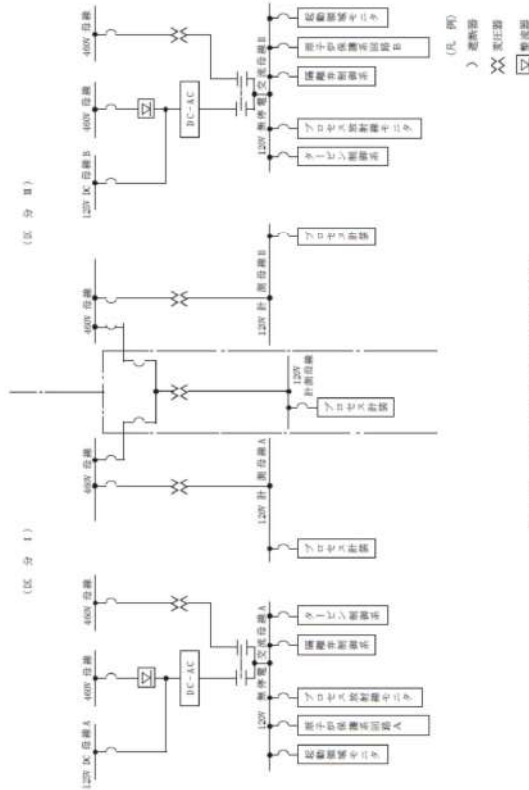
原子炉保護設備等の重要度の特に高い安全機能を有する設備に関する負荷は、非常用の計装用母線に接続する。多重チャンネル構成の原子炉保護設備への給電は、チャンネル毎に分離し、独立性を持たせる。

なお、非常用の計装用母線4母線は、後備計装用電源（変圧器）からも受電できる。



女川原子力発電所2号炉

別添6 計測制御用電源



第1図 計測制御用電源単線結線図

泊発電所3号炉

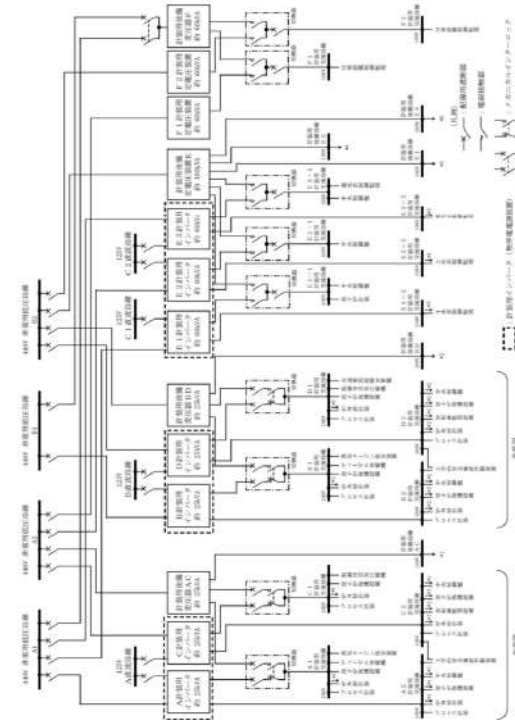
別紙5 計測制御用電源

計測制御用電源設備は、第1図に示すように非常用として計装用交流母線8母線、また、常用として計装用交流母線8母線及び計装用後備母線5母線で構成し、母線電圧は100Vである。

非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非常用直流母線に接続する計装用インバータ（無停電電源装置）で構成する。

原子炉保護設備等の重要度の特に高い安全機能を有する設備に関する負荷は、非常用の計装用交流母線に接続する。多重チャンネル構成の原子炉保護設備への給電は、チャンネルごとに分離し、独立性を持たせる。

なお、非常用の計装用交流母線のうち4母線は、計装用後備変圧器からも受電できる。



第1図 計測制御用電源設備単線結線図

相違理由

- 【大飯】資料構成の相違（女川審査実績の反映）
- 【女川】資料名の相違
- 【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）
- 【大飯】設備名称の相違
  - ・計装用母線⇔計装用交流母線
  - ・計装用電源（無停電電源装置）⇔計装用インバータ（無停電電源装置）
  - ・後備軽装用電源（変圧器）⇔計装用後備変圧器
- 【大飯、女川】設備の相違
  - ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉

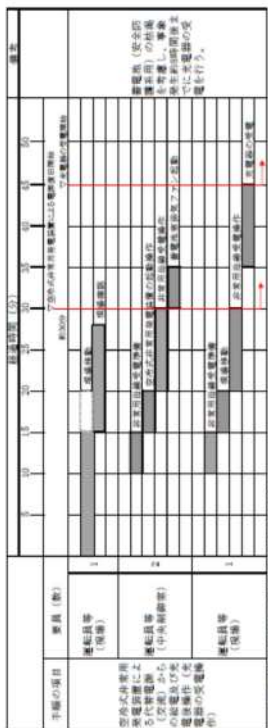
比較のため、記載順序入替

参考2 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電

全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの時間については、空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電操作に要する時間約20分に、状況判断に要する時間10分を加え約30分を見込んでいます。

また、「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失する事故」においては、原子炉格納容器からの退避指示等の作業時間5分を考慮し、約35分後に空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電となる。なお、蓄電池は、「参考3 所内常設蓄電式直流電源設備」のとおり約1時間以上電力供給が可能な容量としている。

空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電



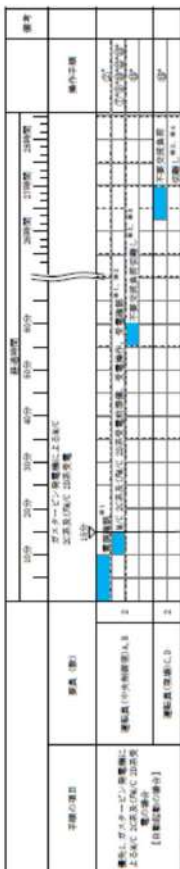
※1：原簿記載時刻には約1分間隔を考慮する

女川原子力発電所2号炉

別添7 常設代替交流電源設備から電源供給を開始する時間

常設代替交流電源設備からの電源供給開始に要する時間は、「女川原子力発電所2号炉」実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合状況について」において、詳細を提示する。常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から非常用高圧母線2C系及び2D系を受電するまでのタイムチャートを第1図に示す。

ガスタービン発電機から非常用高圧母線2C系及び2D系を受電するまでは約15分で可能である。



第1図 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線2C系及び2D系受電のタイムチャート

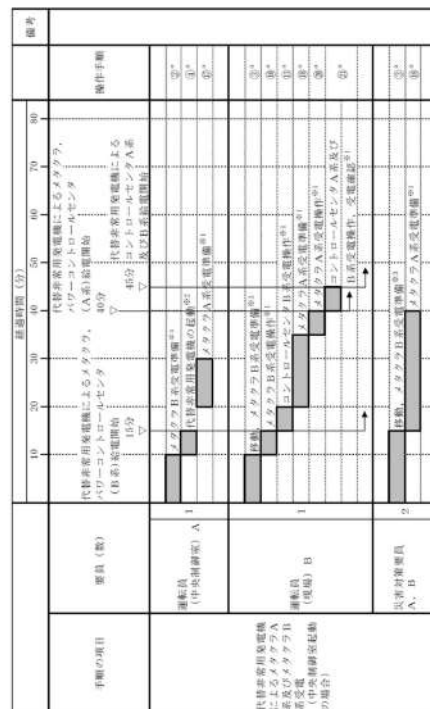
※1：原簿記載時刻には約1分間隔を考慮する  
 ※2：原簿記載時刻には約1分間隔を考慮する  
 ※3：原簿記載時刻には約1分間隔を考慮する

泊発電所3号炉

別紙6 常設代替交流電源設備から電源供給を開始する時間

常設代替交流電源設備からの電源供給開始に要する時間は、「泊発電所3号炉」実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合状況について」において、詳細を提示する。常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から非常用高圧母線（メタクラA系及びメタクラB系）を経由して非常用低圧母線のコントロールセンタA系及びB系を受電するまでのタイムチャートを第1図に示す。  
 代替非常用発電機から非常用高圧母線を経由して非常用低圧母線のコントロールセンタA系及びB系を受電するまでは、給電操作に要する時間約45分に、状況判断に要する時間10分を加え約55分で可能である。

第1図 常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）による非常用高圧母線（メタクラA系及びメタクラB系）受電タイムチャート



※1：原簿記載時刻には約1分間隔を考慮する  
 ※2：原簿記載時刻には約1分間隔を考慮する  
 ※3：原簿記載時刻には約1分間隔を考慮する

相違理由

- 【大飯】資料構成の相違（女川審査実績の反映）
- 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）
- 【女川】資料名の相違
- 【女川】申請プラント名称の相違
- 【大飯】供給開始時間の相違
- 【大飯、女川】設備名称の相違
- ・大飯：空冷式非常用発電装置⇔女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機
- 【女川】記載表現の相違
- ・泊は技術的能力1.14の手順名称との紐づけのため、非常用高圧母線（メタクラA系及びメタクラB系）と記載
- 【女川】設備名称の相違
- ・2C系、2D系⇔A系、B系
- 【女川】運用の相違
- ・女川は非常用高圧母線を受電と同時に非常用低圧母線まで受電するのに対して、泊は非常用高圧母線（メタクラ）及び非常用低圧母線（パワーコントロールセンタ）の受電確認後に非常用低圧母線のコントロールセンタを受電するため、コントロールセンタ受電までの時間を記載している。
- ・泊は供給開始時間として状況判断に要する時間を加えている。
- 【大飯】記載内容の相違
- ・大飯は通常運転時と停止時で供給開始時間が異なるため、本記載を行っていると思われる。泊では停止時の全交流動力電源喪失でもCV退避指示及び電源確保作業を合わせて55分で完了するため、通常運転中の同様の供給開始時間である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、必要な操作は以下のとおり操作時間、想定時間を設定している。</p> <p>○操作概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①中央制御室にて、ガスタービン自動起動を確認</li> <li>②中央制御室にて、緊急用高圧母線の受電状態を確認</li> </ul> </li> <li>・6.9kV メタクラ 6-2C, 6-2D (M/C 6-2C, 6-2D) 受電前準備, 受電操作, 受電確認</li> <li>③中央制御室にて、操作スイッチによる非常用母線受電後の補機自動起動防止操作</li> </ul> <p>④中央制御室にて、操作スイッチによる6.9kV メタクラ 6-2D (M/C 6-2D) 受電操作, 受電確認</p> <p>⑤中央制御室にて、操作スイッチによる6.9kV メタクラ 6-2C (M/C 6-2C) 受電操作, 受電確認</p> <p>○操作時間及び想定時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>：想定時間 10分</li> </ul> </li> <li>① 操作時間 30秒</li> <li>② 操作時間 30秒</li> <li>・6.9kV メタクラ 6-2C, 6-2D (M/C 6-2C, 6-2D) 受電前準備, 受電操作, 受電確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>：想定時間 5分</li> </ul> </li> <li>③ 操作時間 2分30秒</li> <li>④ 操作時間 1分</li> <li>⑤ 操作時間 1分</li> </ul> <p>よって常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から電源供給が開始される時間を15分としていることは妥当である。</p>	<p>なお、必要な操作は以下のとおり操作時間、想定時間を設定している。</p> <p>○操作概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①メタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</li> <li>②現場の安全補機開閉器室において不要なパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB2系負荷の切離しを行う。</li> <li>③中央制御室にて代替非常用発電機を起動し、代替非常用発電機の起動状態を確認する。</li> <li>④現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電を確認する。</li> <li>⑤現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB2系の受電を確認する。</li> <li>⑥メタクラA系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</li> <li>⑦現場の安全補機開閉器室において不要なパワーコントロールセンタA系、コントロールセンタA系及びコントロールセンタB1系負荷の切離しを行う。</li> <li>⑧現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器A系を投入し、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系の受電を確認する。</li> <li>⑨現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタA1系、コントロールセンタA2系及びコントロールセンタB1系の受電を確認する。</li> </ul> <p>○操作時間及び想定時間</p> <p>操作時間（想定）：45分          操作時間（訓練実績等）：34分</p> <p>よって常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から電源供給が開始される時間を55分としていることは妥当である。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】          運用の相違          ・常設代替交流電源設備から電源供給を行うための手順及び操作時間が異なる。</p> <p>【女川】          設備名称の相違          ・ガスタービン発電機⇔代替非常用発電機</p> <p>【女川】          供給開始時間の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 島根2号炉の記載</p> <p>別添8 可搬型代替交流電源設備(高压発電機車)から電源供給を開始する時間</p> <p>蓄電池による給電に期待する時間は「全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間」であり、島根2号炉では、常設代替交流電源設備から電源供給が開始されるまでの約70分を満足する、8時間分の容量をもつ蓄電池を設置している。</p> <p>一方で、常設代替交流電源設備からの給電が失敗した場合には可搬設備による給電を、「島根原子力発電所2号炉「実用発電用原子炉にかかる発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止について必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」で整理しており、ガスタービン発電機起動失敗から、高压発電機車の電源供給成功まで、訓練実績時間(5時間9分)に余裕を見込み、最長約7時間20分かかると想定している。(第1図及び第2図参照)</p> <p>蓄電池(非常用)の容量8時間については、この約7時間20分を考慮しても必要な負荷に電源供給可能であることを確認している。</p>		<p>別添7 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給を開始する時間</p> <p>蓄電池による給電に期待する時間は「全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間」であり、泊発電所3号炉では、常設代替交流電源設備から電源供給が開始されるまでの約55分を満足する、8時間分の容量をもつ蓄電池を設置している。</p> <p>一方で、常設代替交流電源設備からの給電が失敗した場合には可搬型代替交流電源設備による給電を、「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉にかかる発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止について必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」で整理しており、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機の起動失敗から、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車の電源供給成功まで、訓練実績時間(3時間56分)に余裕を見込み、最長約4時間55分かかると想定している。(第1図及び第2図参照)</p> <p>蓄電池(非常用)の容量8時間については、この約4時間55分を考慮しても必要な負荷に電源供給可能であることを確認している。</p>	<p>【大飯、女川】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根2号炉審査実績の反映</li> </ul> <p>可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給を開始する時間について島根2号炉審査実績を反映して記載した</p>

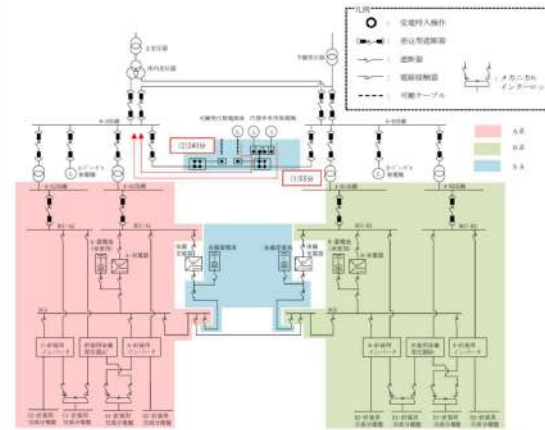
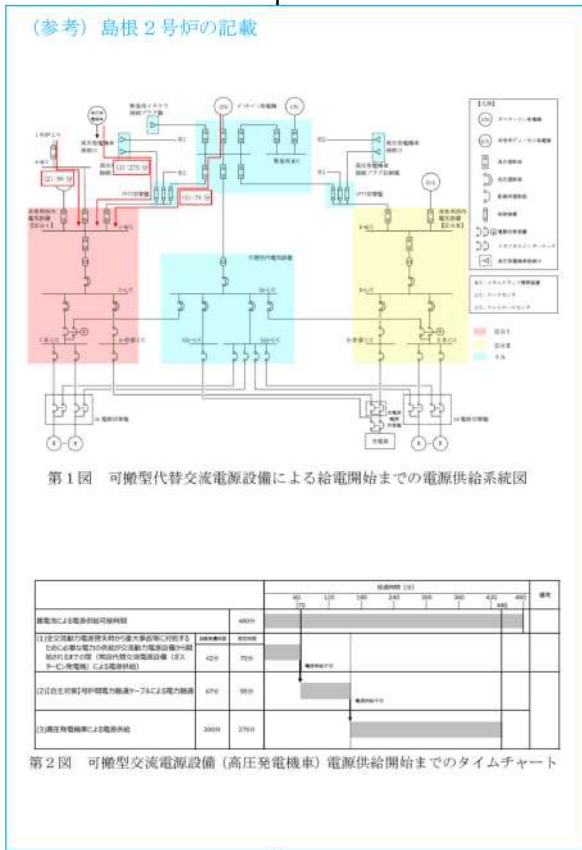
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



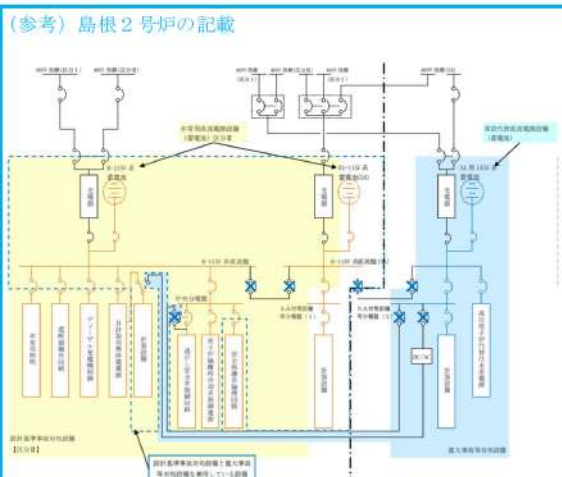
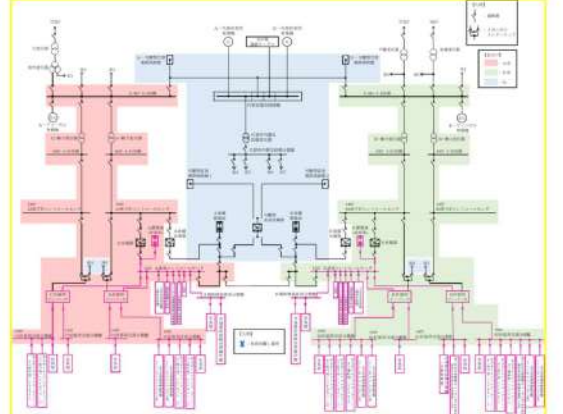
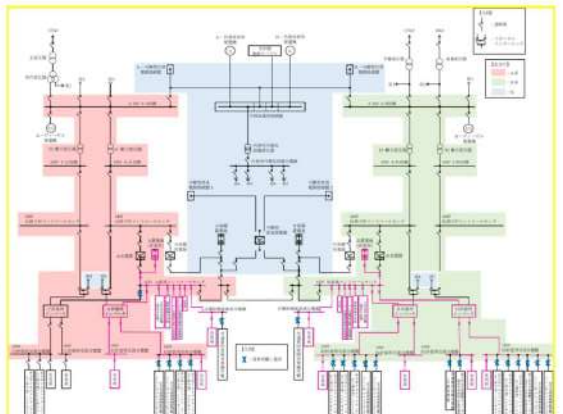
【大飯、女川】  
 記載内容の相違  
 ・島根2号炉審査実績の反映  
 ・可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替電源車) から電源供給を開始する時間について島根2号炉審査実績を反映して記載した

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

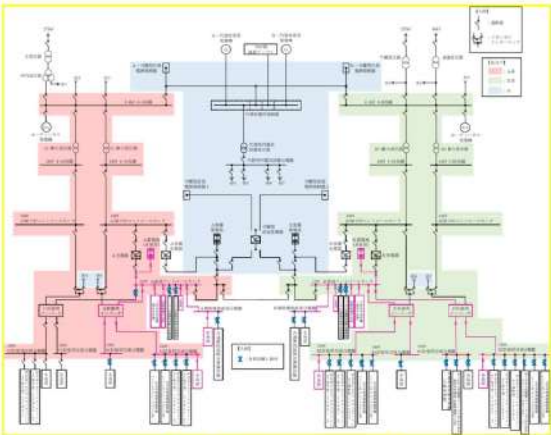
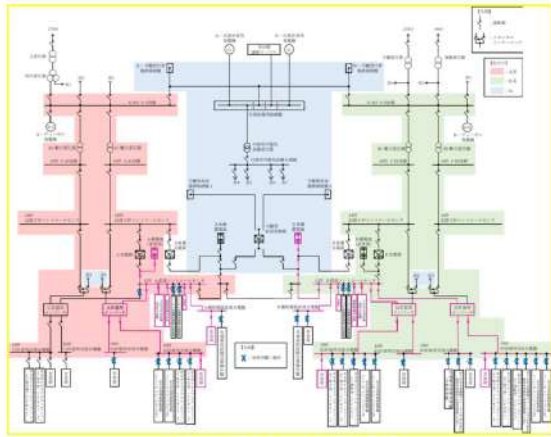
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>蓄電池は、重大事故対処等設備として要求される所内常設蓄電式直流電源設備と兼用しており、設置許可基準規則57条電源設備 解釈1b)において以下の規定がある。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷の切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電力の供給を行うことが可能な設計としている。</p> <p>上記の要求事項を満足するために、代替電源設備を含む交流電源の復旧見込みがない場合は、全交流動力電源喪失発生後1時間までに中央制御室にて不要直流負荷を切り離し、8時間後以降に中央制御室下階の計装用インバータ室の計装用分電盤で更に不要負荷の切り離し手順（「1.14 電源の確保に関する手順等 1.14.2.2(i)蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）」からの給電による。）を整備している。</p> <p>従って、蓄電池（安全防護系用）は、「全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約30分間に対し、1時間以上電力供給が可能な容量」としている。</p>	<p>(参考) 島根2号炉の記載                  別添5 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備</p> <p>B-115V系蓄電池及びB1-115V系蓄電池(SA)は重大事故等対処設備として要求される所内常設蓄電式直流電源設備と兼用しており、設置許可基準規則第57条電源設備 解釈1b)にて以下の規定がある。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。</p> <p>上記の要求事項を満足するために、代替電源設備を含む交流電源の復旧に時間を要する場合は、全交流動力電源喪失発生後8時間以降に、廃棄物処理建物地下1階中階のB-計装用電気室で、B-115V系蓄電池の不要負荷の切離し及び、必要負荷の電源供給元を重大事故等対処設備であるB1-115V系蓄電池(SA)に切り替える手順としている。</p> <p>なお、上記蓄電池とは別に常設代替直流電源設備としてSA用115V系蓄電池を設置しており、重大事故等対処に必要な負荷に対して負荷切離しなしで24時間の電源供給を可能としている。</p> <p>(単線結線図は第1図及び第2図参照。負荷曲線は第3図参照)</p> <p>また、所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の定格容量及び保守率を考慮した必要容量の算出結果を第1表に示す。</p>	<p>別紙8 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>蓄電池(非常用)は重大事故等対処設備として要求される所内常設蓄電式直流電源設備と兼用しており、設置許可基準規則第57条電源設備 解釈1b)にて以下の規定がある。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。</p> <p>上記の要求事項を満足するために、代替電源設備を含む交流電源の復旧に時間を要する場合は、全交流動力電源喪失発生後1時間までに中央制御室及び隣接する安全系計装盤室にて不要負荷を切り離し、8時間以降に原子炉補助建屋T.P.10.3mの安全補機開閉器室で更に不要負荷を切り離し、B系は13時間後、A系は17時間後に必要負荷の電源供給元を重大事故等対処設備である後備蓄電池に切り替える手順としている。</p> <p>(単線結線図は第1図～第5図参照。負荷曲線は第6図参照)</p> <p>また、所内常設蓄電式直流電源設備の定格容量及び保守率を考慮した必要容量の算出結果を第1表に示す。</p>	<p>【女川】                  記載内容の相違                  ・島根2号炉審査実績の反映</p> <p>【大阪】                  記載表現の相違</p> <p>【大阪】                  設備の相違                  ・泊は24時間給電のため後備蓄電池に切り替える運用である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

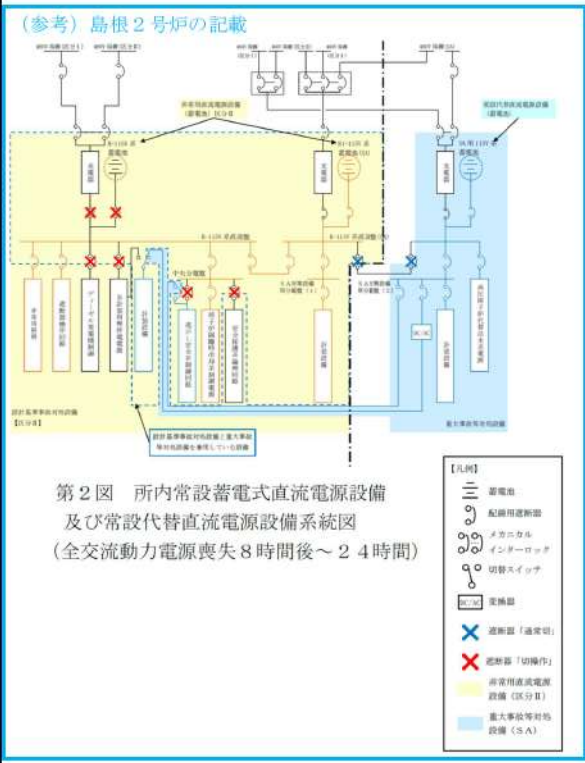
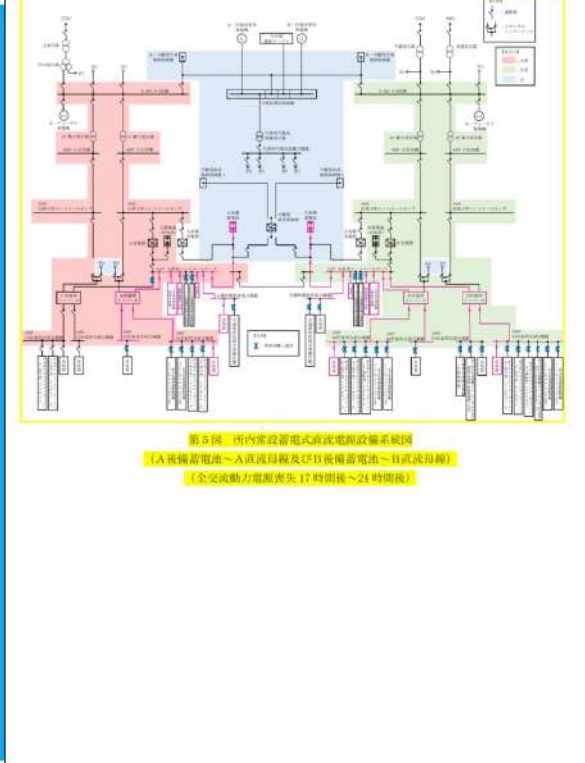
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>（参考）島根2号炉の記載</p>  <p>第1図 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備系統図          (全交流動力電源喪失直後～8時間)</p>	 <p>第1図 所内常設蓄電式直流電源設備系統図          (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線)          (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>  <p>第2図 所内常設蓄電式直流電源設備系統図          (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線)          (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	<p>【大飯、女川】          記載内容の相違          ・島根2号炉審査実績の反映</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

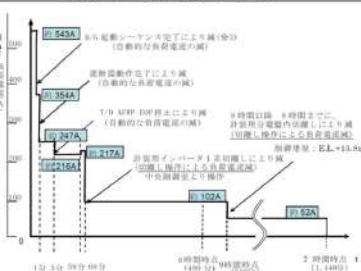
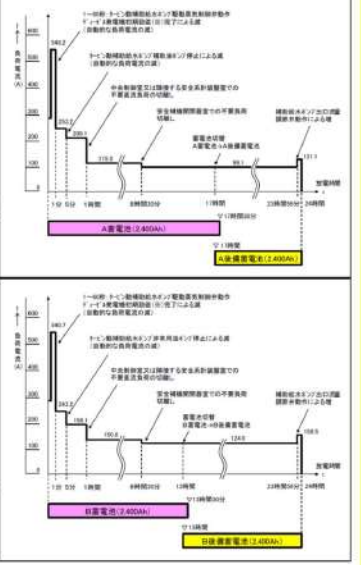
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3図 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図              (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線)              (全交流動力電源喪失8時間後～13時間後)</p>  <p>第4図 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図              (A蓄電池～A直流母線及びB後備蓄電池～B直流母線)              (全交流動力電源喪失13時間後～17時間後)</p>	<p>【大飯、女川】              記載内容の相違              ・島根2号炉審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(参考) 島根2号炉の記載</p>  <p>第2図 所内常設蓄電式直流電源設備          及び常設代替直流電源設備系統図          (全交流動力電源喪失8時間後～2.4時間)</p>	 <p>第5図 所内常設蓄電式直流電源設備系統図          (A機蓄電池～A直流母線及びB機蓄電池～B直流母線)          (全交流動力電源喪失17時間後～24時間後)</p>	<p>【大飯、女川】          記載内容の相違          ・島根2号炉審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <div data-bbox="89 199 627 510"> <p>直流負荷概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A直流分電盤（母1）</li> <li>・A1タワー</li> <li>・A2タワー</li> <li>・A3（タービン駆動機給水ポンプ）駆動電</li> <li>・A4（燃料ポンプ）駆動電</li> <li>・A5（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A6（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A7（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A8（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A9（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A10（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A11（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A12（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A13（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A14（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A15（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A16（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A17（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A18（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A19（タービン発電機励磁機）駆動電</li> <li>・A20（タービン発電機励磁機）駆動電</li> </ul> <p>負荷パターン(3号機Aトレン)</p>  </div>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(参考) 島根2号炉の記載</p> <div data-bbox="672 199 1232 742"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>電圧</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-115V系蓄電池</td> <td>115V</td> <td>2000kWh</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系蓄電池</td> <td>115V</td> <td>2000kWh</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系蓄電池(SA)</td> <td>115V</td> <td>1500kWh</td> </tr> <tr> <td>SA用115V系蓄電池</td> <td>115V</td> <td>1500kWh</td> </tr> <tr> <td>230V系蓄電池</td> <td>230V</td> <td>1500kWh</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>第3図 蓄電池負荷曲線</p> <p>※1 B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、SA用115V系蓄電池の制御電圧(自動減圧系)は同じ負荷を示す。必要時に給電元を切替えて使用し、各蓄電池の必要容量には制御電圧(自動減圧系)を含んでいる。</p> <p>※2 B-115V系蓄電池の計装用無停電交流電源装置には、重大事故等時にも継続して機能を期待する計装設備を含んでいる。8時間以降はSA用115V系蓄電池に給電元を切替えてSA対策設備用分電盤(2)から給電し、各蓄電池の必要容量には、計装設備を含んでいる。</p>	設備	電圧	容量	B-115V系蓄電池	115V	2000kWh	B1-115V系蓄電池	115V	2000kWh	B1-115V系蓄電池(SA)	115V	1500kWh	SA用115V系蓄電池	115V	1500kWh	230V系蓄電池	230V	1500kWh	<p>泊発電所3号炉</p> <div data-bbox="1265 159 1814 742">  <p>第6図 蓄電池負荷曲線</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【女川】          記載内容の相違          ・島根2号炉審査実績の反映</p>
設備	電圧	容量																			
B-115V系蓄電池	115V	2000kWh																			
B1-115V系蓄電池	115V	2000kWh																			
B1-115V系蓄電池(SA)	115V	1500kWh																			
SA用115V系蓄電池	115V	1500kWh																			
230V系蓄電池	230V	1500kWh																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
	<p>(参考) 島根2号炉の記載</p> <p>第1表 所内常設蓄電池式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の容量判定</p> <table border="1" data-bbox="672 215 1220 438"> <thead> <tr> <th></th> <th>定格容量</th> <th>各時間までの保守率を考慮した必要容量</th> <th>保守率を考慮した必要容量</th> <th>判定 (保守率を考慮した必要容量&lt;定格容量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-115V系蓄電池</td> <td>3,000Ah</td> <td>1分間→423Ah 8.5時間<sup>※</sup>→2,956Ah</td> <td>2,956Ah</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系蓄電池(SA)</td> <td>1,500Ah</td> <td>24時間→1,462Ah</td> <td>1,462Ah</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>SA用115V系蓄電池</td> <td>1,500Ah</td> <td>1分間→275Ah 24時間→1,474Ah</td> <td>1,474Ah</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：事象発生後8時間後から負荷切替作業を実施するが、作業時間を考慮し8.5時間分の電源供給を継続するとして容量を計算している。</p>		定格容量	各時間までの保守率を考慮した必要容量	保守率を考慮した必要容量	判定 (保守率を考慮した必要容量<定格容量)	B-115V系蓄電池	3,000Ah	1分間→423Ah 8.5時間 <sup>※</sup> →2,956Ah	2,956Ah	○	B1-115V系蓄電池(SA)	1,500Ah	24時間→1,462Ah	1,462Ah	○	SA用115V系蓄電池	1,500Ah	1分間→275Ah 24時間→1,474Ah	1,474Ah	○	<p>第1表 所内常設蓄電池式直流電源設備の容量判定</p> <table border="1" data-bbox="1254 167 1803 566"> <thead> <tr> <th></th> <th>定格容量</th> <th>各時間までの保守率を考慮した必要容量</th> <th>保守率を考慮した必要容量</th> <th>判定 (保守率を考慮した必要容量&lt;定格容量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A蓄電池</td> <td>2,400Ah</td> <td>1分間→987Ah 5分間→508Ah 1時間→603Ah 8時間30分<sup>※1</sup>→1,395Ah 17時間30分<sup>※2</sup>→2,381Ah</td> <td>2,381Ah</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>A後備蓄電池</td> <td>2,400Ah</td> <td>24時間→1,057Ah</td> <td>1,057Ah</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B蓄電池</td> <td>2,400Ah</td> <td>1分間→974Ah 5分間→489Ah 1時間→661Ah 8時間30分<sup>※3</sup>→1,761Ah 13時間30分<sup>※2</sup>→2,394Ah</td> <td>2,394Ah</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B後備蓄電池</td> <td>2,400Ah</td> <td>24時間→1,815Ah</td> <td>1,815Ah</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：事象発生後8時間から負荷切替作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では8時間30分まで給電を継続するものとしている。</p> <p>※2：事象発生後13時間から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では13時間30分まで給電を継続するものとしている。</p> <p>※3：事象発生後17時間から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では17時間30分まで給電を継続するものとしている。</p>		定格容量	各時間までの保守率を考慮した必要容量	保守率を考慮した必要容量	判定 (保守率を考慮した必要容量<定格容量)	A蓄電池	2,400Ah	1分間→987Ah 5分間→508Ah 1時間→603Ah 8時間30分 <sup>※1</sup> →1,395Ah 17時間30分 <sup>※2</sup> →2,381Ah	2,381Ah	○	A後備蓄電池	2,400Ah	24時間→1,057Ah	1,057Ah	○	B蓄電池	2,400Ah	1分間→974Ah 5分間→489Ah 1時間→661Ah 8時間30分 <sup>※3</sup> →1,761Ah 13時間30分 <sup>※2</sup> →2,394Ah	2,394Ah	○	B後備蓄電池	2,400Ah	24時間→1,815Ah	1,815Ah	○	<p>【大飯、女川】                  記載内容の相違                  ・島根2号炉審査実績の反映</p>
	定格容量	各時間までの保守率を考慮した必要容量	保守率を考慮した必要容量	判定 (保守率を考慮した必要容量<定格容量)																																												
B-115V系蓄電池	3,000Ah	1分間→423Ah 8.5時間 <sup>※</sup> →2,956Ah	2,956Ah	○																																												
B1-115V系蓄電池(SA)	1,500Ah	24時間→1,462Ah	1,462Ah	○																																												
SA用115V系蓄電池	1,500Ah	1分間→275Ah 24時間→1,474Ah	1,474Ah	○																																												
	定格容量	各時間までの保守率を考慮した必要容量	保守率を考慮した必要容量	判定 (保守率を考慮した必要容量<定格容量)																																												
A蓄電池	2,400Ah	1分間→987Ah 5分間→508Ah 1時間→603Ah 8時間30分 <sup>※1</sup> →1,395Ah 17時間30分 <sup>※2</sup> →2,381Ah	2,381Ah	○																																												
A後備蓄電池	2,400Ah	24時間→1,057Ah	1,057Ah	○																																												
B蓄電池	2,400Ah	1分間→974Ah 5分間→489Ah 1時間→661Ah 8時間30分 <sup>※3</sup> →1,761Ah 13時間30分 <sup>※2</sup> →2,394Ah	2,394Ah	○																																												
B後備蓄電池	2,400Ah	24時間→1,815Ah	1,815Ah	○																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備（別添）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添資料</p> <p>大飯発電所3号及び4号炉</p> <p>技術的能力説明資料</p> <p>全交流動力電源喪失対策設備</p>	<p>別添 8 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 全交流動力電源喪失対策設備</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>運用、手順説明資料 全交流動力電源喪失対策設備</p>	<p>別添</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>運用、手順説明資料</p> <p>全交流動力電源喪失対策設備</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 ・女川及び泊の他条 文との整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備（別添）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>14条 全交流動力電源喪失対策設備</p> <p>全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の設計基準事故に対処するための電源設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>供給時間について</p> <p>全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、供給を可能とする。</p> <p>供給対象について</p> <p>原子炉停止系の動作により発電用原子炉を安全に停止し、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補給水ポンプ及び主蒸気安全弁の動作により一定時間冷却を行えとともに原子炉格納容器の健全性を確保するための工学的安全施設が動作することができるよう、制御電源の確保等これらの設備に供給を可能とする。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）の設置                  (2,400A・h) 2系統（既設）</p>	<p>第14条 全交流動力電源喪失対策設備</p> <p>【設備許可基準規則 第14条】                  発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の設計基準事故に対処するための電源設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>蓄電池</p> <p>必要な負荷への電源供給</p> <p>原子炉停止後、交流電源が回復するまでは、主蒸気送りが安全弁と原子炉蒸気駆動する原子炉隔離時冷却系により、復水貯蔵タンク水又はサブプレッションシステムのプール水を原子炉へ送水し、約8時間程度は原子炉の冷却を確保できる設計とする。</p> <p>電源供給時間の確保</p> <p>全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約15分間電源供給が可能であること。</p> <p>工・機</p> <p>蓄電池（非常用）の設置</p> <p>【設備規格との対応】                  工：工機（基本設計方針、部付書類）                  機：保安規定（運用、手順に係る事項、下位文書含む）                  機：機防規定（下位文書含む）</p> <p>【部付書類への反映事項】                  ■：部付書類                  □：部付書類に該当しない                  ○：機防規定（機防規定以外の機防事項機）</p>	<p>14条 全交流動力電源喪失対策設備</p> <p>【追加要求事項】                  14条 全交流動力電源喪失対策設備</p> <p>【解説】                  発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の設計基準事故に対処するための電源設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>【解釈】                  第14条について、全交流動力電源喪失（外部電源喪失及び非常用内交流動力電源喪失の重畳）に備えて、非常用内交流動力電源設備は、原子炉の安全停止、停止後の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保のために必要な容量を有する蓄電池（重大事故等に対処するための電源設備から電力が供給されるまでの間）を備えること。</p> <p>下幹部は追加要求事項</p> <p>蓄電池</p> <p>必要な負荷への電源供給</p> <p>発電用原子炉停止後、交流電源が回復するまでは、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補給水ポンプ及び主蒸気安全弁により、約8時間程度は発電用原子炉の冷却を確保できる設計とする。</p> <p>電源供給時間の確保</p> <p>全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約15分間電源供給が可能であること。</p> <p>蓄電池（非常用）の設置                  (約2,400Ah) 2機（既設）</p> <p>■ 運用による対応                  ■ 設備による対応</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <p>・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第14条 全交流動力電源喪失対策設備（別添）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" data-bbox="85 252 689 379"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第14条 全交流動力電源喪失対策設備</td> <td rowspan="4">蓄電池 (安全防護系用)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>蓄電池に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>蓄電池に係る保守・点検に関する教育を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第14条 全交流動力電源喪失対策設備	蓄電池 (安全防護系用)	運用・手順	—	体制	—	保守管理	蓄電池に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	蓄電池に係る保守・点検に関する教育を行う。	<p>運用、手順に係る対策等（設計基準）</p> <table border="1" data-bbox="725 261 1321 443"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第14条 全交流動力電源喪失対策設備</td> <td rowspan="4">蓄電池 (非常用)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第14条 全交流動力電源喪失対策設備	蓄電池 (非常用)	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	—	<p>表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）</p> <table border="1" data-bbox="1366 255 1957 383"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">蓄電池（非常用）</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>（通常体制）</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>蓄電池に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>蓄電池に係る保守管理に関する教育を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	蓄電池（非常用）	運用・手順	—	体制	（通常体制）	保守・点検	蓄電池に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	蓄電池に係る保守管理に関する教育を行う。	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																								
第14条 全交流動力電源喪失対策設備	蓄電池 (安全防護系用)	運用・手順	—																																								
		体制	—																																								
		保守管理	蓄電池に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																								
		教育・訓練	蓄電池に係る保守・点検に関する教育を行う。																																								
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																								
第14条 全交流動力電源喪失対策設備	蓄電池 (非常用)	運用・手順	—																																								
		体制	—																																								
		保守・点検	—																																								
		教育・訓練	—																																								
対象項目	区分	運用対策等																																									
蓄電池（非常用）	運用・手順	—																																									
	体制	（通常体制）																																									
	保守・点検	蓄電池に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																									
	教育・訓練	蓄電池に係る保守管理に関する教育を行う。																																									

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB16-9 r.10.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

#### 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

令和5年5月

北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較結果等を取りまとめた資料</b>			
<b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり（比較表相違理由欄参照） b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり（比較表相違理由欄参照） c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
<b>2. まとめ資料との比較結果の概要</b>			
2-1) 既許可に係る記載の相違			
燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設について、設置許可基準規則第16条及び技術基準規則第26条、第34条、第47条における追加要求事項は下表1のとおりであり、その他の要求事項に変更はない。したがって、以下の追加要求事への適合性に係る記載を除いては既許可時から設計に変更がないため、記載の相違があっても既許可に係る記載の相違である。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表1：設置許可基準規則第16条及び技術基準規則第26条、第34条、第47条における追加要求事項			
設置許可基準規則第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）	技術基準規則第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）		
2 二 二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。	2 二 二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。		
3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。	技術基準規則第34条（計測装置）※		
一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。	発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって、これに代えることができる。		
二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位		
	3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（同項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあつては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならない。		
	4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えることができる。		
	技術基準規則第47条（警報装置等）		
	2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。		
※技術基準規則第34条（計測装置）における使用済燃料ピット温度の表示等の追加要求を踏まえた設備について、設置許可基準規則第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において説明するため、関連する設置許可基準規則第23条（計測制御系統施設）を関連条文として記載。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	-------------	---------	------

2-2) 主な相違（相違理由の類型化）

主な相違箇所は表2、3のとおりであり、比較表においては相違理由を類型化して記載する。具体的には、表4に示す相違について、相違理由欄の記載を省略する。また、表5に示す相違については、相違理由欄に「類型化番号および相違項目」のみを記載し、説明は省略する。

表2：相違理由の類型化（相違理由欄の記載を省略するもの）

番号	相違項目	説明
-	■記載表現の相違(「,」「、」)	・既許可を踏襲し、泊は(法令引用箇所を除き)すべて「,」としている。 ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。
-	■資料番号の相違	
-	■名称の相違(申請プラント)	(泊・大飯) 使用済燃料ピット / (女川) 使用済燃料プール、(泊・大飯) ピット / (女川) プール (泊) 燃料取扱棟 / (女川) 原子炉建屋原子炉棟 / (大飯) 原子炉周辺建屋 (泊) 燃料取扱棟クレーン・使用済燃料ピットクレーン / (女川) 原子炉建屋クレーン・燃料交換機 / (大飯) 補助建屋クレーン・使用済燃料ピットクレーン
-	■記載表現の相違(発電用原子炉施設)	
-	■名称の相違(申請プラント)	
-	■記載表現の相違(発電用原子炉施設)	・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化。

表3：相違理由の類型化（相違理由欄に、類型化番号および相違項目のみを記載。説明を省略するもの）

番号	相違項目	説明
①	■既許可記載の相違	・新規制基準のうちDB16条の追加要求事項（重量物落下防止、監視設備）に対して、既許可時点から設計に変更を伴わない部分に係る、記載の相違。
②	■設備の相違(MOX燃料)	・泊はMOX燃料の設置許可を取得しており、MOX新燃料の取扱・貯蔵について記載している。また、「新燃料」のうちウラン新燃料のみを示す場合(MOX新燃料を含まない場合)は、『ウラン新燃料』と記載している。 ・女川、大飯はMOX燃料の設置許可は取得していない。
③	■記載の充実(追加要求事項対象外、大飯参照) ■記載の充実(追加要求事項対象外、女川参照)	・新規制基準のうちDB16条の追加要求事項（重量物落下、監視設備）の対象外だが、先行の新規制基準適合プラントに比べて情報量が不足しているため、記載を充実するもの。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>別添資料1 使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p>別添資料2 使用済燃料ピット監視設備について</p> <p>3. 技術的能力説明資料</p> <p>別添資料3 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4. 現場確認プロセス</p> <p>別添資料4 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について</p> <p>5. 参考資料</p> <p>別添資料5 使用済燃料ピット内への落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について</p>	<p>第16条：燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項及び評価条件変更に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p>2.2 使用済燃料プールを監視する機能の確保について</p> <p>3. 別添資料</p> <p>別添資料1 使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p>別添資料2 使用済燃料プール監視設備について</p> <p>別添資料3 運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>別添資料4 使用済燃料プールへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について</p>	<p>第16条：燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p>2.2 使用済燃料ピットを監視する機能の確保について</p> <p>別添1 使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p>別添2 使用済燃料ピット監視設備について</p> <p>3. 運用、手順説明資料</p> <p>別添3 運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4. 現場確認プロセス</p> <p>別添4 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について</p> <p>5. 参考資料</p> <p>別添5 使用済燃料ピット内への落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について</p>	<p>■【女川】記載方針の相違                      ・女川では、評価条件変更の記載で作成。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】記載方針の相違（資料構成：大飯参照）                      ・次項と合わせて、記載の充実している大飯に合わせた。</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）                      女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4. において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。</p> <p>5. において、落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について説明する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4. において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。</p> <p>5. において、落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について説明する。</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■設備名称の相違（プラント名）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】記載の充実（大飯参照） 泊の他条文との整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設, 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設について、設置許可基準規則第16条並びに技術基準規則第26条、第34条及び第47条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第16条並びに技術基準規則第26条、第34条及び第47条を第1.1-1表に示す。また、第1.1-1表において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第16条並びに技術基準規則第26条、第34条及び第47条を表1に示す。また、表1において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。</p>	<p>■【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化するもの。</li> </ul> <p>■記載表現の相違（表番号）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表1 設置許可基準規則第16条並びに技術基準規則第26条、第34条及び第47条 要求事項						
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考
第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設) 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料の取扱施設(安全施設に係るものに限る。)を設けなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。	第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備) 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。	第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設) 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料の取扱施設(安全施設に係るものに限る。)を設けなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。	第二十六条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。 四 取扱中に燃料体等が破損しないこと、 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設) 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)の取扱施設(安全施設に係るものに限る。)を設けなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。	第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。 四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	変更なし 変更なし 変更なし 変更なし
備考	変更なし	備考	変更なし	備考	変更なし	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	
<p>備考 変更なし</p>	<p>備考 変更なし</p>	<p>備考 変更なし</p>	<p>備考 変更なし</p>	<p>備考 変更なし</p>	<p>備考 変更なし</p>	
<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備) 六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮断できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p>	<p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>	<p>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮断能力を有するものとする。</p>	<p>六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮断できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p>	<p>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮断能力を有するものとする。</p>	<p>六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮断できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p>	
<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設) 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮断能力を有するものとする。</p>	<p>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。</p>	<p>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。</p>	<p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>	<p>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。</p>	<p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p>	<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	<p>備考</p>	<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	<p>備考</p>	
<p>備考 変更なし</p>	<p>第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備) 2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めることにより施設しなければならない。 五 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による敷地外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。 三 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。</p>	<p>第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設) 2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設(安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。)を設けなければならない。 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとする。こと。 ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとする。こと。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。こと。</p>	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 五 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による敷地外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。 三 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。</p>	<p>変更なし</p>	<p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設(安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。)を設けなければならない。 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による敷地外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとする。こと。 ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとする。こと。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。こと。</p>	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 五 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による敷地外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。 三 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。</p>	<p>変更なし</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	<p>備考</p>	<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	<p>備考</p>	
<p>二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を置く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものがあること。                      イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。                      ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであること。                      ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであること。使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとする。</p>	<p>四 使用済燃料その他高放射線の燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。                      ロ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。                      二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。                      イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。                      ハ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。</p>	<p>二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものがあること。                      イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。                      ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであること。最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとする。                      ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであること。使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとする。</p>	<p>四 使用済燃料その他高放射線の燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。                      ロ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。                      二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。                      イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。                      ハ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。</p>		<p>二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものがあること。                      イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。                      ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであること。最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとする。                      ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであること。使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとする。</p>	<p>四 使用済燃料その他高放射線の燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。                      ロ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。                      二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。                      イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。                      ハ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。</p>	<p>変更なし</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
備考	追加要求事項					
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考		
ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。	ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。	ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。	ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないこと。	追加要求事項		
七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	変更なし		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)		
<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても、温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても、温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても、温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても、温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても、温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても、温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>追加要求事項</p>	<p>追加要求事項</p> <p>追加要求事項</p>
<p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設けなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設けることができる。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれら事項を計測することができるものではない。</p>	<p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設けなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設けることができる。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれら事項を計測することができるものではない。</p>	<p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設けなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設けることができる。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれら事項を計測することができるものではない。</p>	<p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設けなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設けることができる。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれら事項を計測することができるものではない。</p>	<p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設けなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設けることができる。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれら事項を計測することができるものではない。</p>	<p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設けなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設けることができる。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれら事項を計測することができるものではない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考
備考 追加要求事項						
追加要求事項						
技術基準規則 第34条 (計測装置)	4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置にあっては、断続的に燃料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することができる。	4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置にあっては、断続的に燃料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えることができる。	4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置にあっては、断続的に燃料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えることができる。	4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置にあっては、断続的に燃料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えることができる。	追加要求事項	
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
備考	追加要求事項	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	
	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)						
	2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。	3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。	2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項	3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。	2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="707 244 927 308">設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th> <th data-bbox="931 244 1151 308">技術基準規則 第47条 (貯蔵装置等)</th> <th data-bbox="1155 244 1225 308">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="707 323 927 754">                     4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。                      一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。こと。                      二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。こと。                      三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。こと。                 </td> <td data-bbox="931 323 1151 754">                     2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。                      六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによる。こと。                      イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できる。こと。                      ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有する。こと。                      ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できる。こと。                      ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造である。こと。                      七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにする。こと。                 </td> <td data-bbox="1155 323 1225 754">変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (貯蔵装置等)	備考	4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。こと。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。こと。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。こと。	2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによる。こと。 イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できる。こと。 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有する。こと。 ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できる。こと。 ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造である。こと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにする。こと。	変更なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1274 244 1494 308">設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th> <th data-bbox="1498 244 1718 308">技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</th> <th data-bbox="1722 244 1792 308">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1274 323 1494 738">                     4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。                      一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。こと。                      二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。こと。                      三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。こと。                 </td> <td data-bbox="1498 323 1718 738">                     2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。                      六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによる。こと。                      イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できる。こと。                      ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有する。こと。                      ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できる。こと。                      ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造である。こと。                      七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにする。こと。                 </td> <td data-bbox="1722 323 1792 738">変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考	4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。こと。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。こと。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。こと。	2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによる。こと。 イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できる。こと。 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有する。こと。 ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できる。こと。 ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造である。こと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにする。こと。	変更なし	<p>■【大飯】記載の拡充（女川実績反映）                  ・第16条第4項について、大飯は記載していない。</p>
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (貯蔵装置等)	備考													
4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。こと。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。こと。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。こと。	2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによる。こと。 イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できる。こと。 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有する。こと。 ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できる。こと。 ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造である。こと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにする。こと。	変更なし													
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考													
4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。こと。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。こと。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。こと。	2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによる。こと。 イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できる。こと。 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有する。こと。 ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できる。こと。 ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造である。こと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにする。こと。	変更なし													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがなく、崩壊熱により燃料体等が熔融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とするとともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減でき、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により熔融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ピットから水が漏れ出した場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。</p> <p>燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とするとともに、クレーンはワイヤ2重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、クレーン等安全規則に基づく点検等の落下防止対策を行う設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項及び評価条件変更に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがなく、崩壊熱により燃料体等が熔融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減できる設計とする。</p> <p>また、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により熔融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料プールから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料プールから水が漏れ出した場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とすることとし、使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については落下しない設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがなく、崩壊熱により燃料体等が熔融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減できる設計とする。</p> <p>また、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により熔融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ピットから水が漏れ出した場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とすることとし、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下しない設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>■【大阪】記載の拡充（女川参照）</p> <p>■【大阪】記載表現の相違（発電用原子炉施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</li> </ul> <p>■【大阪】記載箇所の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の審査実績を踏まえ、記載箇所を変更するもの。</li> <li>・重量物落下の追加要求事項は貯蔵施設に対する要求であるが、ここは取扱施設について記載している部分であるため、女川に合わせて本頁下部の貯蔵施設側へ移動。</li> </ul> <p>■【大阪】記載箇所の相違（女川実績の反映：本頁上部参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪のクレーンのワイヤ2重化等の落下防止対策については、具体的な設備構造や運用の説明であることから、女川と同様に添付八に記載する。</li> </ul> <p>■記載表現の相違</p>

【説明資料（5.2：16条-別添1-16～31）



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設, 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源供給により、使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量を監視することができる設計とする。</p>	<p>使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が利用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、使用済燃料プールの水位及び水温並びに放射線量を監視することができる設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉                      (参考1.2:16条-別添1-参考1-1~3,                      16条-別添1-参考2-1)                      使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに放射線量を監視することができる設計とする。                      【説明資料(1.2:16条-別添2-1~8)】</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では説明資料番号を記載。以下、相違理由の記載は省略する。</li> <li>■【大飯】記載表現の相違(女川参照)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p> <p>二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>A. 3号炉</p> <p>(1)核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置（一部3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用）及び除染装置（1号、2号及び3号炉共用）で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉周辺建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <div data-bbox="414 758 1086 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 高浜3号炉(MOX導入済)設置許可(令和3年5月)の記載</p> <p>ウラン新燃料は、原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、原子炉補助建屋内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により使用済燃料貯蔵設備に移し、ここから燃料取扱設備により原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> </div> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱設備により原子炉周辺建屋内へ移送し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とするとともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の運搬又は搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p>	<p>二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1)核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料交換機（1号及び2号炉共用（既設））、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用（既設））等で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン等で使用済燃料プールに移し、燃料交換機により炉心に挿入する。</p> <p>燃料の取替は、原子炉上部のウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で燃料交換機により移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プール（1号及び2号炉共用（既設））の水中に貯蔵する。</p> <p>燃料交換機は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止する設計とするとともに、使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p>	<p>二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1)核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ビットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により使用済燃料貯蔵設備に移し、ここから燃料取扱設備により原子炉格納容器内に搬入する。燃料の取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止する設計とするとともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p>	<p>■既許可構成の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の燃料交換機は、泊の燃料取替クレーン及び使用済燃料ビットクレーンに該当する。</li> <li>・女川の原子炉建屋クレーンは、泊の燃料取扱棟クレーンに該当する。</li> <li>・泊3号の「等」は、「新燃料エレベータ」「ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置」「燃料取扱工具」である。</li> </ul> <p>■【大阪、女川】②設備の相違（MOX燃料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉はMOX燃料設置許可取得済みであり、ウラン新燃料のみ、MOX新燃料のみを示す場合は、「ウラン新燃料」、「ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料」と記載している。</li> </ul> <p>■設備名称の相違（燃料取扱棟／原子炉周辺建屋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</li> </ul> <p>■設備の相違（ほう酸水）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は「水中」、泊及び大阪は「ほう酸水中」に燃料を貯蔵する。</li> <li>・以降、本相違理由の記載は省略する。</li> </ul> <p>■【大阪】①既許可記載の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(i) 新燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>新燃料貯蔵設備は、新燃料を新燃料ラックに挿入して貯蔵するものであり、原子炉補助建屋内に設置する。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない構造とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約75%相当分</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>使用済燃料貯蔵設備（3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料及び新燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、3号炉原子炉周辺建屋内に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピット水の漏えい並びに原子炉周辺建屋内の放射線量率を監視する設備等を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合には、ほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないように設計する。</p> <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用済燃料ピットの注水機能喪失、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保できる設計とす</p>	<p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(i) 新燃料貯蔵庫</p> <p>a. 構造</p> <p>新燃料貯蔵庫は、新燃料を貯蔵ラックに挿入して貯蔵するものであり、原子炉建屋原子炉棟内に設置する。</p> <p>新燃料貯蔵庫は、想定されるいかなる状態においても新燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約40%相当分</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 使用済燃料プール</p> <p>(a) 構造</p> <p>使用済燃料プール（1号及び2号炉共用（既設））は、燃料体等を水中の貯蔵ラックに入れて貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽であり、原子炉建屋原子炉棟内に設ける。</p> <p>使用済燃料プールは、燃料体等の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール水温、使用済燃料プール上部の空間線量率及び使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備を設ける。</p> <p>使用済燃料プールは、想定されるいかなる状態においても燃料体等が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p> <p>使用済燃料プールは、残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用</p>	<p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(i) 新燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>新燃料貯蔵設備は、ウラン新燃料を新燃料ラックに挿入して貯蔵するものであり、燃料取扱棟内に設置する。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においてもウラン新燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約23%相当分</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料体等をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、燃料取扱棟内に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、燃料体等の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピット水の漏えい並びに燃料取扱棟内の放射線量率を監視する設備等を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合にはほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料体等が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットの内張りは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料ピット浄化冷却設備の有する使用済燃料ピットの冷却機能喪失又は燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットの注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の充実（追加要求事項対象外、女川参照）</li> <li>■記載表現の相違（新燃料貯蔵設備／新燃料貯蔵庫）</li> <li>■②設備の相違（MOX燃料）</li> <li>■設備名称の相違（新燃料ラック／貯蔵ラック）</li> <li>■設備の相違（新燃料貯蔵庫の容量）</li> <li>■【女川】既許可構成の相違</li> <li>■記載表現の相違（共用の記載）</li> <li>■記載の適正化（女川参照）</li> <li>■設備の相違（ほう酸水）</li> <li>■設備名称の相違（貯蔵ラック／使用済燃料ラック）</li> <li>・以降、相違理由の記載は省略</li> <li>■記載表現の相違（挿入して／入れて）</li> <li>■記載の適正化（女川参照）</li> <li>■①既許可記載の相違（追加要求事項対象外）</li> <li>■記載の適正化（大飯参照）</li> <li>■【女川】①既許可記載の相違（漏えい時のほう酸水注水／追加要求事項対象外）</li> <li>■【大飯】記載方針の相違</li> <li>・泊及び女川では、使用済燃料ピット水浄化冷却設備／燃料プール冷却浄化系について、次頁「(3)核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力」に記載している。</li> <li>■【女川】記載表現の相違（内張り／ライニング）</li> <li>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>■【大飯】記載の拡充（女川参照）</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>る。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置においてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力                      全炉心燃料の約1100%相当分（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）とする。</p> <p>(3)核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力</p> <p>(i) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備</p> <p>a. 構造                      通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設ける。</p> <div data-bbox="331 895 1032 1123" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 高浜3号炉 (MOX導入済) 設置許可 (令和3年5月) の記載</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料ピットには、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設ける。</p> </div> <p>b. 冷却能力                      使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <div data-bbox="331 1278 1032 1473" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 高浜3号炉 (MOX導入済) 設置許可 (令和3年5月) の記載</p> <p>使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> </div>	<p>済燃料ブルー水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。</p> <p>使用済燃料ブルーの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ブルーからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料ブルーの水位が低下した場合及び使用済燃料ブルーからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ブルーの水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料貯蔵ラックの形状により臨界を防止できる設計とする。</p> <p>(b) 貯蔵能力                      全炉心燃料の約400%相当分（1号及び2号炉共用（既設））</p> <p>(3)核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力</p> <p>(i) 燃料ブルー冷却浄化系                      燃料ブルー冷却浄化系は、ポンプ、熱交換器、ろ過脱塩装置等で構成し、使用済燃料からの崩壊熱を除去するとともに、使用済燃料ブルー水を浄化できる設計とする。さらに、全炉心燃料を取り出した場合においても、残留熱除去系を併用して、使用済燃料ブルー水の十分な冷却が可能な設計とする。</p> <p>また、補給水ラインを設け、使用済燃料ブルー水の補給も可能な設計とする。</p> <p>燃料ブルー冷却浄化系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系等を経て、最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が低下した場合及び使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置においてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力                      全炉心燃料の約920%相当分（1号、2号及び3号炉共用）</p> <p>(3)核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力</p> <p>(i) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備</p> <p>a. 構造                      通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料ピットには、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）を設ける。</p> <p>b. 冷却能力                      使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】記載の拡充（女川参照）</li> <li>■記載表現の相違</li> <li>■【女川】泊（大飯も）は臨界防止のためピット内での配置制限が必要。</li> <li>■記載の充実（女川実績の反映）</li> <li>■設備の相違（使用済燃料ピットの容量）</li> <li>■既許可記載の相違（炉共用）</li> <li>■以下、泊の使用済燃料ピット水浄化冷却設備は同型の設備で記載が充実している大飯と比較し相違理由を記載する。</li> <li>■②設備の相違（MOX燃料）</li> <li>■②設備の相違（MOX燃料）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 使用済燃料ピット冷却器                      (1号、2号及び3号炉共用)                      型式 横置U字管式                      基数 2                      伝熱容量 約4.3MW (1基当たり)                      型式 プレート式                      基数 1                      伝熱容量 約5.18MW</p> <p>(b) 使用済燃料ピットポンプ                      (1号、2号及び3号炉共用)                      台数 2                      容量 約546m<sup>3</sup>/h (11台当たり)</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】</p> <p>(2) 安全設計方針                      該当なし</p>	<p>a. 燃料プール冷却浄化系ポンプ                      台数 1 (予備1)                      容量 約160m<sup>3</sup>/h</p> <p>b. 燃料プール冷却浄化系熱交換器                      基数 2</p> <p>(2) 安全設計方針                      該当なし</p>	<p>(a) 使用済燃料ピット冷却器 (1号、2号及び3号炉共用)                      型式 横置U字管式                      基数 2                      伝熱容量 約6.3×10<sup>3</sup>kW (1基当たり)</p> <p>(b) 使用済燃料ピットポンプ (1号、2号及び3号炉共用)                      台数 2                      容量 約550m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</p> <p>(2) 安全設計方針                      該当なし</p>	<p>■【大飯】設備の相違（冷却器伝熱容量、プレート式冷却器）                      ・使用済燃料ピット貯蔵能力の相違から崩壊熱量が異なるため、必要な冷却器伝熱容量も異なる。                      （追加要求事項対象外）</p> <p>■【大飯】設備の相違（使用済燃料ピットポンプの容量）</p> <p>■大飯との比較はここまで。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 適合性説明                      (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>1 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。</li> <li>二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。</li> <li>三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。</li> <li>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</li> <li>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。</li> </ul> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとする。</li> <li>ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとする。</li> <li>ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。</li> </ul> </li> <li>二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</li> <li>ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとする。</li> <li>ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏れいした場合において水の漏れを検知することができるものとする。</li> <li>ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>(3) 適合性説明                      (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>第十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。</li> <li>二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。</li> <li>三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。</li> <li>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</li> <li>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。</li> </ul> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとする。</li> <li>ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとする。</li> <li>ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。</li> </ul> </li> <li>二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</li> <li>ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとする。</li> <li>ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏れいした場合において水の漏れを検知することができるものとする。</li> <li>ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>(3) 適合性説明                      (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>第十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。</li> <li>二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。</li> <li>三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。</li> <li>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</li> <li>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。</li> </ul> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとする。</li> <li>ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとする。</li> <li>ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。</li> </ul> </li> <li>二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</li> <li>ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとする。</li> <li>ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏れいした場合において水の漏れを検知することができるものとする。</li> <li>ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>■【大飯】記載表現の相違（女川実績を参照）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違                      ・法令の改正による記載の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</p> <p>二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとする。</p> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</p> <p>二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。</p>	<p>■【大飯】記載の充実(女川参照)</p> <p>■【女川】設備の相違                  (BWR燃料のチャンネルボックスに相当する設備はない。)</p> <p>■記載の充実(女川参照)</p> <p>■設備名称の相違(プラント名、建屋名称)</p> <p>■既許可構成、記載表現の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違                  ・泊・大飯は取扱設備名を記載。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違(取扱い/取り扱い)</p> <p>・泊では「取扱い」(名詞)、「取り扱う」(動詞)</p>
<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の燃料体等の取扱設備は、燃料体等の搬入から搬出までの取り扱いを安全かつ確実に行うことができるように、次の方針により設計する。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等の搬入から搬出までの取り扱いにおいて、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>以下、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）のうち、チャンネル・ボックスを除いたものを燃料集合体という。</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、下記事項を考慮した設計とする。なお、2号炉原子炉建屋原子炉棟内の燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、その一部を1号及び2号炉共用とする。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおいて、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、下記事項を考慮した設計とする。なお、3号炉燃料取扱棟内の燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、その一部を1号、2号及び3号炉共用とする。</p> <p>第1項について</p> <p>燃料体等の取扱設備は、以下の方針により設計する。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおいて、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1項第3号について                      燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について                      使用済燃料の取扱設備は、取り扱い時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする。</p> <p>第1項第5号について                      燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するため、十分な考慮を払った設計とする。また、クレーンはワイヤ2重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>第2項第1号について                      3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の燃料体等の貯蔵設備は、以下のように設計する。                      イ 燃料の貯蔵設備は、独立の原子炉周辺建屋に設け、原子炉周辺建屋内の独立の区画に新燃料貯蔵庫を設ける。                      原子炉周辺建屋内の使用済燃料ピット水面には、補助建屋給気系統により外気を供給し、使用済燃料ピット水面から上昇する気体が建屋内に拡散するのを防止するとともに、使用済燃料ピット区域からの排気は補助建屋排気系統より排気筒へ排出することで、放射性物質の放出を低減する設計とする。また、燃料体等の落下により放射性物質が放出された場合は、使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検</p>	<p>第1項第3号について                      燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について                      使用済燃料の取扱設備は、取扱時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする等、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くするような設計とする。</p> <p>第1項第5号について                      燃料交換機の燃料つかみ具は二重ワイヤや種々のインターロックを設け、燃料移動中の燃料体等の落下を防止できる設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋クレーンの主要要素は、吊り荷の落下防止措置を施すとともに使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料プール上を走行できないなどのインターロックを設ける設計とする。</p> <p>第2項第1号イについて                      貯蔵設備は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、適切な雰囲気換気空調系で維持する設計とする。また、燃料等の落下により放射性物質が放出された場合は、原子炉建屋原子炉棟で、その放散を防ぎ、非常用ガス処理系で処理する設計とする。</p>	<p>第1項第3号について                      燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について                      使用済燃料の取扱設備は、取扱時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする等、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くするような設計とする。</p> <p>第1項第5号について                      燃料取扱設備は二重のワイヤや種々のインターロックを設け、移送操作中の燃料体等の落下を防止できる設計とする。また、クレーンはフック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>第2項第1号について                      燃料体等の貯蔵設備は、以下のように設計する。                      イ 燃料貯蔵設備としては、燃料取扱棟内に新燃料貯蔵庫及び使用済燃料ピットを設ける。                      燃料取扱棟内の使用済燃料ピット水面には、補助建屋換気空調設備により外気を供給し、使用済燃料ピット水面から上昇する気体が燃料取扱棟内に拡散するのを防止するとともに、使用済燃料ピット区域からの排気は補助建屋換気空調設備により排気筒へ排出する設計とする。また、燃料体等の落下により放射性物質が放出された場合は、アニユラス空気浄化設備で処理する設計とする。</p>	<p>■【大飯】記載の充実（女川参照）</p> <p>■【女川】記載表現の相違                      ・泊3号で燃料体等を移送する際は燃料取扱棟クレーン、使用済燃料ピットクレーン及び取扱工具を用いるが、クレーンは動力源喪失時保持機能を有しており、取扱工具は燃料取扱中に燃料体等が外れて落下しないようフェイル・セーフ機構（機械的インターロック）を設け、燃料体等の落下を防止できる設計としている。</p> <p>■【女川】記載の充実（大飯参照）                      ■【大飯】ワイヤ2重化は泊3号炉では重複するため記載しない。                      ■【女川】設備の相違                      ・女川の原子炉建屋クレーンに相当する泊の燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行することが無いようクレーンの走行範囲を物理的に制限しているため、インターロックは設けていない。</p> <p>■設置許可構成の相違、記載表現の相違</p> <p>■記載の拡充（建屋名称追加）                      ■記載内容の相違                      ・換気空調設備について泊は詳細に記載。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違（換気空調設備/給気系統・排気系統）</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違                      ・泊では、燃料取扱棟の排気を</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>知し、警報を発信する設計とする。</p> <p>加えて、使用済燃料ピットには、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料ピット水に含まれる固形分及びイオン性不純物を除去し、ピット水からの放射線量が十分低くなるように設計する。</p> <p>ロ 新燃料の貯蔵設備は、燃料取替時に必要とする燃料を貯蔵することができる1/3炉心分以上の容量を有し、使用済燃料の貯蔵設備は、燃料取替時に取り出される燃料及び通常運転時に炉心に装荷されている燃料を貯蔵することができる3号炉及び4号炉のおのおの全炉心燃料の約130%相当分以上の容量を有する設計とする。</p> <p>ハ 3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の使用済燃料ピット中の使用済燃料ラックは、燃料集合体との間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は0.98（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵庫中の新燃料ラックは、燃料集合体の間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は、0.95（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。</p> <p>（第2項第1号ハの前半を再掲）</p> <p>ハ 3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の使用済燃料ピット中の使用済燃料ラックは、燃料集合体との間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は0.98（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。</p> <p>第2項第2号について</p> <p>3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の使用済燃料の貯蔵設備は、以下のように設計する。</p> <p>イ 使用済燃料ピットの壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を有し、使用済燃料の上部は十分な水深を持た</p>	<p>第2項第1号ロについて</p> <p>新燃料貯蔵庫の貯蔵能力は、全炉心燃料の約40%とする。</p> <p>使用済燃料プールは、2号炉の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵できる容量とする。</p> <p>第2項第1号ハについて</p> <p>燃料体等の貯蔵設備としては、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プールがある。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても排水可能な構造とする。</p> <p>(2) 新燃料貯蔵ラックは、燃料間距離を十分とることにより、新燃料を貯蔵能力最大に収容した状態で万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるといふ厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つことができる設計とする。</p> <p>なお、実際に起きることは考えられないが、反応度が最も高くなるような水分雰囲気で満たされた場合を仮定しても臨界未満にできる設計とする。</p> <p>(3) 使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは、耐震Sクラスで設計し、使用済燃料プール中の使用済燃料貯蔵ラックは、適切な燃料間距離をとることにより燃料が相互に接近しないようにする。また、貯蔵能力最大に燃料を収容し、使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも、実効増倍率を0.95以下に保つことができる設計とする。</p> <p>第2項第2号イについて</p> <p>使用済燃料の貯蔵設備については、以下のように設計する。</p> <p>使用済燃料プール内の壁面及び底部はコンクリート壁による遮蔽を施すとともに、使用済燃料等の上部は十分</p>	<p>加えて、使用済燃料ピットには、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料ピット水に含まれる固形分及びイオン性不純物を除去し、ピット水からの放射線量が十分低くなるように設計する。</p> <p>ロ 新燃料貯蔵設備の貯蔵能力は、全炉心燃料の約23%とする。使用済燃料貯蔵設備は、燃料取替時に取り出される燃料及び通常運転時に炉心に装荷されている燃料を貯蔵することができる全炉心燃料の約130%相当分以上の容量、並びにウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を貯蔵できる容量とする。</p> <p>ハ 新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても排水可能な構造とする。</p> <p>新燃料貯蔵庫中の新燃料ラックは、燃料間距離を十分とることにより、新燃料を貯蔵能力最大に収容した状態で万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるといふ厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95（解析上の不確定さを含む。）以下に保つことができる設計とする。</p> <p>なお、実際に起きることは考えられないが、反応度が最も高くなるような水分雰囲気で満たされた場合を仮定しても臨界未満にできる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット及び使用済燃料ラックは、耐震Sクラスで設計し、使用済燃料ピット中の使用済燃料ラックは、適切な燃料間距離をとることにより燃料が相互に接近しないようにする。また、貯蔵能力最大に燃料を収容し、使用済燃料ピット水温及び使用済燃料ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも、実効増倍率を0.98（解析上の不確定さを含む。）以下に保つことができる設計とする。</p> <p>第2項第2号について</p> <p>使用済燃料の貯蔵設備については、以下のように設計する。</p> <p>イ 使用済燃料ピットの壁面及び底部はコンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部は十分な遮蔽効</p>	<p>アニユラス空気浄化設備に切り替え、フィルタをとおして放射性物質の放出を低減する手段を準備している。          （追加要求事項対象外）</p> <p>■設備の相違（新燃料貯蔵庫の容量）</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違（使用済燃料ピット容量）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は1炉心+1取替以上の容量以上（大飯も同じ）</li> <li>・女川は実際の貯蔵容量（追加要求事項対象外）</li> </ul> <p>■設備の相違（MOX燃料）</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p> <p>■【大飯】記載の充実（女川参照）（追加要求事項対象外）</p> <p>■【女川】記載の充実（大飯参照）（追加要求事項対象外）</p> <p>■【大飯】記載の充実（女川参照）（追加要求事項対象外）</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊（大飯も同じ）では、SFPの実効増倍率を0.98以下（解析上の不確かさ含む）で設計している。</li> </ul> <p>■【大飯】設置許可構成の相違</p>

下に再掲する

再掲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>せた遮蔽により、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>ロ 使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水を冷却して、使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料からの崩壊熱を十分除去できる設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、原子炉補機冷却水設備及び原子炉補機冷却海水設備を経て最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。</p> <p>ハ 使用済燃料ピットは、冷却水の喪失を防止するため基準地震動に対して機能を維持する設計とするとともに、冷却水の喪失を引き起こす可能性のあるドレン配管等は設けない設計とする。また、内面はステンレス鋼でライニングし、漏えいを防止する。</p> <p>さらに、使用済燃料ピットに接続する配管には、サイフォン現象により冷却水の喪失を招かないよう必要な個所にはサイフォンブレイカを設ける。</p> <p>また、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置及び使用済燃料ピット水位監視のための水位低及び水位高の警報を有する設計とする。</p> <p>ニ 使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能を損うことのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットクレーン本体等の重量物については、使用済燃料ピットに落下しない設計とする。</p>	<p>な遮蔽効果を有する水深を確保する設計とする。</p> <p>第2項第2号ロについて</p> <p>使用済燃料プールの崩壊熱は、燃料プール冷却浄化系の熱交換器で使用済燃料プール水を冷却して除去するが、必要に応じて残留熱除去系の熱交換器を併用する。燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系等を経て最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。</p> <p>また、燃料プール冷却浄化系は、ろ過脱塩装置を設置して使用済燃料プール水の浄化を行う設計とする。</p> <p>第2項第2号ハについて</p> <p>使用済燃料プールの耐震設計は、Sクラスで設計し、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。また、使用済燃料プールには排水口を設けないとともに、使用済燃料プールに入る配管には逆止弁を設けサイフォン効果により使用済燃料プール水が流出しない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールライニングの破損による漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び水位警報装置を設ける設計とする。</p> <p>第2項第2号ニについて</p> <p>燃料交換機の燃料つかみ具は、二重のワイヤや種々のインターロックを設け、かつ、ワイヤ、インターロック等は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施するので燃料体等取扱中に燃料体等が落下することはないと考えるが、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を失うような損傷は生じない設計とする。</p> <p>また、燃料交換機本体等の重量物については、使用済燃料プールに落下しない設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料輸送容器の落下については、キャスクピットは使用済燃料プールとは障壁で分離し、かつ、原子炉建屋クレーンは吊り荷の落下防止措置を施すと</p>	<p>果を有する水深を確保し、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>ロ 使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備で使用済燃料ピット水を冷却して除去する。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、原子炉補機冷却水設備を経て原子炉補機冷却海水設備により最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット脱塩塔及び使用済燃料ピットフィルタを設置して使用済燃料ピット水の浄化を行う設計とする。</p> <p>ハ 使用済燃料ピットは、耐震Sクラスで設計し、内面はステンレス鋼板で内張りし漏えいを防止する。また、使用済燃料ピットには排水口を設けないとともに、使用済燃料ピットに接続する配管には、サイフォン効果により使用済燃料ピット水の喪失を招かないよう必要な個所にはサイフォンブレイカを設ける。</p> <p>また、使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び使用済燃料ピット水位を設け、使用済燃料ピット水位監視のための水位低及び水位高の警報を有する設計とする。</p> <p>ニ 燃料体等の取扱設備は、二重のワイヤや種々のインターロックを設け、かつ、ワイヤ、インターロック等は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施するので燃料体等取扱中に燃料体等が落下することはないと考えるが、使用済燃料ピットの内張りは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能を失うような損傷は生じない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットクレーン本体等の重量物については、使用済燃料ピットに落下しない設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料輸送容器の落下については、キャスクピットは使用済燃料ピットから障壁で分離し、かつ、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行できな</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】①既許可記載の相違</li> <li>■記載表現の相違（記載の充実：大飯参照）</li> <li>■【女川】記載表現の相違</li> <li>■設備の相違（MOX燃料）</li> <li>■【女川】設備の相違（残留熱除去系の併用）</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【大飯】記載の充実（女川反映）</li> <li>■【大飯】①既許可記載の相違</li> <li>■【女川】記載統一（耐震Sクラス）</li> <li>■【大飯】①既許可記載の相違</li> <li>■記載の充実（追加要求事項の対象外、大飯参照）</li> <li>■【女川】設備の相違</li> <li>泊・大飯はサイフォンブレイカ、女川は逆止弁によりサイフォン効果による水の喪失を防止している。</li> <li>■【大飯】記載表現の相違（サイフォン効果/サイフォン現象）</li> <li>■【大飯】①既許可記載の相違</li> <li>■【女川】設備の相違</li> <li>■【女川】記載の充実（大飯反映）</li> <li>■記載の充実（女川審査実績の反映）</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■設備の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第3項第1号について                      使用済燃料ピットには使用済燃料ピット水漏えい監視のため、漏えい検知装置を設ける。                      また、使用済燃料ピットの水位及び水温監視のため、水位低及び水位高並びに温度高の警報を設け、中央制御室に警報を発信する設計とする。                      燃料取扱場所の放射線監視のため、エリアモニタ及び排気筒モニタを設け、放射線量の異常を検知した時は中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>第3項第2号について                      使用済燃料ピットの水位及び温度並びに燃料取扱場所の放射線量の計測設備は、非常用所内電源より給電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p> <p>1.3 気象等                      該当なし</p>	<p>もに使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できない等のインターロックを設ける設計とするので、使用済燃料輸送容器が使用済燃料プールに落下することを想定する必要はない。</p> <p>第3項について                      使用済燃料プールには、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設備を設け、異常が検知された場合には、中央制御室に警報を発信することが可能な設計とする。</p> <p>また、これらの計測設備については非常用所内電源系から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視が可能な設計とする。</p> <p>第4項について                      本発電用原子炉施設では、乾式キャスクを用いた使用済燃料の貯蔵設備を設置していない。</p> <p>1.3 気象等                      該当なし</p>	<p>い設計とするので、使用済燃料輸送容器が使用済燃料ピットに落下することを想定する必要はない。</p> <p>【説明資料（5.2：16条-別添1-16～31）                      （参考1,2：16条-別添1-参考1-1～3, 16条-別添1-参考2-1）】</p> <p>第3項第1号について                      使用済燃料ピットにおける崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視する目的で、使用済燃料ピットの水位及び水温を監視する設備を設け、異常が検知された場合には、中央制御室に警報を発信することが可能な設計とする。                      燃料取扱場所の放射線監視のため、エリアモニタ及び排気筒モニタを設け、放射線量の異常を検知した時は中央制御室に警報を発信することが可能な設計とする。                      【説明資料（1.2：16条-別添2-1～8）】</p> <p>第3項第2号について                      使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の計測設備は、非常用所内電源系から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視が可能な設計とする。                      【説明資料（1.4：16条-別添2-10）】</p> <p>第4項について                      本発電用原子炉施設では、乾式キャスクを用いた使用済燃料の貯蔵設備を設置していない。</p> <p>1.3 気象等                      該当なし</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の原子炉建屋クレーンは使用済燃料プール上の走行が可能であり、使用済燃料輸送容器を吊った場合はプール上を走行できないようインターロックを設けている。泊の燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上にレールが無く、物理的に使用済燃料ピット上を走行できない設計としている。</li> <li>■記載内容の相違</li> <li>・追加要求事項対象外（第3項第1号）に関する記載の相違                      泊は目的を明確にて詳細に記載。</li> <li>■記載の充実（大飯参照）</li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■記載内容の相違</li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概要</p> <p>(3号炉)</p> <p>燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、燃料体等を発電所内に搬入してから発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。燃料取替えは、平衡時には年に約1回行い、この時に取り出す燃料集合体は約60体を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の配置を第4.1.1.1図及び第4.1.1.2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、補助建屋クレーン等を使用して、受取検査後、原子炉周辺建屋内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移動する。これらの使用済燃料の移送は、遮蔽及び冷却のため、すべて水中で行う。使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要に応じて使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概要</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）、燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）、キャスク洗浄ピット（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）の概要図を第4.1-1図に示す。</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料を原子炉建屋原子炉棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し原子炉建屋原子炉棟から搬出までの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概要</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>燃料貯蔵設備の一設備である使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。</p> <p>燃料貯蔵設備及び取扱設備概要図を第4.1.1図、第4.1.2図に示す。また、使用済燃料ピット水浄化冷却設備系統概要図を第4.1.3図に示す。</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料を燃料取扱棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し燃料取扱棟内から搬出するまでの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p>	<p>相違理由</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>■設置許可構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉の「使用済燃料ピット水浄化冷却設備」は、既許可で「燃料の貯蔵設備及び取扱設備」の一設備としており、今回申請でも「添付ハ4.1燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備」の一設備として記載する。</li> <li>・女川2号炉/大飯3,4号炉は「添付ハ4.2使用済燃料プールの冷却等のための設備/使用済燃料ピット水浄化冷却設備」に記載しているが、DB16条まとめ資料の作成範囲外としている。</li> <li>■【大飯】①既許可記載の相違</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は設備の目的、燃料取替間隔、取り出し燃料体数を記載しているが、女川2号炉・泊3号炉は設備の構成について記載している。</li> </ul> <li>■①既許可記載の相違</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常12箇月間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>さらに、燃料の取扱設備及び貯蔵設備のうち、原子炉周辺建屋内の燃料取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備は1号、2号及び3号炉共用とする。</p> <p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室で監視できるとともに、異常時は警報を発信する。</p> <p>(4号炉)                      3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉に同じ。</p>	<p>使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量は中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。</p>	<p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。</p> <p>【説明資料（1.1：16条-別添2-1）】</p>	<p>■【大飯】記載の充実（女川参照）</p> <p>■【大飯】既許可構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>4.1.1.2 設計方針</p> <p>燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、燃料体等の搬入から搬出までの取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うことができるよう以下の方針により設計する。</p> <p>(9) 使用済燃料の貯蔵設備は、ほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水で満たし、定期的にほう素濃度を分析する。また、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。</p> <p>新燃料の貯蔵設備は、浸水することのないようにするが、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.95以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。さらに、いかなる水分雰囲気でも満たされたと仮定しても未臨界なる密性を確保できる設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水を冷却して使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料からの崩壊熱を十分除去できるとともに、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットは、冷却用の使用済燃料ピット水の保有量が著しく減少することを防止するため、基準地震動に対して機能を維持する設計とするとともに、使用済燃料ピットに接続する配管は、使用済燃料ピット水の減少を引き起こさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区</p>	<p>4.1.1.2 設計方針</p> <p>(1) 未臨界性</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、幾何学的な安全配置又は適切な手段により、臨界を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵設備は、燃料体等を貯蔵容量最大に収容した場合でも通常時はもちろん、想定されるいかなる場合でも、未臨界性を確保できる設計とする。また、燃料体等の取扱設備は、燃料体等を直接取り扱う場合には、一体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>4.1.1.2 設計方針</p> <p>(1) 未臨界性<sup>(4)</sup><sup>(2)</sup></p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、幾何学的な安全配置又は適切な手段により、臨界を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵設備は、ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を貯蔵容量最大に収容し、貯蔵設備が純水で満たされる等の想定されるいかなる場合でも、未臨界性を確保できる設計とする。また、燃料体等の取扱設備は、燃料体等を直接取り扱う場合には、1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止できる設計とする。</p> <p>(2) 冷却浄化能力</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット内に貯蔵する使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却水設備を経て原子炉補機冷却海水設備により、最終的な熱の逃がし場である海に輸送できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水中の固形状及びイオン状不純物を除去し、浄化できる設計とする。</p>	<p>■【大阪】①既許可記載の相違</p> <p>■【大阪】①既許可記載の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p> <p>■【女川】設備の相違                  ・PWRの使用済燃料ピットはほう酸水で満たしているため、敢えて当該箇所に「純水で満たされ」という条件を記載している。</p> <p>■記載方針の相違                  ・女川は冷却浄化能力に関する記載なし。(追加要求事項対象外)</p> <p>■【大阪】①既許可記載の相違</p>

泊3号炉の(6)で再掲①

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

泊3号炉の(6)で再掲	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>泊3号炉の(12)で再掲②</p>	<p>域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する設計とする。</p> <p>外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量が監視可能な設計とする。</p> <p>さらに、万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水ピットからほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要な燃料集合体数（全炉心燃料の約30%相当）に十分余裕を持たせた容量を有し、また、使用済燃料の貯蔵設備は、全炉心燃料の取出し及び1回の燃料取替えに必要な燃料集合体数（全炉心燃料の約130%相当）に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。</p>	<p>(2) 非常用補給能力                  使用済燃料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブプレッションチェンバの水を補給できる設計とする。</p> <p>(3) 貯蔵能力                  使用済燃料プールは、使用済燃料を計画どおりに貯蔵した後でも、炉心内の全燃料を使用済燃料プールに移すことができるような貯蔵能力を有した設計とする。また、新燃料貯蔵庫は、通常時の燃料取替を考慮し、適切な貯蔵能力を有した設計とする。</p> <p>(4) 遮蔽                  使用済燃料プール内の壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保する設計とする。</p> <p>燃料体等の取扱設備は、使用済燃料の炉心から使用済燃料プールへの移送操作、使用済燃料プールから炉心への移送操作、使用済燃料輸送容器への収容操作等が、使用済燃料の遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で行うことができる設計とする。</p>	<p>(3) 非常用注水能力                  使用済燃料ピットから万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水ピットからほう素濃度3,200ppm（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が装荷されるまでは3,000ppm）以上のほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>(4) 貯蔵能力                  新燃料貯蔵設備は、通常の燃料取替えを考慮し、適切な貯蔵能力を有する設計とする。                  また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心及び1回の燃料取替えに必要な燃料集合体数（全炉心燃料の約130%相当）に十分余裕を持たせた貯蔵能力を有する設計とする。</p> <p>(5) 遮蔽                  使用済燃料ピット及びキャスクピットの壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保する設計とする。                  使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットに接続する配管等が使用済燃料ピット外で破損して使用済燃料ピット水が流出しても、貯蔵中の使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料が露出せず、遮蔽上十分な使用済燃料ピット水位を保てる設計とする。</p> <p>燃料体等の取扱設備は、使用済燃料の炉心から使用済燃料ピットへの移送操作、使用済燃料ピットから炉心への移送操作及び使用済燃料輸送容器への収容操作等が、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の遮蔽に必要な水深を確保した状態で、ほう酸水中で行うことができる設計とする。</p>	<p>■【女川】記載表現の相違                  ■①既許可記載の相違                  ■【女川】設備の相違                  ・PWRではほう酸水を注水する。                  また、泊3号はMOX燃料未装荷のため、MOX燃料が装荷されるまでのほう素濃度も記載する。</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違</p> <p>■記載の充実（追加要求事項の対象外、大飯参照）</p> <p>■①既許可記載の相違                  ・大飯の設計方針には遮蔽に該当する記載なし。</p> <p>■①既許可記載の相違（配管破損時の遮蔽維持/DB16条追加要求事項対象外）</p> <p>■設備の相違（MOX燃料）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>（（7）の前半を再掲）</p> <p>①再掲</p> <p>泊3号炉の(12)で再掲③</p> <p>(7) 使用済燃料ピットは、冷却用の使用済燃料ピット水の保有量が著しく減少することを防止するため、基準地震動に対して機能を維持する設計とするとともに、使用済燃料ピットに接続する配管は、使用済燃料ピット水の減少を引き起こさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する設計とする。</p> <p>(8) 使用済燃料の貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷が生じない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するため2重ワイヤ等の適切な保持装置を有する設計とする。</p>	<p>(5) 漏えい防止、漏えい監視及び崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態の監視</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない設計とする。また、使用済燃料プールに接続された配管には逆止弁を設け、配管が破損しても、使用済燃料プール水が流出しない設計とする。</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び水位警報装置を設ける設計とする。また、使用済燃料プールの水温及び燃料取扱場所の放射線量を測定が可能な設計とする。</p> <p>(6) 構造強度</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、地震荷重等の適切な組合せを考慮しても強度上耐え得る設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p>	<p>(6) 漏えい防止及び漏えい監視</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えいを防止するため、使用済燃料ピット及びキャスクピットには排水口を設けない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットに接続する配管は、その配管が破損した場合でもサイフォン効果により使用済燃料ピット水が流出しない設計とする。</p> <p>万一の使用済燃料ピット水及びキャスクピット水の漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び使用済燃料ピット水位を設ける設計とする。</p> <p>(7) 構造強度</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、地震荷重等の適切な組合せを考慮しても強度上耐え得る設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットの内張りは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p> <p>【説明資料（別紙1：16条-別添1-別紙1-1～4）】</p> <p>(8) 落下防止</p> <p>燃料取扱設備は、二重のワイヤや種々のインターロックを設け、移送操作中の燃料体等の落下を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料（5.2.2：16条-別添1-26～29）】</p>	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では、監視設備について「(12)監視機能」で記載している。</li> </ul> <p>■①既許可記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊3号炉の既許可記載は女川相当となっている。</li> </ul> <p>■記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では、水温及び放射線量の測定は、(12)監視機能で記載している。</li> </ul> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(10) 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。抽出された設備等については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するとともに、基準地震動による地震力に対しても床面や壁面へ固定する等により、地震時にも落下を防止できる設計とする。</p> <p>a. 原子炉周辺建屋                      原子炉周辺建屋の天井を支持する鉄骨梁及び柱は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。天井は、鋼板の上に鉄筋コンクリート造の床を設け、地震による剥落のない構造とする。</p> <p>壁は、梁や柱の外側に取り付け、使用済燃料ピット内に落下しない構造とする。</p> <p>b. 使用済燃料ピットクレーン                      使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震力に対し、クレーン本体、転倒防止金具等及びレール基礎ボルトにおける評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。</p>	<p>(7) 落下防止                      落下時に使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料プール周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の模擬燃料集合体（チャンネルボックス含む）の落下エネルギー（15.5kJ）以上となる設備等を抽出する。床面や壁面へ固定する設備等については、使用済燃料プールからの離隔を確保するため、使用済燃料プールへ落下するおそれはない。</p> <p>a. 原子炉建屋原子炉棟                      原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プール内に落下しない設計とする。また、屋根については鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。</p> <p>また、燃料取替床の床面より上部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて基準地震動に対して使用済燃料プール内へ落下しない設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 伊方3号炉設置許可（令和2年9月）の記載                          上層部の壁を構成する鋼板や鋼材は、基準地震動に対して耐震性を有する主柱や間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし、地震により使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> </div> <p>b. 燃料交換機                      燃料交換機は、基準地震動による地震荷重に対し、燃料交換機本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、燃料交換機は、ワイヤロープの二重化、フック部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。</p>	<p>(9) 重量物落下                      落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の模擬燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。床面や壁面へ固定する設備等については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するため、使用済燃料ピットへ落下するおそれはない。</p> <p>【説明資料（2～5：16条-別添1-2～31）                      （補足説明資料7.8：16条-別添1-補足7-1～3、16条-別添1-補足8-1～4）】</p> <p>a. 燃料取扱棟                      燃料取扱棟の屋根を支持する鉄骨梁及び柱は、基準地震動に対する発生応力及び応答せん断力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。また、屋根については、鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。</p> <p>また、燃料取扱棟の下層部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、基準地震動に対して使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> <p>上層部の壁を構成する鋼板や鋼材は、耐震性を有する主柱及び間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし、基準地震動に対して使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> <p>【説明資料（5.2.1（1）：16条-別添1-16～19）】</p> <p>b. 使用済燃料ピットクレーン                      使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震力に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、使用済燃料ピットクレーンは、二重のワイヤ、フック部外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】①既許可記載の相違</li> <li>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>■【女川】設備の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋の構造及び仕様が異なるため相違する。なお、大飯とは同じ構造及び仕様である。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>■設備の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川とは壁の構造が異なり、また、大飯とは壁の取り付け方が異なるため相違する。なお、伊方3号炉とは同じ構造及び仕様である。</li> </ul> </li> <li>■記載の統一（地震力）</li> <li>■【大飯】記載箇所の変更（女川審査実績の反映）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) クレーン本体に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(b) クレーンの転倒防止金具等に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(c) 地震によって発生する各方向の力に対し、レール基礎ボルトの発生応力が許容応力以下であること。</p>	<p>(a) 燃料交換機本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動Ssに対して燃料交換機本体（構造物フレーム）に発生する応力が許容応力以下であること。</p> <p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール及び横行レール頭部を抱き込む構造をした燃料交換機の転倒防止装置について、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動Ssに対して転倒防止装置及び取付ボルトに発生する応力が許容応力以下であること。</p> <p>(c) 走行レールの健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動Ssに対して走行レール及びレールクリップボルトに発生する応力が許容応力以下であること。</p>	<p>(a) クレーン本体の健全性評価においては、クレーン本体に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(c) 走行レールの健全性評価においては、走行方向、走行直角方向及び鉛直方向について、地震時に走行レール及び基礎ボルトに発生する応力が、許容応力以下であること。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■記載の適正化（大飯参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構造、評価方法が近い大飯を参照した。</li> </ul> <p>・泊の使用済燃料ピットクレーンに横行レールはない。</p> <p>■記載の適正化（大飯参照）</p> <p>■記載の適正化（走行レールも評価対象であることを記載）</p>
<p>c. 補助建屋クレーン</p> <p>補助建屋クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。仮に落下後の移動を想定しても、使用済燃料ピットとの間に燃料取扱キャナルがあるため、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物となることはない。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止するとともに、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずる。</p> <p>補助建屋クレーンの走行限界位置を第4.1.1.3 図に示す。</p>	<p>c. 原子炉建屋クレーン</p> <p>原子炉建屋クレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、原子炉建屋クレーンは、ワイヤロープ二重化、フック部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により落下防止対策を施すとともに、使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できない等のインターロックを設ける設計とする。さらに、重量物の移送時には、走行範囲を制限する措置を講ずることで、仮に原子炉建屋クレーンが走行レールから脱落したとしても、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料プールに落下しない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋クレーン本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動Ssに対してクレーン本体に発生する応力が許容応力以下であること。</p>	<p>c. 燃料取扱棟クレーン</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、作業中は使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止するとともに、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずる。</p> <p>燃料取扱棟クレーンの走行限界位置を第4.1.4 図に示す。</p>	<p>【説明資料（5.2.1（2）：16条-別添1-20～25）】</p> <p>■記載方針の相違（燃料取扱棟クレーン/原子炉建屋クレーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は地震時評価を行い、使用済燃料プールに落下しないことを確認。</li> <li>・泊（大飯も同じ）は、走行レールが使用済燃料ピット上に無いため、落下しないことを説明。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートを閉止する期間が明確になるよう追記した。</li> </ul> <p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の燃料取扱棟クレーンでキャスクをキャスクピット上で取り扱う場合の運用を記載。</li> </ul> <p>■記載の充実（大飯参照）</p> <p>■【女川】記載の相違（原子炉建屋クレーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動による評価について記載。</li> </ul>
<p>【説明資料（参考1,2：16条-別添1-参考1-1～3, 16条-別添1-参考2-1）】</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行方向及び横行方向に浮上り代を設けた構造をした原子炉建屋クレーンの脱線防止ラグについて、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動Ssに対して脱線防止ラグに発生する応力が許容応力以下であること。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 燃料貯蔵設備は、適切な格納性と補助建屋給気系統及び補助建屋排気系統を有する区画として設計する。</p> <p>(5) 使用済燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>((7)を再掲)</p> <p>③再掲 { 使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。                      使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。</p> <p>②再掲 { 外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量が監視可能な設計とする。</p> <p>(1) 燃料の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全上重要な機器は、適切な定期的試験及び検査ができる設計とする。</p>	<p>(8) 雰囲気の浄化                      燃料体等の貯蔵設備は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、適切な雰囲気を換気空調設備（「8.放射線管理施設」参照）で維持する設計とする。                      また、燃料体等の落下により放射性物質等が放出された場合には、原子炉建屋原子炉棟で、その放散を防ぎ、非常用ガス処理系（「9.原子炉格納施設」参照）で処理する設計とする。</p> <p>(9) 除染                      使用済燃料輸送容器の除染ができる設計とする。</p> <p>(10) 被ばく低減                      燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低減する設計とする。</p> <p>(11) 燃料取扱場所のモニタリング                      燃料取扱場所は、崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を検出できるとともに、これを適切に放射線業務従事者へ伝えることができる設計とする。</p> <p>(12) 試験検査                      燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全機能を有する構築物、系統及び機器は、適切な定期的試験及び検査を行うことができる設計とする。</p>	<p>(10) 雰囲気の浄化                      燃料体等の貯蔵設備は、燃料取扱棟内に設置し、換気空調設備（「8.2換気空調設備」参照）で適切な雰囲気を維持する設計とする。                      また、燃料取扱棟内における燃料体等の落下等により放射性物質が放出された場合には、アニュラス空気浄化設備（「9.3アニュラス空気浄化設備」参照）で処理できる設計とする。</p> <p>(11) 被ばく低減                      燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>(12) 監視機能                      使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時には中央制御室に警報を発信する設計とする。使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時には中央制御室に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピットエリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時には中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源系からの受電により使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量が監視可能な設計とする。                      【説明資料（1.4：16条-別添2-10）】</p> <p>(13) 試験検査                      燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全機能を有する構築物、系統及び機器は、適切な定期的試験及び検査を行うことができる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>■記載表現の相違                      ・泊3号炉の既許可記載は女川相当となっている。</p> <p>■記載内容の相違                      ・泊の燃料取扱棟に放射性物質等の放散の抑制は期待していない。</p> <p>■記載方針の相違                      ・泊ではキャスクの除染を設計方針としては記載していないが、4.1.1.1 概要で搬出の際には除染する運用としている。</p> <p>■①既許可記載の相違                      ■記載の統一</p> <p>■【女川】記載内容の相違                      ・女川の水位、水温及びモニタは『(5) 漏えい防止、漏えい監視及び崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態の監視』に記載しているが、監視設備に関する記載は泊（大飯）の方が充実している。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】記載拡充（女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.1.1.4 主要設備                      【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p> <p>(3号炉)</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫                      新燃料貯蔵庫は、原子炉補助建屋内の独立した区画に設け、キャン型のラックに新燃料を1体ずつ挿入する構造とし、乾燥状態で貯蔵する。</p> <p>新燃料貯蔵庫は、万一純水で満たされたとしても実効増倍率が0.95以下になるよう設計する。さらに、いかなる密度の水分雰囲気でも満たされたときと仮定しても臨界未満となるよう設計する。</p> <p>貯蔵容量は全炉心燃料の約75%相当分とする。</p> <p>貯蔵庫は浸水することのない構造とし、さらに、排水口を設ける。また、水消火設備は設けない。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑</p> <p>(2) 使用済燃料ピット                      使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、原子炉周辺建屋内に設け鉄筋コンクリート造で、耐震設計Sクラスとする。壁は遮蔽を考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を容易にするために、ステンレス鋼板で内張りした構造とする。</p>	<p>4.1.1.3 主要設備の仕様                      燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備（1号及び2号炉共用、既設）の主要設備の仕様を第4.1-1表に示す。</p> <p>4.1.1.4 主要設備                      発電所に到着した新燃料は、受取検査後、原子炉建屋原子炉棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プールに貯蔵する。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫                      新燃料貯蔵庫は、発電所に到着した新燃料を受取検査後炉心に装荷するまで貯蔵する鉄筋コンクリート造の設備で、原子炉建屋原子炉棟内に設け、全炉心燃料の約40%を取納できる。燃料は堅固な構造のラックに垂直に入れ、乾燥状態で保管する。新燃料貯蔵庫には水が充満するのを防止するための排水口を設ける。</p> <p>なお、新燃料は発電所敷地内の倉庫に所定の保安上の措置を行った上、一時仮置することもある。</p> <p>新燃料貯蔵ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持し、たとえ新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるといふ厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つ。さらに実際には起こることは考えられないが、反応度が最も高くなるというような水分雰囲気で満たされる場合を仮定しても臨界未満とする。</p> <p>(4) 使用済燃料プール                      使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）は、2号炉の全炉心燃料の約40%相当分貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱いができるスペースをもたせる。壁の厚さは遮蔽を考慮して十分とあり、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。使用済燃料プールの水深は約11.5mである。また、著しく破損した燃料集合体は、使用済燃料プール内の破損燃料貯蔵ラックに収納する。</p>	<p>4.1.1.3 主要設備</p> <p>4.1.1.3.1 新燃料貯蔵設備                      新燃料貯蔵庫は、燃料取扱棟内の独立した区画に設け、鉄筋コンクリート造の設備で、ウラン新燃料をキャン型ラックに1体ずつ挿入する構造であり、乾燥状態で貯蔵する。新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても水が充満するのを防止するための排水口を設ける。</p> <p>貯蔵能力は全炉心燃料の約23%相当分である。</p> <p>新燃料ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持することにより、たとえウラン新燃料を貯蔵容量最大に貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるといふ厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つ。</p> <p>なお、実際に起こることは考えられないが、反応度が最も高くなるような水分雰囲気で満たされる場合を仮定しても臨界未満とする。</p> <p>4.1.1.3.2 使用済燃料貯蔵設備                      使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料取扱棟内に設け、鉄筋コンクリート造の耐震Sクラスの構造物である。</p> <p>使用済燃料ピットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮蔽を十分に考慮した厚さであり、使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の上部には燃料取扱時にも十分な遮蔽効果を有する水深を確保する。</p> <p>使用済燃料ピット内面は、ステンレス鋼板</p>	<p>相違理由</p> <p>■【女川】設置許可構成の相違</p> <p>■①既許可記載の相違                      追加要求事項対象外</p> <p>■記載内容の相違                      ・泊には新燃料を一時仮置する倉庫はない。                      ■設備名称、記載表現の相違                      （実質相違はない。）</p> <p>■【大飯】記載箇所、内容の相違</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違                      ・壁厚、水深、内張り／ライニングについて、表現は相違しているが、内容は同等。</p>

次々頁に再掲  
④

次々頁に再掲  
⑤

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピット水の減少防止のために、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>サイフォンブレーカの配置を第4.1.1.4図に示す。</p> <p>使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合に漏えい水の検知ができるように、漏えい検知装置を設置し、燃料取替用水ピットからほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水を注水できる設計とする。</p>	<p>次頁に再掲⑥</p> <p>なお、使用済燃料プールは通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない。</p> <p>使用済燃料プール水の漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、使用済燃料プール監視設備として、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタを設ける。</p> <p>なお、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料プール監視設備は、非常用所内電源系より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プール水の補給に復水貯蔵タンクの水が使用できない場合には、残留</p> <p>次頁に再掲⑦</p>	<p>で内張りし、万一の燃料集合体の落下時にも使用済燃料ピット水の漏えいを防止する。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水配管は、使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水配管にはサイフォンブレーカを取付け、配管が破損した場合においても使用済燃料ピット水の流出を防止する。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>サイフォンブレーカの配置を第4.1.5図に示す。</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、使用済燃料ピット監視設備として、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタを設ける。</p> <p>なお、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源系より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットには漏えい検知装置を設け、使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。</p> <p>燃料集合体は、ほう素濃度3,200ppm（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が装荷されるまでは3,000ppm）以上のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>使用済燃料ピット水が減少した場合には、燃料取替用水ポンプにより燃料取替用水ピット</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】①既許可記載の相違</li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【女川】記載表現の相違</li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【女川】設備の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。</li> </ul> </li> <li>■【女川】①既許可記載の相違</li> <li>■記載適正化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号はMOX燃料未装荷のため、MOX燃料が装荷されるまでのほう素濃度も記載する。</li> </ul> </li> <li>■【女川】①既許可記載の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット/プールへの注水/補給方法の相違</li> </ul> </li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>貯蔵容量は、全炉心燃料の約1,100%相当分とする。</p> <p>使用済燃料ピット内には、原子炉から取り出した使用済燃料を鉛直に保持し、ほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。</p> <p>使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Sクラスとする。使用済燃料ラックは、材料としてステンレス鋼または中性子吸収材であるボロンを添加したステンレス鋼を使用し、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下になるように決定する。</p> <p>使用済燃料ピットには、新燃料を初装荷時に空中で、また、燃料取替え時に水中に一時的に保管する。また、使用済燃料ピットにはバーナブルポイズン、使用済制御棒等を貯蔵する。</p> <p>また、使用済燃料輸送容器を置くためにキャスクピットを設ける。</p>	<p>熱除去系を用いてサブプレッションチェンバのプール水を補給する。</p> <p>④再掲 使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）は、2号炉の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱いができるスペースをもたせる。</p> <p>⑥再掲 なお、使用済燃料プールは通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>⑦再掲 使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>本頁下部に再掲⑧ キャスクピットは、使用済燃料プールとは障壁で分離し、万一の使用済燃料輸送容器の落下事故の場合にも、使用済燃料プールの機能を喪失しないようにする。                  なお、新燃料を使用済燃料プールに一時的に仮置することもある。</p> <p>⑤再掲 また、著しく破損した燃料集合体は、使用済燃料プール内の破損燃料貯蔵ラックに収納する。</p> <p>⑧再掲 キャスクピットは、使用済燃料プールとは障壁で分離し、万一の使用済燃料輸送容器の落下事故の場合にも、使用済燃料プールの機能を喪失しないようにする。</p>	<p>トからほう素濃度3,200ppm（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が装荷されるまでは3,000ppm）以上のほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットには、燃料集合体を鉛直に保持するキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。貯蔵能力は、全炉心燃料の約920%相当分である。</p> <p>なお、使用済燃料ピットは、通常運転中は全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震Sクラスとし、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持することにより、燃料体等を貯蔵容量最大に貯蔵した状態で純水で満たされ、かつ使用済燃料ピット水温及び使用済燃料ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.98以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料ピットには、使用済の制御棒クラスタ、バーナブルポイズン等を貯蔵するとともに、ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を一時的に保管する。                  また、必要があれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に使用済燃料を入れて貯蔵する。</p> <p>なお、使用済燃料輸送容器を置くため、使用済燃料ピットの隣にキャスクピット（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。キャスクピットは、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間をゲートによって分離する。</p>	<p>■【女川】設備の相違                  ・PWRではほう酸水を注水する。                  また、泊3号はMOX燃料未装荷のため、MOX燃料が装荷されるまでのほう素濃度も記載する。</p> <p>■【女川】記載表現の相違                  ■【女川】①既許可記載の相違                  ■【女川】記載内容の相違                  ・女川は放射化された機器等を貯蔵することを記載。</p> <p>■記載適正化（女川参照）                  ■【女川】①既許可記載の相違                  ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】設備の相違                  ・大飯のラックはSUS製とほう素添加SUS製の2種類ある。                  泊と女川はほう素添加SUSのみ。</p> <p>■【女川】設備の相違                  ・PWRの使用済燃料ピットはほう酸水で満たしているため、敢えて当該箇所に「純水で満たされ」という条件を記載している。</p> <p>■記載適正化（女川参照）                  ■記載拡充（女川参照）                  ■【女川】①既許可記載の相違                  ・新燃料の保管                  ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>キャスクビットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮蔽を十分に考慮した厚さであり、内面はステンレス鋼板で内張りし、キャスクビット水の漏えいを防止する。さらに、キャスクビットには排水口は設けない。</p> <p>また、漏えい検知装置によりキャスクビットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。</p> <p>4.1.1.3.3 使用済燃料ビット水浄化冷却設備</p> <p>(1) 使用済燃料ビットポンプ</p> <p>使用済燃料ビットポンプ（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ビット水を使用済燃料ビット冷却器に通して再び使用済燃料ビットに戻す冷却系と、使用済燃料ビット脱塩塔及び使用済燃料ビットフィルタを通して再び使用済燃料ビットに戻す浄化系とに送水する。</p> <p>使用済燃料ビットポンプは、2台設置し、1台が故障した場合でも必要容量を確保できる。</p> <p>使用済燃料ビットポンプの吸込口は、使用済燃料ビット上部に設け、その配管等が使用済燃料ビット外で破損して使用済燃料ビット水が流出しても、貯蔵中の使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を露出させない。</p> <p>(2) 使用済燃料ビット冷却器</p> <p>使用済燃料ビット冷却器（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から発生する崩壊熱を除去するものであり、使用済燃料ビット水を管側に流し、原子炉補機冷却水を胴側に流す。</p> <p>使用済燃料ビット冷却器は、2基設置し、過去に取り出された使用済燃料と1号及び2号炉の使用済燃料並びにウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料が使用済燃料ビットに貯蔵されているときに燃料取替えのため原子炉からすべての燃料を取り出して貯蔵した場合に、使用済燃料ビットポンプ2台運転で使用済燃料ビット水平均温度を52℃以下に保つことができる。また、使用済燃料ビットポンプ1台運転でも使用済燃料ビット水平均温度を65℃以下に保つことができる。</p> <p>(3) 使用済燃料ビット脱塩塔</p> <p>使用済燃料ビット脱塩塔（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ビット水中のイオン状不純物を除去する。また、使用済燃料ビット脱塩塔は、燃料取替用水ビット水中のイオン状不純物を除去するためにも使用する。</p>	<p>■①既許可記載の相違</p> <p>■既許可構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉では使用済燃料ビット水浄化冷却設備を燃料貯蔵設備の一設備として記載する。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p> <p>(3) 除染場ビット                      除染場ビット（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、キャスクビットに隣接して設け、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>(4) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル                      原子炉キャビティは原子炉容器上方に設け、燃料取扱時にほう酸水を満たすことにより燃料取扱時に必要な遮へいが得られるようにする。                      原子炉容器と原子炉キャビティ底面のすきまは、水張りに先立ってシールリングによってシールする。                      原子炉キャビティは、鉄筋コンクリート造で、内面はステンレス鋼板で内張りし、炉内構造物及びその他の必要な工具を置くことができる十分な広さを持たせる。</p> <p>燃料取替キャナルは、原子炉キャビティと原子炉補助建屋の間で燃料集合体を移送するための水路である。この水路は原子炉格納容器を貫通する燃料移送管を介して原子炉補助建屋内キャナル（1号、2号及び3号炉共用、既設）と原子炉格納容器内キャナルに分かれる。</p> <p>原子炉格納容器内キャナルの側壁の高さ及び内張り材料は原子炉キャビティと同じとし、燃料取替時に原子炉キャビティとつながるプールを形成する。</p> <p>(5) 燃料取替クレーン                      燃料取替クレーンは、原子炉キャビティと原子炉格納容器内キャナルの上に設けたレー</p>	<p>(5) キャスク除染ビット                      キャスク除染ビット（1号及び2号炉共用、既設）は使用済燃料プールに隣接して設け、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>(6) 破損燃料検出装置                      破損燃料検出装置は、原子炉停止時にシッピングを行って、破損燃料を検出する。なお、シッピングとは、チャンネルボックス上にシッパキャップを載せ、各チャンネルボックス内の水を採取し、核種分析によって燃料の破損を検出する方法である。</p> <p>(1) 燃料交換機                      燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）は、原子炉ウェル、使用済燃料プール及び蒸</p>	<p>(4) 使用済燃料ビットフィルタ                      使用済燃料ビットフィルタ（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ビット水中の固形状不純物を除去する。また、使用済燃料ビットフィルタは、燃料取替用水ビット水中の固形状不純物を除去するためにも使用する。</p> <p>4.1.1.3.4 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル                      原子炉キャビティは、原子炉容器上方に設け、燃料取扱時には遮蔽に必要な水深を確保するためほう酸水を満たす。                      原子炉容器と原子炉キャビティ底面のすきまは、原子炉キャビティ水張りのためにシールする。                      原子炉キャビティは、鉄筋コンクリート造で、内面はステンレス鋼板で内張りし、炉内構造物及びその他の必要な工具を置くことができる十分な広さを有する。原子炉キャビティには、一時的に燃料集合体を仮置きするための燃料仮置ラックを設ける。                      燃料取替キャナルは、原子炉キャビティと燃料取扱棟の間で燃料集合体を移送するための水路であり、内面はステンレス鋼板で内張りし、燃料取扱時には遮蔽に必要な水深を確保するためほう酸水を満たす。                      燃料取替キャナルは、原子炉格納容器を貫通する燃料移送管を介して原子炉格納容器内キャナルと燃料取扱棟内キャナルとに分かれる。                      原子炉格納容器内キャナルの側壁の高さは原子炉キャビティと同じとし、燃料取替時に原子炉キャビティとつながるプールを形成する。</p> <p>4.1.1.3.5 燃料取替クレーン                      燃料取替クレーンは、原子炉キャビティと原子炉格納容器内キャナルの上を水平に移動</p>	<p>■設備の相違                      ・泊3号炉に除染場ビットは設置しておらず、キャスクの除染は燃料取扱棟内の通常の作業スペースで行う。</p> <p>■①既許可記載の相違                      ・実質的な相違なし。</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違                      ・追加要求事項対象外</p> <p>■泊の燃料取替クレーンと女川の燃料交換機は設備が異なるた</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ル上を水平に移動する架台と、その上を移動する移送台車よりなるブリッジクレーンである。</p> <p>移送台車上には、運転台及び燃料集合体をつかむためのグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリがあり、燃料集合体はマストチューブ内に入った状態で原子炉キャビティ及び原子炉格納容器内チャンネルの適当な位置に移動することができる。</p> <p>グリッパチューブの下部にあるグリッパは、空気作動式とし、燃料集合体をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料集合体を落とすことのない構造とする。</p> <p>架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にはインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替クレーンは、地震時にも転倒することがないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、使用済燃料ピット上を移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での燃料集合体の移動は架台上のホイスト、取扱工具等によって行う。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、駆動源の喪失に対しフェイル・アズ・イズの設計とするとともに、フックは2重ワイヤとし、取扱工具は、燃料取扱い中に燃料集合体が外れて落下することのないような機械的インターロックを設ける。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも</p>	<p>気乾燥器・気水分離器ピット上を水平に移動するブリッジ並びにその上を移動するトロリで構成する。</p> <p>また、燃料つかみ具は二重のワイヤや燃料体等を確実につかんでいない場合には、吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料体等が外れない設計とする。</p> <p>燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料交換機は遠隔自動で運転できる設計とする。</p> <p>(1) 燃料交換機</p> <p>燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）は、原子炉ウェル、使用済燃料プール及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット上を水平に移動するブリッジ並びにその上を移動するトロリで構成する。</p> <p>また、燃料つかみ具は二重のワイヤや燃料体等を確実につかんでいない場合には、吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料体等が外れない設計とする。</p> <p>燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料交換機は遠隔自動で運転できる設計とする。</p>	<p>する架台と、その上を移動する移送台車からなるブリッジクレーンである。</p> <p>移送台車には、運転台及び1体の燃料集合体をつかむグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリがあり、燃料集合体をマストチューブ内に入れた状態で原子炉キャビティ及び原子炉格納容器内チャンネルの適当な位置に移送することができる。</p> <p>グリッパチューブの下部にあるグリッパは、空気作動式であり、燃料集合体をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料集合体を確実に保持できる。また、グリッパチューブは二重のワイヤで保持する構造である。</p> <p>燃料取替クレーンは、架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替クレーンは、地震時にも転倒することがない構造であり、さらに走行部はレールを抱え込む構造である。</p> <p>4.1.1.3.6 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット上を水平に移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での3号炉の燃料集合体の移送は架台上のホイスト、3号炉燃料用取扱工具によって1体ずつ行う。また、1号及び2号炉の燃料集合体の移送は架台上のホイスト、1号及び2号炉燃料用取扱工具によって1体ずつ行う。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、ホイストのワイヤを二重にした構造であるとともに、燃料集合体をつかんだ状態で駆動源が喪失しても、燃料集合体を確実に保持できる。</p> <p>また、取扱工具は、燃料取扱中に燃料集合体が外れて落下することのない機械的インターロックを設ける。</p> <p>なお、1号及び2号炉燃料用取扱工具は、3号炉の燃料集合体をつかめない構造とし、3号炉燃料用取扱工具は、1号及び2号炉の燃料集合体をつかめない構造とすることにより誤操作を防止する。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも</p>	<p>め、大飯の燃料取替クレーンと比較する。</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違・実質的な相違なし。</p> <p>■【女川】記載内容の相違・クレーンの構造に関する記載（追加要求事項対象外）</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違・実質的な相違なし。</p> <p>■①既許可記載の相違・記載の順序が異なるが、泊、女川ともに号炉、ワイヤの二重構造、駆動源喪失時の燃料保持（フェイル・アズ・イズ）、燃料が外れて落下しないことを記載しており、実質相違なし。</p> <p>■①既許可記載の相違・泊3号炉既許可では、1・2号燃料用取扱工具の誤操作防止について記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>転倒することがないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>(7) 補助建屋クレーン                  補助建屋クレーン（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器及び新燃料の移動を安全かつ確実に行う天井走行クレーンである。</p> <p>補助建屋クレーンは、フックを2重ワイヤとし新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器及び新燃料の落下を防止するとともに、地震時にも落下することがないように設計とし、その移動範囲を重量物の落下により使用済燃料ピットに影響を及ぼすことがないように限定する。</p> <p>(8) 新燃料エレベータ                  新燃料エレベータは、1体の燃料集合体を載せることのできる箱型エレベータで、補助建屋クレーンから使用済燃料ピットクレーンに新燃料を受渡する装置である。新燃料エレベータは、駆動源の喪失に対しフェイルセーフ設計とするとともに2重ワイヤにより燃料集合体の落下を防止する構造とする。</p> <p>(9) 燃料移送装置                  燃料移送管を通して燃料を移送するために、水中でレール上を走行する移送台車及び燃料移送管の両端のトラックフレームに燃料集合体の姿勢を変えるリフティング機構を設ける。</p> <p>移送台車及びリフティング機構には、燃料集合体の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替時以外は、移送台車を<b>使用済燃料ピット側</b>に納め、燃料移送管の<b>隔離弁</b>を閉止し、閉止ふたをする。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑</p>	<p>(2) 原子炉建屋クレーン                  原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）は、新燃料、使用済燃料輸送容器の運搬に使用するとともに、原子炉遮蔽体、原子炉格納容器上蓋、原子炉圧力容器上蓋、蒸気乾燥器、気水分離器等の取外し、運搬及び取付けに使用する。</p> <p>また、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）の主要要素は、種々の二重化を行うとともに重量物を吊った状態で使用済燃料貯蔵ラック上を通過できないようインターロックを設ける。</p>	<p>転倒することがない構造であり、さらに、走行部はレールを抱え込む構造である。</p> <p>4.1.1.3.7 燃料取扱棟クレーン                  燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器、新燃料の移送等を安全かつ確実に行う天井走行クレーンである。</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、地震時にも落下することがない構造であり、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器、新燃料等の重量物の落下を防止するため、フックのワイヤを二重にした構造である。さらに、重量物の落下により使用済燃料ピットに影響を及ぼすことがないように移動範囲を限定する。なお、新燃料の移送は、取扱工具によって1体ずつ行う。</p> <p>4.1.1.3.8 新燃料エレベータ                  新燃料エレベータは、1体の燃料集合体を載せることのできる箱型エレベータで、燃料取扱棟クレーンから使用済燃料ピットクレーンに新燃料を受渡する装置である。</p> <p>新燃料エレベータは、ワイヤを二重にした構造であるとともに、駆動源が喪失しても燃料集合体を確実に保持できる。</p> <p>4.1.1.3.9 燃料移送装置                  燃料移送装置は、燃料移送管を介した燃料取替チャンネル内で燃料集合体を1体ずつ移送する装置であり、ほう酸水中でレール上を走行する移送台車、燃料移送管の両端にあるトラックフレームで燃料集合体の姿勢を変えるリフティング機構等で構成する。</p> <p>移送台車及びリフティング機構には、燃料集合体の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。燃料取替時以外は、移送台車を燃料取扱棟内チャンネルに納め、燃料移送管の仕切弁を閉止し、閉止フランジを閉じる。</p>	<p>相違理由</p> <p>■①既許可記載の相違                  ・クレーンの使用用途の記載。                  （追加要求事項対象外）</p> <p>■【女川】記載内容の相違                  ・落下防止対策の相違。泊の燃料取扱棟クレーンはワイヤ二重化、移動範囲限定を記載。女川は二重化及びラックを上を通過しないインターロックとしている。</p> <p>■①既許可記載の相違                  ・新燃料エレベータ、燃料移送装置について、既許可記載の相違はあるが、実質的な相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(10) 使用済燃料ピット水位                      使用済燃料ピット水位は、<b>通常水位</b>からの水位の低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>(11) 使用済燃料ピット温度                      使用済燃料ピット温度は、使用済燃料ピット水の水温を監視できる計測範囲を有し、中</p>	<p>(7) 燃料貯蔵プール水位                      燃料貯蔵プール水位は、<b>使用済燃料プール</b>水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、異常を検知した場合は中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(8) 燃料プールライナドレン漏えい                      燃料プールライナドレン漏えいは、<b>使用済燃料プール</b>のライナからの漏えいを検知できる計測範囲を有し、<b>使用済燃料プール</b>からの漏えいが発生した場合に中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(9) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度                      燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、<b>使用済燃料プール</b>温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。</p> <p>(10) 燃料貯蔵プール水温度                      燃料貯蔵プール水温度は、<b>使用済燃料プール</b>温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有</p>	<p>4.1.1.3.10 ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置                      ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の把持及び昇降機能を持ち、遮蔽等放射線防護上の措置を講じた装置であり、燃料取扱棟クレーンに吊り下げて使用する。</p> <p>本装置の吊り下げには、落下防止のため、二重のワイヤを使用する。                      また、本装置のグリップは、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の落下防止のため、燃料集集体昇降機能の駆動部に二重のワイヤを使用するとともに、グリップを空気作動式とし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いてウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を落とすことのない構造とする。                      なお、本装置は、操作員の被ばく低減の観点から、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から適切な距離を保って操作する。</p> <p>4.1.1.3.11 使用済燃料ピット水位                      使用済燃料ピット水位は、<b>使用済燃料ピット</b>水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、<b>中央制御室</b>で監視できるとともに、異常を検知した場合は中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>4.1.1.3.12 使用済燃料ピット温度                      使用済燃料ピット温度は、<b>使用済燃料ピット</b>水の温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有</p>	<p>■【女川】設備の相違 (MOX 燃料)</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>■記載内容の相違                      ・泊(大飯も同じ)では、中央制御室で水位の監視が可能。</p> <p>■【女川】設備の相違                      ・泊では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエアモニタの3種類としており、これら設備により要求事項を満足できる。(漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である)</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

(参考) 高浜3号炉 (MOX 導入済) 設置許可 (令和3年5月) の記載  
 (10) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置  
 ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の把持及びクレーン機能を持ち、遮蔽等放射線防護上の措置を講じた装置であり、補助建屋クレーンに吊り下げて使用する。  
 本装置の吊り下げには、落下防止のため、2重ワイヤを使用する。  
 また、本装置のグリップは、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の落下防止のため、クレーン部に2重ワイヤを使用するとともに、グリップを空気動作式とし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いてウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を落とすことのない構造とする。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>(12) 使用済燃料ピット区域エリアモニタ                      使用済燃料ピット周辺放射線量を監視できる計測範囲を有し、中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>(4号炉)                      3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉に同じ。</p>	<p>有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。</p> <p>(11) 使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）                      使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）は、使用済燃料プール水位の異常な低下及び使用済燃料プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、水位の異常な低下時及び温度の異常な上昇時に警報を発信する設計とする。</p> <p>(12) 燃料交換フロア放射線モニタ                      燃料交換フロア放射線モニタは、燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検出し警報を発信する設計とする。</p> <p>(13) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ                      原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタは、燃料取扱場所での燃料取扱事故（燃料体等の落下）時において燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検知した場合に警報を発信し、原子炉建屋の通常の換気空調系を停止するとともに非常用ガス処理系を起動する設計とする。</p> <p>(14) 燃料取替エリア放射線モニタ                      燃料取替エリア放射線モニタは、燃料取扱場所での燃料取扱事故（燃料体等の落下）時において燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検知した場合に警報を発信し、原子炉建屋の通常の換気空調系を停止するとともに非常用ガス処理系を起動する設計とする。</p>	<p>し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。</p> <p>4.1.1.3.13 使用済燃料ピットエリアモニタ                      使用済燃料ピット周辺放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検出し警報を発信する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>■【女川】設計方針の相違                      泊ではAピット水位及び温度、Bピット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違                      ・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊（大飯も同じ）ではDB16条第3項の要求への対応として使用済ピットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）へ対応している。</p> <p>■【大飯】既許可構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.1.1.5 評価</p> <p>(1) 燃料取扱設備は、2重ワイヤ、インターロック等により燃料体等の落下を防止する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットは、耐震設計Sクラスとするとともに、ピット底部には排水口を設けないので冷却水が著しく減少することはない。また、使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれることはない。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫は、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、新燃料は気中で貯蔵されていること、また浸水することのない構造としている。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットは、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、使用済燃料ピットは、ほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水で満たし、また底部には排水口を設けない構造としている。</p> <p>4.1.1.6 試験検査                      燃料取扱及び貯蔵設備は、機器の使用に先立って機能試験、検査を実施する。また使用済燃料ピットのほう素濃度は定期的に分析する。</p>	<p>4.1.1.5 試験検査                      燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備の機器は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施する。</p>	<p>4.1.1.4 主要仕様                      燃料取扱設備及び貯蔵設備の主要仕様を第4.1.1表に示す。</p> <p>4.1.1.5 評価</p> <p>(1) 燃料取扱設備は、二重のワイヤ、インターロック等により燃料体等の落下を防止する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットは、耐震Sクラスとするとともに、ピット底部には排水口を設けないので使用済燃料ピット水が著しく減少することはない。また、使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫は、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、ウラン新燃料は気中で貯蔵されていること、また浸水することのない構造としている。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットは、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、使用済燃料ピットは、ほう素濃度3,200ppm（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が装荷されるまでは3,000ppm）以上のほう酸水で満たし、また底部には排水口を設けない構造としている。</p> <p>4.1.1.6 試験検査                      燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備の機器は、その使用前に必ず機能試験及び検査を実施する。</p>	<p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■記載の充実（大飯参照）</p> <p>■設備の相違（MOX燃料）</p> <p>■設備の相違（ほう素濃度）</p> <p>■記載適正化                      ・泊3号はMOX燃料未装荷のため、MOX燃料が装荷されるまでのほう素濃度も記載する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.1.1.7 手順等</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策</p> <p>a. 使用済燃料ピット周辺の設備やクレーンで取り扱う吊荷については、4.1.1.2 設計方針(10)の考え方に基づき使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性を評価し、落下防止措置を実施する。</p> <p>b. 使用済燃料ピット上の燃料集合体取扱作業において、燃料集合体下端の吊上げの上限高さはピット底部より4.9mとすることを手順等で整備し、的確に操作を実施する。</p> <p>c. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、燃料取扱設備の吊荷に対する落下防止対策として、ワイヤ2重化や可動範囲制限等を施した設備を使用することとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>d. 補助建屋クレーンにより、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>e. クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛は有資格者が実施する。</p> <p>f. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、重量物落下防止に係る設備等について</p>	<p>4.1.1.6 手順等</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料プールへの重量物落下防止対策</p> <p>a. 使用済燃料プール周辺に設置する設備や取り扱う吊荷については、あらかじめ定めた評価フローに基づき評価を行い、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落下防止措置を実施する。</p> <p>b. 日常作業等において使用済燃料プール周辺に持ち込む物品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を実施する。</p> <p>c. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常待機時、使用済燃料プール上への待機配置を原則行わないこととする。また、原子炉建屋クレーンにより、使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、使用済燃料輸送容器の移動範囲の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>d. 使用済燃料プール上で作業を行う原子炉建屋クレーンについては、クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛は有資格者が実施する。また、燃料交換機においても、定期点検及び作業開始前点検を実施する。</p>	<p>4.1.1.7 手順等</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策</p> <p>a. 使用済燃料ピット周辺に設置する設備や取り扱う吊荷については、あらかじめ定めた評価フローに基づき評価を行い、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落下防止措置を実施する。</p> <p>b. 日常作業等において使用済燃料ピット周辺に持ち込む物品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を実施する。</p> <p>c. 使用済燃料ピット上の燃料集合体取扱作業において、燃料集合体下端の吊上げの上限高さはピット底部より4.9mとすることを手順等で整備し、的確に操作を実施する。</p> <p>d. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、燃料取扱設備の吊荷に対する落下防止対策として、二重のワイヤや可動範囲制限等を施した設備を使用することとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>e. 使用済燃料ピットクレーンは、通常待機時、使用済燃料ピット上への待機配置を原則行わないこととする。</p> <p>f. 燃料取扱棟クレーンにより、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>g. 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンについては、クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛は有資格者が実施する。</p> <p>h. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、重量物落下防止に係る設備等について</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映による記載拡充）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映による記載拡充）</p> <p>■【女川】記載内容の相違 ・泊では使用済燃料ピット上で使用済燃料輸送容器を取り扱うことはない。 ■記載の充実（大飯参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違 ・泊の使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンは両方ともクレーン設備のため併記した。 ■【大飯】記載の拡充（女川参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。</p> <p>g. 使用済燃料ピットへの重量物落下防止に係る落下防止措置及び当該設備の保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピット区域エリアモニタに要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。</p>		<p>は、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 使用済燃料ピットへの重量物落下防止に係る落下防止措置及び当該設備の保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタに要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。</p>	<p>■記載内容の相違（大飯参照）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4.1.1.1表 燃料の取扱設備及び貯蔵設備の設備仕様                      【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】                      (3号炉)</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫                      基数 1                      ラック容量 燃料集合体約160体分（全炉心燃料の約75%相当分）                      ラック材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 使用済燃料ピット                      基数 1                      ラック容量 燃料集合体約2130体分（全炉心燃料の約1100%相当分、1号、2号及び3号炉共用）                      ラック材料 ステンレス鋼（全炉心燃料の約500%相当分）                      ボロン添加（0.95～1.05wt%）ステンレス鋼（2）                      （全炉心燃料の約600%相当分）                      ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 除染場ピット                      基数 1（1号、2号及び3号炉共用）</p> <p>(4) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル                      基数 1（燃料取替キャナルのうち原子炉補助建屋内キャナルは1号、2号及び3号炉共用）                      ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(5) 燃料取替クレーン                      台数 1</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン                      台数 1（1号、2号及び3号炉共用）</p>	<p>第4.1-1表 燃料取扱及び貯蔵設備の主要仕様</p> <p>(1) 種類 ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式）</p> <p>(2) 貯蔵能力 2号炉全炉心燃料の約400%相当分</p>	<p>第4.1.1表 燃料取扱設備及び貯蔵設備の主要仕様</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫                      基数 1                      貯蔵能力 全炉心燃料の約23%相当分                      ラック材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）                      基数 2                      貯蔵能力 全炉心燃料の約920%相当分                      ラック材料 ボロン添加（0.95～1.05wt%）ステンレス鋼                      ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 燃料取替用水ポンプ                      台数 2                      容量 約46 m<sup>3</sup>/h（1台当たり）</p> <p>(4) 使用済燃料ピット水ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）                      台数 2                      容量 約550 m<sup>3</sup>/h（1台当たり）</p> <p>(5) 使用済燃料ピット冷却器（1号、2号及び3号炉共用）                      基数 2                      伝熱容量 約6.3×10<sup>3</sup> kW（1基当たり）</p> <p>(6) 使用済燃料ピット脱塩塔（1号、2号及び3号炉共用）                      基数 2                      容量 約46 m<sup>3</sup>/h（1基当たり）</p> <p>(7) 使用済燃料ピットフィルタ（1号、2号及び3号炉共用）                      基数 2                      容量 約46 m<sup>3</sup>/h（1基当たり）</p> <p>(8) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル                      基数 1                      ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(9) 燃料取替クレーン                      台数 1</p> <p>(10) 使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）</p>	<p>■記載の充実（女川参照）</p> <p>■①既許可記載の相違                      ・女川は主要仕様として、使用済燃料プールの種類・貯蔵能力以降は監視設備の使用を記載。                      ・泊（大阪も同じ）は、取扱設備及び貯蔵設備の仕様を記載。</p> <p>■【大阪】設備の相違（新燃料貯蔵庫、使用済燃料ピット容量）</p> <p>■【大阪】既許可構成の相違                      ・泊は使用済燃料ピット水浄化冷却設備を掲載。</p> <p>■【大阪】設備の相違                      ・泊3号炉は除染場ピットを設置していない。</p> <p>■【大阪】設備の相違                      ・大阪3号炉は、キャスクピットから使用済燃料ピットへ燃料移送する際に燃料取替キャナルのうち原子炉補助建屋内キャナルを通過するので、1,2号炉と共用化している。泊3</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 補助建屋クレーン 台数 1 (1号、2号及び3号炉共用)</p> <p>(8) 新燃料エレベータ 台数 1</p> <p>(9) 燃料移送装置 台数 1</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑</p> <p>(10) 使用済燃料ピット水位 個数 1 計測範囲 E.L.+32.16m~E.L.+33.41m</p> <p>検出器 超音波式検出器</p> <p>(11) 使用済燃料ピット温度 個数 3 計測範囲 0~100℃ 検出器 測温抵抗体</p> <p>(12) 使用済燃料ピット区域エリアモニタ 個数 1 計測範囲 1~10<sup>5</sup>µ Sv/h 検出器 半導体式検出器</p>	<p>(3) 燃料貯蔵プール水位 個数 1 計測範囲 (水位低警報設定値)</p> <p>通常水位-165mm (O.P. 32730mm) (水位高警報設定値) 通常水位+ 35mm (O.P. 32930mm) 種類 フロート式</p> <p>(4) 燃料プールライナドレン漏えい 個数 1 計測範囲 (警報設定値) ドレン止め弁 (O.P. 15550mm) より+528mm (O.P. 16078mm) 種類 フロート式</p> <p>(5) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 個数 1 計測範囲 0~100℃ 種類 熱電対</p> <p>(6) 燃料貯蔵プール水温度 個数 1 計測範囲 0~100℃ 種類 熱電対</p> <p>(7) 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルス式) 個数 水位：1 温度：1 (検出点2箇所) 計測範囲 水位：-4,300mm~7,300mm*1 (O.P. 21620mm~O.P. 33220mm) *1：基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端(O.P. 25920mm) 温度：0~120℃ 種類 水位：ガイドバルス式 温度：測温抵抗体</p> <p>(8) 燃料交換フロア放射線モニタ 個数 1 計測範囲 10<sup>-4</sup>~1mSv/h 種類 半導体式</p>	<p>台数 1</p> <p>(11) 燃料取扱棟クレーン (1号、2号及び3号炉共用) 台数 1</p> <p>(12) 新燃料エレベータ 台数 1</p> <p>(13) 燃料移送装置 台数 1</p> <p>(14) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置 台数 1</p> <p>(15) 使用済燃料ピット水位 個数 2 計測範囲 T.P. 32.26~32.76m (水位低警報設定値) 通常水位 [ ] m (T.P. [ ] m) (水位高警報設定値) 通常水位 [ ] m (T.P. [ ] m) 検出器 超音波式検出器 [ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>(16) 使用済燃料ピット温度 個数 2 計測範囲 0~100℃ 検出器 測温抵抗体</p> <p>(17) 使用済燃料ピットエリアモニタ 個数 1 計測範囲 1~10<sup>5</sup>µ Sv/h 検出器 半導体式検出器</p>	<p>号炉はキャストピットと使用済燃料ピットが直接接続されているため、燃料取替キャナルは共用化していない。</p> <p>■設備の相違 (MOX燃料)</p> <p>■設備仕様の相違</p> <p>■【大飯】記載の充実 (女川実績の反映)</p> <p>■設備の相違 (個数) ・泊はAピット、Bピットに各1個ずつ設置。</p> <p>■設備の相違 (計測範囲)</p>

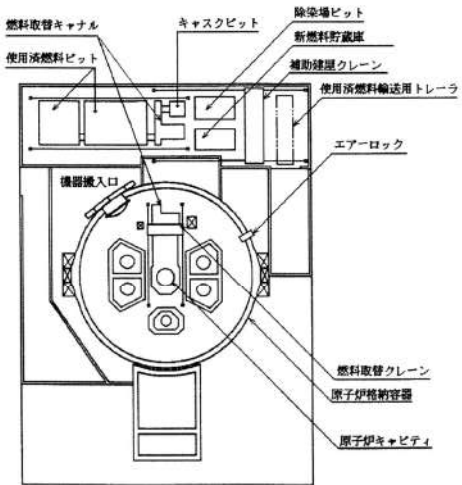
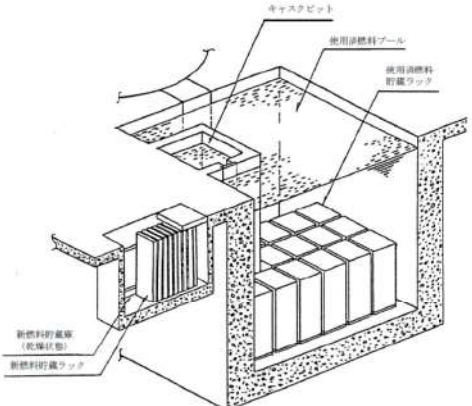
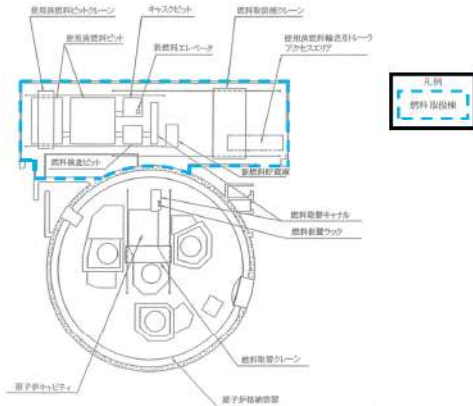
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設, 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ                      個数 4                      計測範囲 <math>10^{-4}</math>~1mSv/h                      種類 半導体式</p> <p>(10) 燃料取替エリア放射線モニタ                      個数 4                      計測範囲 <math>10^{-3}</math>~10mSv/h                      種類 半導体式</p>		

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可 (令和3年5月) より引用】 ↓</p>  <p>第4.1.1.1図 燃料取扱設備配置図 (その1)</p>	 <p>第4.1-1図 新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールの概要図</p>	 <p>第4.1.1図 燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図 (その1)</p>	<p>■設備配置の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BWR(女川)においては、使用済燃料プールと原子炉圧力容器が同一の建屋内に設置されている。</li> <li>・PWR(泊)においては、原子炉容器と使用済燃料ピットが同じ建屋の分類ではあるが完全に隔離されている(別添1補足資料11参照)。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図に建屋名称を追記した。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4.1.1.2図 燃料取扱設備配置図(その2)</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑</p>		<p>第4.1.2図 燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図(その2)</p>	<p>■設備配置の相違</p> <p>■記載の適正化              ・図に建屋名称を追記した。</p>

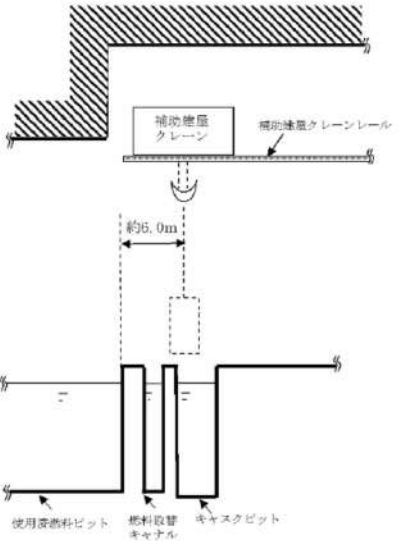
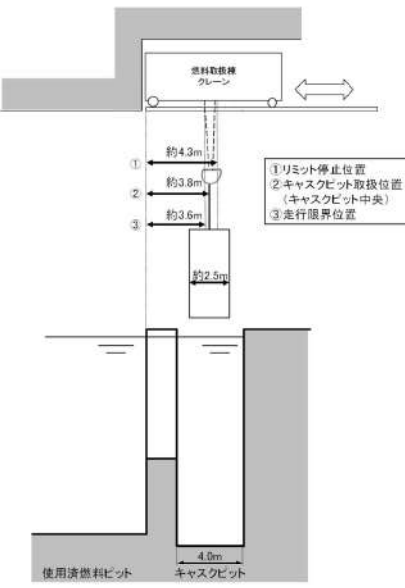
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設, 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>■既許可構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は使用済燃料ピット水浄化冷却設備を燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設の一設備として掲載。</li> </ul>

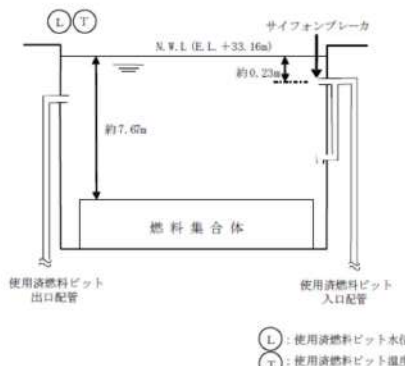
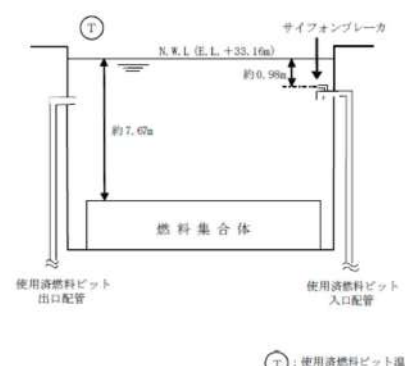
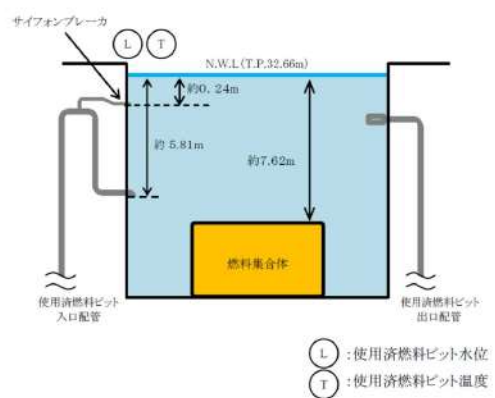
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設, 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第4.1.1.3図 補助建屋クレーン走行限界位置説明</p>		 <p>第4.1.4図 燃料取扱棟クレーン走行限界位置の概要図</p>	<p>■設備配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【Aエリア】</p>  <p>【Bエリア】</p>  <p>第4.1.1.4図 サイフォンブレイカの配置の概要図</p>		 <p>第4.1.5図 サイフォンブレイカの配置の概要図</p>	<p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、AエリアとBエリアでサイフォンブレイカの設置高さ、水位計設置の有無が異なる。</li> <li>・泊もAビットとBビットがあるが、サイフォンブレイカの設置高さや、水位・温度計の設置数はAビットとBビットで同じであり、図は共通で1つとしている。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設, 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>表2 用語説明</p> <p>本資料で用いられる主な用語等は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1323 213 1807 426"> <thead> <tr> <th>用語等</th> <th>名称又は説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新燃料</td> <td>ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。</td> </tr> <tr> <td>ウラン新燃料</td> <td>新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料</td> <td>新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。</td> </tr> </tbody> </table>	用語等	名称又は説明	新燃料	ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。	ウラン新燃料	新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。	ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。	使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違・泊では用語説明を記載。</p>
用語等	名称又は説明												
新燃料	ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。												
ウラン新燃料	新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。												
ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。												
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p>使用済燃料プールへ重量物が落下した場合においても、使用済燃料プールの機能が損なわれないようにするため、使用済燃料プールへの落下が想定される重量物を抽出し、抽出された重量物が基準地震動により使用済燃料プールへ落下することを防止する設計とする。</p> <p>(1) 使用済燃料プールへの落下が想定される重量物の抽出</p> <p>a. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出</p> <p>使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、図面等（建屋機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認している。</p> <p>b. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>上記a. で抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。</p> <p>抽出された設備等の中から、落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーを比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>(2) 使用済燃料プールへの落下防止対策</p> <p>a. 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料プール周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>b. 設備構造上の落下防止対策</p> <p>クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤロープ二重化、フェイル・セーフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>c. 運用状況による落下防止対策</p> <p>クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。</p> <p>また、燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール外への待機運用、原子炉建屋クレーンの可動範囲制限による落下防止措置及び使用済燃料プール周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。</p>	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料ビットへの重量物落下について</p> <p>使用済燃料ビットへ重量物が落下した場合においても、使用済燃料ビットの機能が損なわれないようにするため、使用済燃料ビットへの落下が想定される重量物を抽出し、抽出された重量物が基準地震動により使用済燃料ビットへ落下することを防止する設計とする。</p> <p>(1) 使用済燃料ビットへの落下が想定される重量物の抽出</p> <p>a. 使用済燃料ビット周辺の設備等の抽出</p> <p>使用済燃料ビット周辺の設備等について、現場確認、図面等（機器配置図、機器設計仕様書、系統図、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器ごとに項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認している。</p> <p>b. 使用済燃料ビットへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>上記a. で抽出及び項目分類したものについて、項目ごとに使用済燃料ビットとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料ビットに落下するおそれがあるものを抽出する。</p> <p>抽出された設備等の中から、落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーを比較し、使用済燃料ビットへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>(2) 使用済燃料ビットへの落下防止対策</p> <p>a. 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>燃料取扱棟及び使用済燃料ビットクレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料ビット周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>b. 設備構造上の落下防止対策</p> <p>クレーンの安全機能として、フック外れ止め、二重のワイヤ、動力電源喪失時保持機能等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ビット上を走行できないように可動範囲を制限した構造とする。</p> <p>c. 運用状況による落下防止対策</p> <p>クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料ビットクレーンの使用済燃料ビット外への待機運用及び使用済燃料ビット周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>■【大阪】記載の充実（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊資料間の用語の統一</li> </ul> <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の燃料取扱棟クレーンは物理的な可動範囲制限があるため、耐震性確保による落下防止対策は不要である。</li> </ul> <p>■【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の燃料取扱棟クレーンは、可動範囲を制限した設備構造となっているため(2)b.に記載。</li> <li>・女川の原子炉建屋クレーンは、運用状況で可動範囲を制限しており(2)c.に記載。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2 使用済燃料プールを監視する機能の確保について                      使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室において監視し、異常時に警報を発信する設計とする。また、これら計測設備については非常用所内電源から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p>	<p>2.2 使用済燃料ビッドを監視する機能の確保について                      使用済燃料ビッドの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室において監視し、異常時に警報を発信する設計とする。また、これら計測設備については非常用所内電源から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p>	<p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新規制基準の追加要件について                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 概要</li> </ol> </li> <li>2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</li> <li>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出                     <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1 評価フローⅠ（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1.1 現場確認による抽出</li> <li>3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出</li> </ol> </li> <li>3.2 評価フローⅠの抽出結果                             <ol style="list-style-type: none"> <li>3.2.1 現場確認により抽出した設備等</li> <li>3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出                     <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1 評価フローⅡ（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1.1 設置状況による抽出</li> <li>4.1.2 落下エネルギーによる抽出</li> <li>4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出</li> </ol> </li> <li>4.2 評価フローⅡの抽出結果                             <ol style="list-style-type: none"> <li>4.2.1 評価フローⅡ：「検討要」としたものの</li> <li>4.2.2 評価フローⅡ：「検討不要」としたものの</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>5. 落下防止の対応状況確認                     <ol style="list-style-type: none"> <li>5.1 評価フローⅢ（落下防止とその適切性の確認）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>5.1.1 耐震安全性評価による落下防止</li> <li>5.1.2 設備構造及び運用による落下防止</li> </ol> </li> <li>5.2 評価フローⅢの評価結果                             <ol style="list-style-type: none"> <li>5.2.1 耐震安全性評価による落下防止がなされている設備</li> <li>5.2.2 設備構造による落下防止がなされている設備等</li> <li>5.2.3 運用により落下防止がなされている設備</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p style="text-align: right;">別添資料1</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新規制基準の追加要件について                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 概要</li> </ol> </li> <li>2. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</li> <li>3. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出                     <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1 評価フローⅠ（使用済燃料プール周辺の設備等の抽出）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1.1 現場確認による抽出</li> <li>3.1.2 機器配置図等による抽出</li> <li>3.1.3 使用済燃料プール周辺の作業実績からの抽出</li> </ol> </li> <li>3.2 評価フローⅠの抽出結果                             <ol style="list-style-type: none"> <li>3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出                     <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1 評価フローⅡ（使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1.1 設置状況による抽出</li> <li>4.1.2 落下エネルギーによる抽出</li> <li>4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出</li> </ol> </li> <li>4.2 評価フローⅡの抽出結果                             <ol style="list-style-type: none"> <li>4.2.1 設置状況による抽出結果</li> <li>4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果</li> <li>4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>5. 落下防止対策の要否判断                     <ol style="list-style-type: none"> <li>5.1 評価フローⅢ（落下防止対策の要否判断）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>5.2 評価フローⅢの評価                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>5.2.1 耐震性確保による落下防止対策</li> <li>5.2.2 設備構造上の落下防止対策</li> <li>5.2.3 運用状況による落下防止対策</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新規制基準の追加要件について                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 概要</li> </ol> </li> <li>2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</li> <li>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出                     <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1 評価フローⅠ（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1.1 現場確認による抽出</li> <li>3.1.2 機器配置図等による抽出</li> <li>3.1.3 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出</li> </ol> </li> <li>3.2 評価フローⅠの抽出結果                             <ol style="list-style-type: none"> <li>3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出                     <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1 評価フローⅡ（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1.1 設置状況による抽出</li> <li>4.1.2 落下エネルギーによる抽出</li> <li>4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出</li> </ol> </li> <li>4.2 評価フローⅡの抽出結果                             <ol style="list-style-type: none"> <li>4.2.1 設置状況による抽出結果</li> <li>4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果</li> <li>4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>5. 落下防止の要否判断                     <ol style="list-style-type: none"> <li>5.1 評価フローⅢ（落下防止対策の要否判断）の考え方                             <ol style="list-style-type: none"> <li>5.2 評価フローⅢの評価                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>5.2.1 耐震性確保による落下防止対策</li> <li>5.2.2 設備構造上の落下防止対策</li> <li>5.2.3 運用状況による落下防止対策</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p>■【女川】設備名称の相違（プラント名）</p> <p>■【女川】設備名称の相違（使用済燃料ピット/使用済燃料プール）                      ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(別紙)</p> <p>1. 燃料集合体落下時のライニング評価について</p> <p>(参考)</p> <p>1. 補助建屋クレーンにおける評価フローⅢの評価結果 2. 補助建屋クレーンにおける落下防止対策</p> <p>(補足説明資料)</p> <p>1. 補助建屋クレーンの走行範囲について 2. 大飯3, 4号炉の建屋名称</p>	<p>5.3 評価フローⅢの抽出結果 5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p> <p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(別紙)</p> <p>1. 燃料集合体落下時の使用済燃料ブルーライニングの健全性について 2. 使用済燃料ブルーと燃料取替床の床面上設備等との離隔概要について 3. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について</p> <p>4. 原子炉建屋クレーンのインターロックについて 5. 使用済燃料ブルー周辺における異物混入防止エリアについて</p> <p>(補足説明資料)</p> <p>1. 燃料交換機 主ホイスト（ワイヤロープ、グラップルヘッド、ブレーキ）の健全性評価について 2. 原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価について 3. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの落下防止対策</p> <p>4. 過去不具合事象に対する対応状況について 5. 新燃料の取扱いにおける落下防止対策 6. 使用済燃料輸送容器取扱作業時における使用済燃料ブルーへの影響 7. 使用済燃料輸送容器吊具による使用済燃料輸送容器の吊り方について</p>	<p>5.3 評価フローⅢの抽出結果 5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p> <p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(別紙)</p> <p>1. 燃料集合体落下時の使用済燃料ビットライニングの健全性について 2. 使用済燃料ビットと燃料取扱棟内の設備等との離隔概要について 3. 使用済燃料ビットクレーンの待機場所について</p> <p>4. 使用済燃料ビット周辺における異物管理区域について</p> <p>(参考)</p> <p>1. 燃料取扱棟クレーンにおける評価フローⅢの評価結果 2. 燃料取扱棟クレーンにおける吊荷の落下防止対策について</p> <p>(補足説明資料)</p> <p>1. 使用済燃料ビットクレーンホイスト（ワイヤロープ、フック）の健全性評価について</p> <p>2. 使用済燃料ビットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの落下防止対策 3. 過去不具合事象に対する対応状況について 4. 新燃料の取扱いにおける落下防止対策 5. キャスク取扱作業時における使用済燃料ビットへの影響</p> <p>6. キャスク吊具によるキャスクの吊り方について</p> <p>7. 抽出の網羅性の考え方について 8. 落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした機器の考え方について 9. 仮設物に対する落下防止措置について 10. 落下試験結果が泊3号炉で使用する新規燃料にも適用できることについて</p> <p>11. 泊3号炉の建屋名称 12. 燃料取出し装置の流れ 13. 建屋内装材の落下エネルギーについて</p>	<p>相違理由</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載内容の相違 ・7. ～10. は従来から泊の補足説明資料として記載されていたもの。</p> <p>■【大飯、女川】記載内容の相違 ・記載の充実化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 新規基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要                      平成25年7月8日に施行された新規基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。                      このため、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規基準への適合状況について確認した。                      なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、大飯3号炉及び4号炉使用済燃料ピットライニング健全性維持について評価した。                      また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象として確認した。</p> <p>&lt;重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則&gt;                      a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則                      第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項第二号ニ                      b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則                      第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項第四号ニ</p> <p>本資料においては、使用済燃料ピットへの重量物の落下防止対策の基本設計を示しており、個別の耐震評価結果等の詳細については、工事計画認可申請の段階において説明する。</p>	<p>1. 新規基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要                      平成25年7月8日に施行された新規基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。                      このため使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規基準への適合状況について確認した。                      なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、女川2号炉使用済燃料プールのライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針 指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象とし、燃料集合体に関しては参考として確認した。</p> <p>&lt;重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則&gt;                      a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則                      第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項第二号ニ                      b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則                      第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項第四号ニ</p>	<p>1. 新規基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要                      平成25年7月8日に施行された新規基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。                      このため使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規基準への適合状況について確認した。                      なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、泊3号炉使用済燃料ピットのライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針 指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象とし、燃料集合体に関しては参考として確認した。</p> <p>&lt;重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則&gt;                      a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則                      第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項第二号ニ                      b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則                      第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項第四号ニ</p> <p>本資料においては、使用済燃料ピットへの重量物の落下防止対策を示しており、個別の耐震評価結果については、設計及び工事計画認可申請の段階において説明する。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載充実（大飯参照）</p>

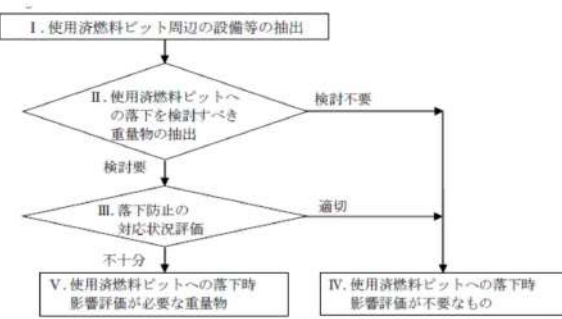
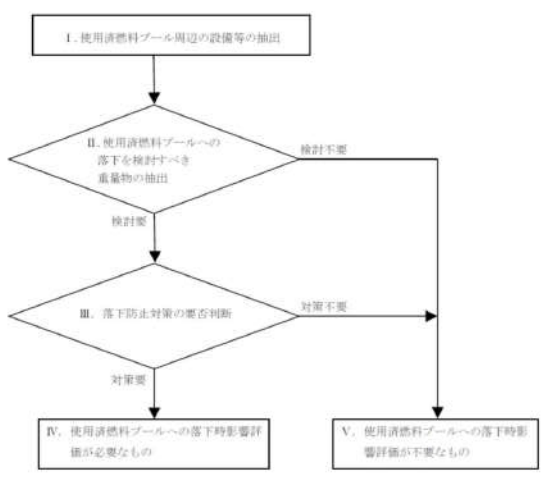
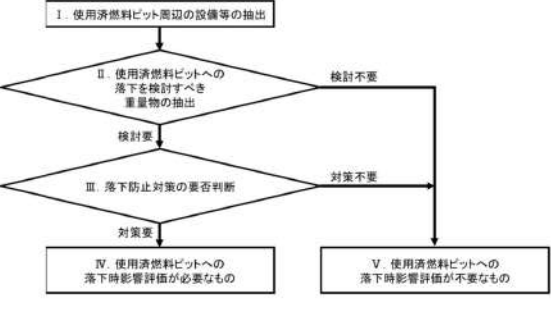
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー                      使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物について、以下のフローにより網羅的に評価した。</p> <p>I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出                      使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場での確認や使用済燃料ピット周辺の作業実績、図面から網羅的に抽出する。</p> <p>II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出                      評価フローIで抽出した設備等のうち、離隔距離や設置状況から使用済燃料ピットに落下する可能性があり、その形状（剛性を含む）や落下エネルギー（約39.3kJ以上）*からライニングを貫通する等の可能性があるものを抽出する。</p> <p>※：燃料集合体落下時のライニング評価について（別紙1）</p> <p>III. 落下防止の対応状況評価                      評価フローIIで使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物としたものに対し、耐震安全評価、設備構造及び運用面からその落下防止の対応状況について適切性を評価する。</p> <p>IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの                      評価フローIIで検討不要、評価フローIIIで落下防止は適切としたものは、使用済燃料ピットの機能を損なう重量物ではないことから、落下時影響評価は不要とする。</p> <p>V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物                      評価フローIIIで落下防止が不十分とした重量物は、落下時に使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがあることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。</p>	<p>2. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー                      使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物について、図2.1の評価フローにより網羅的に評価した。</p> <p>I. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出                      使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、機器配置図等（機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。</p> <p>II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出                      評価フローIで抽出及び項目分類したのものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。                      抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギーを比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>III. 落下防止対策の要否判断                      評価フローIIで抽出した設備等に対し、以下のいずれかの落下防止対策がなされていることを確認する。                      ・耐震性確保による落下防止対策                      ・設備構造上の落下防止対策                      ・運用状況による落下防止対策</p> <p>IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの                      評価フローIIIで落下防止対策が必要とされた重量物は、対策の有効性を検証するため、使用済燃料プールへの落下時影響評価を実施する。</p> <p>V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が不要なもの                      評価フローIIで検討不要、又は評価フローIIIで対策不要としたものは、落下時影響評価は不要とする。</p>	<p>2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー                      使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物について、図2.1の評価フローにより網羅的に評価した。</p> <p>I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出                      使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場確認、機器配置図等（機器配置図、機器設計仕様書、系統図、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器ごとに項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。</p> <p>II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出                      評価フローIで抽出及び項目分類したのものについて、項目ごとに使用済燃料ピットとの離隔距離や設置方法等を考慮し、使用済燃料ピットに落下するおそれがあるものを抽出する。                      抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギーを比較し、使用済燃料ピットへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>III. 落下防止対策の要否判断                      評価フローIIで抽出した設備等に対し、以下のいずれかの落下防止対策がなされていることを確認する。                      ・耐震性確保による落下防止対策                      ・設備構造上の落下防止対策                      ・運用状況による落下防止対策</p> <p>IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの                      評価フローIIIで落下防止対策が必要とされた重量物は、対策の有効性を検証するため、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。</p> <p>V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの                      評価フローIIで検討不要、又は評価フローIIIで対策不要としたものは、落下時影響評価は不要とする。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■用語の統一</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.1 評価フロー</p>	 <p>図 2.1 評価フロー</p>	 <p>図 2.1 評価フロー</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出</p> <p>3.1 評価フローⅠ（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方</p> <p>3.1.1 現場確認による抽出                      使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>（抽出基準）                      ・使用済燃料ピット周辺（E.L.+33.6m）及び上部に設置されている設備や機器等</p>	<p>3. 使用済燃料ブルー周辺の設備等の抽出</p> <p>3.1 評価フローⅠ（使用済燃料ブルー周辺の設備等の抽出）の考え方</p> <p>3.1.1 現場確認による抽出                      使用済燃料ブルー周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ブルーに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>（抽出基準）                      ・使用済燃料ブルー周辺の設備等について、設置位置（高さ）、物量、質量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料ブルーへの落下物となるおそれのあるもの。</p> <p>3.1.2 機器配置図等*による抽出                      使用済燃料ブルー周辺の設備等について、機器配置図や設計仕様書の図面等を用いて抽出する。なお、今後設置を計画している重大事故等対処設備についても抽出対象とする。</p> <p>※ 機器配置図                      機器設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱設備、燃料交換機 等）                      系統設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱い及びブルー一般設備 等）</p> <p>設置変更許可申請書                      （抽出基準）                      ・使用済燃料ブルー周辺の内挿物等、現場で確認できない設備等について、機器配置図等にて物量、質量、配置状況等を確認し、使用済燃料ブルーへの落下物となるおそれのあるもの。</p>	<p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出                      （補足説明資料7 抽出の網羅性の考え方について 参照）</p> <p>3.1 評価フローⅠ（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方</p> <p>3.1.1 現場確認による抽出                      使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>（抽出基準）                      ・使用済燃料ピット周辺の設備等について、設置位置（高さ）、物量、質量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるもの。</p> <p>3.1.2 機器配置図等*による抽出                      使用済燃料ピット周辺の設備等について、機器配置図や設計仕様書の図面等を用いて抽出する。なお、今後設置を計画している重大事故等対処設備についても抽出対象とする。</p> <p>※ 機器配置図                      機器設計仕様書（燃料取扱棟クレーン、燃料取扱設備、使用済燃料ピットクレーン 等）                      系統図（使用済燃料ピット水浄化冷却系統図 等）</p> <p>設置変更許可申請書                      （抽出基準）                      ・使用済燃料ピット周辺の内挿物等、現場で確認できない設備等について、機器配置図等にて物量、質量、配置状況等を確認し、使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるもの。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違                      ■記載の充実</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違（燃料取扱棟クレーン／原子炉建屋クレーン、使用済燃料ピットクレーン／燃料交換機）                      ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体系等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出                      使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準)                      ・使用済燃料ピット周辺 (E.L.+33.6m) の作業において、機器や工具等、使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンを使用して取り扱う重量物</p> <p>3.2 評価フロー I の抽出結果                      評価フロー I で抽出した設備等の詳細は以下のとおり。</p> <p>3.2.1 現場確認により抽出した設備等</p> <p>使用済燃料ピット周辺の現場状況より、以下の設備等を抽出した。</p> <p>【抽出した設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）</li> <li>フェンス類</li> <li>使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>補助建屋クレーン本体</li> </ul> <p>・電源盤類</p> <p>・装置類</p> <p>・作業機材類</p> <p>・測定機器類</p> <p>・検査装置類</p>	<p>3.1.3 使用済燃料プール周辺の作業実績からの抽出                      使用済燃料プール周辺の作業で、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準)                      ・使用済燃料プール周辺の作業において、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等。</p> <p>また、使用済燃料プール周辺は、異物混入防止エリアとなっており、日常作業等における持込品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を講じていることから、使用済燃料プールに落下するおそれがないため、抽出の対象外とする。</p> <p>3.2 評価フロー I の抽出結果</p> <p>3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</p> <p>現場、機器配置図等による確認及び作業実績により、以下の設備等を抽出した。抽出した設備等を分類した各項目の詳細については、表 3.2.1 に示す。</p> <p>【抽出した設備等の分類項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋原子炉棟</li> <li>燃料交換機</li> <li>原子炉建屋クレーン</li> <li>その他クレーン類</li> <li>原子炉格納容器（取扱具含む）</li> <li>原子炉圧力容器（取扱具含む）</li> <li>内挿物（取扱具含む）</li> <li>プール内ラック類</li> <li>プールゲート類</li> <li>使用済燃料輸送容器（取扱具含む）</li> </ul> <p>・電源盤類</p> <p>・フェンス・ラダー類</p> <p>・装置類</p> <p>・作業機材類</p> <p>・計器・カメラ・通信機器類</p> <p>・試験・検査用機材類</p> <p>・コンクリートプラグ・ハッチ類</p> <p>・その他</p>	<p>3.1.3 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出                      使用済燃料ピット周辺の作業で、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱棟クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準)                      ・使用済燃料ピット周辺の作業において、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱棟クレーンを使用して取り扱う設備等。</p> <p>また、使用済燃料ピット周辺は、異物管理区域となっており、日常作業等における持込品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を講じていることから、使用済燃料ピットに落下するおそれがないため、抽出の対象外とする。</p> <p>3.2 評価フロー I の抽出結果</p> <p>3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</p> <p>現場、機器配置図等による確認及び作業実績により、以下の設備等を抽出した。抽出した設備等を分類した各項目の詳細については、表 3.2.1 に示す。</p> <p>【抽出した設備等の分類項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁*）</li> <li>使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>燃料取扱棟クレーン本体</li> </ul> <p>・移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具</p> <p>・移送中のゲート</p> <p>・移送中の使用済燃料輸送容器（以下「キャスク」という）とその吊具</p> <p>・電源盤類</p> <p>・フェンス類</p> <p>・装置類</p> <p>・作業機材類</p> <p>・測定機器類</p> <p>・建屋内装材</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違（異物管理区域/異物混入防止エリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉型の相違により抽出物が異なる</li> </ul> <p>■【大飯、女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋構造の相違により抽出。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</li> </ul>

(参考) 伊方3号炉まとめ資料16条の記載  
 (抽出結果)  
 ○ 燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁）  
 ○ 使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン  
 ○ 電気盤、作業資機材、測定機器、検査装置、燃料取扱装置、フェンス、建屋内装材 等

※建屋内装材を除く

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

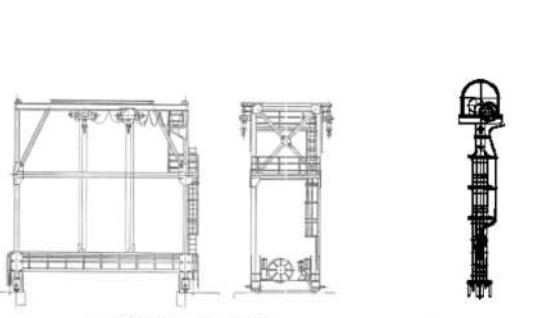
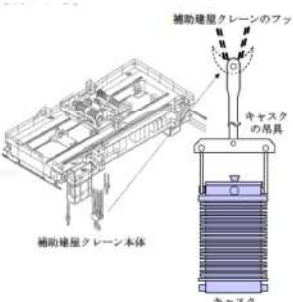

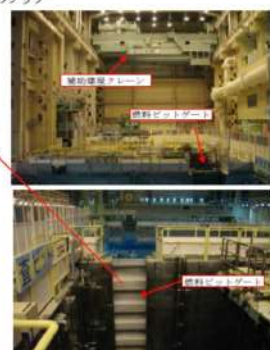
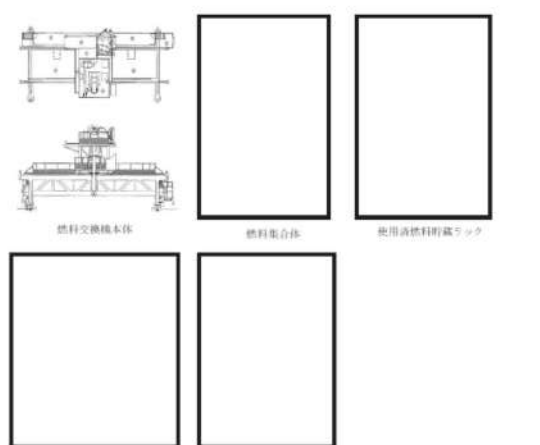
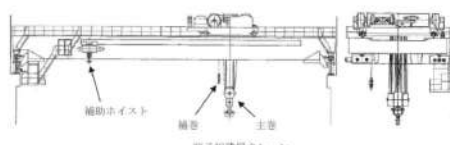
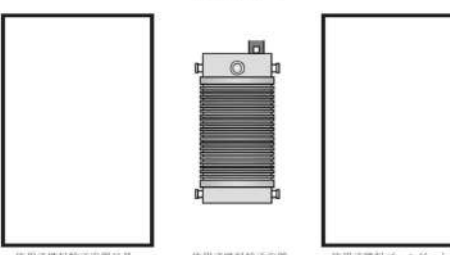
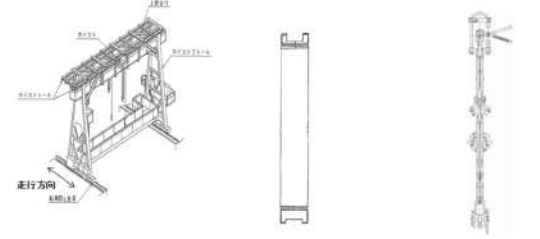
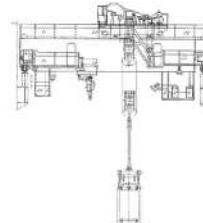

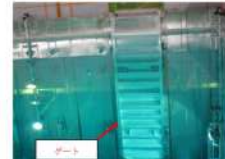
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料貯蔵施設上部(大飯4号炉の例) 【補助建屋クレーン(大飯4号炉の例)】</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設とフェンスや手摺りの状況(大飯3号炉の例)】</p> 	<p>使用済燃料プール周辺の主な作業としては、「燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用した燃料集合体等の移送作業」、「燃料交換機を使用した原子炉压力容器と使用済燃料プール内ラック間の内挿物等の移動及び使用済燃料輸送容器への使用済燃料集合体の移動作業」、「原子炉建屋クレーンを使用した使用済燃料輸送容器の移動及びプラント定期検査時の燃料取替床の床面における設備等の配置変更、搬入・搬出等」がある。</p> <p>女川2号炉の燃料取替床の状況を図3.2.1に示す。このうち、燃料交換機とその取扱設備、及び原子炉建屋クレーンとその取扱設備について、それぞれ図3.2.2、図3.2.3に示す。</p>  <p>図3.2.1 女川2号炉 燃料取替床 概要</p>	<p>使用済燃料ビット周辺の主な作業としては、「使用済燃料ビットクレーン又は燃料取扱棟クレーンを使用した燃料集合体等の移送作業」、「使用済燃料ビットクレーンを使用した使用済燃料ビット内ラックのセル間の内挿物等の移動及びキャスクへの使用済燃料集合体の移動作業」、「燃料取扱棟クレーンを使用したキャスクの移動及びプラント定期検査時の燃料取扱棟の床面における設備等の配置変更、搬入・搬出等」がある。</p> <p>泊3号炉の使用済燃料ビット周辺の状況を図3.2.1に示す。このうち、使用済燃料ビットクレーンとその取扱設備、及び燃料取扱棟クレーンとその取扱設備について、それぞれ図3.2.2、図3.2.3に示す。</p>  <p>使用済燃料ビットの周辺概略図</p>  <p>①燃料取扱棟全体図 ②使用済燃料ビット上部          ③燃料取扱棟クレーン ④使用済燃料ビット</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の使用済燃料ビットクレーンに本用途は無い。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラック全体を「ラック」、ラックの内燃料集合体1体分を「ラックのセル」と記載することとした。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図面と写真の位置関係を明確化した。</li> <li>・写真に関しては設備間の位置関係が分かりやすいものに差替えた。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備                      使用済燃料ピット周辺の作業としては、使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンを用いた作業があり、これらの作業のうち使用済燃料ピット周辺で取り扱うものとして以下を抽出した。</p> <p>【抽出した設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移送中の内挿物等とその取扱工具</li> <li>・ 移送中の使用済燃料輸送容器（以下、キャスクという。）</li> <li>・ 移送中のキャスク吊具</li> <li>・ 移送中の燃料ピットゲート</li> </ul> <p>① 使用済燃料ピット周辺の主な作業として、燃料集合体や内挿物の移送作業がある。                      この作業で使用する使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット内の燃料集合体や内挿物等を取り扱うための設備であり、ホイストのフックに取扱工具を吊り下げて作業を行う。</p> <p>燃料集合体等の取扱いを行うホイストは燃料集合体等を1体ずつ取り扱う能力を有しており、ワイヤロープの2重化、燃料取扱い中に過荷重となった場合に上昇を阻止する機能、動力電源喪失時に燃料集合体等を保持する機能、フックの外れ止め機能により、燃料集合体等の落下を防止する設計としている。また、使用済燃料ピットクレーンに吊り下げて使用する取扱工具等についても地震荷重に対して問題ないことを確認して使用する。</p> <p>② キャスクピットにおいては、使用済燃料搬出作業の一環として、補助建屋クレーンによるキャスクの吊下げや吊上げ作業が行われる。                      また、使用済燃料ピットクレーンによる燃料ピットゲートの脱着作業も行われる。</p>		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>⑤使用済燃料ピット周り</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>⑥使用済燃料ピット周り</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>⑦使用済燃料ピット周り</p> </div> <p>図3.2.1 泊発電所3号炉 使用済燃料ピット周辺 概要</p>	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面と写真の位置関係を明確化した。</li> <li>・ 写真に関しては設備間の位置関係が分かりやすいものに差替えた。</li> </ul> <p>■【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業実績から抽出した設備に関しては前項に含まれる。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>使用済燃料ビットクレーン本体</p> <p>制御棒クラスタ取扱工具 (取扱工具の例)</p>  <p>補助建屋クレーンのフック</p> <p>キャスクの吊具</p> <p>補助建屋クレーン本体</p> <p>キャスク</p>  <p>使用済燃料ビットクレーンのフック</p>  <p>燃料ビットゲートの例</p> <p>【使用済燃料貯蔵施設周辺 (大飯4号炉の例)】</p>	 <p>燃料交換機本体</p> <p>燃料集合体</p> <p>使用済燃料貯蔵ラック</p> <p>内挿物 (制御棒)</p> <p>制御棒つかみ具</p> <p>図3.2.2 燃料交換機本体及び取扱設備等</p> <p>移図みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>補助ホイスト</p> <p>積巻</p> <p>主巻</p> <p>原子炉建屋クレーン</p>  <p>使用済燃料輸送音源吊具</p> <p>使用済燃料輸送音源</p> <p>使用済燃料ゾールゲート</p> <p>図3.2.3 原子炉建屋クレーン本体及び取扱設備等</p> <p>移図みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 <p>使用済燃料ビットクレーン本体</p> <p>燃料ガイドアセンブリ</p> <p>使用済燃料取扱工具</p> <p>図3.2.2 使用済燃料ビットクレーン本体及びその吊荷の例</p>  <p>キャスク取扱設備 概略図</p>  <p>燃料取扱機クレーン</p>  <p>ゲート</p> <p>B-使用済燃料ビット-燃料検査ビット間          B-使用済燃料ビット-キャスクビット間          A-使用済燃料ビット-B-使用済燃料ビット間          燃料検査ビット-燃料取扱機キャナル間          に設置できる。</p> <p>図3.2.3 燃料取扱機クレーン本体及びその吊荷の例</p>	<p>相違理由</p> <p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取扱機クレーンがキャスクを取り扱っている様子が分かるよう図を修正した。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゲートの取り付け可能位置を追記した。</li> </ul> <p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
<p>【評価フロー1の抽出結果 (詳細)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等) 燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等) 使用済燃料ピットクレーン本体 使用済燃料ピットクレーン本体</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>移動中のグレート グレート</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>燃料取扱棟クレーン本体 燃料取扱棟クレーン本体</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>移動中のキャスタ (キャスタ吊具を含む) キャスタ キャスタ吊具 照射試験片輸送容器 照射試験片輸送容器吊具 燃料ガイドアセンブリ</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>移動中の燃料ガイドアセンブリ等 (使用済燃料取扱工具等を含む) 機殻燃料 使用済燃料取扱工具 (1.4×1.4用, 1.7×1.7用) 破損燃料保管容器ボルト・ナット取扱工具 燃料移送装置燃料コンテナ非常回転工具 照射試験片取扱工具 新燃料取扱工具</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>移動中の内挿物等 (内挿物取扱工具等を含む) 制御棒クラスター バーナブルボイズン シングルプラグ 一次中性子源 二次中性子源 バーナブルボイズンインサート 新内挿物取扱工具 (1.7×1.7用) N/C取扱工具 (1.7×1.7用) 使用済燃料ピット水中照明分電盤 ケーブルレイ・電線管 新燃料エレベータ制御盤 作業用電源盤 作業用電源箱 原子炉建屋管理区域100V雑分電盤 燃料移送装置ビット制御盤 燃料外観検査装置現場盤 燃料シッピング検査装置現場盤 水中ポンプ制御盤 燃料検査装置分電盤</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>電源盤類 燃料検査装置分電盤</td> </tr> </tbody> </table>	抽出項目	詳細	1	燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等) 燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等) 使用済燃料ピットクレーン本体 使用済燃料ピットクレーン本体	2	移動中のグレート グレート	3	燃料取扱棟クレーン本体 燃料取扱棟クレーン本体	4	移動中のキャスタ (キャスタ吊具を含む) キャスタ キャスタ吊具 照射試験片輸送容器 照射試験片輸送容器吊具 燃料ガイドアセンブリ	5	移動中の燃料ガイドアセンブリ等 (使用済燃料取扱工具等を含む) 機殻燃料 使用済燃料取扱工具 (1.4×1.4用, 1.7×1.7用) 破損燃料保管容器ボルト・ナット取扱工具 燃料移送装置燃料コンテナ非常回転工具 照射試験片取扱工具 新燃料取扱工具	6	移動中の内挿物等 (内挿物取扱工具等を含む) 制御棒クラスター バーナブルボイズン シングルプラグ 一次中性子源 二次中性子源 バーナブルボイズンインサート 新内挿物取扱工具 (1.7×1.7用) N/C取扱工具 (1.7×1.7用) 使用済燃料ピット水中照明分電盤 ケーブルレイ・電線管 新燃料エレベータ制御盤 作業用電源盤 作業用電源箱 原子炉建屋管理区域100V雑分電盤 燃料移送装置ビット制御盤 燃料外観検査装置現場盤 燃料シッピング検査装置現場盤 水中ポンプ制御盤 燃料検査装置分電盤	7	電源盤類 燃料検査装置分電盤	<p>表3.2.1 評価フロー1の抽出結果 (詳細) (1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>屋根トラス、耐震壁等 照明 クレーンランウェイガード</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>燃料交換機</td> <td>燃料交換機</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>原子炉建屋クレーン</td> <td>原子炉建屋クレーン</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他クレーン類</td> <td>燃料コンテナ起立台 新燃料検査台</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>原子炉移動装置 (取扱具含む)</td> <td>ドライブユニット蓋 (ボルト含む) 上蓋スリダ 上蓋 R4Vスタッドボルト R4Vスタッドナット R4V-Oリング 上蓋保層材 上蓋スリダ スタッドボルトロック 燃料交換用起シールド R4Vスタッドボルトナット取組済み</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>原子炉圧力容器 (取扱具含む)</td> <td>シュワウドヘッド+気水分離器 シュワウドヘッドボルト シュワウドヘッドボルトレンチ 蒸気乾燥機 蒸気乾燥機・気水分離器吊り具 主蒸気ラインプラグ (操作盤含む) ドリッドガイド インコア挿入ガイド 操作ボルト+その他ツール LPRM搬出器 LPRM/ドライチューブ移送具 LPRM/ドライチューブ取扱具 引抜きIHT機 挿入用IHT インコアストロングパック SRNM 中継子機</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>内挿物 (取扱具含む)</td> <td>起動用中性子源ホルダ 燃料集合体 制御棒+燃料支持金具 制御棒・燃料サポート回転つかみ具 制御棒 制御棒つかみ具 燃料チャンネル搬送機 チャンネルボックス チャンネル移動つかみ具 チャンネル取扱具 チャンネル取扱ブーム チャンネルボルトレンチ ダブルブレードガイド ジュレットボンプアダプター インコアモニタ切断具取組用つかみ具 インコアモニタ切断具取組用クッター LPRM保管箱 ブレードガイド行蔵フック チャンネル行蔵フック 使用済燃料行蔵フック 制御棒・破損燃料行蔵フック 新燃料行蔵フック 廃棄物 (LPRM) 収納容器 制御棒行蔵フック 制御棒行蔵ハンガ 燃料検査装置現場分電盤</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ブール内ラック類</td> <td>D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ブールゲート類</td> <td>D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>使用済燃料輸送容器 (取扱具含む)</td> <td>使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.2.1 評価フロー1の抽出結果 (詳細) (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>内挿物 (取扱具含む)</td> <td>起動用中性子源ホルダ 燃料集合体 制御棒+燃料支持金具 制御棒・燃料サポート回転つかみ具 制御棒 制御棒つかみ具 燃料チャンネル搬送機 チャンネルボックス チャンネル移動つかみ具 チャンネル取扱具 チャンネル取扱ブーム チャンネルボルトレンチ ダブルブレードガイド ジュレットボンプアダプター インコアモニタ切断具取組用つかみ具 インコアモニタ切断具取組用クッター LPRM保管箱 ブレードガイド行蔵フック チャンネル行蔵フック 使用済燃料行蔵フック 制御棒・破損燃料行蔵フック 新燃料行蔵フック 廃棄物 (LPRM) 収納容器 制御棒行蔵フック 制御棒行蔵ハンガ 燃料検査装置現場分電盤</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ブール内ラック類</td> <td>D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ブールゲート類</td> <td>D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>使用済燃料輸送容器 (取扱具含む)</td> <td>使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具</td> </tr> </tbody> </table>	番号	抽出項目	詳細	1	原子炉建屋原子炉棟	屋根トラス、耐震壁等 照明 クレーンランウェイガード	2	燃料交換機	燃料交換機	3	原子炉建屋クレーン	原子炉建屋クレーン	4	その他クレーン類	燃料コンテナ起立台 新燃料検査台	5	原子炉移動装置 (取扱具含む)	ドライブユニット蓋 (ボルト含む) 上蓋スリダ 上蓋 R4Vスタッドボルト R4Vスタッドナット R4V-Oリング 上蓋保層材 上蓋スリダ スタッドボルトロック 燃料交換用起シールド R4Vスタッドボルトナット取組済み	6	原子炉圧力容器 (取扱具含む)	シュワウドヘッド+気水分離器 シュワウドヘッドボルト シュワウドヘッドボルトレンチ 蒸気乾燥機 蒸気乾燥機・気水分離器吊り具 主蒸気ラインプラグ (操作盤含む) ドリッドガイド インコア挿入ガイド 操作ボルト+その他ツール LPRM搬出器 LPRM/ドライチューブ移送具 LPRM/ドライチューブ取扱具 引抜きIHT機 挿入用IHT インコアストロングパック SRNM 中継子機	7	内挿物 (取扱具含む)	起動用中性子源ホルダ 燃料集合体 制御棒+燃料支持金具 制御棒・燃料サポート回転つかみ具 制御棒 制御棒つかみ具 燃料チャンネル搬送機 チャンネルボックス チャンネル移動つかみ具 チャンネル取扱具 チャンネル取扱ブーム チャンネルボルトレンチ ダブルブレードガイド ジュレットボンプアダプター インコアモニタ切断具取組用つかみ具 インコアモニタ切断具取組用クッター LPRM保管箱 ブレードガイド行蔵フック チャンネル行蔵フック 使用済燃料行蔵フック 制御棒・破損燃料行蔵フック 新燃料行蔵フック 廃棄物 (LPRM) 収納容器 制御棒行蔵フック 制御棒行蔵ハンガ 燃料検査装置現場分電盤	8	ブール内ラック類	D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具	9	ブールゲート類	D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具	10	使用済燃料輸送容器 (取扱具含む)	使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具	番号	抽出項目	詳細	7	内挿物 (取扱具含む)	起動用中性子源ホルダ 燃料集合体 制御棒+燃料支持金具 制御棒・燃料サポート回転つかみ具 制御棒 制御棒つかみ具 燃料チャンネル搬送機 チャンネルボックス チャンネル移動つかみ具 チャンネル取扱具 チャンネル取扱ブーム チャンネルボルトレンチ ダブルブレードガイド ジュレットボンプアダプター インコアモニタ切断具取組用つかみ具 インコアモニタ切断具取組用クッター LPRM保管箱 ブレードガイド行蔵フック チャンネル行蔵フック 使用済燃料行蔵フック 制御棒・破損燃料行蔵フック 新燃料行蔵フック 廃棄物 (LPRM) 収納容器 制御棒行蔵フック 制御棒行蔵ハンガ 燃料検査装置現場分電盤	8	ブール内ラック類	D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具	9	ブールゲート類	D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具	10	使用済燃料輸送容器 (取扱具含む)	使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具	<p>表3.2.1 評価フロー1の抽出結果 (詳細) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等)</td> <td>燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用済燃料ピットクレーン本体</td> <td>使用済燃料ピットクレーン本体</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>移動中のグレート</td> <td>グレート</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>燃料取扱棟クレーン本体</td> <td>燃料取扱棟クレーン本体</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>移動中のキャスタ (キャスタ吊具を含む)</td> <td>キャスタ キャスタ吊具 照射試験片輸送容器 照射試験片輸送容器吊具 燃料ガイドアセンブリ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>移動中の燃料ガイドアセンブリ等 (使用済燃料取扱工具等を含む)</td> <td>機殻燃料 使用済燃料取扱工具 (1.4×1.4用, 1.7×1.7用) 破損燃料保管容器ボルト・ナット取扱工具 燃料移送装置燃料コンテナ非常回転工具 照射試験片取扱工具 新燃料取扱工具</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>移動中の内挿物等 (内挿物取扱工具等を含む)</td> <td>制御棒クラスター バーナブルボイズン シングルプラグ 一次中性子源 二次中性子源 バーナブルボイズンインサート 新内挿物取扱工具 (1.7×1.7用) N/C取扱工具 (1.7×1.7用) 使用済燃料ピット水中照明分電盤 ケーブルレイ・電線管 新燃料エレベータ制御盤 作業用電源盤 作業用電源箱 原子炉建屋管理区域100V雑分電盤 燃料移送装置ビット制御盤 燃料外観検査装置現場盤 燃料シッピング検査装置現場盤 水中ポンプ制御盤 燃料検査装置分電盤</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>電源盤類</td> <td>燃料検査装置分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>■記載の適正化          ■【女川】設備の相違          ・泊には存在しない、又は評価エリア外に設置されている設備。</p> <p>■記載の適正化          ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p> <p>■【女川】設備の相違          ・泊には存在しない、又は建屋の構造上抽出されない設備。</p> <p>■建屋内装材を除く</p>	番号	抽出項目	詳細	1	燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等)	燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等)	2	使用済燃料ピットクレーン本体	使用済燃料ピットクレーン本体	3	移動中のグレート	グレート	4	燃料取扱棟クレーン本体	燃料取扱棟クレーン本体	5	移動中のキャスタ (キャスタ吊具を含む)	キャスタ キャスタ吊具 照射試験片輸送容器 照射試験片輸送容器吊具 燃料ガイドアセンブリ	6	移動中の燃料ガイドアセンブリ等 (使用済燃料取扱工具等を含む)	機殻燃料 使用済燃料取扱工具 (1.4×1.4用, 1.7×1.7用) 破損燃料保管容器ボルト・ナット取扱工具 燃料移送装置燃料コンテナ非常回転工具 照射試験片取扱工具 新燃料取扱工具	7	移動中の内挿物等 (内挿物取扱工具等を含む)	制御棒クラスター バーナブルボイズン シングルプラグ 一次中性子源 二次中性子源 バーナブルボイズンインサート 新内挿物取扱工具 (1.7×1.7用) N/C取扱工具 (1.7×1.7用) 使用済燃料ピット水中照明分電盤 ケーブルレイ・電線管 新燃料エレベータ制御盤 作業用電源盤 作業用電源箱 原子炉建屋管理区域100V雑分電盤 燃料移送装置ビット制御盤 燃料外観検査装置現場盤 燃料シッピング検査装置現場盤 水中ポンプ制御盤 燃料検査装置分電盤	8	電源盤類	燃料検査装置分電盤	
抽出項目	詳細																																																																																													
1	燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等) 燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等) 使用済燃料ピットクレーン本体 使用済燃料ピットクレーン本体																																																																																													
2	移動中のグレート グレート																																																																																													
3	燃料取扱棟クレーン本体 燃料取扱棟クレーン本体																																																																																													
4	移動中のキャスタ (キャスタ吊具を含む) キャスタ キャスタ吊具 照射試験片輸送容器 照射試験片輸送容器吊具 燃料ガイドアセンブリ																																																																																													
5	移動中の燃料ガイドアセンブリ等 (使用済燃料取扱工具等を含む) 機殻燃料 使用済燃料取扱工具 (1.4×1.4用, 1.7×1.7用) 破損燃料保管容器ボルト・ナット取扱工具 燃料移送装置燃料コンテナ非常回転工具 照射試験片取扱工具 新燃料取扱工具																																																																																													
6	移動中の内挿物等 (内挿物取扱工具等を含む) 制御棒クラスター バーナブルボイズン シングルプラグ 一次中性子源 二次中性子源 バーナブルボイズンインサート 新内挿物取扱工具 (1.7×1.7用) N/C取扱工具 (1.7×1.7用) 使用済燃料ピット水中照明分電盤 ケーブルレイ・電線管 新燃料エレベータ制御盤 作業用電源盤 作業用電源箱 原子炉建屋管理区域100V雑分電盤 燃料移送装置ビット制御盤 燃料外観検査装置現場盤 燃料シッピング検査装置現場盤 水中ポンプ制御盤 燃料検査装置分電盤																																																																																													
7	電源盤類 燃料検査装置分電盤																																																																																													
番号	抽出項目	詳細																																																																																												
1	原子炉建屋原子炉棟	屋根トラス、耐震壁等 照明 クレーンランウェイガード																																																																																												
2	燃料交換機	燃料交換機																																																																																												
3	原子炉建屋クレーン	原子炉建屋クレーン																																																																																												
4	その他クレーン類	燃料コンテナ起立台 新燃料検査台																																																																																												
5	原子炉移動装置 (取扱具含む)	ドライブユニット蓋 (ボルト含む) 上蓋スリダ 上蓋 R4Vスタッドボルト R4Vスタッドナット R4V-Oリング 上蓋保層材 上蓋スリダ スタッドボルトロック 燃料交換用起シールド R4Vスタッドボルトナット取組済み																																																																																												
6	原子炉圧力容器 (取扱具含む)	シュワウドヘッド+気水分離器 シュワウドヘッドボルト シュワウドヘッドボルトレンチ 蒸気乾燥機 蒸気乾燥機・気水分離器吊り具 主蒸気ラインプラグ (操作盤含む) ドリッドガイド インコア挿入ガイド 操作ボルト+その他ツール LPRM搬出器 LPRM/ドライチューブ移送具 LPRM/ドライチューブ取扱具 引抜きIHT機 挿入用IHT インコアストロングパック SRNM 中継子機																																																																																												
7	内挿物 (取扱具含む)	起動用中性子源ホルダ 燃料集合体 制御棒+燃料支持金具 制御棒・燃料サポート回転つかみ具 制御棒 制御棒つかみ具 燃料チャンネル搬送機 チャンネルボックス チャンネル移動つかみ具 チャンネル取扱具 チャンネル取扱ブーム チャンネルボルトレンチ ダブルブレードガイド ジュレットボンプアダプター インコアモニタ切断具取組用つかみ具 インコアモニタ切断具取組用クッター LPRM保管箱 ブレードガイド行蔵フック チャンネル行蔵フック 使用済燃料行蔵フック 制御棒・破損燃料行蔵フック 新燃料行蔵フック 廃棄物 (LPRM) 収納容器 制御棒行蔵フック 制御棒行蔵ハンガ 燃料検査装置現場分電盤																																																																																												
8	ブール内ラック類	D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具																																																																																												
9	ブールゲート類	D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具																																																																																												
10	使用済燃料輸送容器 (取扱具含む)	使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具																																																																																												
番号	抽出項目	詳細																																																																																												
7	内挿物 (取扱具含む)	起動用中性子源ホルダ 燃料集合体 制御棒+燃料支持金具 制御棒・燃料サポート回転つかみ具 制御棒 制御棒つかみ具 燃料チャンネル搬送機 チャンネルボックス チャンネル移動つかみ具 チャンネル取扱具 チャンネル取扱ブーム チャンネルボルトレンチ ダブルブレードガイド ジュレットボンプアダプター インコアモニタ切断具取組用つかみ具 インコアモニタ切断具取組用クッター LPRM保管箱 ブレードガイド行蔵フック チャンネル行蔵フック 使用済燃料行蔵フック 制御棒・破損燃料行蔵フック 新燃料行蔵フック 廃棄物 (LPRM) 収納容器 制御棒行蔵フック 制御棒行蔵ハンガ 燃料検査装置現場分電盤																																																																																												
8	ブール内ラック類	D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具																																																																																												
9	ブールゲート類	D/Sブールゲート 使用済燃料ブールゲート (大) 使用済燃料ブールゲート (小) キャスタピットゲート 使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具																																																																																												
10	使用済燃料輸送容器 (取扱具含む)	使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送容器吊具 使用済燃料輸送容器蓋吊具																																																																																												
番号	抽出項目	詳細																																																																																												
1	燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等)	燃料取扱棟 (天井、梁、柱、壁等)																																																																																												
2	使用済燃料ピットクレーン本体	使用済燃料ピットクレーン本体																																																																																												
3	移動中のグレート	グレート																																																																																												
4	燃料取扱棟クレーン本体	燃料取扱棟クレーン本体																																																																																												
5	移動中のキャスタ (キャスタ吊具を含む)	キャスタ キャスタ吊具 照射試験片輸送容器 照射試験片輸送容器吊具 燃料ガイドアセンブリ																																																																																												
6	移動中の燃料ガイドアセンブリ等 (使用済燃料取扱工具等を含む)	機殻燃料 使用済燃料取扱工具 (1.4×1.4用, 1.7×1.7用) 破損燃料保管容器ボルト・ナット取扱工具 燃料移送装置燃料コンテナ非常回転工具 照射試験片取扱工具 新燃料取扱工具																																																																																												
7	移動中の内挿物等 (内挿物取扱工具等を含む)	制御棒クラスター バーナブルボイズン シングルプラグ 一次中性子源 二次中性子源 バーナブルボイズンインサート 新内挿物取扱工具 (1.7×1.7用) N/C取扱工具 (1.7×1.7用) 使用済燃料ピット水中照明分電盤 ケーブルレイ・電線管 新燃料エレベータ制御盤 作業用電源盤 作業用電源箱 原子炉建屋管理区域100V雑分電盤 燃料移送装置ビット制御盤 燃料外観検査装置現場盤 燃料シッピング検査装置現場盤 水中ポンプ制御盤 燃料検査装置分電盤																																																																																												
8	電源盤類	燃料検査装置分電盤																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(参考)伊方3号炉まとめ資料16条の記載

表1 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出結果(選定フロー1)

番号	抽出した設備等	詳細	(参考)設置または取扱い場所 IFP本部内 IFP本部外
1	燃料取扱機	装置	○
2	使用済燃料ピットトレーン	使用済燃料ピットトレーン	○
3	使用済燃料ピットトレーンにて取り扱う設備	内線物等	○
		燃料取扱い具	○
4	燃料取扱機トレーン	燃料取扱機	○
		燃料取扱機	○
5	燃料取扱機トレーンにて取り扱う設備	燃料取扱機	○
		燃料取扱機	○
6	電取機	電取機	○
		電取機	○
7	作業用機材	作業用機材	○
		作業用機材	○
8	測定機器	測定機器	○
		測定機器	○
9	検査装置	検査装置	○
		検査装置	○
10	燃料取扱装置	燃料取扱装置	○
		燃料取扱装置	○
11	その他	その他	○
		その他	○

表3.2.1 評価フロー1の抽出結果(詳細) (3/3)

番号	抽出項目	詳細
1.1	電源盤類	照明用分電盤
		作業用分電盤
		エレベータ用変圧器
		燃料交換機主電動機駆動用変圧器
		燃料チャンネル取巻機制御盤
		新燃料検査制御盤
		原子炉建屋天井クレーン制御盤
		原子炉建屋クレーン電源機操作盤
		燃料プール状態表示盤
		燃料取扱機用照明用安定器収納盤
		火災警報機統合盤
		手摺り
1.2	フェンス・ラダー類	D/Sプール用梯子
		原子炉ウェル用梯子
1.3	装置類	新燃料検査用ラダー
		貯蔵型式水素内気合装置
1.4	作業機材類	緊急装置
		水中カラーTVカメラヘッド
		水中カラーTVカメラケーブル
		水中カラーTVカメラ制御盤
		水中白黒カメラヘッド
		水中白黒カメラ ケーブル
		水中白黒カメラ制御装置
		水中照明
		炉内照明(気中投光式)
		工具庫
		シーブリング用スリッパ
		シーブリング用ハンドセット
1.5	計器・カメラ・通信機器類	ITVカメラ
		IAEカメラ

表3.2.1 評価フロー1の抽出結果(詳細) (4/3)

番号	抽出項目	詳細
1.5	計器・カメラ・通信機器類	地震観測装置
		エリア放射線モニタ
		燃料取扱機エリア放射線モニタ
		使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、乾線量)
		SGTSトレイン出口濃度発信器(スタンション含む)
		HWHサージタンク水位発信器(スタンション含む)
		原子炉建屋外気室圧発信器(スタンション含む)
		RCWサージタンク水位発信器(スタンション含む)
		使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式)
		使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)
		使用済燃料プールレベルスイッチ
		使用済燃料プール水温度
		チャンネルボックスと測定装置信号箱
		静的触媒式水素再結合装置動作監視装置
		模擬燃料集合体
		スタッドボルト用試験片
		炉内シービング 制御装置
		炉外シービング コンテナ
		炉外シービング シッパークランプ
		テストキューブ
キャビテーション抑制用キャスケット		
1.6	試験・検査用機材類	新燃料貯蔵庫カバー
		D/Sピット側スロットプラグ(A)
1.7	コンクリートプラグ・ハブプラグ類	D/Sピット側スロットプラグ(B)
		D/Sピット側スロットプラグ(C)
		原子炉ウェルカバー(Aタイプ)
		原子炉ウェルカバー(Bタイプ)
		原子炉ウェルカバー(Cタイプ)

表3.2.1 評価フロー1の抽出結果(詳細) (2/2)

番号	抽出項目	詳細
9	フェンス類	異物混入防止用フェンス
		手摺り
10	装置類	チェッカープレート
		燃料外観検査装置
11	作業機材類	破損燃料容器
		新燃料エレベータ昇降機
		水中照明
		燃料移送装置水圧ユニット
		燃料シッピング検査装置
		空調ダクト
		使用済燃料ピット水中照明変圧器
		配管(使用済燃料ピット冷却用注水配管を除く)
		使用済燃料ピット冷却用注水配管*
		空調ユニット・室外機
		エアージャクションボックス
		可搬型使用済燃料ピット水位計
		消火器
		街内通話設備
		カメラ設備
		照明器具
		封閉板
		消火栓
		イス・机
		ラック・棚
ホワイトボード		
プラットフォーム		
検査窓		
構内LAN		
救命具		
12	測定機器類	使用済燃料ピットエリアモニタ
		可搬型エリアモニタ
		使用済燃料ピット水温(既設・SA用)
13	建屋内装材	使用済燃料ピット水位(既設・SA用)
		建屋内装材

\*今後設置予定の設備であり、設計計画を記載する。

■【女川】設備の相違  
 ・泊には存在しない、又は評価エリア外に設置されている設備。

■記載の適正化  
 ・建屋内装材の追記

■【女川】設備の相違  
 ・泊には存在しない設備。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p>表3.2.1 評価フロー1の抽出結果（詳細）（5/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="17">17</td> <td rowspan="17">コンクリートブラダ・ハッチ類</td> <td>原子炉ウエルカバー（Dタイプ）</td> </tr> <tr> <td>原子炉ウエルカバー（Eタイプ）</td> </tr> <tr> <td>スキマサージタンクハッチカバー（A）</td> </tr> <tr> <td>スキマサージタンクハッチカバー（B）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールのスクロッププラグ（A）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールのスクロッププラグ（B）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールのスクロッププラグ（C）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールのスクロッププラグ（D）</td> </tr> <tr> <td>D/Sピットカバー（No. 1）</td> </tr> <tr> <td>D/Sピットカバー（No. 2）</td> </tr> <tr> <td>D/Sピットカバー（No. 3）</td> </tr> <tr> <td>D/Sピットカバー（No. 4）</td> </tr> <tr> <td>D/Sピットカバー（No. 5）</td> </tr> <tr> <td>D/Sブラダ吊り具</td> </tr> <tr> <td>ウエルカバー吊り具</td> </tr> <tr> <td>大物搬入口ハッチカバー</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>配管等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンク類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常誘導灯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋内消火栓</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指示物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>窓ガラス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空調ダクト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建屋ベント装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サービスボックス・電源ボックス蓋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火器格納庫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ケーブル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>救命用具</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期検査用資機材</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スプレインズル</td> </tr> </tbody> </table>	番号	抽出項目	詳細	17	コンクリートブラダ・ハッチ類	原子炉ウエルカバー（Dタイプ）	原子炉ウエルカバー（Eタイプ）	スキマサージタンクハッチカバー（A）	スキマサージタンクハッチカバー（B）	使用済燃料プールのスクロッププラグ（A）	使用済燃料プールのスクロッププラグ（B）	使用済燃料プールのスクロッププラグ（C）	使用済燃料プールのスクロッププラグ（D）	D/Sピットカバー（No. 1）	D/Sピットカバー（No. 2）	D/Sピットカバー（No. 3）	D/Sピットカバー（No. 4）	D/Sピットカバー（No. 5）	D/Sブラダ吊り具	ウエルカバー吊り具	大物搬入口ハッチカバー	その他	配管等		タンク類		非常誘導灯		屋内消火栓		指示物		窓ガラス		空調ダクト		原子炉建屋ベント装置		サービスボックス・電源ボックス蓋		消火器格納庫		原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱		ケーブル		救命用具		定期検査用資機材		スプレインズル		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊には存在しない、又は評価エリア外に設置されている設備。</li> </ul>
番号	抽出項目	詳細																																																				
17	コンクリートブラダ・ハッチ類	原子炉ウエルカバー（Dタイプ）																																																				
		原子炉ウエルカバー（Eタイプ）																																																				
		スキマサージタンクハッチカバー（A）																																																				
		スキマサージタンクハッチカバー（B）																																																				
		使用済燃料プールのスクロッププラグ（A）																																																				
		使用済燃料プールのスクロッププラグ（B）																																																				
		使用済燃料プールのスクロッププラグ（C）																																																				
		使用済燃料プールのスクロッププラグ（D）																																																				
		D/Sピットカバー（No. 1）																																																				
		D/Sピットカバー（No. 2）																																																				
		D/Sピットカバー（No. 3）																																																				
		D/Sピットカバー（No. 4）																																																				
		D/Sピットカバー（No. 5）																																																				
		D/Sブラダ吊り具																																																				
		ウエルカバー吊り具																																																				
		大物搬入口ハッチカバー																																																				
		その他	配管等																																																			
	タンク類																																																					
	非常誘導灯																																																					
	屋内消火栓																																																					
	指示物																																																					
	窓ガラス																																																					
	空調ダクト																																																					
	原子炉建屋ベント装置																																																					
	サービスボックス・電源ボックス蓋																																																					
	消火器格納庫																																																					
	原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱																																																					
	ケーブル																																																					
	救命用具																																																					
	定期検査用資機材																																																					
	スプレインズル																																																					

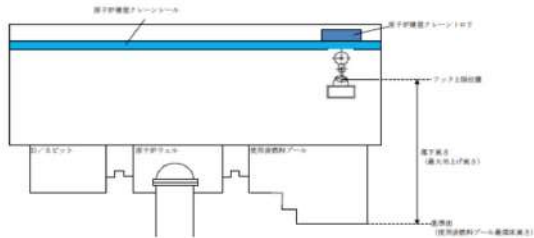
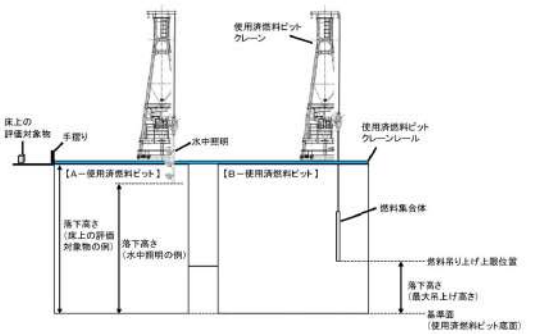


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方</p> <p>・落下エネルギー等による選定                  評価フローIで抽出した設備等のうち、離隔距離や設置状況から使用済燃料ピットに落下する可能性があり、その形状（剛性を含む）<sup>*1</sup>や落下エネルギー（約39.3kJ以上）<sup>*2</sup>からライニングを貫通する等の可能性があるものを抽出する。                  ※1：使用済燃料ピットに落下する可能性があるもののうち、落下エネルギーが39.3kJ未満の落下物の角部形状（剛性を含む）については、模擬燃料集合体の斜め状態落下試験で確認している形状（燃料集合体下部ノズルの角部形状）に包含されていることを確認する。なお、模擬燃料集合体落下試験時のライニング減肉量は最大で30%であり、貫通までに十分な余裕があることから、この結果は保守的な評価である。                  ※2：燃料集合体落下時のライニング評価について（別紙1）</p> <p>別紙1は、模擬燃料集合体の気中落下試験の内容を示したものである。実際の燃料集合体（内挿物を含む）の落下エネルギーは、この模擬燃料集合体の落下エネルギー（下記算出式参照）に比べて小さく、水の抵抗によるエネルギーの減衰効果も期待できる。  <b>【模擬燃料集合体の落下エネルギーの算出式】</b>                  模擬燃料集合体の落下エネルギー                  = 39.3kJ（質量：668kg × 高さ：6m × 重力加速度：9.80665m/s<sup>2</sup>）</p>	<p>4. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>4.1 評価フローII（使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方</p> <p>4.1.1 設置状況による抽出                  使用済燃料プールとの離隔や設置方法等を考慮して、使用済燃料プール内に落下するおそれのある設備等を検討要、それ以外を検討不要の重量物として抽出する。                  なお、使用済燃料プールとの離隔は、使用済燃料プールと離隔距離が確保され、かつ、手摺りにより区画された外側に設置されていることとする。</p> <p>4.1.2 落下エネルギーによる抽出                  4.1.1「設置状況による抽出」にて検討要となった重量物について、落下エネルギーを算出し、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギー（約15.5kJ<sup>*</sup>）を超える重量物となる設備等を検討要、それ以外の設備等を検討不要として抽出する。</p> <p>※燃料集合体の気中落下を想定した場合でも使用済燃料プールライニングの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について（別紙1）参照。                  （落下エネルギーの算出方法）  <math>E = m \times g \times h</math>                  E：落下エネルギー[J]                  m：質量[kg]                  g：重力加速度[m/s<sup>2</sup>]                  h：落下高さ[m]</p>	<p>4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出                  （補足説明資料8 落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした機器の考え方について 参照）</p> <p>4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方</p> <p>4.1.1 設置状況による抽出                  使用済燃料ピットとの離隔や設置方法等を考慮して、使用済燃料ピット内に落下するおそれのある設備等を検討要、それ以外を検討不要の重量物として抽出する。                  なお、使用済燃料ピットとの離隔は、使用済燃料ピットと離隔距離が確保され、かつ、手摺りにより区画された外側に設置されていることとする。</p> <p>4.1.2 落下エネルギーによる抽出                  4.1.1「設置状況による抽出」にて検討要となった重量物について、落下エネルギーを算出し、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギー（約39.3kJ<sup>*</sup>）を超える重量物となる設備等を検討要、それ以外の設備等を検討不要として抽出する。</p> <p>※燃料集合体の気中落下を想定した場合でも使用済燃料ピットライニングの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料ピットライニングの健全性について（別紙1）参照。                  （落下エネルギーの算出方法）  <math>E = m \times g \times h</math>                  E：落下エネルギー [J]                  m：質量[kg]                  g：重力加速度[m/s<sup>2</sup>]                  h：落下高さ[m]</p>	<p>■【大飯、女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備の相違                  ・燃料集合体の設計の相違。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ここで、落下高さは図4.1.1に示すとおり一律に各設備などの最大吊り上げ高さ (=フック上限位置-使用済燃料プール最深床高さ) とし、基準面は使用済燃料プール最深床高さとする。</p>  <p>図4.1.1 落下高さ算出概要</p> <p>4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出                      4.1.1「設置状況による抽出」及び4.1.2「落下エネルギーによる抽出」により検討要となる重量物について、評価フローⅢで使用済燃料プールへの落下防止対策の対応状況確認が必要となる重量物として抽出する。</p>	<p>ここで、落下高さは各設備の設置高さとし、基準面は使用済燃料ビット底面とするが、使用済燃料ビット内で、使用済燃料ビットクレーンで取り扱う設備については各設備の最大吊り上げ高さとする。落下高さ算出概要については図4.1.1に示す。</p>  <p>図 4.1.1 落下高さ算出概要</p> <p>4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出                      4.1.1「設置状況による抽出」及び4.1.2「落下エネルギーによる抽出」により検討要となる重量物について、評価フローⅢで使用済燃料ビットへの落下防止対策の対応状況確認が必要となる重量物として抽出する。</p>	<p>■【女川】設備の相違                      泊の落下高さは設備によって異なる。(図は、燃料や水中照明を吊ったイメージ図)。また、泊の使用済燃料ビット底面深さは一律である。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

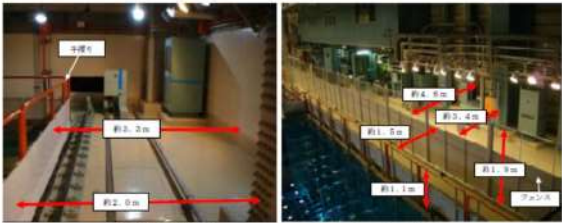
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>4.2 評価フローⅡの抽出結果</p> <p>4.2.1 評価フローⅡ：「検討要」としたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）</li> <li>・使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・移送中の内挿物等</li> <li>・移送中の内挿物等取扱工具</li> <li>・移送中の燃料ピットゲート</li> <li>・補助建屋クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスク</li> <li>・移送中のキャスク吊具</li> </ul> <p>気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ<sup>※</sup>）以上である設備等若しくは、配置上使用済燃料ピットに落下する可能性がある設備は、落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがある重量物として、後段の評価フローⅢ、で落下防止の適切性を確認する。</p> <p>※：燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピットのライニング等の健全性は確保される（別紙1参照）ことから、燃料集合体の落下エネルギー以上の落下エネルギーであることを選定の目安とした。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設の様子（大飯4号炉の例）】 【原子炉周辺建屋の天井、梁、柱、壁（大飯4号炉の例）】</p>	<p>4.2 評価フローⅡの抽出結果</p> <p>4.2.1 設置状況による抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、通常時使用済燃料プールの上で取り扱うことがなく、使用済燃料プールの手摺りの外側に設置され、転倒防止対策（電源盤類については床や壁面にボルト等にて固定又は固縛）がとられており、仮に地震等により損壊・転倒したとしても使用済燃料プールまでの離隔がとれていることから検討不要とする（詳細は、使用済燃料プールと燃料取扱床の床面上設備等との離隔概要について（別紙2）参照）。燃料取扱床の床面上設備及び離隔距離の概要について図4.2.1に示す。</p> <p>&lt;検討不要となる項目*&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他クレーン類</li> <li>・ 原子炉格納容器（取扱具含む）</li> <li>・ 電源盤類</li> </ul> <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p> <p>（女川2号炉の状況）</p>  <p>燃料取扱床の床面上設備 離隔距離の概要</p> <p>図4.2.1 燃料取扱床の床面上設備及び離隔距離の概要</p>	<p>4.2 評価フローⅡの抽出結果</p> <p>4.2.1 設置状況による抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、通常時使用済燃料ピットの上で取り扱うことがなく、使用済燃料ピットの手摺りの外側に設置され、転倒防止対策（電源盤類については床や壁面にボルト等にて固定又は固縛）がとられており、仮に地震等により損壊・転倒したとしても使用済燃料ピットまでの離隔がとれていることから検討不要とする（詳細は、使用済燃料ピットと燃料取扱棟内の設備等との離隔概要について（別紙2）参照）。燃料取扱棟の設備及び離隔距離の概要について図4.2.1に示す。</p> <p>&lt;検討不要となる項目*&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源盤類の一部</li> <li>・ フェンス類</li> <li>・ 装置類の一部</li> <li>・ 作業機材類</li> <li>・ 測定機器類</li> </ul> <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p>  <p>使用済燃料ピットとフェンス、手摺りの距離 機器の固定状況</p> <table border="1" data-bbox="1301 1198 1559 1334"> <thead> <tr> <th>使用済燃料ピットとフェンス、手摺りの距離</th> <th>長さ[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 フェンス高さ</td> <td>約1.7</td> </tr> <tr> <td>2 手摺り高さ</td> <td>約1.1</td> </tr> <tr> <td>3 手摺り～フェンス</td> <td>約2.0</td> </tr> <tr> <td>4 手摺り～壁（壁はフェンス外）</td> <td>約2.5</td> </tr> <tr> <td>5 手摺り～壁（壁はフェンス内）</td> <td>約1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>図4.2.1 燃料取扱棟の設備及び離隔距離の概要</p>	使用済燃料ピットとフェンス、手摺りの距離	長さ[m]	1 フェンス高さ	約1.7	2 手摺り高さ	約1.1	3 手摺り～フェンス	約2.0	4 手摺り～壁（壁はフェンス外）	約2.5	5 手摺り～壁（壁はフェンス内）	約1.5	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】記載内容の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泊の場合は「電源盤類」「装置類」に関しては設置状況と落下エネルギーの大きさを両方考慮することで抽出物が検討不要となる。</li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「フェンス類」、「作業機材類」、「測定機器類」に関しては、設置状況により全て検討不要になるため記載を修正した。</li> </ul> </li> <li>■記載適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鮮明な写真に差し替えた。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
使用済燃料ピットとフェンス、手摺りの距離	長さ[m]														
1 フェンス高さ	約1.7														
2 手摺り高さ	約1.1														
3 手摺り～フェンス	約2.0														
4 手摺り～壁（壁はフェンス外）	約2.5														
5 手摺り～壁（壁はフェンス内）	約1.5														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.2.2 評価フローⅡ：「検討不要」としたもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（参考）伊方3号炉まとめ資料16条の記載                  以下の設備は、使用済燃料ピットの手摺り内側に設置されている設備や、手摺り外側に据置されている設備であるが、仮に落下した場合においても、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とした。                  ○ 作業資機材（手摺り内側に設置されているもの、及び手摺り外側に据置されているもの）                  ○ 測定機器（手摺り内側に設置されているもの）                  ○ 水中照明、手摺り、建屋内装材                  ○ 使用済燃料ピットクレーンにて取り扱う設備                  ・燃料ピットゲート</p> </div> <p>これらの機器類は、使用済燃料ピット（Sクラス設備）の安全機能を損なうことがないよう、使用済燃料ピットとの離隔をとり配置（フェンスや手摺りの外側に配置）されている。また、電源盤類や装置類等は、床面にボルトで固定されているため転倒することはなく、仮に、地震等により損壊・転倒したとしてもフェンスや手摺りによって使用済燃料ピットへの落下は防止される。                  なお、フェンス類の「手摺り」、測定機器類の「水中照明」、検査装置類の「漏洩燃料検査装置（FIS・UT）」と「制御棒摩耗測定装置」は燃料集合体の落下エネルギーより小さく、角部の形状、剛性も下部ノズル角部形状に含まれていることから検討は不要とした。</p> <div style="text-align: center;">  <p>【使用済燃料貯蔵施設とフェンスや手摺りの距離（大阪3号炉の例）】</p> </div>	<p>4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果                  下記項目の設備等は、4.1.2「落下エネルギーによる抽出」に示す方法により算出した落下エネルギーが、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とする。                  &lt;検討不要の項目*&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プール内ラック類</li> <li>・ 計器・カメラ・通信機器類</li> <li>・ その他</li> </ul> <p style="text-align: center;">※各項目の詳細は表3.2.1を参照                  上記項目の設備等は、使用中に仮に使用済燃料プールへ落下した場合においても、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とした。</p>	<p>4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果                  下記項目の設備等は、4.1.2「落下エネルギーによる抽出」に示す方法により算出した落下エネルギーが、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とする。                  &lt;検討不要の項目*&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源盤類</li> <li>・ 移送中の内挿物等（内挿物取扱工具等を含む）</li> <li>・ 建屋内装材</li> </ul> <p style="text-align: center;">※各項目の詳細は表3.2.1を参照                  上記項目の設備等は、使用中に仮に使用済燃料ピットへ落下した場合においても、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とした。                  また、作業機材類、測定機器類には可動式のものもあるが、安全上重要な設備近傍に仮置きが必要となった場合には、転倒・移動を防止するための転倒防止用金具、移動防止用車止め、ワイヤロープによる固縛等を行うことが社内マニュアルにより定められていること、また、燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから検討は不要とした。（補足説明資料9 仮置物に対する落下防止措置について 参照）                  電源盤類の内、「A-使用済燃料ピット水中照明分電盤」については、落下エネルギーは小さく、使用済燃料ピットの機能に影響を与えることはないが、A-使用済燃料ピット水位（SA用）及びA-使用済燃料ピット温度（SA用）に近接していることから基準地震動に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源盤類に関しては、落下エネルギーにより検討不要となることから記載を適正化した。</li> <li>・設置による抽出で検討不要となる項目を削除した。</li> <li>・移送中の内挿物等(内挿物取扱工具を含む)に関しては、本項目に記載が必要と判断し追記した。</li> <li>■【大阪, 女川】設備の相違                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋構造の相違により抽出。</li> </ul> </li> <li>■【大阪, 女川】記載内容の相違                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒防止のための固縛の記載あり。</li> </ul> </li> <li>■【大阪, 女川】記載内容の相違                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊はSA機器に対する影響について記載している。</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化</li> <li>■記載の適正化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可での設計方針としての記載とした。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果</p> <p>4.2.1「設置状況による抽出」及び4.2.2「落下エネルギーによる抽出」により、抽出した検討要となる重量物の項目を下記に示す。</p> <p>これらの項目は、落下により使用済燃料プールの機能を損なう恐れがあることから、後段の評価フローⅢで使用済燃料プールへの落下防止対策の要否確認を実施する。</p> <p>&lt;検討要となる項目*&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉建屋原子炉棟</li> <li>・ 燃料交換機</li> <li>・ 原子炉建屋クレーン</li> <li>・ 原子炉圧力容器（取扱具含む）</li>   <li>・ 内挿物（取扱具含む）</li> <li>・ プールゲート類</li> <li>・ 使用済燃料輸送容器（取扱具含む）</li> <li>・ フェンス・ラダー類</li> <li>・ 装置類</li> <li>・ 作業機材類</li> <li>・ 試験・検査用機材類</li> <li>・ コンクリートプラグ・ハッチ類</li> </ul> <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p>	<p>4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果</p> <p>4.2.1「設置状況による抽出」及び4.2.2「落下エネルギーによる抽出」により、抽出した検討要となる重量物の項目を下記に示す。</p> <p>これらの項目は、落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがあることから、後段の評価フローⅢで使用済燃料ピットへの落下防止対策の要否確認を実施する。落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果を図4.2.2に示す。</p> <p>&lt;検討要となる項目*1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁*2）</li> <li>・ 使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・ 燃料取扱棟クレーン本体</li>   <li>・ 移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具</li> <li>・ 移送中のゲート</li> <li>・ 移送中のキャスクとその吊具</li> </ul> <p>※1：各項目の詳細は表3.2.1を参照 ※2：建屋内装材を除く</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>使用済燃料ピットクレーン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取扱棟の天井、梁、柱、壁</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>燃料取扱棟クレーン</p> </div> <p>図4.2.2 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■記載の適正化 ・図と文章を関連付けた。</p> <p>■記載の適正化</p> <p>■【女川】設備の相違 ・設備の相違から泊では抽出されない。</p> <p>■記載の適正化 ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p> <p>■記載の適正化 ・図番号・図名称を追記した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																						
<p>5. 落下防止の対応状況確認</p> <p>5.1 評価フローⅢ（落下防止とその適切性の確認）の考え方                      使用済燃料ピットへの落下原因とその防止対策の関係は以下のとおりであり、個々の落下原因に応じて適切に落下防止が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 地震による破損 → ①*耐震評価                      ②*強度確保・離隔・可動範囲制限・転倒防止金具・外れ止め</p> <p>b. 機器の故障等 → ②*離隔・多重化・フェイルセーフ機構・可動範囲制限・防止金具                      ③*点検</p> <p>c. 装置の誤操作 → ②*強度確保・可動範囲制限                      ③*有資格者作業</p> <p>※：上記①～③は、6(1)の使用済燃料貯蔵施設への落下時影響評価が必要な重量物の選定に関する整理表中に記載の対策①～③に対応する。</p>	<p>5. 落下防止対策の要否判断</p> <p>5.1 評価フローⅢ（落下防止対策の要否判断）の考え方                      評価フローⅡで検討要として抽出した重量物について、使用済燃料プールへの落下原因に応じて、落下防止対策を適切に実施する設計とする。</p> <p>抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理について表 5.1.1 に示す。</p> <p>表 5.1.1 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理</p> <table border="1" data-bbox="694 351 1209 670"> <thead> <tr> <th rowspan="2">抽出した設備等* (分類項目)</th> <th colspan="4">該当する落下原因(a～d)及び落下防止対策(i)～(j)</th> </tr> <tr> <th>a. 地震による設備等の破損</th> <th>b. 吊荷取扱装置の故障等</th> <th>c. 吊荷取扱装置の誤操作</th> <th>d. 吊荷取扱装置の待機位置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>燃料交換機</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋容器（取扱具含む）</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>内筒体（取扱具含む）</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プールゲート扉</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料輸送装置（取扱具含む）</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フェンス・ラダー等</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>装置類</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>作業機材等</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>試験・検査用機材等</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>コンタミネーション対策等</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：項目の詳細は表 3.2.1 参照                      ここで、吊荷取扱設備とは、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンであり、吊荷取扱装置とは、吊荷取扱設備に設けている安全装置等をいう。                      上記落下防止対策①～③については、具体的に以下により確認する。</p> <p>① 耐震性確保による落下防止対策                      原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーンについて、基準地震動 Ss に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。                      また、使用済燃料プール周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>② 設備構造上の落下防止対策                      クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤロープ二重化、フェイル・セーフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>③ 運用状況による落下防止対策                      クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。                      また、燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール外への待機運用、原子炉建屋クレーンの可動範囲制限による落下防止措置及び使用済燃料プール周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。</p>	抽出した設備等* (分類項目)	該当する落下原因(a～d)及び落下防止対策(i)～(j)				a. 地震による設備等の破損	b. 吊荷取扱装置の故障等	c. 吊荷取扱装置の誤操作	d. 吊荷取扱装置の待機位置等	原子炉建屋原子炉棟	○	-	-	-	燃料交換機	○	-	○	○	原子炉建屋クレーン	○	○	○	○	原子炉建屋容器（取扱具含む）	-	○	○	○	内筒体（取扱具含む）	-	○	○	○	プールゲート扉	-	○	○	○	使用済燃料輸送装置（取扱具含む）	-	○	○	○	フェンス・ラダー等	-	○	○	○	装置類	-	○	○	○	作業機材等	-	○	○	○	試験・検査用機材等	-	○	○	○	コンタミネーション対策等	-	○	○	○	<p>5. 落下防止対策の要否判断</p> <p>5.1 評価フローⅢ（落下防止対策の要否判断）の考え方                      評価フローⅡで検討要として抽出した重量物について、使用済燃料ピットへの落下原因に応じて、落下防止対策を適切に実施する設計とする。</p> <p>抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理について表 5.1.1 に示す。</p> <p>表 5.1.1 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理</p> <table border="1" data-bbox="1276 367 1814 654"> <thead> <tr> <th rowspan="2">抽出した設備等* (分類項目)</th> <th colspan="4">該当する落下原因(a～d)及び落下防止対策(i)～(j)</th> </tr> <tr> <th>a. 地震による設備等の破損</th> <th>b. 吊荷取扱装置の故障等</th> <th>c. 吊荷取扱装置の誤操作</th> <th>d. 吊荷取扱装置の待機位置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱棟（天井、柱、壁等）</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットクレーン本体</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>移送中のゲート</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱棟クレーン本体</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>移送中のキヤタック（キヤタック吊具を含む）</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>移送中の燃料ガイドアセンブリ等（使用済燃料取扱工具等を含む）</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>装置類（空調ダクト）</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>装置類（使用済燃料ピット換気用注水配管等）</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：項目の詳細は表 3.2.1 参照                      ※2：建屋内装材を除く                      ※3：今後設置予定の設備であり、設計計画を記載する。                      ここで、吊荷取扱設備とは、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱棟クレーンであり、吊荷取扱装置とは、吊荷取扱設備に設けている安全装置等をいう。                      上記落下防止対策①～③については、具体的に以下により確認する。</p> <p>① 耐震性確保による落下防止対策                      燃料取扱棟（天井、柱、壁*）、使用済燃料ピットクレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。                      また、使用済燃料ピット周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>② 設備構造上の落下防止対策                      クレーンの安全機能として、フック外れ止め、二重のワイヤ、フェイル・セーフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>③ 運用状況による落下防止対策                      クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。                      また、使用済燃料ピットクレーンの使用済燃料ピット外への待機運用及び使用済燃料ピット周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。                      ※建屋内装材を除く</p>	抽出した設備等* (分類項目)	該当する落下原因(a～d)及び落下防止対策(i)～(j)				a. 地震による設備等の破損	b. 吊荷取扱装置の故障等	c. 吊荷取扱装置の誤操作	d. 吊荷取扱装置の待機位置等	燃料取扱棟（天井、柱、壁等）	○	-	-	-	使用済燃料ピットクレーン本体	○	○	○	○	移送中のゲート	-	○	○	○	燃料取扱棟クレーン本体	-	○	○	○	移送中のキヤタック（キヤタック吊具を含む）	-	○	○	○	移送中の燃料ガイドアセンブリ等（使用済燃料取扱工具等を含む）	-	○	○	○	装置類（空調ダクト）	○	-	-	-	装置類（使用済燃料ピット換気用注水配管等）	○	-	-	-	<p>相違理由</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】名称の相違</p> <p>■記載の適正化</p> <p>■記載適正化                      ・フローⅢで検討する設備等のみ記載したリストに差し替えた。</p> <p>■記載の適正化                      ■記載の適正化                      ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p> <p>■【女川】名称の相違</p> <p>■記載の適正化                      ■【女川】設備の相違                      ・女川の原子炉建屋クレーンは泊の燃料取扱棟クレーンに相当する。                      ・燃料取扱棟クレーンは物理的な可動範囲制限があるため、耐震性確保による落下防止対策は不要である。</p> <p>■【女川】用語の統一</p> <p>■【女川】設備の相違                      ・燃料取扱棟クレーンは構造上使用済燃料ピット上を通過することは無い。</p> <p>■記載の適正化                      ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p>
抽出した設備等* (分類項目)	該当する落下原因(a～d)及び落下防止対策(i)～(j)																																																																																																																								
	a. 地震による設備等の破損	b. 吊荷取扱装置の故障等	c. 吊荷取扱装置の誤操作	d. 吊荷取扱装置の待機位置等																																																																																																																					
原子炉建屋原子炉棟	○	-	-	-																																																																																																																					
燃料交換機	○	-	○	○																																																																																																																					
原子炉建屋クレーン	○	○	○	○																																																																																																																					
原子炉建屋容器（取扱具含む）	-	○	○	○																																																																																																																					
内筒体（取扱具含む）	-	○	○	○																																																																																																																					
プールゲート扉	-	○	○	○																																																																																																																					
使用済燃料輸送装置（取扱具含む）	-	○	○	○																																																																																																																					
フェンス・ラダー等	-	○	○	○																																																																																																																					
装置類	-	○	○	○																																																																																																																					
作業機材等	-	○	○	○																																																																																																																					
試験・検査用機材等	-	○	○	○																																																																																																																					
コンタミネーション対策等	-	○	○	○																																																																																																																					
抽出した設備等* (分類項目)	該当する落下原因(a～d)及び落下防止対策(i)～(j)																																																																																																																								
	a. 地震による設備等の破損	b. 吊荷取扱装置の故障等	c. 吊荷取扱装置の誤操作	d. 吊荷取扱装置の待機位置等																																																																																																																					
燃料取扱棟（天井、柱、壁等）	○	-	-	-																																																																																																																					
使用済燃料ピットクレーン本体	○	○	○	○																																																																																																																					
移送中のゲート	-	○	○	○																																																																																																																					
燃料取扱棟クレーン本体	-	○	○	○																																																																																																																					
移送中のキヤタック（キヤタック吊具を含む）	-	○	○	○																																																																																																																					
移送中の燃料ガイドアセンブリ等（使用済燃料取扱工具等を含む）	-	○	○	○																																																																																																																					
装置類（空調ダクト）	○	-	-	-																																																																																																																					
装置類（使用済燃料ピット換気用注水配管等）	○	-	-	-																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2 評価フローⅢの評価結果</p> <p>5.2.1 耐震安全性評価による落下防止がなされている設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）</li> <li>・使用済燃料ピットクレーン</li> </ul> <p>a. 原子炉周辺建屋</p> <p>使用済燃料ピットを格納する原子炉周辺建屋は、基準地震動 <math>S_s</math> に対して建物・構築物の安全機能が保持できること（倒壊しないこと等）を確認している。</p> <p>また、使用済燃料ピット上部の鉄骨部については、屋根を含む立体FEMモデルを作成し、基準地震動 <math>S_s</math> に対して、安全機能を保持できること（落下しないこと等）を確認している。</p> <div data-bbox="539 938 645 1034" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                 再掲①                  （次々々                  頁より）             </div> <div data-bbox="689 895 1245 1129"> <p>【比較のため、次々頁の記載を再掲】</p> <p>図 5.2.1 原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデル</p> </div>	<p>5.2 評価フローⅢの評価</p> <p>5.2.1 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>(1) 原子炉建屋原子炉棟及び使用済燃料プール上部にある常設設備</p> <p>原子炉建屋原子炉棟については、燃料取扱床の床面（0. P. 33. 2m）より上部の鉄筋コンクリート造の壁及び鉄骨造の屋根トラス等を線材、面材により立体的にモデル化した立体架構モデルを作成し、基準地震動 <math>S_s</math> に対する評価を行い、屋根トラスにおいて水平地震動と鉛直地震動を同時に考慮した発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プールに落下しない設計とする。原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデルについて図 5.2.1 に示す。</p>	<p>5.2 評価フローⅢの評価</p> <p>5.2.1 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>(1) 燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁等）                  ※建屋内装材を除く</p> <p>使用済燃料ピットを格納する燃料取扱棟を含めた原子炉建屋は、基準地震動に対して建物・構築物の安全機能が保持できる（倒壊しない等）設計とする。</p> <p>また、燃料取扱棟については、下層部の鉄筋コンクリート造の壁並びに上層部の鉄骨造の柱及び梁等を線材、面材により立体的にモデル化した立体 FEM モデルを作成し、基準地震動に対する評価を行い、鉄骨部において発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> <p>燃料取扱棟の解析モデルを図 5.2.1 に示す。</p> <div data-bbox="1279 890 1805 1177"> <p>原子炉建屋 概略断面図</p> <p>図 5.2.1 燃料取扱棟の解析モデル</p> <p>※詳細設計段階で変更する可能性がある。</p> </div>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】記載表現の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の付番は女川に合わせた。</li> </ul> </li> <li>■【女川】設備の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では使用済燃料ピット上部に常設設備はない。</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</li> </ul> </li> <li>■構造形式の相違により評価方針に相違が生じることから、大飯（伊方）と比較し相違理由を記載する。</li> <li>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・図と文章を関連付けた。</li> </ul> </li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）


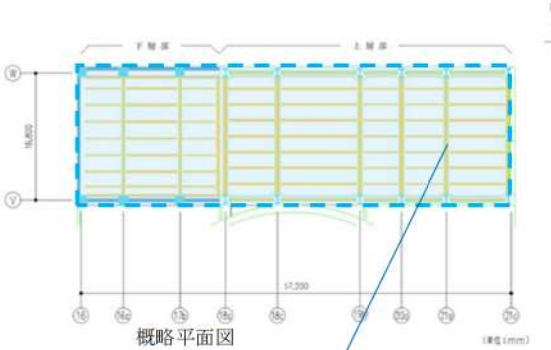
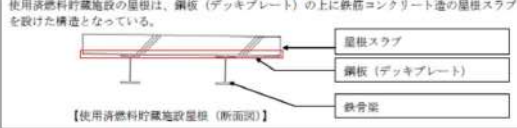

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、天井は鋼板と鉄筋コンクリートによる一体構造となっており、地震等で部分的に剥離することはない。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設上部の天井（大飯4号炉の例）】 【使用済燃料ピットレーン（大飯4号炉の例）】</p> <p>【比較のため、次々頁の記載を再掲】</p> <p>使用済燃料ピット上部の屋根は、コンクリート屋根スラブ、屋根折板（デッキプレート）、鉄骨梁等で構成されている。鉄筋コンクリートの屋根スラブは、<b>屋根折板（デッキプレート）</b>の上に施工されており、コンクリート片が落下することはない。</p> <p>また、屋根全体が鉄骨梁（大梁、小梁）の上側に施工されているため、この鉄骨梁が損壊しない限り、それ自体が地震で破損し、使用済燃料ピットに落下することはない。</p>	<p>また、屋根については鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造となっており、地震による剥落はない。燃料取替床の床面より上部を構成する壁は鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁とあわせて基準地震動Ssに対して落下しない設計とする。</p>	<p>燃料取扱棟の屋根は、鉄筋コンクリート造の屋根スラブ、鋼板（デッキプレート）及び鉄骨梁（大梁及び小梁）で構成されている。鉄筋コンクリート造の屋根スラブは、<b>鋼板（デッキプレート）</b>の上に施工されており、コンクリート片が落下することはない。</p> <p>また、屋根全体が鉄骨梁（大梁及び小梁）の上側に施工されているため、この鉄骨梁が損壊しない限り、それ自体が地震で損壊し、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>燃料取扱棟の屋根を図5.2.2に示す。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】記載内容の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では下記に含めて記載しているため相違する。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】設備名称の相違</li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・図と文章を関連付けた。</li> </ul> </li> </ul>

再掲⑩  
 （次々頁より）



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

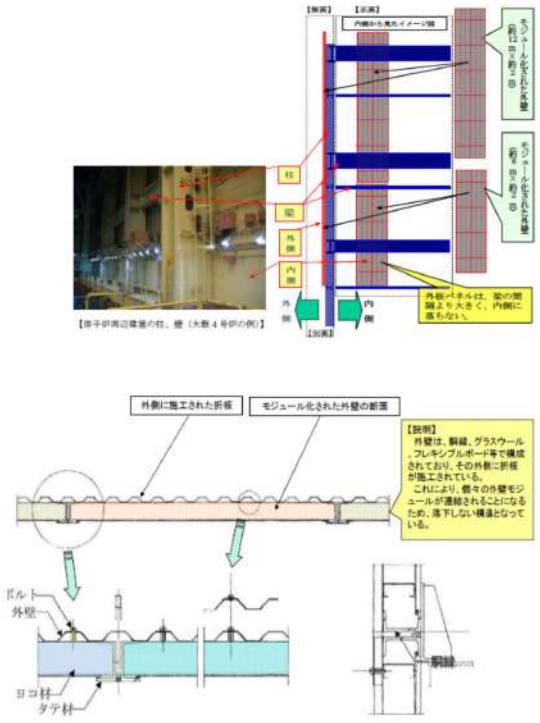
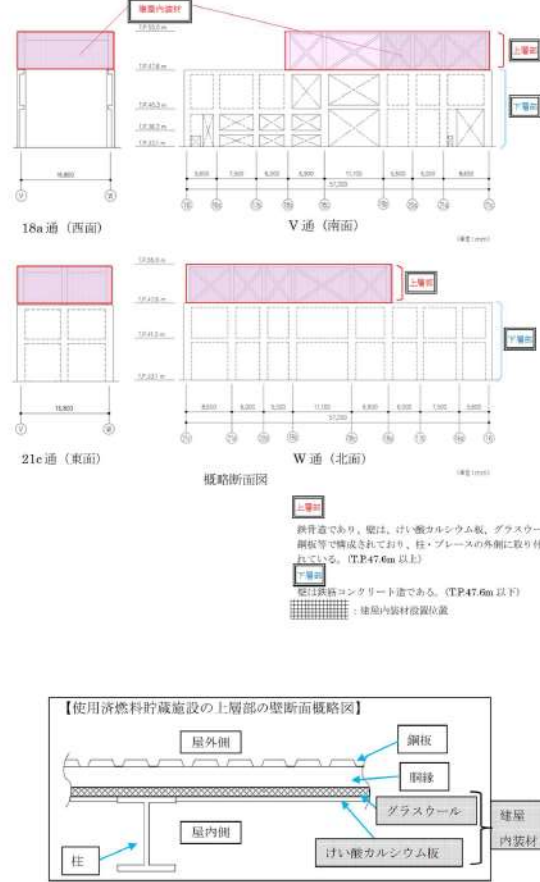

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【屋根（吊鉤）】</p> <p>【原子炉周辺屋根天井の屋根鉄骨壁】</p> <p>【内装（燃料ピット側）】</p> <p>【使用済燃料貯蔵施設上部の屋根の構造】</p> <p>この範囲が使用済燃料貯蔵施設の天井部分であり、鉄筋コンクリート全体が一枚構造となっている。</p> <p>再掲⑩ （次々頁より）</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設上部の天井（大飯4号炉の例）】</p>		 <p>概略平面図</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の屋根は、鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の屋根スラブを設けた構造となっている。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設屋根（断面図）】</p> <p>屋根スラブ                  鋼板（デッキプレート）                  鉄骨梁</p>  <p>図 5. 2. 2 燃料取扱棟の屋根</p>	<p>■記載の適正化                  ・図番号・図名称を追記した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

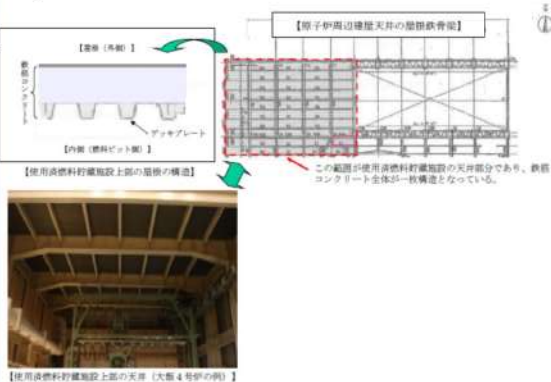
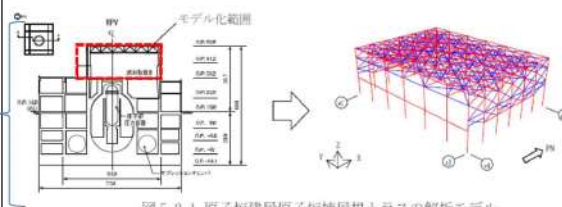
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>外壁は、フレキシブルボード、グラスウール、折板等で構成されており、柱、梁の外側に取り付けている。外板パネルの大きさは、小さなものでも約2m×8mであり、梁の間隔より大きいことから、外壁が内側（使用済燃料ピット側）に落下することはない。</p> <p>外壁の部材は、建屋の構造部材の外側に取付けられているため、仮に地震によって外壁の部材が損壊したとしても、使用済燃料ピットに落下することはない。</p>	<p>(参考) 伊方3号炉まとめ資料16条の記載</p> <p>壁については、下層部は鉄筋コンクリート造であり、上層部は鋼板や鋼材（胴縁等）および建屋内装材（石綿セメント板、グラスウール）で構成されている。下層部の鉄筋コンクリート壁は、この壁が損壊しない限り使用済燃料ピット内に落下することはない。上層部の鋼板や鋼材は、柱の外側に溶接またはボルトにて接合されており、この柱が損壊しない限り、鋼板や鋼材が使用済燃料ピット内に落下することはない。なお、鋼板や鋼材は延性があり、変形能力に富むことから、部分的に破損して落下することはない。</p> <p>一方、壁に使用されている建屋内装材は柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、地震により接合部が外れ、建屋の内側に落下するおそれがあるが、仮に落下したとしても落下エネルギーが気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、使用済燃料ピットの機能を損なうおそれはない。</p>	<p>壁については、下層部は鉄筋コンクリート造であり、上層部は鋼板や鋼材（胴縁等）及び建屋内装材（けい酸カルシウム板及びびグラスウール）で構成されている。下層部の鉄筋コンクリート造の壁は、この壁が損壊しない限り使用済燃料ピットに落下することはない。上層部の鋼板や鋼材は、柱の外側に溶接又はボルトにて接合されており、この柱が損壊しない限り、鋼板や鋼材が使用済燃料ピットに落下することはない。なお、鋼板や鋼材は延性があり、変形能力に富むことから、部分的に破損して落下することはない。</p> <p>一方、壁に使用されている建屋内装材は柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、地震により接合部が外れ、建屋の内側に落下するおそれがあるが、仮に落下したとしても落下エネルギーが気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、使用済燃料ピットの機能を損なうおそれはない。</p> <p>燃料取扱棟の壁を図5.2.3に示す。</p>	<p>■【大阪】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁の構造及び仕様が異なっていることから、泊と同様の構造及び仕様である伊方を参照した。</li> </ul> <p>■【伊方】使用材料の相違</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図と文章を関連付けた。</li> </ul>

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【断熱】 内側から発熱イメージ 断熱材はモジュール化されている 断熱材はモジュール化されている 断熱材はモジュール化されている</p> <p>【説明】 外壁は、鋼板、グラスウール、フレキシブルボード等で構成されており、その外側に断熱材が施工されている。 これにより、壁の内側にモジュールが落下することによるため、落下しない構造となっている。</p> <p>外壁に施工された断熱 モジュール化された外壁の断面</p> <p>外壁 断熱材 タテ材</p>		 <p>18a通 (西面) V通 (南面)</p> <p>21c通 (東面) W通 (北面)</p> <p>概略断面図</p> <p>上層部 下層部</p> <p>建屋 内装材</p> <p>【使用済燃料貯蔵施設の上層部の壁断面概略図】</p> <p>屋外側 鋼板 断熱 グラスウール けい酸カルシウム板 柱</p>	<p>■記載の適正化 ・上層部と下層部を図中に示した。</p> <p>■記載の適正化 ・図番号・図名称を追記した。</p>
 <p>(下層部) (上層部)</p> <p>図 5.2.3 燃料取扱棟の壁</p>			

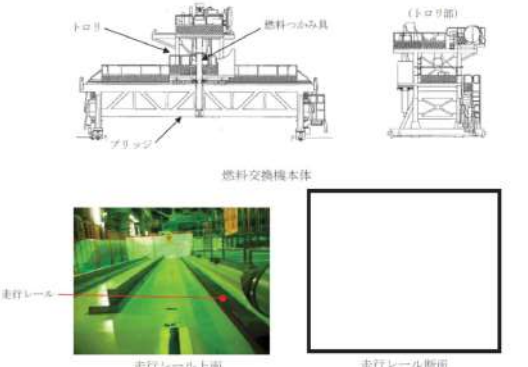
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピット上部の屋根は、コンクリート屋根スラブ、屋根折板（デッキプレート）、鉄骨梁等で構成されている。鉄筋コンクリートの屋根スラブは、屋根折板（デッキプレート）の上に施工されており、コンクリート片が落下することはない。</p> <p>また、屋根全体が鉄骨梁（大梁、小梁）の上側に施工されているため、この鉄骨梁が損壊しない限り、それ自体が地震で破損し、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>前々頁に再掲⑩</p>  <p>前々頁に再掲⑨</p>  <p>図5.2.1 原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデル</p>	<p>なお、使用済燃料プール上部にある常設設備としては天井照明があるが、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいため、評価フローⅡにおいて検討不要としている。</p>		<p>■【女川】設備の相違              ・泊では使用済燃料ピット上部に常設設備はない。</p> <p>■【女川】記載箇所の相違</p>

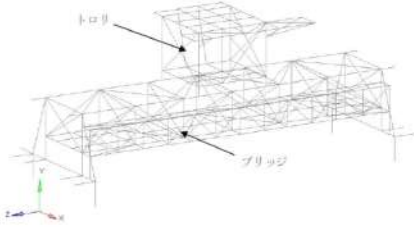
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

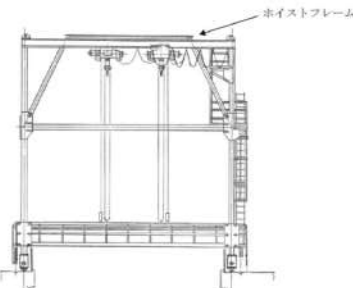


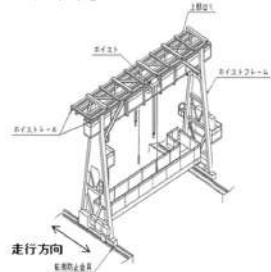
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を走行するクレーンであるが、次項以降に示す対策を実施し、クレーン本体の使用済燃料ピットへの落下防止及び吊荷<sup>※</sup>の落下防止を図っている。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づき、定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>※：使用済燃料ピット上で取り扱う使用済燃料ピットクレーンの重量物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイドアセンブリ（取扱工具を含む）</li> <li>○ 燃料ピットゲート</li> </ul> <p>(a) 使用済燃料ピットクレーンの落下防止対策</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で各種作業を行うことから、基準地震動 <math>S_s</math> を用いた耐震評価を行い、落下に至らない設計とする。</p>	<p>(2) 燃料交換機</p> <p>燃料交換機<sup>※</sup>は、使用済燃料プール、原子炉ウェル及びD/Sピットをまたぎ、レール上を走行する設備であり、浮上りによる脱線防止するため、転倒防止装置を設置している。転倒防止装置は、走行レールの頭部を転倒防止装置にて抱き込む構造であり、燃料交換機の浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。燃料交換機及び走行レールの詳細図について図5.2.2に示す。</p> <p>燃料交換機は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>※耐震性評価においては燃料交換機の使用済燃料プール上で取り扱う吊荷となる項目全てを包絡する質量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○燃料集合体</li> <li>○ダブルブレードガイド</li> <li>○制御棒等</li> </ul>  <p>図5.2.2 燃料交換機本体及び走行レール詳細</p> <p>※図中の内容は商業機密の観点から公開できません</p> <p>a. 燃料交換機の落下防止対策</p> <p>燃料交換機は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>以下に、耐震評価方法を示す。耐震評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p>	<p>(2) 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を走行するクレーンであるが、次項以降に示す対策を実施し、クレーン本体の使用済燃料ピットへの落下防止及び吊荷<sup>※</sup>の落下防止を図っている。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づき、定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。</p> <p>※：使用済燃料ピット上で取り扱う使用済燃料ピットクレーンの重量物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燃料ガイドアセンブリ（取扱工具を含む）</li> <li>○ ゲート</li> </ul> <p>a. 使用済燃料ピットクレーンの落下防止対策</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で各種作業を行うことから、基準地震動を用いた耐震評価を行い、落下しない設計とする。</p> <p>以下に、耐震評価方法を示す。耐震評価結果については、設計及び工事計画認可申請書にて示す。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】記載表現の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の付番は女川に合わせた。</li> </ul> </li> <li>■【女川】記載内容の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の燃料交換機と泊の使用済燃料ピットクレーンは、一部構造が異なるが耐震安全性評価による落下防止対策が適切に行なわれており、実質的な相違は無い。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の適正化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊においては、想定される最大質量を吊った状態の評価とともに吊荷を吊っていない状態での転倒評価も実施している。女川と同等の記載が可能と判断し、反映した。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■【大飯】設備名称の相違</li> <li>■【大飯】記載表現の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の付番は女川に合わせた。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

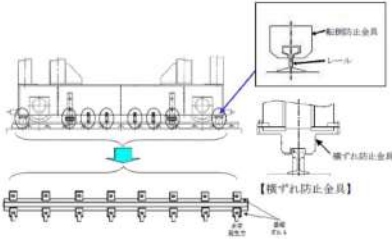

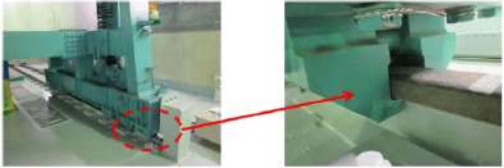
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜基本的な評価条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入力地震動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動Ss</li> <li>・評価用建屋応答位置：原子炉周辺建屋 E.L. +33.6m</li> <li>・方向：水平、鉛直</li> </ul> </li> <li>○ 評価ケース                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価では、吊荷の状態等を考慮して厳しい条件となるように設定する。</li> </ul> </li> <li>○ 評価部材                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン主要部材：SS400</li> </ul> </li> </ul> <p>・転倒防止金具（つめ、取付ボルト）：SS400、SCM435H                      ・横ずれ防止金具（つめ）：SM490A                      ・レール（基礎ボルト、コンクリート）：SCM435、コンクリート</p> <p><u>(b) クレーン本体の健全性</u>                      ○解析条件の検討                      クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>(a) 評価方法                      解析モデルとして燃料交換機の3次元はりモデルを作成し、スペクトルモーダル解析にて評価する。燃料交換機の解析モデルについて図5.2.3に示す。</p> <p>(b) 評価部材</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>燃料交換機本体（構造物フレーム）</li> <li>トロリ転倒防止装置</li> </ol> <p>iii. ブリッジ転倒防止装置</p> <p>iv. 走行レール</p>  <p>図5.2.3 燃料交換機 解析モデル (イメージ)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>燃料交換機本体（構造物フレーム）                      燃料交換機本体（構造物フレーム）は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動Ssに対して燃料交換機本体（構造物フレーム）に発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</li> <li>トロリ転倒防止装置                      ブリッジ上部のトロリ横行レールの頭部をトロリ転倒防止装置（両爪タイプ）つめ部にて両側から抱き込</li> </ol>	<p>＜基本的な評価条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入力地震動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動</li> <li>・評価用建屋応答位置：燃料取扱棟T.P. 33.1m</li> <li>・方向：水平、鉛直</li> </ul> </li> <li>○ 評価ケース                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価では吊荷の状態等を考慮して厳しい条件となるように設定する。</li> </ul> </li> <li>○ 評価部材                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン主要部材：SS400</li> </ul> </li> </ul> <p>・転倒防止金具（つめ、取付ボルト）：SCM440、SCM435                      ・レール（基礎ボルト）：SCM435                      ・走行レール：JIS E 1101</p> <p>b. クレーン本体の評価                      ○解析条件の検討                      クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン質量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>■【大飯】用語の統一                      ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備の相違                      ・泊の使用済燃料ビットクレーンにはトロリに相当する装置は無い。</p> <p>■【大飯】名称の相違                      ■【大飯】設備の相違                      ・泊の使用済燃料ビットクレーンには横ずれ防止金具は取り付けられていない。                      ■【大飯】記載内容の相違                      ・評価対象の部材を追記した。</p> <p>■【女川】設備の相違                      ・泊の使用済燃料ビットクレーンにはトロリに相当する装置は無い。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○クレーン本体の評価</p> <p>評価部位は、燃料集合体荷重を受け持つモノレール及び荷重伝播経路としてモノレールを支えるホイストフレーム、ホイスト支柱、ブリッジを主体とし、各部材の発生応力は設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動Ss</li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：ホイストフレーム</li> </ul> <p>・主な評価部材：SS400</p>  <p>第5.1図 使用済燃料ピットクレーンの主な評価部位</p> <p>(c) 転倒防止金具及び横ずれ防止金具の評価</p> <p>地震時において、使用済燃料ピットクレーンの転倒・脱線を防止する<b>転倒防止金具及び横ずれ防止金具</b>が破損しないことについて評価し、使用済燃料ピットクレーン本体が落下しない設計とする。</p> <p>転倒防止金具及び横ずれ防止金具等の概要図を第5.2図に示す。</p>	<p>む構造とし、トロリが浮上り、横行レールより脱線しない構造としている。トロリ転倒防止装置の詳細を図5.2.4に示す。</p> <p>本装置は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動Ssに対して転倒防止装置及び取付ボルトに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p>   <p>図5.2.4 トロリ転倒防止装置詳細</p> <p>特図への内容は高業機種の観点から上限できません。</p> <p>iii. ブリッジ転倒防止装置</p> <p>燃料取替床の床面上の走行用レールの頭部をブリッジ転倒防止装置（両爪タイプ）つめ部にて両側から抱き込む構造とし、燃料交換機が浮上り、走行レールより脱線しない構造としている。ブリッジ転倒防止装置の詳細を図5.2.5に示す。</p> <p>本装置は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動Ssに対して転倒防止装置及び</p>	<p>○クレーン本体の評価</p> <p>評価部位は、燃料集合体荷重を受け持つホイストレール及び荷重伝播経路としてホイストレールを支える上部はり、ホイストフレーム、走行サドルを主体とし、その他下部歩道について評価を行い、各部材の発生応力は設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動</li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：ホイストレール、ホイストフレーム</li> </ul> <p>・主な評価部材：SS400</p> <p>使用済燃料ピットクレーンの主な評価部位を図5.2.4に示す。</p>  <p>図5.2.4 使用済燃料ピットクレーンの主な評価部位</p> <p>c. 転倒防止金具の評価</p> <p>地震時において、使用済燃料ピットクレーンの転倒・脱線を防止する<b>転倒防止金具のつめ</b>、取付ボルトが破損しないことについて評価し、使用済燃料ピットクレーン本体が落下しない設計とする。</p> <p>転倒防止金具の概要図を図5.2.5に示す。</p>	<p>■【大飯】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】用語の統一</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図と文章を関連付けた。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図番号を追記した。</li> </ul> <p>■【大飯】設備の相違</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図と文章を関連付けた。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

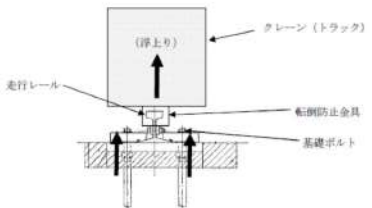

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.2図 使用済燃料ビットクレーン側面</p>  <p>○解析条件の検討                  クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p> <p>○転倒防止金具及び横ずれ防止金具の機能                  転倒防止金具及び横ずれ防止金具は、走行レールの頭部を両側から抱き込む構造とし、使用済燃料ビットクレーンの浮き上がりや走行レールからの脱線を防止する。このため、使用済燃料ビットクレーンの浮き上がり力や横力により転倒防止金具や横ずれ防止金具に作用する発生応力は、地震時においても設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動Ss</li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：取付ボルト</li> <li>・主な評価部材：SCM435H</li> </ul> <p>(d) 走行レールの評価                  &lt;クレーンの浮き上がり評価&gt;                  ○ 解析条件の検討                  クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>取付ボルトに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p>  <p>図5.2.5 ブリッジ転倒防止装置詳細</p> <p>iv. 走行レール</p> <p>走行レールは燃料取替床の床面に設置され、本レールが破損した場合、燃料交換機本体が使用済燃料プールに落下することを防止するため、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して走行レール及びレールクリップボルトに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。走行レールの詳細を図 5.2.6 に示す。</p>	 <p>使用済燃料ビットクレーン転倒防止金具                  図 5.2.5 転倒防止金具の概要図</p> <p>○解析条件の検討                  クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン質量から、厳しい条件を確認する。</p> <p>○転倒防止金具の機能                  転倒防止金具は、走行レールの頭部を両側から抱き込む構造とし、使用済燃料ビットクレーンの浮き上がりや走行レールからの脱線を防止する。このため、使用済燃料ビットクレーンの浮き上がり力や横力により転倒防止金具に作用する発生応力は、地震時においても設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動</li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：つめ</li> <li>・主な評価部材：SCM440</li> </ul> <p>d. 走行レールの評価                  &lt;クレーンの浮き上がり評価&gt;                  ○解析条件の検討                  クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン質量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の適正化                      ・図番号・図名称を追記した。</li> <li>■【大飯】設備の相違</li> <li>■【大飯】用語の統一</li> <li>■【大飯】記載内容の相違                      ・評価上厳しい部位を記載</li> </ul>



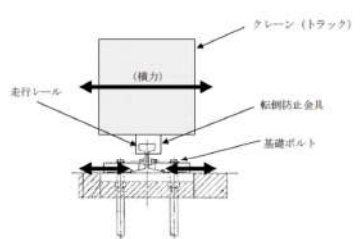
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○基礎ボルト</p> <p>下図のとおり、地震時に使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりで、レールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（引張り）であることを確認する。</p> <p>なお、使用済燃料ピットクレーンからレールの基礎ボルトの範囲は影響する転倒防止金具直下の基礎ボルトで評価する。</p>  <p>第5.3図 使用済燃料ピットクレーントラック部断面</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動<math>S_s</math></li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：基礎ボルト（引張り）</li> <li>・主な評価部材：SCM435</li> </ul> <p>&lt;クレーンの横力評価&gt;</p> <p>○解析条件の検討</p> <p>クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳</p>	 <p>図5.2.6 走行レール詳細</p> <p>特開の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>○基礎ボルト</p> <p>地震時に使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりで、レールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（引張り）であることを確認する。</p> <p>なお、使用済燃料ピットクレーンからレールの基礎ボルトの範囲は影響する転倒防止金具近傍の基礎ボルトで評価する。</p> <p>○コンクリート</p> <p>クレーンが浮き上がる際、基礎ボルトからコンクリートに荷重がかかるが、基礎ボルトの許容応力は、コーン状破壊を想定した場合のコンクリート許容応力を下回ることを確認し、基礎ボルト（引張り）の評価で代表することを確認する。</p> <p>○走行レール</p> <p>地震時に使用済燃料ピットクレーンの浮上り力により走行レールに作用する発生応力について評価し、走行レールが設計許容応力未満（曲げ、せん断）であることを確認する。</p> <p>なお、レール鉛直方向に作用する浮上り力は、転倒防止金具から走行レールに伝播するものとして評価する。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動</li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：基礎ボルト（引張り）</li> <li>・主な評価部材：SCM435</li> </ul> <p>&lt;クレーンの横力評価&gt;</p> <p>○解析条件の検討</p> <p>クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン質量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】記載箇所の相違</li> <li>■【大飯】記載内容の相違・評価対象の部材を追記した。</li> <li>■【大飯】用語の統一</li> </ul>

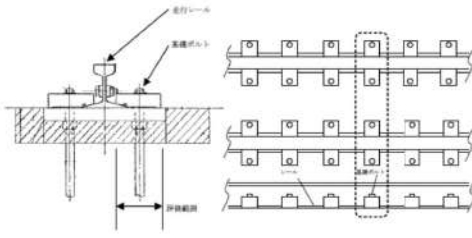
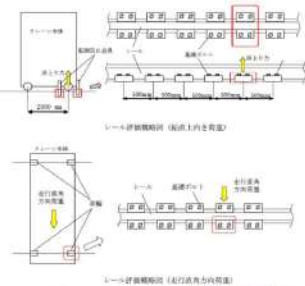
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>しい条件を確認する。</p> <p>○ 基礎ボルト</p> <p>第5.4図に示すとおり、地震時に使用済燃料ビットクレーンの横力によりレールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（せん断）であることを確認する。</p> <p>なお、使用済燃料ビットクレーンに設置された転倒防止金具と横ずれ防止金具からレール直交方向に作用する発生力は、それぞれの金具とレールから基礎ボルトに伝播するものとして評価する。</p>  <p>第5.4図 使用済燃料ビットクレーントラック部断面</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動<math>S_s</math></li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：基礎ボルト（せん断）</li> <li>・主な評価部材：SCM435</li> </ul> <p>○ コンクリート</p> <p>クレーンが浮き上る際、基礎ボルトからコンクリートに荷重がかかるが、基礎ボルト1本当たりの許容荷重は、コーン状破壊を想定した場合のコンクリート許容力を下回るため、基礎ボルト（引張り）の評価で代表する。（第5.5図参照）</p>		<p>○基礎ボルト</p> <p>地震時に使用済燃料ビットクレーンの横力によりレールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（せん断）であることを確認する。</p> <p>なお、レール直交方向に作用する発生力は、車輪つばから基礎ボルトに伝播するものとして評価する。</p> <p>○走行レール</p> <p>地震時に使用済燃料ビットクレーンの横力により走行レールに作用する発生応力について評価し、走行レールが設計許容応力未満（曲げ、せん断）であることを確認する。</p> <p>なお、レール直交方向に作用する発生力は、車輪つばから走行レールに伝播するものとして評価する。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動</li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：基礎ボルト（せん断）</li> <li>・主な評価部材：SCM435</li> </ul> <p>レール評価概略図を図5.2.6に示す。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】設備の相違</li> <li>■【大飯】記載内容の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象の部材を追記した。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】用語の統一</li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・図と文章を関連付けた。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載箇所の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5.5図 レール基礎ボルトに係るコンクリート評価範囲</p> <p>(e) 吊荷の落下評価                  使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で重量物を取り扱うことから、地震時においても吊荷が落下しない設計とする。</p> <p>具体的には、地震動により想定される落下事象として、吊荷の昇降系（ワイヤロープやフック）の破断が考えられることから、吊荷の昇降系に作用する加速度によって生じる荷重がワイヤロープやフックの安全率を超えない設計とする。</p> <p>&lt;基本的な評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解析モデル                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン本体モデルにワイヤロープを模擬したばね要素を加えたモデル</li> <li>・吊荷とホイストモノレールが最も振動する低次（長周期側）のモードの周期を使用</li> </ul> </li> <li>○ 解析条件の検討                     <p>吊荷の落下評価の解析条件のうち、吊荷重量、ワイヤロープ長さが評価に及ぼす影響について、鉛直方向の床応答加速度から厳しい条件を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力地震動：基準地震動 <math>S_s</math></li> </ul> </li> <li>○ クレーンの吊荷の落下評価の流れ                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 吊荷の加速度、固有周期を求める。（スペクトルモーダル解析）</li> <li>② 浮き上がり速度を算出する。</li> <li>③ 下向きの荷重（自由落下時）を算出する。</li> </ol> </li> </ul>	<p>b. 吊荷の落下防止対策</p> <p>燃料交換機で吊荷を扱う際、地震により吊荷が落下する事象として、ワイヤロープやフックの破断、ブレーキの滑りが考えられるため、ワイヤロープ、フック及びブレーキは、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>以下に、ワイヤロープ、フック及びブレーキに対する耐震評価方法を示す。耐震性評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法                  吊荷位置（上端～下端）でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を鉛直方向床応答スペクトルから算出し、ワイヤロープ、フック及びブレーキに作用する荷重を算出する。当該算出荷重から、各部の評価を行う。</p> <p>(b) 評価条件                  ・ワイヤロープ、フック及びブレーキの吊荷重は、基準地震動 <math>S_s</math> の鉛直方向床応答スペクトルでの震度を用いて、ワイヤロープ長さを考慮し算出した荷重を用いる。</p>	 <p>図5.2.6 レール評価概略図</p> <p>e. 吊荷の落下評価                  使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で重量物を取り扱うことから、地震時においても吊荷が落下しない設計とする。</p> <p>具体的には、地震動により想定される落下事象として、吊荷の昇降系（ワイヤロープやフック）の破断が考えられることから、吊荷の昇降系に作用する加速度によって生じる荷重がワイヤロープやフックの安全率を超えない設計とする。</p> <p>&lt;基本的な評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解析モデル                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン本体モデルにワイヤロープを模擬したばね要素を加えたモデル</li> <li>・吊荷重量及びワイヤロープ長さは、固有周期と床応答曲線の関係から評価が厳しくなるように設定する。</li> </ul> </li> <li>○ 解析条件の検討                     <p>吊荷の落下評価の解析条件のうち、吊荷評価、ワイヤロープ長さが評価に及ぼす影響について、鉛直方向の床応答加速度から厳しい条件を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力地震動：基準地震動</li> </ul> </li> <li>○ クレーンの吊荷の落下評価の流れ                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 吊荷の加速度、固有周期を求める。（スペクトルモーダル解析）</li> <li>② 浮き上がり速度を算出する。</li> <li>③ 下向きの荷重（自由落下時）を算出する。</li> </ol> </li> </ul>	<p>■記載の適正化                  ・図番号・図名称を追記した。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】用語の統一</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

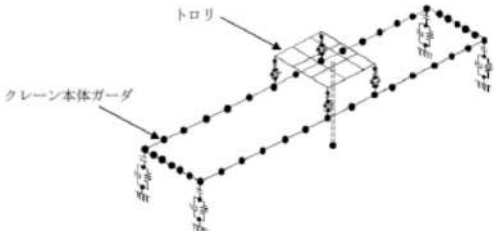

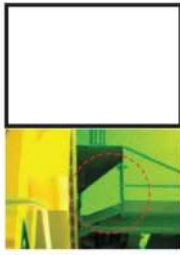
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ ワイヤロープ、フックの許容荷重と比較する。</p> <p>&lt;下向きの荷重評価&gt;            基準地震動 <math>S_s</math> において、発生する下向きの荷重は、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。また、吊荷が浮き上がる場合は鉛直方向の地震動第2波の影響を考慮した場合においても同様に、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。</p> <p>&lt;その他の落下防止機能の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 吊荷が弾んだ際、ワイヤロープの緩みにより吊荷がフックから外れて落下しないよう、フックには外れ防止金具が装備されている。</li> <li>○ 鉛直方向の連続的な振動に対する電磁ブレーキの滑り（定格の150%以上を超えた場合）については、電磁ブレーキのライニング性能上、動作可能回数が数十万回以上であることを確認している。</li> <li>○ ワイヤロープの安全率は5.0以上、フックの安全率は3以上とすることが、クレーン等安全規則及び日本クレーン協会規格に規定されており、それ以上を有している。仮に、2重ワイヤロープの1本が切れた場合は安全率が半分（約4.7）となるが、吊荷が落下することはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワイヤロープ、フックは、定格荷重に対する引張強さ（Su）による安全率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</li> <li>・ ブレーキは、制動トルクと定格荷重時の負荷トルクの比率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</li> </ul> <p>評価については、重量物の吊荷作業にて使用する全てのホイスト（主ホイスト及び補助ホイスト）について、ワイヤロープ、フック及びブレーキの評価を実施し、各部位における耐震性を確認する。</p> <p>補足説明資料1に、主ホイストにおける評価例を示す。</p>	<p>④ ワイヤロープ、フックの許容荷重と比較する。</p> <p>&lt;下向きの荷重評価&gt;            基準地震動において、発生する下向きの荷重は、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。また、吊荷が浮き上がる場合は鉛直方向の地震動第2波の影響を考慮した場合においても同様に、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。</p> <p>&lt;その他の落下防止機能の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 吊荷が弾んだ際、ワイヤロープの緩みにより吊荷がフックから外れて落下しないよう、フックには外れ防止金具が装備されている。</li> <li>○ 鉛直方向の連続的な振動に対する電磁ブレーキの滑り（定格の150%以上を越えた場合）については、電磁ブレーキのライニング性能上、動作可能回数が数十万回以上であることを確認している。</li> <li>○ ワイヤロープの安全率は5.0以上、フックの安全率は3以上とすることが、クレーン等安全規則及び日本クレーン協会規格に規定されており、それ以上を有している。</li> </ul> <p>補足説明資料1に、ホイストにおける評価例を示す。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】用語の統一</li> <li>■記載の適正化</li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>■大飯との比較はここまで。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 原子炉建屋クレーン</p> <p>原子炉建屋クレーン<sup>*</sup>は、原子炉建屋原子炉棟内壁に沿って設置された走行レール上を走行するクレーンであり、浮上りによる脱線を防止するため、脱線防止ラグを設置している。脱線防止ラグは、ランウェイガード当り面、横行レールに対し、浮上り代を設けた構造であり、クレーンの浮上りにより走行、横行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>原子炉建屋クレーンは、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>※ 耐震性評価においては原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール上で取り扱う吊荷は、下記のように原子炉建屋クレーンにより吊られる項目を包絡する質量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○使用済燃料輸送容器</li> <li>○プールゲート</li> <li>○燃料集合体 等</li> </ul> <p>原子炉建屋クレーン本体の詳細を図 5.2.7 に示す。</p> <div data-bbox="705 758 1232 933" style="text-align: center;"> <p>(正面) (側面)</p> <p>補助ホイスト 補巻 主巻</p> </div> <p>図 5.2.7 原子炉建屋クレーン本体詳細</p> <p>a. 原子炉建屋クレーンの落下防止対策</p> <p>原子炉建屋クレーンは、下部に設置された上位クラス施設である使用済燃料プールに対して、波及的影響を及ぼさないことを確認することから、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。耐震性評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>解析モデルとして原子炉建屋クレーンの3次元はりモデルを作成し、時刻歴応答解析にて評価する。解析モデルを図 5.2.8 に示す。</p> <p>(b) 評価部材</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i. クレーン本体ガード</li> <li>ii. 脱線防止ラグ</li> </ol>		<p>■【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の燃料取扱棟クレーンに関しては、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、本記載は不要である。</li> <li>・燃料取扱棟クレーンの設計について泊は参考1、2に記載</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="806 140 1075 167">iii. トロリストッパ</p>  <p data-bbox="761 462 1182 486">図5.2.8 原子炉建屋クレーン 解析モデル(イメージ)</p> <p data-bbox="739 518 952 542"><b>i. クレーン本体ガード</b></p> <p data-bbox="739 550 1254 662">原子炉建屋クレーン本体ガードは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p data-bbox="739 694 896 718"><b>ii. 脱線防止ラグ</b></p> <p data-bbox="739 726 1254 861">脱線防止ラグは、ランウェイガード当り面に対し浮上り代を設けた構造とし、原子炉建屋クレーンが浮上り、ランウェイガードより脱落しない構造とする。原子炉建屋クレーン本体及び脱線防止ラグの詳細を図5.2.9に示す。</p> <p data-bbox="739 869 1254 981">脱線防止ラグは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して脱線防止ラグに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p> <div data-bbox="712 1045 1198 1316">   <p data-bbox="795 1268 929 1284">原子炉建屋クレーン外観</p> <p data-bbox="1075 1300 1153 1316">脱線防止ラグ</p> </div> <p data-bbox="750 1324 1108 1348">図5.2.9 原子炉建屋クレーン本体及び脱線防止ラグ詳細</p> <div data-bbox="891 1372 1232 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="929 1380 1198 1396">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>iii. トロリストッパ</p> <p>トロリストッパは、横行レールに対し浮上り代を設けた構造とし、横行レールより脱線しない構造とする。トロリ本体及びトロリストッパの詳細を図5.2.10に示す。</p> <p>トロリストッパは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動Ssに対してトロリストッパに発生する応力が許容値応力以下となる設計とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>原子炉建屋クレーン外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トロリストッパ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>トロリ本体</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トロリストッパ外観</p> </div> </div> <p>図5.2.10 トロリ本体及びトロリストッパ詳細</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>枠内内容は商業機密の観点から公開できません</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 吊荷の落下防止対策</p> <p>原子炉建屋クレーンにより、吊荷を扱う際、地震により吊荷が落下する事象として、ワイヤロープやフックの破断、ブレーキの滑りが考えられるため、ワイヤロープ、フック及びブレーキは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>以下に、ワイヤロープ、フック及びブレーキに対する耐震評価方法を示す。耐震評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>原子炉建屋クレーン本体評価モデルをベースとし、ワイヤ部にトラス要素を設定した時刻歴解析を実施し、全時刻での発生荷重の最大値から、クレーン吊具各部の強度評価を実施する。</p> <p>(b) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤロープ、フック及びブレーキの吊荷重は、時刻歴解析より算出した荷重を用いる。</li> <li>・ワイヤロープ、フックは、定格荷重に対する引張強さ(Su)による安全率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</li> <li>・ブレーキは、制動トルクと定格荷重時の負荷トルクの比率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</li> </ul> <p>評価については、重量物の吊荷作業にて使用する全てのホイスト(20t ホイスト及び3t ホイスト)について、ワイヤロープ、フック及びブレーキの評価を実施し、各部位における耐震性を確認する。</p> <p>補足説明資料2に、主巻における評価例を示す。</p>		



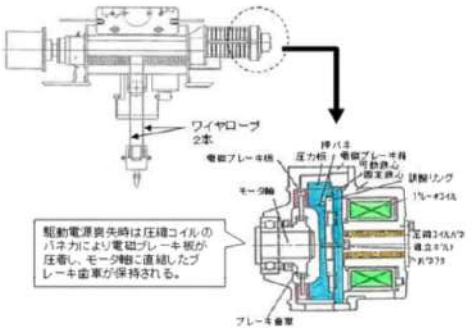

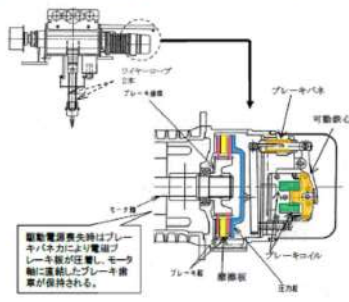
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2.2 設備構造による落下防止がなされている設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移送中の内挿物等</li> <li>・移送中の内挿物等取扱工具</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移送中の燃料ビットゲート</li> <li>・補助建屋クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスク</li> <li>・移送中のキャスク吊具</li> </ul> <p>a. 使用済燃料ビットクレーン</p> <p>使用済燃料ビットクレーンは、ワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の燃料集合体の落下防止機能<sup>※</sup>）を有しており、内挿物等とその取扱工具、燃料ビットゲートの落下防止を図っている。</p> <p>また、取扱工具は、フェイルセーフ機構等により、内挿物等の落下防止を図っている。</p> <p>※：【技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の抜粋】</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p> <p>【上記解釈の抜粋】</p>	<p>5.2.2 設備構造上の落下防止対策</p> <p>(1) 燃料交換機</p> <p>使用済燃料プール上において、燃料交換機で扱う吊荷の作業を行う際に、使用済燃料プール内に吊荷が落下するのを防止する対策を以下に示す。</p> <p>a. 動力電源等の喪失対策</p> <p>燃料交換機は、動力電源等の喪失時に自動的にブレーキがかかる設計とする。動力電源等が喪失した場合のブレーキ機能について以下に示す。</p> <p>(a) 動力電源喪失時の落下防止機能について</p> <p>直流電磁ブレーキの概要を図5.2.11に示す。</p> <p>燃料交換機のブレーキは、動力電源喪失時においても図5.2.11の①、②に示すように、スプリングにより機械的にブレーキ力を維持するフェイル・セーフ設計としている。</p>	<p>5.2.2 設備構造上の落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ビットクレーン本体</li> <li>・移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移送中のゲート</li> <li>・燃料取扱棟クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスクとその吊具</li> </ul> <p>(1) 使用済燃料ビットクレーン</p> <p>使用済燃料ビットクレーンは、ワイヤロープの二重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の燃料集合体の落下防止機能<sup>※</sup>）を有しており、燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具、ゲートの落下防止を図っている。</p> <p>また、取扱工具は、フェイル・セーフ機構等により落下防止を図っている。</p> <p>※：【技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の抜粋】</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p> <p>【上記解釈の抜粋】</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】記載内容の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的に記載方針が異なるので着色を省略する。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載名称の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載内容の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ビットクレーンで取り扱うもののうち、ゲートを除き最も重量の大きい設備等を記載</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載表現の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の付番は女川に合わせた。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載内容の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ビットクレーンで取り扱うもののうち、ゲートを除き最も重量の大きい設備等を記載</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載名称の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul> </li> </ul>


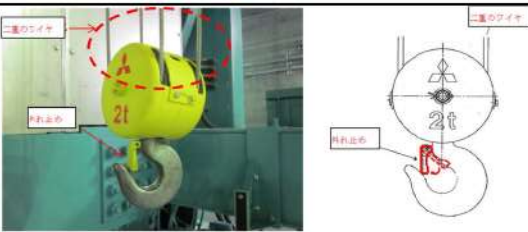
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

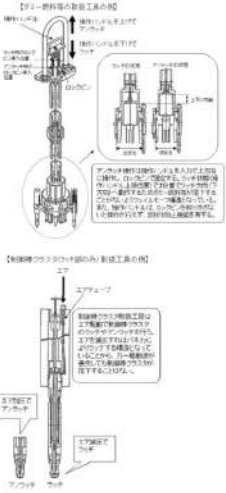


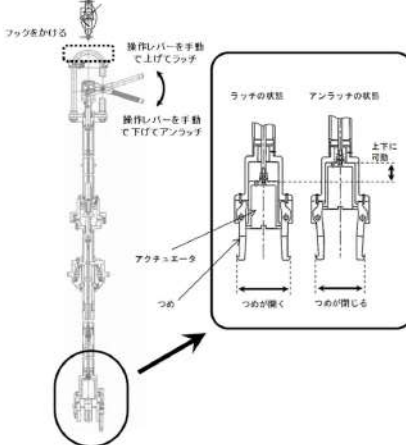
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5 第1項第4号に規定する「燃料体等が破損しないこと」とは、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料交換機にあつては、掴み機構のワイヤローブを2重化すること。</li> <li>燃料交換機にあつては、燃料取扱中に過荷重となった場合は上昇阻止される措置がなされていること。</li> <li>原子炉建屋天井クレーンにあつては、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が燃料プールに貯蔵された燃料上を走行できない措置を行うこと。</li> </ul> <p>また、フックのワイヤローブ外れ止めを設けること。（参考2参照）</p>  <p>b. 吊荷の落下防止</p> <p>使用済燃料ピットクレーンのワイヤローブは2重化しており、フック等の構成部品を含めた昇降系の安全率は5程度有している。</p> <p>基準地震動S<sub>s</sub>時のクレーン昇降系での発生加速度は床応答曲線から3G以下、鉛直地震動作用時の最大加速度についてもわずかと予想されることから、地震時に吊荷が落下することはない。</p> <p>また、フックには、外れ止め金具が装備されており、フックとワイヤローブなどが外れて落下しない設計となっている。</p>	 <p>図5.2.11 直流電磁ブレーキの概要</p> <p>図5.2.11の概要は商業機密の観点から公開できません</p>	<p>5 第1項第4号に規定する「燃料体等が破損しないこと」とは、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料交換機にあつては、掴み機構のワイヤローブを2重化すること。</li> <li>燃料交換機にあつては、燃料取扱中に過荷重となった場合は上昇阻止される措置がなされていること。</li> <li>原子炉建屋天井クレーンにあつては、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が燃料プールに貯蔵された燃料上を走行できない措置を行うこと。</li> </ul> <p>また、フックのワイヤローブ外れ止めを設けること。（参考1,2参照）</p> <p>電磁ブレーキ構造図を図5.2.7に示す。</p>  <p>図5.2.7 電磁ブレーキ構造図</p> <p>a. 吊荷の落下防止</p> <p>使用済燃料ピットクレーンのワイヤローブは2重化しており、仮にワイヤローブが1本切れた場合でも、残りのワイヤローブ*で重量物が落下せず、安全に保持できる設計とする。また、定格荷重における安全率はクレーン構造規格に定められた安全率5.0以上を有していることを確認する。</p> <p>フックについては、安全率が日本クレーン協会規格に定められた安全率3.0以上を有していることを確認する。</p> <p>また、フックには、外れ止め金具が装備されており、フックとワイヤローブ等が外れて落下しない設計としている。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンフック部を図5.2.8に示す。</p> <p>*ワイヤローブ1本の耐荷重は約8.8tであり、移送中の燃料ガイドアセンブリ（使用済燃料取扱工具等を含む）の重量（約1000kg）は十分に保持可能である。</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は技術基準の原文を記載する。</li> </ul> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目の付番は女川に合わせた。</li> </ul> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>ワイヤローブについて、女川の燃料交換機は1本掛けを2重化、泊の使用済燃料ピットクレーンは2本掛け</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【使用済燃料ピットクレーンホイスTHOOK】</p> <p>(参考) 平成15年9月に提出した「大飯発電所安全審査資料11(補) 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉ステップ2燃料使用に伴う設備影響評価について(補足説明資料)」の記載内容抜粋</p> <p>燃料集合体の落下防止対策について              新燃料及び使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止できることについて</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。                  (4) 取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止できること。</p> </div> <p>燃料取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止するために、以下の保持装置を有している。              (1) 燃料懸架系は、「2重ワイヤ」にて燃料の落下を防止している。              1本のワイヤロープで安全率5以上を有し、万一のワイヤロープの破損に対しても、残りの1本で燃料集合体を支えることが可能である。              (2) 燃料集合体の落下を防止するため、以下のインターロックを有する。              ・電源“断”にてホイスの下降を停止する電磁ブレーキを有する。</p> <p>燃料取扱設備は、上記のような保持装置を有しており、また、十分な裕度を持って設計している。</p> <p>(注)：メインホイスに係る記載については省略している。</p> <p>【内挿物等取扱工具のフェイルセーフ機構】</p>	<p>(b) 駆動用空気喪失時のブレーキ機能について</p> <p>燃料つかみ具機構の概要について図5.2.12に示す。また、燃料つかみ具機構の駆動用空気喪失時の落下防止機能を以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 燃料つかみ具の操作用圧縮空気が喪失した場合でも、フックがつかみ方向に動作するようバネを内蔵するフェイル・セーフ設計とする。</li> <li>② 燃料が吊られている状態では、メカニカルインターロック機構により、燃料集合体は外れない設計とする。</li> <li>③ 燃料つかみ具に燃料集合体の荷重があってもフック閉信号が出ていない場合には、燃料集合体を確実につかんでいないものとして吊り上げができないようインターロックを設けている。</li> </ol>	 <p>図5.2.8 使用済燃料ピットクレーンフック部</p> <p>【使用済燃料取扱工具のフェイル・セーフ機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レバーを下げるとアクチュエータが上がり、アンラッチ状態となる。</li> <li>・レバーを下げた後はロックピンでレバーを固定する。</li> <li>・つめは閉じた状態。</li> <li>・レバーを上げるとアクチュエータが下がり、つめが開きラッチ状態となる。</li> <li>・ラッチ状態では、アクチュエータが自重でラッチ方向へ動作するため、ガイドアセンブリ等が落下しないフェイル・セーフ構造となっている。</li> <li>・レバーを上げた後はロックピンでレバーを固定する。</li> </ul> <p>燃料取扱装置機構概要を図5.2.9に示す。</p>	<p>を二重化している。このため、泊の使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープ1本の耐荷重は約4.4t×2より約8.8tである。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違              ・大飯は図中に機構の説明を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【フック・燃料体等の取扱装置の概略】              燃料体は、フックを介して吊り上げられ、燃料交換機に搬入されます。燃料交換機は、燃料体を燃料貯蔵容器に搬入するための装置です。</p> <p>【燃料交換機（フック）の概略】              燃料交換機は、燃料体を吊り上げるための装置です。燃料交換機は、燃料体を燃料貯蔵容器に搬入するための装置です。</p>	 <p>図 5.2.12 燃料つかみ具機構概要</p> <p>特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>b. ワイヤロープ二重化対策              ワイヤロープを二重化することで、仮にワイヤロープが1本切れた場合でも、残りのワイヤロープで重量物が落下せず、安全に保持できる設計とする。燃料交換機ワイヤロープの二重化構造を図 5.2.13 に示す。              ※ワイヤロープ1本の耐荷重は約 12.6t であり、燃料集合体の1体の重量（約 300kg）は十分に保持可能である。</p>  <p>図 5.2.13 燃料交換機ワイヤロープ二重化構造</p> <p>特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>c. 速度制限              燃料交換機は、操作員からの入力指示に従い、計算機システムより駆動制御装置に運転指令を与え、一連の燃料交換作業の一部を自動的に実行する機能を有しており、この駆動を制御するための駆動制御装置及び駆動制御装置に指令を与える判断装置としての計算機システムにより、速度制限を行い、誤操作等による吊荷の振れを</p>	 <p>図 5.2.9 燃料取扱装置機構概要</p> <p>b. 速度制限              クレーンの走行速度及びホイストの巻き速度は2段速度となっており、操作開始時の初期速度は遅く設定されており、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止している。              また、ホイストの横行はチェーンブロックによる手動式であり、吊荷が振れないよう操作している。</p>	<p>■【女川】記載箇所の相違              ・泊は前段の「a. 吊荷の落下防止」で同等の内容を記載している。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）              ■【女川】記載内容の相違              ・速度制限に関する説明は、同様の設備を有し伊方発電所3号炉の記載を反映した。</p>
<p>(参考) 伊方3号炉まとめ資料16条の記載</p> <p>(d) 速度制限              クレーンの走行速度およびホイストの巻き速度は2段速度となっており、操作開始時の初期速度は遅く設定されており、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止している。              また、ホイストの横行はチェーンブロックによる手動式であり、吊荷が振れないよう操作している。</p>			


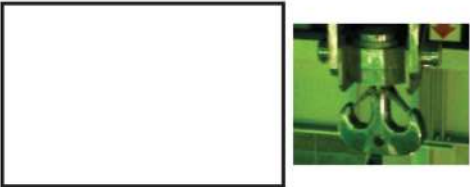
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>抑制し、吊荷の落下を防止している。</p> <p>具体的には、運転員の入力指示に従い、計算機が安全な移送ルート、及び速度パターンを決定し、運転指令信号を出力することで、ブリッジ等を駆動し、速度制限による運転が行われる。</p> <p>この他、手動による操作も可能であり、本操作時においても運転速度は制限され、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p>各運転操作における運転速度の上限値を表 5.2.1 に示す。</p> <p>表 5.2.1 運転速度の上限値 単位：m/min</p> <table border="1" data-bbox="734 464 1196 576"> <thead> <tr> <th>速度設定</th> <th>ブリッジ</th> <th>トロリ</th> <th>主ホイスト<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高速2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低速</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>微速</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：自動・半自動のみ                  ※2：走行式補助ホイストについては、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> m/min</p> <p>d. 過巻防止</p> <p>主ホイスト及び補助ホイスト巻上装置には、過度の巻上げ動作を自動停止させるために、過巻防止装置（リミットスイッチ）を設けており、過巻による吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">特開の内容は商業機密の観点から公開できません</div> <p>(2) 原子炉建屋クレーン</p> <p>使用済燃料プール上において、原子炉建屋クレーンで扱う吊荷の作業を行う際に、以下のとおり、使用済燃料プール内への吊荷落下防止対策を実施する。</p> <p>a. 動力電源の喪失対策</p> <p>原子炉建屋クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる設計としている。動力電源喪失により非励磁となった場合のブレーキ機能について以下に示す。</p> <p>(a) 動力電源喪失時のブレーキ機能について</p> <p>直流電磁ブレーキ構造の概要を図 5.2.14 に示す。</p> <p>原子炉建屋クレーンのブレーキは、動力電源喪失時においても図 5.2.14 に示すように、スプリングにより機械的にブレーキ力を維持するフェイル・セーフ設計とする。</p>	速度設定	ブリッジ	トロリ	主ホイスト <sup>※2</sup>	高速1				高速2				低速				微速				<p>各運転操作における運転速度の上限値を表 5.2.1 に示す。</p> <p>表 5.2.1 運転速度の上限値(m/min)</p> <table border="1" data-bbox="1323 459 1785 552"> <thead> <tr> <th>速度設定</th> <th>ブリッジ</th> <th>ホイスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速</td> <td>9.0</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>低速</td> <td>3.0</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 過巻防止</p> <p>ホイスト巻上装置には、過度の巻上げ動作を自動停止させるために、過巻防止装置（リミットスイッチ）を設けており、過巻による吊荷の落下を防止する設計とする。</p>	速度設定	ブリッジ	ホイスト	高速	9.0	6.3	低速	3.0	2.1	<p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の燃料取扱棟クレーンに関しては、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、本記載は不要である。</li> <li>・燃料取扱棟クレーンの設計について泊は参考1, 2に記載</li> </ul>
速度設定	ブリッジ	トロリ	主ホイスト <sup>※2</sup>																													
高速1																																
高速2																																
低速																																
微速																																
速度設定	ブリッジ	ホイスト																														
高速	9.0	6.3																														
低速	3.0	2.1																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="741 231 875 295">                     図5.2.14のプレート構造について、                      制御電源が落ち、電線コイルが巻戻                      になると、1本（減速機）のみのリ                      フレーキドラム（巻戻機）をブレーキ                      コイルコイル（巻戻）が稼働し、巻                      戻に制動力を発生する。                 </p> <p data-bbox="846 357 1032 371">図5.2.14 減速機用ブレーキ構造の概要</p> <p data-bbox="913 427 1167 442">                     特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </p> <p data-bbox="763 464 1249 515">                     b. 主巻装置・ワイヤロープ二重化対策及びフックの外れ止め金具                 </p> <p data-bbox="763 523 1249 659">                     ワイヤロープを二重化することで、仮にワイヤロープが1本切れた場合でも、残りのワイヤロープで重量物が落下せず、安全に保持できる構造とする。主巻装置についても落下防止対策として、減速機、ブレーキ、ドラム等を二重化し重量物が落下しない設計としている。                 </p> <p data-bbox="763 667 1249 770">                     また、フックには、外れ止め金具を装備し、フックとワイヤロープが外れて重量物が落下しない設計としている。主巻装置、ワイヤロープ二重化構造及び主巻フック構造を図5.2.15に示す。                 </p> <div data-bbox="770 794 1205 995">  <p data-bbox="920 1002 1061 1016">二重ドラム方式の巻き上げ機構</p> </div> <div data-bbox="725 1038 1193 1225">  <p data-bbox="949 1232 1030 1246">主巻フック構造</p> </div> <p data-bbox="815 1273 1144 1287">図5.2.15 ワイヤロープ二重化構造及び主巻フック構造</p> <p data-bbox="913 1311 1211 1326">                     特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </p>		<p data-bbox="1854 145 2069 164">■【女川】記載箇所の相違</p> <ul data-bbox="1854 172 2150 339" style="list-style-type: none"> <li>・泊の燃料取扱棟クレーンに関しては、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、本記載は不要である。</li> <li>・燃料取扱棟クレーンの設計について泊は参考1、2に記載</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>c. 速度制限</p> <p>原子炉建屋クレーンは、運転室からの操作と無線操作による運転が可能であり、運転室で操作する場合は、ステップレスな速度制御運転が可能であり、無線操作による運転では、高速、中速、低速の3段階速度で運転が可能な設計としている。</p> <p>各運転操作における運転速度の上限値を表 5.2.2 に示すとおりとなる。</p> <p style="text-align: center;">表 5.2.2 運転速度の上限値 単位：m/min</p> <table border="1" data-bbox="689 406 1198 571"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運転操作</th> <th colspan="2">運転室操作</th> <th colspan="2">無線操作</th> </tr> <tr> <th>ステップレス</th> <th>低速</th> <th>高速</th> <th>中速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>走行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20tホイスト巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20tホイスト横行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3tホイスト巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、無負荷時最高速度</p> <p>運転室操作、無線操作における各設備操作の運転速度制限により、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 5px 0;"> <small>詳細の内容は図表掲載の範囲から公開できません</small> </div> <p>d. 過巻防止</p> <p>主巻上、補巻上、20tホイスト、3tホイスト巻上装置には、過度の巻上げが発生すると巻上げ動作を自動停止させるために、過巻防止装置（リミットスイッチ）を設けることにより、過巻による吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p>リミットスイッチは、図 5.2.16 及び図 5.2.17 に示す、リミットレバーをクレーンフックが機械的に押し上げることでリミットスイッチを動作させる機構としている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">図5.2.16 過巻防止用リミットスイッチ (主巻、補巻上装置)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">図5.2.17 過巻防止用リミットスイッチ (ホイスト巻上装置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 5px 0;"> <small>詳細の内容は図表掲載の範囲から公開できません</small> </div>	運転操作	運転室操作		無線操作		ステップレス	低速	高速	中速	主巻上					補巻上					横行					走行					20tホイスト巻上					20tホイスト横行					3tホイスト巻上						<p>■【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の燃料取扱棟クレーンに関しては、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、本記載は不要である。</li> <li>・燃料取扱棟クレーンの設計について泊は参考1、2に記載</li> </ul>
運転操作	運転室操作		無線操作																																												
	ステップレス	低速	高速	中速																																											
主巻上																																															
補巻上																																															
横行																																															
走行																																															
20tホイスト巻上																																															
20tホイスト横行																																															
3tホイスト巻上																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体系等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2.3 運用により落下防止がなされている設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・移送中の内挿物等</li> <li>・移送中の内挿物等取扱工具</li> <li>・移送中の燃料ピットゲート</li> <li>・補助建屋クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスク</li> <li>・移送中のキャスク吊具</li> </ul> <p>クレーン等安全規則には、点検の実施や玉掛け作業は有資格者が実施すること等が規定されている。使用済燃料ピットクレーンによる燃料集合体や内挿物の移送作業においても、この規定に基づく作業前点検等を行っており、クレーンや玉掛用具の故障や不具合によって取扱工具等が使用済燃料ピットに落下することは防止されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【クレーン等安全規則に基づく落下防止（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホイスのフックに装備された外れ止めは使用しなければならない。（第20条の2）</li> <li>一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行わなければならない。（第34条）</li> <li>一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。（第35条）               <ul style="list-style-type: none"> <li>巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無</li> <li>ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無</li> <li>フック、グラブ/バケット等のつり具の損傷の有無</li> <li>配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無</li> <li>ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分の異常の有無並びにウインチの据え付けの状態</li> </ul> </li> <li>クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。（第36条）               <ul style="list-style-type: none"> <li>巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能</li> <li>ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態</li> <li>ワイヤロープが通っている箇所の状態</li> </ul> </li> <li>事業者は、クレーンの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シヤクタル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤロープ等」という。）を用いて玉掛の作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行わなければならない。（第220条）</li> <li>事業者は、前項の点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</li> <li>事業者は、令第20条第16号に掲げる業務については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かしてはならない。（第221条）               <ul style="list-style-type: none"> <li>令第20条第16号に掲げる業務とは、つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務が含まれる。</li> <li>玉掛け技能講習を修了した者</li> <li>職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者</li> <li>その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul> </li> </ul> </div>	<p>5.2.3 運用状況による落下防止対策          (1) 法令点検等による落下防止措置</p> <p>クレーン等安全規則には、点検の実施や玉掛け作業は有資格者が実施することなどが規定されている。原子炉建屋クレーンによる燃料集合体や内挿物の移送作業においても、この規定に基づく作業前点検等を行い、クレーンや玉掛用具の故障や不具合によって取扱工具などが使用済燃料プールに落下することを防止する設計とする。</p> <p>また、燃料交換機においても、作業前点検等を実施することにより、原子炉建屋クレーン同様、取扱工具などが使用済燃料プールに落下することを防止する設計としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>クレーン等安全規則（抜粋）          (定期自主検査)          第三十四条 事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行わなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行わなければならない。</li> <li>事業者は、前二項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するクレーンについては、この限りでない。             <ul style="list-style-type: none"> <li>当該自主検査を行う日前二月以内に第四十条第一項の規定に基づく荷重試験を行ったクレーン又は当該自主検査を行う日後二月以内にクレーン検査証の有効期間が満了したクレーン</li> <li>発電所、変電所等の場内で荷重試験を行うことが著しく困難なところに設置されており、かつ、所轄労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーン</li> </ul> </li> <li>前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行なうものとする。</li> </ol> <p>第三十五条 事業者は、クレーンについて、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無</li> <li>ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無</li> <li>フック、グラブ/バケット等のつり具の損傷の有無</li> <li>配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無</li> <li>ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分の異常の有無並びにウインチの据え付けの状態</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。</li> </ol> <p>（作業開始前の点検）          第三十六条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能</li> <li>ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態</li> <li>ワイヤロープが通っている箇所の状態</li> </ul> </div>	<p>5.2.3 運用状況による落下防止対策          (1) 法令点検等による落下防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具</li> <li>・移送中のゲート</li> <li>・燃料取扱棟クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスクとその吊具</li> </ul> <p>クレーン等安全規則には、点検の実施や玉掛け作業は有資格者が実施すること等が定められている。使用済燃料ピットクレーンによる燃料集合体や燃料ガイドアセンブリの移送作業においても、この規定に基づく作業前点検等を行っており、クレーンや玉掛用具の故障や不具合によって取扱工具等が使用済燃料ピットに落下することは防止されている。</p> <p>【クレーン等安全規則に基づく落下防止（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、玉掛け用ワイヤロープ等がフックから外れることを防止するための装置（以下「外れ止め装置」という。）を具備するクレーンを用いて荷をつり上げるときは、当該外れ止め装置を使用しなければならない。（第20条の2）</li> <li>一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主点検を行わなければならない。（第34条）</li> <li>一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主点検を行わなければならない。（第35条）             <ul style="list-style-type: none"> <li>巻過防止装置その他安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無</li> <li>ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無</li> <li>フック、グラブ/バケット等のつり具の損傷の有無</li> <li>配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無</li> <li>ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分の異常の有無並びにウインチの据え付けの状態</li> </ul> </li> <li>クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。（第36条）             <ul style="list-style-type: none"> <li>巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能</li> <li>ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態</li> <li>ワイヤロープが通っている箇所の状態</li> </ul> </li> </ul>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>■【大飯】記載内容の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊はクレーン等安全規則の原文を記載する。</li> </ul> </li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(作業開始前の点検)                  第二百二十条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行わなければならない。                  2 事業者は、前項の点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>(就業制限)                  第二百二十一条 事業者は、令第二十条第十六号に掲げる業務（制限荷重が一トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。                  一 玉掛け技能講習を修了した者                  二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号、以下「開発法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号、以下「開発法規則」という。）別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者                  三 その他厚生労働大臣が定める者                  ※令第二十条第十六号に掲げる業務とは、<u>つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務</u>が含まれる。</p> <p>(2) 吊荷取扱設備の待機場所等による落下防止措置                  燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常時、使用済燃料プール上への待機配置を原則行わないこととし、使用済燃料プールに落下することを防止する運用としている。                  また、原子炉建屋クレーンを使用した吊荷作業時においては、可動範囲をインターロックにより制限することで、仮に走行レールから脱落したとしてもクレーン本体及び吊荷等が使用済燃料プールに落下することを防止する設計とする。                  別紙3に燃料交換機及び原子炉建屋クレーンにおける待機場所等について、別紙4に原子炉建屋クレーンのインターロックについて示す。</p> <p>(3) 異物混入防止対策による落下防止措置                  使用済燃料プールは、異物混入防止エリアを設置することで、異物混入による使用済燃料プールの損傷を未然に防止することとしている。管理項目として、作業員による当該エリアでの物品の持込み、持出しについては専任監視員による確認等を行い、不要物品等の持込みを制限することで、落下防止対策を図る運用としている。                  また、当該エリアの出入口は、原則1箇所とし、管理レベルの向上を図る運用としている。別紙5に、使用済燃料プール周辺における異物混入防止エリアの概要を示す。</p>	<p>・事業者は、クレーンの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行わなければならない。（第220条）                  2 事業者は前項の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。                  ・事業者は、令第20条第16項に掲げる業務については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。（第221条）                  ※令第20条第16項に掲げる業務とは、つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務が含まれる。                  一 玉掛け技能講習を修了した者                  二 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者                  三 その他厚生労働大臣が定める者</p> <p>(2) 吊荷取扱設備の待機場所等による落下防止措置                  使用済燃料ビットクレーンは、通常時、使用済燃料ビット上への待機配置を原則行わないこととし、使用済燃料ビットに落下することを防止する運用としている。                  また、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ビットの上部に走行レールが無く、可動範囲を物理的に制限することで、仮に走行レールから脱落したとしてもクレーン本体及び吊荷等が使用済燃料ビットに落下することを防止する設計とする。                  別紙3に使用済燃料ビットクレーンにおける待機場所等について示す。</p> <p>(3) 異物混入防止対策による落下防止措置                  使用済燃料ビットは、異物管理区域を設置することで、異物混入による使用済燃料ビットの損傷を未然に防止することとしている。管理項目として、作業員による当該エリアでの物品の持込み、持出しについては専任監視員による確認等を行い、不要物品等の持込みを制限することで、落下防止対策を図る運用としている。                  また、当該エリアの出入口は、原則1箇所とし、管理レベルの向上を図る運用としている。別紙4に、使用済燃料ビット周辺における異物混入防止エリアの概要を示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実録の反映）</p> <p>■【女川】設備の相違                  ・女川の原子炉建屋クレーンは泊の燃料取扱棟クレーンに相当する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

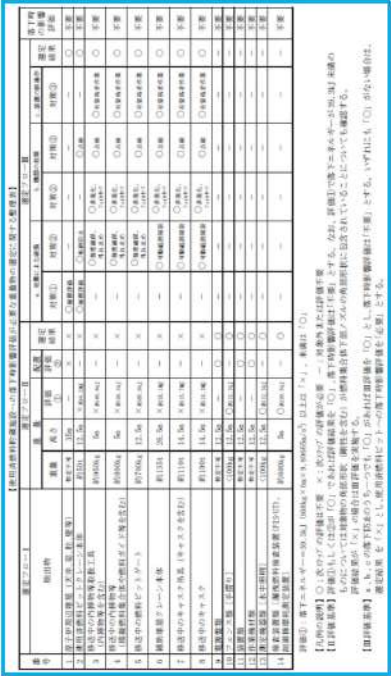
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.3 評価フローⅢの抽出結果</p> <p>5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p> <p>評価フローⅡで検討要となった重量物について、5.2.1「耐震性確保による落下防止対策」、5.2.2「設備構造上の落下防止対策」、及び5.2.3「運用状況による落下防止対策」を実施することで、使用済燃料プールへの落下時影響評価は不要とする。</p>	<p>5.3 評価フローⅢの抽出結果</p> <p>5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p> <p>評価フローⅡで検討要となった重量物について、5.2.1「耐震性確保による落下防止対策」、5.2.2「設備構造上の落下防止対策」、及び5.2.3「運用状況による落下防止対策」を実施することで、使用済燃料ピットへの落下時影響評価は不要とする。</p>	<p>■【大阪】記載内容の相違（女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体系等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(1) 評価結果</p> <p>使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果は以下のとおり。</p>  <p><b>【整理表の補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）について                      原子炉周辺建屋については、基準地震動 <math>S_s</math> に対して建物・構築物が倒壊しないこと、使用済燃料ピット上部の鉄骨部や天井が落下しないこと等を確認している。                      なお、壁については、梁や柱の外側に取り付けられているため、使用済燃料ピット内に落下することはない。</li> <li>・電源盤類、装置類、作業機材類について                      電源盤類、装置類、作業機材類は、床面にアンカーボルトで固定または固縛されており、地震で損壊し使用済燃料ピットに落下する場合の形状や重量が特定できず、評価①で選定できない。                      ただし、使用済燃料ピット周辺は、フェンスやクレーンレールの障害物があり、手摺りの強度も約 500kg であるため、電源盤類、装置類、作業機材類が使用済燃料ピットに落下することはない。</li> </ul>	<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(1) 評価結果</p> <p>使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果について、女川2号炉の整理表を表6.1に示す。（抽出した設備等の配置、質量及び落下高さは、現場、機器配置図等の確認及び作業実績により確認した。）</p>	<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(1) 評価結果</p> <p>使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果について、泊3号炉の整理表を表6.1に示す。（抽出した設備等の配置、質量及び落下高さは、現場、機器配置図等の確認及び作業実績により確認した。）</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p>

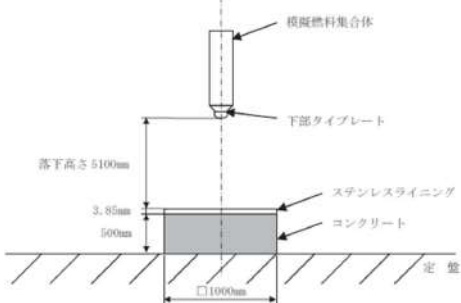
赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) まとめ</p> <p>使用済燃料ピットへの落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがある重量物として、<b>原子炉周辺建屋</b>(天井、梁、柱、壁等)、使用済燃料ピットクレーン本体等を抽出したが、これらの落下防止(一部設計方針を含む)は適切と考えられることから、評価フローの「IV.使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの」に全て選定され、「V.使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物」に該当するものはない。</p> <p>このため、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件に適合しているといえる。今後、<b>新たに</b>使用済燃料ピット周辺に設置する(または取り扱う)設備等については、この評価フローの考え方にに基づき、使用済燃料ピットへの落下時影響評価(重量、高さ、配置の評価)を検討し、必要に応じて適切な落下防止(耐震評価、固定固縛、離隔、多重化等)を実施する。</p> <p>(参考)伊方3号炉まとめ資料16条の記載</p> 	<p>(2) まとめ</p> <p>今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件への適合状況を確認するため、「2.使用済燃料<b>プール</b>への落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、落下時影響評価が必要な重量物を抽出した。</p> <p>評価フローⅠ及び評価フローⅡにおいて、使用済燃料<b>プール</b>への落下により使用済燃料<b>プール</b>の機能を損なうおそれがある重量物として、<b>原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーン</b>及び吊荷等の設備を抽出した。</p> <p>評価フローⅢにおいて、設備構造上の落下防止措置の確認及び運用状況の確認を実施し、落下防止対策が適切に実施されていることを確認した。また、使用済燃料<b>プール</b>周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計としていることを確認した。</p> <p>以上のことから、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件について、適合性を示すことが可能である。</p> <p>今回抽出した設備以外で、今後、使用済燃料<b>プール</b>周辺に設置する、または取り扱う設備等については、本評価フローの考え方にに基づき、使用済燃料<b>プール</b>への落下時影響評価の要否確認を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</p> 	<p>(2) まとめ</p> <p>今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件への適合状況を確認するため、「2.使用済燃料<b>ピット</b>への落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、落下時影響評価が必要な重量物を抽出した。</p> <p>評価フローⅠ及び評価フローⅡにおいて、使用済燃料<b>ピット</b>への落下により使用済燃料<b>ピット</b>の機能を損なうおそれがある重量物として、<b>燃料取扱棟(天井、梁、柱、壁等)、使用済燃料ピットクレーン本体、燃料取扱棟クレーン本体</b>及び吊荷等の設備を抽出した。</p> <p>評価フローⅢにおいて、設備構造上の落下防止措置の確認及び運用状況の確認を実施し、落下防止対策が適切に実施されていることを確認した。また、使用済燃料<b>ピット</b>周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計としていることを確認した。</p> <p>以上のことから、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件について、適合性を示すことが可能である。</p> <p>今回抽出した設備以外で、今後、使用済燃料<b>ピット</b>周辺に設置する、又は取り扱う設備等については、本評価フローの考え方にに基づき、使用済燃料<b>ピット</b>への落下時影響評価の要否確認を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</p> <p style="color: green;">※建屋内装材を除く</p> 	<p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割した表へのタイトル追加。</li> <li>・記載の統一。</li> <li>・誤記訂正</li> <li>・建屋内装材の追記</li> <li>・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</li> <li>・トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類とした。</li> </ul>

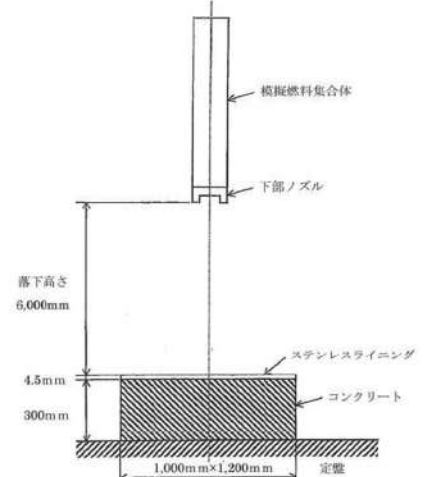
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
(3) 新規制基準への適合状況について		(3) 新規制基準への適合状況について	■【女川】記載充実（大飯参照）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</th> <th>大飯発電所3,4号炉の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b>  <b>第十六条 燃料体等の取扱施設及びピット</b>                      ② 発電用原子炉施設には、次に掲げる場所により、燃料体等のピット（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。                      二 使用済燃料のピット（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスタ（以下「キャスタ」という。）を除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。                      三 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。                 </td> <td>                     新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。                      使用済燃料ピット周辺において、落下物となる可能性がある設備等として以下のものが輸出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ピットへの落下は生じないことから、使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。                      ・原子炉周辺壁（天井、梁、柱、壁等）                      ・基準地震動 Sa による評価で天井、梁及び柱は許容応力度以下であること、壁は取付位置の前後から両側による落下物とはならない。                      ・使用済燃料ピットクレーン本体                      使用済燃料ピット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。                      ・使用済燃料ピットクレーンの吊钩                      フックの二重ワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。                      ・補助建屋クレーン本体                      クレーンが使用済燃料ピット上を走行できないことから落下物とはならない。                      ・補助建屋クレーンの吊钩                      補助建屋クレーン本体の可動範囲制限及びフックの二重ワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。                 </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	大飯発電所3,4号炉の適合状況	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b> <b>第十六条 燃料体等の取扱施設及びピット</b> ② 発電用原子炉施設には、次に掲げる場所により、燃料体等のピット（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。 二 使用済燃料のピット（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスタ（以下「キャスタ」という。）を除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 三 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。	新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。 使用済燃料ピット周辺において、落下物となる可能性がある設備等として以下のものが輸出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ピットへの落下は生じないことから、使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。 ・原子炉周辺壁（天井、梁、柱、壁等） ・基準地震動 Sa による評価で天井、梁及び柱は許容応力度以下であること、壁は取付位置の前後から両側による落下物とはならない。 ・使用済燃料ピットクレーン本体 使用済燃料ピット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。 ・使用済燃料ピットクレーンの吊钩 フックの二重ワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。 ・補助建屋クレーン本体 クレーンが使用済燃料ピット上を走行できないことから落下物とはならない。 ・補助建屋クレーンの吊钩 補助建屋クレーン本体の可動範囲制限及びフックの二重ワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。		<p>表 6.2 新規制基準への適合状況について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</th> <th>泊3号炉の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b>  <b>第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</b>                      ② 発電用原子炉施設には、次に掲げる場所により、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。                      二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスタ（以下「キャスタ」という。）を除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。                      三 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。                 </td> <td>                     新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。                      使用済燃料ピット周辺において、落下物となる可能性がある設備等として以下のものが輸出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ピットへの落下は生じないことから、使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。                      ・燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁等）                      ・基準地震動に対して、建物・構造物が倒壊しないこと、使用済燃料ピット上部の天井部、天井、梁が落下しないことを確認していることから損傷による落下物とはならない。                      ・使用済燃料ピットクレーン本体                      使用済燃料ピット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。                      ・使用済燃料ピットクレーンの吊钩                      フックの二重のワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。                      ・燃料取扱棟クレーン本体                      クレーンが使用済燃料ピット上を走行できないことから落下物とはならない。                      ・燃料取扱棟クレーンの吊钩                      燃料取扱棟クレーン本体の可動範囲制限及びフックの二重のワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。                 </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b> <b>第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</b> ② 発電用原子炉施設には、次に掲げる場所により、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。 二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスタ（以下「キャスタ」という。）を除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 三 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。	新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。 使用済燃料ピット周辺において、落下物となる可能性がある設備等として以下のものが輸出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ピットへの落下は生じないことから、使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。 ・燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁等） ・基準地震動に対して、建物・構造物が倒壊しないこと、使用済燃料ピット上部の天井部、天井、梁が落下しないことを確認していることから損傷による落下物とはならない。 ・使用済燃料ピットクレーン本体 使用済燃料ピット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。 ・使用済燃料ピットクレーンの吊钩 フックの二重のワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。 ・燃料取扱棟クレーン本体 クレーンが使用済燃料ピット上を走行できないことから落下物とはならない。 ・燃料取扱棟クレーンの吊钩 燃料取扱棟クレーン本体の可動範囲制限及びフックの二重のワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。	
新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	大飯発電所3,4号炉の適合状況										
<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b> <b>第十六条 燃料体等の取扱施設及びピット</b> ② 発電用原子炉施設には、次に掲げる場所により、燃料体等のピット（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。 二 使用済燃料のピット（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスタ（以下「キャスタ」という。）を除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 三 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。	新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。 使用済燃料ピット周辺において、落下物となる可能性がある設備等として以下のものが輸出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ピットへの落下は生じないことから、使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。 ・原子炉周辺壁（天井、梁、柱、壁等） ・基準地震動 Sa による評価で天井、梁及び柱は許容応力度以下であること、壁は取付位置の前後から両側による落下物とはならない。 ・使用済燃料ピットクレーン本体 使用済燃料ピット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。 ・使用済燃料ピットクレーンの吊钩 フックの二重ワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。 ・補助建屋クレーン本体 クレーンが使用済燃料ピット上を走行できないことから落下物とはならない。 ・補助建屋クレーンの吊钩 補助建屋クレーン本体の可動範囲制限及びフックの二重ワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。										
新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況										
<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b> <b>第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</b> ② 発電用原子炉施設には、次に掲げる場所により、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。 二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスタ（以下「キャスタ」という。）を除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 三 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとする。	新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。 使用済燃料ピット周辺において、落下物となる可能性がある設備等として以下のものが輸出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ピットへの落下は生じないことから、使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。 ・燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁等） ・基準地震動に対して、建物・構造物が倒壊しないこと、使用済燃料ピット上部の天井部、天井、梁が落下しないことを確認していることから損傷による落下物とはならない。 ・使用済燃料ピットクレーン本体 使用済燃料ピット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。 ・使用済燃料ピットクレーンの吊钩 フックの二重のワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。 ・燃料取扱棟クレーン本体 クレーンが使用済燃料ピット上を走行できないことから落下物とはならない。 ・燃料取扱棟クレーンの吊钩 燃料取扱棟クレーン本体の可動範囲制限及びフックの二重のワイヤ等の吊钩落下防止対策により落下物とはならない。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</th> <th>大飯発電所3, 4号炉の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】</b>  <b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b>                      ② 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。                      四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水櫃（以下「使用済燃料貯蔵水櫃」という。）は、次に定めるところによること。                      二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないこと。                 </td> <td> <b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b>  <b>第十六条 第二項 第二号 ニ</b> 同ロ。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(解釈)          1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料プールの機能を失うような損傷は生じさせないよう必要な強度のライニングを施設すること。この場合において、クレーン等にあつては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料プールの機能を維持することとしてもよい。</p>	新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	大飯発電所3, 4号炉の適合状況	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】</b> <b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b> ② 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水櫃（以下「使用済燃料貯蔵水櫃」という。）は、次に定めるところによること。 二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないこと。	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b> <b>第十六条 第二項 第二号 ニ</b> 同ロ。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</th> <th>泊3号炉の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】</b>  <b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b>                      ② 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。                      四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水櫃（以下「使用済燃料貯蔵水櫃」という。）は、次に定めるところによること。                      二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないこと。                 </td> <td> <b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b>  <b>第十六条第二項第二号ニ</b>同ロ。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(解釈)          1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料プールの機能を失うような損傷は生じさせないよう必要な強度のライニングを施設すること。この場合において、クレーン等にあつては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料プールの機能を維持することとしてもよい。</p>	新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】</b> <b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b> ② 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水櫃（以下「使用済燃料貯蔵水櫃」という。）は、次に定めるところによること。 二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないこと。	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b> <b>第十六条第二項第二号ニ</b> 同ロ。	<p>※建屋内装材を除く</p> <p>・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p>
新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	大飯発電所3, 4号炉の適合状況										
<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】</b> <b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b> ② 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水櫃（以下「使用済燃料貯蔵水櫃」という。）は、次に定めるところによること。 二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないこと。	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b> <b>第十六条 第二項 第二号 ニ</b> 同ロ。										
新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況										
<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】</b> <b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b> ② 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水櫃（以下「使用済燃料貯蔵水櫃」という。）は、次に定めるところによること。 二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないこと。	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b> <b>第十六条第二項第二号ニ</b> 同ロ。										

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>別紙1</p> <p>大飯発電所安全審査資料11(補)                      大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉ステップ2燃料使用に伴う設備影響評価について(補足説明資料)                      【平成15年9月より抜粋】</p> <p>8. 燃料集合体落下時のライニング評価について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。</p> <p>(4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱いに想定される落下時においても、その安全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料ピットへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた気中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している。<sup>*1</sup></p> <p>落下試験(図8-1参照)における模擬燃料集合体質量は、55,000MWd/t燃料集合体の水中での浮力を考慮した相当質量と同等であり、燃料落下高さは約6mと安全側であることから、ライニングの健全性は確保されるものと判断される。</p> <p>また、ライニング裏面のコンクリートの支持がないものとしてBRL式(Ballistic Research Laboratories Formula)による評価を行った場合でも、ライニングを貫通しない限界厚さはライニング板厚より小さく、健全性は確保されるものと判断される。</p> <p>*1:「燃料取扱事故時の燃料棒破損本数評価」(MAPI-1080改4) Appendix I</p>	<p>別紙1</p> <p>燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。</p> <p>(4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱いに想定される落下時においても、その安全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料プールへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた気中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している<sup>*1</sup>。</p> <p>試験結果としては、ライニングの最大減肉量は初期値3.85mmに対して0.7mmであった。また、落下試験後のライニング表面の浸透探傷試験の結果は、割れ等の有害な欠陥は認められず、燃料落下後のライニングは健全であることが確認された。</p> <p>*1:「沸騰水型原子力発電所 燃料集合体落下時の燃料プールライニングの健全性について」(HLR-050)</p> <p>図1は、気中による模擬燃料集合体の落下試験の方法を示したものである。</p> <p>水中の燃料集合体質量(内挿物を含む)は、本試験で使用した模擬燃料集合体の質量未満であり、燃料集合体の高さについても、本試験の落下高さ未満となっている。また、燃料集合体の落下時は、水の抵抗による減速効果が期待できることから、この試験は保守的な評価結果となっている。</p>  <p>図1 模擬燃料集合体落下試験方法</p>	<p>別紙1</p> <p>燃料集合体落下時の使用済燃料ピットライニングの健全性について</p> <p>1. はじめに</p> <p>泊発電所3号機の使用済燃料ピットは、地震荷重等に対し十分な強度を有する鉄筋コンクリートの箱体構造とし、また、使用済燃料ピット水の漏えいを防止するため、公称板厚3mmのステンレス鋼板を内張り(ライニング)する計画である。</p> <p>燃料集合体を取扱う設備は、燃料集合体の落下防止に対して、設計上の考慮を十分に図り、万一燃料集合体を使用済燃料ピットのライニング上に落下した場合のライニングの健全性に關し、模擬燃料集合体を用いた落下試験の結果<sup>(注1)</sup>に基づいて評価し確認した。</p> <p>なお、基本設計では、ライニングとコンクリート表面の間隙量評価に必要な設計が確定されていなかったため、コンクリートの支持構造がないライニング単独の評価も実施していたが、工事計画認可申請においては、使用済燃料ピットの構造が具体化しライニングとコンクリート表面が密着することを確認できたため、ライニング単独の評価は不要とした。</p> <p>(注1) MAPI-1080(改4)「燃料取扱事故時の燃料棒破損本数評価」                      昭和61年8月13日 三菱原子力工業㈱(現 三菱重工業㈱)</p> <p>2. 模擬燃料集合体落下試験</p> <p>模擬燃料集合体による落下試験で使用したライニングは、泊発電所3号機にて計画しているライニングと同一の公称板厚3mmのステンレス鋼板であることより、当該試験の結果を基に泊発電所3号機のライニングの健全性を評価した。</p> <p>なお、表1に示す通り、模擬燃料集合体落下試験の条件は、泊発電所3号機計画と比較して厳しい側の条件であることから、試験結果は安全側である。</p> <table border="1" data-bbox="1310 766 1792 1005"> <caption>表1 実機条件と試験条件との比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>泊発電所3号機計画</th> <th>模擬燃料集合体落下試験条件</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落下物質量</td> <td>kg (設計値)</td> <td>668 kg (実測値)</td> <td>試験条件での落下物の質量の方が大きいため、厳しい側(安全側)の評価となる</td> </tr> <tr> <td>落下高さ</td> <td>4.9 m (設計)</td> <td>6 m</td> <td>試験条件は落下高さが高いため、落下(衝突)速度が大であり厳しい側(安全側)の評価となる</td> </tr> <tr> <td>雰囲気条件</td> <td>水中</td> <td>気中</td> <td>試験条件は水の抵抗を考慮していないため、落下(衝突)速度が大であり厳しい側の(安全側)評価となる</td> </tr> <tr> <td>コンクリート厚</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>計画するコンクリート厚は落下試験条件でのコンクリート厚を満足する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 別紙1参照, (注3) 別紙2参照</p> <p>泊発電所3号機設備の第1回工事計画認可申請書(補正申請)平成15年10月より抜粋</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	項目	泊発電所3号機計画	模擬燃料集合体落下試験条件	比較	落下物質量	kg (設計値)	668 kg (実測値)	試験条件での落下物の質量の方が大きいため、厳しい側(安全側)の評価となる	落下高さ	4.9 m (設計)	6 m	試験条件は落下高さが高いため、落下(衝突)速度が大であり厳しい側(安全側)の評価となる	雰囲気条件	水中	気中	試験条件は水の抵抗を考慮していないため、落下(衝突)速度が大であり厳しい側の(安全側)評価となる	コンクリート厚	mm	mm	計画するコンクリート厚は落下試験条件でのコンクリート厚を満足する	<p>■新規追加資料</p> <p>■【大飯】【女川】記載表現の相違</p>
項目	泊発電所3号機計画	模擬燃料集合体落下試験条件	比較																				
落下物質量	kg (設計値)	668 kg (実測値)	試験条件での落下物の質量の方が大きいため、厳しい側(安全側)の評価となる																				
落下高さ	4.9 m (設計)	6 m	試験条件は落下高さが高いため、落下(衝突)速度が大であり厳しい側(安全側)の評価となる																				
雰囲気条件	水中	気中	試験条件は水の抵抗を考慮していないため、落下(衝突)速度が大であり厳しい側の(安全側)評価となる																				
コンクリート厚	mm	mm	計画するコンクリート厚は落下試験条件でのコンクリート厚を満足する																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
 <p>図 8-1 燃料集合体落下試験方法</p> <p>6.2</p> <p>&lt;補足説明&gt;                  模擬燃料集合体の                  落下エネルギー=39.3kJ (質量:668kg×高さ:6m×重力加速度:9.80665m/s<sup>2</sup>)</p>	<p>図1に示す落下試験における模擬燃料集合体質量は、燃料チャンネルボックスを含めた状態で310kgと保守的※2であり、燃料落下高さは燃料交換機による燃料移送高さを考慮し、5.1mと安全側である。</p> <p>※2：女川2号炉にて取り扱っている燃料集合体質量(チャンネルボックス含む)は、表1に示すとおりであり310kg未満であることを確認している。</p> <table border="1" data-bbox="716 383 1209 558"> <caption>表1 燃料集合体質量 (チャンネルボックス含む)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">主機</th> <th colspan="2">燃料集合体質量 (kg)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">気中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9×9燃料 (A型)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9×9燃料 (B型)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新型8×8ジルコニウムライナ燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>模擬燃料集合体</td> <td colspan="2">310</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲みの内容は商業秘密の観点から公開できません</p>	主機	燃料集合体質量 (kg)		気中		9×9燃料 (A型)			9×9燃料 (B型)			新型8×8ジルコニウムライナ燃料			高燃焼度8×8燃料			模擬燃料集合体	310		<p>第1図に模擬燃料集合体落下試験の概要を示す。</p> <p>模擬燃料集合体の落下試験は、実際ライニング構造を模擬した試験体(公称板厚 [ ] mm のステンレス鋼板を厚さ [ ] mm のコンクリートブロック上にライニングしたもの)上に、模擬燃料集合体(668 kg: 実際燃料集合体の水中相当質量)を、落下高さ6 mから気中条件下で、鉛直落下、鉛直落下(溶接部)及び斜め落下 [ ] 試験を各1回行った。</p> <p>その結果、ライニングの最大減肉量は、鉛直落下で約 [ ] mm、鉛直落下(溶接部)で約 [ ] mm及び斜め落下で約 [ ] mmであった。また、落下試験後のライニングに対する浸透探傷検査の結果、クラック等の目立った欠陥は認められず、燃料落下後のライニングは健全であることが確認された。</p> <p>なお、板厚の異なるライニングに燃料集合体が落下した際のライニングの減肉量は、その板厚により異なる可能性があるため、板厚が異なる場合の減肉量に対する影響を以下のとおり評価した。</p> <p>泊発電所3号炉にて計画しているライニングの板厚は [ ] mmであることから、板厚と減肉量との相関を確認するため、最小板厚 [ ] mm、公称板厚 [ ] mm及び最大板厚 [ ] mmにおける減肉量をLS-DYNAコード(3次元弾塑性衝撃解析)で求めた。</p> <p>その結果、板厚と減肉量は相関があり板厚の減少に伴い減肉量は増加し、最小板厚の減肉量と最大板厚の減肉量は約 [ ] 倍の違いがあった。そのため、模擬燃料集合体落下試験から得られた最大減肉量約 [ ] mmを基準に、試験体のライニングを最大板厚と仮定して最小板厚での減肉量を安全側に評価すると約 [ ] mmである。</p> <p>第2図に解析モデルを示す。</p> <p>ライニング板厚を公差 (- [ ] mm) の範囲内で変えた場合の3次元弾塑性衝撃解析結果(ライニング板厚減肉量)を表2に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1344 670 1747 798"> <caption>表2 3次元弾塑性解析による減肉量</caption> <thead> <tr> <th>ライニング厚さ (mm)</th> <th>ライニング板厚 減肉量 (mm)</th> <th>減肉量の基準値からの差 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>公差値上限</td> </tr> <tr> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>基準値</td> </tr> <tr> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> <td>公差値下限</td> </tr> </tbody> </table> <p>この解析結果より、板厚に対する減肉量は、以下のとおり板厚の公差値で約1.3倍の違いが生じることが確認された。</p> $\frac{\text{公差値下限値の減肉量}}{\text{公差値上限値の減肉量}} = \frac{[ ]}{[ ]} = [ ]$ <p>- 61 -</p> <p>泊発電所3号炉発電設備の第1回工事計画認可申請書                  (補正申請) 平成15年10月より抜粋</p> <p>[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	ライニング厚さ (mm)	ライニング板厚 減肉量 (mm)	減肉量の基準値からの差 (mm)	備考	[ ]	[ ]	[ ]	公差値上限	[ ]	[ ]	[ ]	基準値	[ ]	[ ]	[ ]	公差値下限	<p>■【大飯】【女川】記載表現の相違</p>
主機	燃料集合体質量 (kg)																																						
	気中																																						
9×9燃料 (A型)																																							
9×9燃料 (B型)																																							
新型8×8ジルコニウムライナ燃料																																							
高燃焼度8×8燃料																																							
模擬燃料集合体	310																																						
ライニング厚さ (mm)	ライニング板厚 減肉量 (mm)	減肉量の基準値からの差 (mm)	備考																																				
[ ]	[ ]	[ ]	公差値上限																																				
[ ]	[ ]	[ ]	基準値																																				
[ ]	[ ]	[ ]	公差値下限																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>&lt;試験概要&gt;                      実施時期：1986年8月                      実施者：三菱原子力工業㈱（現 三菱重工㈱）                      供試体：模擬燃料集合体1基668kg（下部ノズル3基）                      模擬ライニング3基                      試験条件：落下高さ6m/常温・気中                      試験ケース：鉛直落下/鉛直浴接線上下落下/斜め落下 <input type="checkbox"/> 変 各1回</p> <p>第1図 燃料集合体落下試験概要図</p> <p style="text-align: center;">- 62 -</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                 泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書                  （補正申請）平成15年10月より抜粋             </div> <p><input type="checkbox"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>■【大飯】【女川】記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1332 204 1803 395" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;解析の概要&gt;                      解析コード：LS-DYNA                      モデル化条件                      ・落下物は、弾性体とする（塑性変形しないものとする）                      ・落下物の底面は□814×214断面の鋼とする。                      ・ライニング及びコンクリートは弾塑性体とする（塑性変形するものとする）                      解析条件                      ・落下物の質量は、668 kgとする。                      ・落下物の落下高さは、□□□とする。                      ・ライニングの厚みは、□□□とする。</p> </div> <div data-bbox="1377 406 1758 885" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1478 901 1680 925" style="text-align: center;"> <p>第2図 燃料集合体の落下解析モデル</p> </div> <div data-bbox="1556 949 1601 965" style="text-align: center;"> <p>- 63 -</p> </div> <div data-bbox="1288 1021 1825 1109" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書                      （補正申請）平成15年10月より抜粋                      □□□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>■【大飯】【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>使用済燃料プールと燃料取扱床の床面上設備等との                      隔離概要について</p> <p>評価フローⅡにおける「設置状況による抽出」にて「検討不要」とした各項目の設備等については、使用済燃料プール手摺り外側にて設置、保管及び取り扱う設備等であり、使用済燃料プールと隔離距離を確保し、使用済燃料プールへ落下するおそれはない。</p> <p>また、電源盤類については、隔離距離を確保し配置されていることに加え、床や壁面にボルト等にて固定または固縛されている設備等であることから、使用済燃料プールへ落下することはない。</p> <p>表1に、評価フローⅡにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類を示し、図1にこれら設備等と使用済燃料プールとの配置関係、図2に電源盤のボルトによる壁面固定状況をそれぞれ示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>使用済燃料ビットと燃料取扱棟内の設備等との                      隔離概要について</p> <p>評価フローⅡにおける「設置状況による抽出」にて「検討不要」とした各項目の設備等については、使用済燃料ビット手摺り外側にて設置、保管及び取り扱う設備等であり、使用済燃料ビットと隔離距離を確保し、使用済燃料ビットへ落下するおそれはない。</p> <p>また、隔離距離が保てない設備であっても、床や壁面にボルト等にて固定又は固縛される設備等であることから、使用済燃料ビットへ落下することはない。</p> <p>表1に、評価フローⅡにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類を示し、図1にこれら設備等と使用済燃料ビットとの配置関係、図2に機器のボルトによる壁面固定状況をそれぞれ示す。</p>	<p>■【女川】設備の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違                      ■記載の適正化                      ・用語を統一した。</p> <p>■【女川】記載内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																		
	<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類</p> <table border="1" data-bbox="728 207 1220 558"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th> <th>No.</th> <th>詳細</th> <th>落下防止分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他クレーン類</td><td>1</td><td>燃料コンテナ取立台</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>2</td><td>新燃料検査台</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器(取扱具含む)</td><td>3</td><td>ドライウエル上蓋(ボルト含む)</td><td>①</td></tr> <tr><td></td><td>4</td><td>上蓋スリング</td><td>①</td></tr> <tr><td rowspan="12">電源盤類</td><td>5</td><td>照明用分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>6</td><td>作業用分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>7</td><td>エレベータ用変圧器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>8</td><td>燃料交換機主電動機駆動用変圧器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>9</td><td>燃料チャンネル着脱機制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>19</td><td>新燃料検査台制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>11</td><td>原子炉建屋天井クレーン制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>12</td><td>原子炉建屋クレーン電源現場操作箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>13</td><td>燃料プール状態表示盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>14</td><td>燃料取扱用照明用安定器収納盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>15</td><td>火災報知機総合盤</td><td>①, ②</td></tr> </tbody> </table> <p>【落下防止分類】                      ①使用済燃料プールから隔離距離を確保した手摺り外側に設置、保管及び取扱い                      ②床または壁面への固定</p>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	その他クレーン類	1	燃料コンテナ取立台	①, ②		2	新燃料検査台	①, ②	原子炉格納容器(取扱具含む)	3	ドライウエル上蓋(ボルト含む)	①		4	上蓋スリング	①	電源盤類	5	照明用分電盤	①, ②	6	作業用分電盤	①, ②	7	エレベータ用変圧器	①, ②	8	燃料交換機主電動機駆動用変圧器	①, ②	9	燃料チャンネル着脱機制御盤	①, ②	19	新燃料検査台制御盤	①, ②	11	原子炉建屋天井クレーン制御盤	①, ②	12	原子炉建屋クレーン電源現場操作箱	①, ②	13	燃料プール状態表示盤	①, ②	14	燃料取扱用照明用安定器収納盤	①, ②	15	火災報知機総合盤	①, ②	<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類（1/3）</p> <table border="1" data-bbox="1265 199 1825 1324"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th> <th>No.</th> <th>詳細</th> <th>落下防止分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="19">電源盤類</td><td>131</td><td>ケーブルレイ・電線管</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>5</td><td>電動3枚引き防護扉制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>12</td><td>使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>13</td><td>燃料取扱機クレーン電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>16</td><td>作業用電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>17</td><td>雑動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>22</td><td>作業用電源盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>23</td><td>雑動力設備電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>34</td><td>作業用電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>35</td><td>雑動力設備電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>36</td><td>燃料取扱機クレーンプラグイン機器収納ラック</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>30</td><td>作業用電源盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>31</td><td>雑動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>29</td><td>使用済燃料ビット水中照明分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>141</td><td>自動火災報知設備中継器盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>24</td><td>使用済燃料ビットクレーン電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>146</td><td>雑動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>147</td><td>雑動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>149</td><td>IAE監視カメラ用コンセント盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td rowspan="4">フェンス類</td><td>20</td><td>フェンス</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>18</td><td>チェッカープレート(機材搬入口)</td><td>①</td></tr> <tr><td>19</td><td>手摺り(機材搬入口)</td><td>①</td></tr> <tr><td>25</td><td>手摺り(新燃料貯蔵庫)</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td rowspan="6">装置類</td><td>148</td><td>監視カメラ接近防止柵・ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管(雨水)</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>37</td><td>配管(SA)</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>35</td><td>配管(DW)</td><td>①</td></tr> <tr><td>26</td><td>配管(PW)</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>27</td><td>配管(床ドレン系)</td><td>①</td></tr> <tr><td rowspan="19">作業機材類</td><td>6</td><td>所内通話設備</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>11</td><td>監視カメラ(IAE用)</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>2</td><td>担架格納箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>3</td><td>PHS構内通話装置中継端子</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>4</td><td>インターホン</td><td>①</td></tr> <tr><td>7</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>8</td><td>スピーカ</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>10</td><td>靴箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>9</td><td>時計</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>44</td><td>救命具</td><td>①</td></tr> <tr><td>15</td><td>階段</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>33</td><td>消火栓</td><td>①</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具(蛍光灯)</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具(ハロゲン灯)</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>138</td><td>照明器具(HID)</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>142</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>①</td></tr> <tr><td>143</td><td>SA資機材</td><td>①</td></tr> <tr><td>144</td><td>燃料取扱機クレーン用操作器収納箱</td><td>①</td></tr> <tr><td>145</td><td>エアノレット</td><td>①</td></tr> <tr><td>39</td><td>非常灯</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>21</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>32</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>150</td><td>非常灯</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>測定機器類</td><td>28</td><td>ポンプ出口圧力計</td><td>①</td></tr> <tr><td>建屋内装材</td><td>156</td><td>建屋内装材</td><td>①</td></tr> </tbody> </table>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	電源盤類	131	ケーブルレイ・電線管	①, ②	5	電動3枚引き防護扉制御盤	①, ②	12	使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤	①, ②	13	燃料取扱機クレーン電源箱	①, ②	16	作業用電源箱	①, ②	17	雑動力設備接続箱	①, ②	22	作業用電源盤	①, ②	23	雑動力設備電源箱	①, ②	34	作業用電源箱	①, ②	35	雑動力設備電源箱	①, ②	36	燃料取扱機クレーンプラグイン機器収納ラック	①, ②	30	作業用電源盤	①, ②	31	雑動力設備接続箱	①, ②	29	使用済燃料ビット水中照明分電盤	①, ②	141	自動火災報知設備中継器盤	①, ②	24	使用済燃料ビットクレーン電源箱	①, ②	146	雑動力設備接続箱	①, ②	147	雑動力設備接続箱	①, ②	149	IAE監視カメラ用コンセント盤	①, ②	フェンス類	20	フェンス	①, ②	18	チェッカープレート(機材搬入口)	①	19	手摺り(機材搬入口)	①	25	手摺り(新燃料貯蔵庫)	①, ②	装置類	148	監視カメラ接近防止柵・ラック	①	134	配管(雨水)	①, ②	37	配管(SA)	①, ②	35	配管(DW)	①	26	配管(PW)	①, ②	27	配管(床ドレン系)	①	作業機材類	6	所内通話設備	①, ②	11	監視カメラ(IAE用)	①, ②	2	担架格納箱	①, ②	3	PHS構内通話装置中継端子	①, ②	4	インターホン	①	7	消火器	①, ②	8	スピーカ	①, ②	10	靴箱	①, ②	9	時計	①, ②	44	救命具	①	15	階段	①, ②	33	消火栓	①	136	照明器具(蛍光灯)	①, ②	137	照明器具(ハロゲン灯)	①, ②	138	照明器具(HID)	①, ②	142	パッケージ型消火設備	①	143	SA資機材	①	144	燃料取扱機クレーン用操作器収納箱	①	145	エアノレット	①	39	非常灯	①, ②	21	消火器	①, ②	32	消火器	①, ②	150	非常灯	①, ②	測定機器類	28	ポンプ出口圧力計	①	建屋内装材	156	建屋内装材	①	<p>相違理由</p> <p>■記載の適正化                      ・トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類とした。</p>
抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																																																																																																																																																		
その他クレーン類	1	燃料コンテナ取立台	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	2	新燃料検査台	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉格納容器(取扱具含む)	3	ドライウエル上蓋(ボルト含む)	①																																																																																																																																																																																																																																		
	4	上蓋スリング	①																																																																																																																																																																																																																																		
電源盤類	5	照明用分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	6	作業用分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	7	エレベータ用変圧器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	8	燃料交換機主電動機駆動用変圧器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	9	燃料チャンネル着脱機制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	19	新燃料検査台制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	11	原子炉建屋天井クレーン制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	12	原子炉建屋クレーン電源現場操作箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	13	燃料プール状態表示盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	14	燃料取扱用照明用安定器収納盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	15	火災報知機総合盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																																																																																																																																																	
電源盤類	131	ケーブルレイ・電線管	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	5	電動3枚引き防護扉制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	12	使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	13	燃料取扱機クレーン電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	16	作業用電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	17	雑動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	22	作業用電源盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	23	雑動力設備電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	34	作業用電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	35	雑動力設備電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	36	燃料取扱機クレーンプラグイン機器収納ラック	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	30	作業用電源盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	31	雑動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	29	使用済燃料ビット水中照明分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	141	自動火災報知設備中継器盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	24	使用済燃料ビットクレーン電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	146	雑動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	147	雑動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	149	IAE監視カメラ用コンセント盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
フェンス類	20	フェンス	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	18	チェッカープレート(機材搬入口)	①																																																																																																																																																																																																																																		
	19	手摺り(機材搬入口)	①																																																																																																																																																																																																																																		
	25	手摺り(新燃料貯蔵庫)	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
装置類	148	監視カメラ接近防止柵・ラック	①																																																																																																																																																																																																																																		
	134	配管(雨水)	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	37	配管(SA)	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	35	配管(DW)	①																																																																																																																																																																																																																																		
	26	配管(PW)	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	27	配管(床ドレン系)	①																																																																																																																																																																																																																																		
作業機材類	6	所内通話設備	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	11	監視カメラ(IAE用)	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	2	担架格納箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	3	PHS構内通話装置中継端子	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	4	インターホン	①																																																																																																																																																																																																																																		
	7	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	8	スピーカ	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	10	靴箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	9	時計	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	44	救命具	①																																																																																																																																																																																																																																		
	15	階段	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	33	消火栓	①																																																																																																																																																																																																																																		
	136	照明器具(蛍光灯)	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	137	照明器具(ハロゲン灯)	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	138	照明器具(HID)	①, ②																																																																																																																																																																																																																																		
	142	パッケージ型消火設備	①																																																																																																																																																																																																																																		
	143	SA資機材	①																																																																																																																																																																																																																																		
	144	燃料取扱機クレーン用操作器収納箱	①																																																																																																																																																																																																																																		
	145	エアノレット	①																																																																																																																																																																																																																																		
39	非常灯	①, ②																																																																																																																																																																																																																																			
21	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																			
32	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																			
150	非常灯	①, ②																																																																																																																																																																																																																																			
測定機器類	28	ポンプ出口圧力計	①																																																																																																																																																																																																																																		
建屋内装材	156	建屋内装材	①																																																																																																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																											
		表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類（2/3）																																																																																																																																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th> <th>No</th> <th>詳細</th> <th>落下防止分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">電源設備類</td><td>59</td><td>燃料外観検査装置現場盤</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>60</td><td>燃料移送装置ビット制御盤</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>43</td><td>新燃料エレベータ制御盤</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>51</td><td>燃料シッピング検査装置現場盤</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td rowspan="5">フェンス類</td><td>45</td><td>異物混入防止用フェンス(北側)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>46</td><td>異物混入防止用フェンス(南側)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>25</td><td>手摺り(新燃料貯蔵庫)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>121</td><td>手摺り(燃料関連ビット)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>40</td><td>配管(SA)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td rowspan="15">装置類</td><td>41</td><td>配管(DW)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>54</td><td>配管(IA)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>55</td><td>配管(気体廃棄物処理系)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>61</td><td>燃料移送装置水圧ユニット(ビット側)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>50</td><td>燃料検査室空調ユニット室外機</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>52</td><td>燃料シッピング検査装置N2循環ユニット</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>122</td><td>燃料シッピング検査装置</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>123</td><td>燃料外観検査装置</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>118</td><td>新燃料エレベータ昇降機</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管(雨水)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>56</td><td>配管(FH)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>57</td><td>配管(DW)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>58</td><td>配管(SA)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>79</td><td>配管(SFPCS)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>42</td><td>配管(機器ドレン系)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>47</td><td>配管(SFPCS)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>49</td><td>配管(空調ドレン系)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>140</td><td>可搬型使用済燃料ビット水位計</td><td>(1)</td></tr> <tr><td rowspan="7">作業機材類</td><td>151</td><td>可搬型エリアモニター・監視カメラ</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>48</td><td>横内LAN</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>72</td><td>非常灯</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>78</td><td>所内通話設備</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具(蛍光灯)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具(ハロゲン灯)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>138</td><td>照明器具(HID)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>120</td><td>針印板</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>測定機器類</td><td>53</td><td>可搬型エリアモニター・電ドラム</td><td>(1)</td></tr> <tr><td rowspan="5">電源設備類</td><td>62</td><td>水中ポンプ制御盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>63</td><td>作業用電源盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>76</td><td>原子炉建屋管理区域100V維分電盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>85</td><td>作業用電源盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>(2)</td></tr> <tr><td rowspan="2">フェンス類</td><td>88</td><td>異物混入防止用フェンス(検査室下)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>139</td><td>手摺り(使用済燃料ビット)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td rowspan="5">装置類</td><td>134</td><td>配管(雨水)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>75</td><td>使用済燃料ビット水中照明用変圧器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>83</td><td>配管(SFPCS)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>81</td><td>配管(IA)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>82</td><td>配管(FSS)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td rowspan="10">作業機材類</td><td>89</td><td>エアージャクションボックス</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具(蛍光灯)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具(ハロゲン灯)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>65</td><td>消火器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>80</td><td>消火栓</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>102</td><td>検査室窓</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>84</td><td>消火器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>154</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>155</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>84</td><td>使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td rowspan="4">測定機器類</td><td>73</td><td>プラットホーム</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>74</td><td>プラットホーム</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>66</td><td>使用済燃料ビットエリアモニター</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>67</td><td>使用済燃料ビット水位指示計</td><td>(2)</td></tr> </tbody> </table>	抽出項目	No	詳細	落下防止分類	電源設備類	59	燃料外観検査装置現場盤	(1),(2)	60	燃料移送装置ビット制御盤	(1),(2)	43	新燃料エレベータ制御盤	(1),(2)	51	燃料シッピング検査装置現場盤	(1),(2)	131	ケーブルトレイ・電線管	(1),(2)	フェンス類	45	異物混入防止用フェンス(北側)	(1),(2)	46	異物混入防止用フェンス(南側)	(1),(2)	25	手摺り(新燃料貯蔵庫)	(1),(2)	121	手摺り(燃料関連ビット)	(1),(2)	40	配管(SA)	(1),(2)	装置類	41	配管(DW)	(1),(2)	54	配管(IA)	(1),(2)	55	配管(気体廃棄物処理系)	(1),(2)	61	燃料移送装置水圧ユニット(ビット側)	(1),(2)	50	燃料検査室空調ユニット室外機	(1),(2)	52	燃料シッピング検査装置N2循環ユニット	(1),(2)	122	燃料シッピング検査装置	(1),(2)	123	燃料外観検査装置	(1),(2)	118	新燃料エレベータ昇降機	(1),(2)	134	配管(雨水)	(1),(2)	56	配管(FH)	(1),(2)	57	配管(DW)	(1),(2)	58	配管(SA)	(1),(2)	79	配管(SFPCS)	(1),(2)	42	配管(機器ドレン系)	(1),(2)	47	配管(SFPCS)	(1),(2)	49	配管(空調ドレン系)	(1),(2)	140	可搬型使用済燃料ビット水位計	(1)	作業機材類	151	可搬型エリアモニター・監視カメラ	(1),(2)	48	横内LAN	(1),(2)	72	非常灯	(1),(2)	78	所内通話設備	(1),(2)	136	照明器具(蛍光灯)	(1),(2)	137	照明器具(ハロゲン灯)	(1),(2)	138	照明器具(HID)	(1),(2)	120	針印板	(1),(2)	測定機器類	53	可搬型エリアモニター・電ドラム	(1)	電源設備類	62	水中ポンプ制御盤	(2)	63	作業用電源盤	(2)	76	原子炉建屋管理区域100V維分電盤	(2)	85	作業用電源盤	(2)	131	ケーブルトレイ・電線管	(2)	フェンス類	88	異物混入防止用フェンス(検査室下)	(2)	139	手摺り(使用済燃料ビット)	(2)	装置類	134	配管(雨水)	(2)	75	使用済燃料ビット水中照明用変圧器	(2)	83	配管(SFPCS)	(2)	81	配管(IA)	(2)	82	配管(FSS)	(2)	作業機材類	89	エアージャクションボックス	(2)	136	照明器具(蛍光灯)	(2)	137	照明器具(ハロゲン灯)	(2)	65	消火器	(2)	80	消火栓	(2)	102	検査室窓	(2)	84	消火器	(2)	154	パッケージ型消火設備	(2)	155	パッケージ型消火設備	(2)	84	使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)	(2)	測定機器類	73	プラットホーム	(2)	74	プラットホーム	(2)	66	使用済燃料ビットエリアモニター	(2)	67	使用済燃料ビット水位指示計	(2)	■記載の適正化 ・分割した表にヘッダーを追加した。
抽出項目	No	詳細	落下防止分類																																																																																																																																																																																																											
電源設備類	59	燃料外観検査装置現場盤	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	60	燃料移送装置ビット制御盤	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	43	新燃料エレベータ制御盤	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	51	燃料シッピング検査装置現場盤	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	131	ケーブルトレイ・電線管	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	フェンス類	45	異物混入防止用フェンス(北側)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																										
		46	異物混入防止用フェンス(南側)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																										
		25	手摺り(新燃料貯蔵庫)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																										
		121	手摺り(燃料関連ビット)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																										
		40	配管(SA)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																										
装置類	41	配管(DW)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	54	配管(IA)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	55	配管(気体廃棄物処理系)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	61	燃料移送装置水圧ユニット(ビット側)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	50	燃料検査室空調ユニット室外機	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	52	燃料シッピング検査装置N2循環ユニット	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	122	燃料シッピング検査装置	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	123	燃料外観検査装置	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	118	新燃料エレベータ昇降機	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	134	配管(雨水)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	56	配管(FH)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	57	配管(DW)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	58	配管(SA)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	79	配管(SFPCS)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	42	配管(機器ドレン系)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
47	配管(SFPCS)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																												
49	配管(空調ドレン系)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																												
140	可搬型使用済燃料ビット水位計	(1)																																																																																																																																																																																																												
作業機材類	151	可搬型エリアモニター・監視カメラ	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	48	横内LAN	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	72	非常灯	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	78	所内通話設備	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	136	照明器具(蛍光灯)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	137	照明器具(ハロゲン灯)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
	138	照明器具(HID)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																											
120	針印板	(1),(2)																																																																																																																																																																																																												
測定機器類	53	可搬型エリアモニター・電ドラム	(1)																																																																																																																																																																																																											
電源設備類	62	水中ポンプ制御盤	(2)																																																																																																																																																																																																											
	63	作業用電源盤	(2)																																																																																																																																																																																																											
	76	原子炉建屋管理区域100V維分電盤	(2)																																																																																																																																																																																																											
	85	作業用電源盤	(2)																																																																																																																																																																																																											
	131	ケーブルトレイ・電線管	(2)																																																																																																																																																																																																											
フェンス類	88	異物混入防止用フェンス(検査室下)	(2)																																																																																																																																																																																																											
	139	手摺り(使用済燃料ビット)	(2)																																																																																																																																																																																																											
装置類	134	配管(雨水)	(2)																																																																																																																																																																																																											
	75	使用済燃料ビット水中照明用変圧器	(2)																																																																																																																																																																																																											
	83	配管(SFPCS)	(2)																																																																																																																																																																																																											
	81	配管(IA)	(2)																																																																																																																																																																																																											
	82	配管(FSS)	(2)																																																																																																																																																																																																											
作業機材類	89	エアージャクションボックス	(2)																																																																																																																																																																																																											
	136	照明器具(蛍光灯)	(2)																																																																																																																																																																																																											
	137	照明器具(ハロゲン灯)	(2)																																																																																																																																																																																																											
	65	消火器	(2)																																																																																																																																																																																																											
	80	消火栓	(2)																																																																																																																																																																																																											
	102	検査室窓	(2)																																																																																																																																																																																																											
	84	消火器	(2)																																																																																																																																																																																																											
	154	パッケージ型消火設備	(2)																																																																																																																																																																																																											
	155	パッケージ型消火設備	(2)																																																																																																																																																																																																											
	84	使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)	(2)																																																																																																																																																																																																											
測定機器類	73	プラットホーム	(2)																																																																																																																																																																																																											
	74	プラットホーム	(2)																																																																																																																																																																																																											
	66	使用済燃料ビットエリアモニター	(2)																																																																																																																																																																																																											
	67	使用済燃料ビット水位指示計	(2)																																																																																																																																																																																																											
			■記載の適正化 ・「A-使用済燃料ビット水中照明分電盤」、 「B-使用済燃料ビット水中照明分電盤」は、設置状況では検討不要とならないため削除した。																																																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
		<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th> <th>No.</th> <th>詳細</th> <th>落下防止分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源盤類</td> <td>94</td> <td>作業用電源箱</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>97</td> <td>燃料検査装置分電盤</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>109</td> <td>PPA309</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>UPS</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>92</td> <td>ラック</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>燃料検査室空調ユニット</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>104</td> <td>燃料外観検査装置ワークステーション</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>燃料外観検査装置VTRラック</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>106</td> <td>燃料シッピング検査装置ワークステーション</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>107</td> <td>燃料シッピング検査装置分析盤</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">装置類</td> <td>96</td> <td>配管(空気サンプル)</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>配管(消化水系)</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>86</td> <td>所内通話設備</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>136</td> <td>照明器具(蛍光灯)</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td>下駄箱</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td>棚</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>91</td> <td>ビデオデッキ</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>89</td> <td>ラック</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>消火器</td> <td>①、②</td> </tr> <tr> <td>98</td> <td>ホワイトボード</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">作業機材類</td> <td>100</td> <td>ラック</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>ラック</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>イス・机</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>108</td> <td>プリンター</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>152</td> <td>ミサイルシールド部封印カバー</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>153</td> <td>シンプルプラグ</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">装置類</td> <td>113</td> <td>破損燃料保管容器</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>115</td> <td>水中照明</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>112</td> <td>使用済燃料ビット水位・水温(既設)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>110</td> <td>使用済燃料ビット水位(SA用)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">測定機器類</td> <td>110</td> <td>使用済燃料ビット水位(SA用)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>111</td> <td>使用済燃料ビット水温(SA用)</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	電源盤類	94	作業用電源箱	①、②	97	燃料検査装置分電盤	①、②	109	PPA309	①、②	93	UPS	①	92	ラック	①	99	燃料検査室空調ユニット	①、②	104	燃料外観検査装置ワークステーション	①	105	燃料外観検査装置VTRラック	①	106	燃料シッピング検査装置ワークステーション	①	107	燃料シッピング検査装置分析盤	①	装置類	96	配管(空気サンプル)	①、②	95	配管(消化水系)	①、②	86	所内通話設備	①、②	136	照明器具(蛍光灯)	①、②	88	下駄箱	①	87	棚	①	91	ビデオデッキ	①	89	ラック	①	90	消火器	①、②	98	ホワイトボード	①	作業機材類	100	ラック	①	101	ラック	①	103	イス・机	①	108	プリンター	①	152	ミサイルシールド部封印カバー	①	153	シンプルプラグ	①	装置類	113	破損燃料保管容器	②	115	水中照明	②	112	使用済燃料ビット水位・水温(既設)	②	110	使用済燃料ビット水位(SA用)	②	測定機器類	110	使用済燃料ビット水位(SA用)	②	111	使用済燃料ビット水温(SA用)	②	<p>■記載の適正化                  ・分割した表にヘッダーを追加した。</p>
抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																									
電源盤類	94	作業用電源箱	①、②																																																																																																									
	97	燃料検査装置分電盤	①、②																																																																																																									
	109	PPA309	①、②																																																																																																									
	93	UPS	①																																																																																																									
	92	ラック	①																																																																																																									
	99	燃料検査室空調ユニット	①、②																																																																																																									
	104	燃料外観検査装置ワークステーション	①																																																																																																									
	105	燃料外観検査装置VTRラック	①																																																																																																									
	106	燃料シッピング検査装置ワークステーション	①																																																																																																									
	107	燃料シッピング検査装置分析盤	①																																																																																																									
装置類	96	配管(空気サンプル)	①、②																																																																																																									
	95	配管(消化水系)	①、②																																																																																																									
	86	所内通話設備	①、②																																																																																																									
	136	照明器具(蛍光灯)	①、②																																																																																																									
	88	下駄箱	①																																																																																																									
	87	棚	①																																																																																																									
	91	ビデオデッキ	①																																																																																																									
	89	ラック	①																																																																																																									
	90	消火器	①、②																																																																																																									
	98	ホワイトボード	①																																																																																																									
作業機材類	100	ラック	①																																																																																																									
	101	ラック	①																																																																																																									
	103	イス・机	①																																																																																																									
	108	プリンター	①																																																																																																									
	152	ミサイルシールド部封印カバー	①																																																																																																									
	153	シンプルプラグ	①																																																																																																									
	装置類	113	破損燃料保管容器	②																																																																																																								
		115	水中照明	②																																																																																																								
		112	使用済燃料ビット水位・水温(既設)	②																																																																																																								
		110	使用済燃料ビット水位(SA用)	②																																																																																																								
測定機器類	110	使用済燃料ビット水位(SA用)	②																																																																																																									
	111	使用済燃料ビット水温(SA用)	②																																																																																																									
		<p>【落下防止分類】</p> <p>①使用済燃料ビットから離隔距離を確保した手摺り外側に設置、保管及び取扱い</p> <p>②床又は壁面への固定</p>																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 783 1173 802">図1 使用済燃料プールと周辺設備の配置図</p>  <p data-bbox="808 1219 1151 1238">図2 電源盤のボルトによる壁面固定</p>	 <p data-bbox="1346 564 1823 584">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p data-bbox="1368 603 1765 622">図1 使用済燃料ピットと周辺設備の配置図</p>  <p data-bbox="1384 1222 1704 1241">図2 機器のボルトによる壁面固定</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

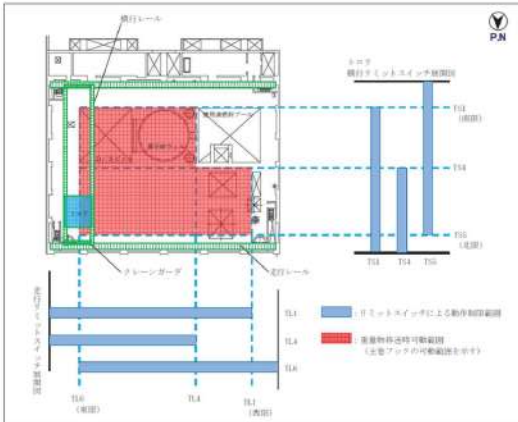
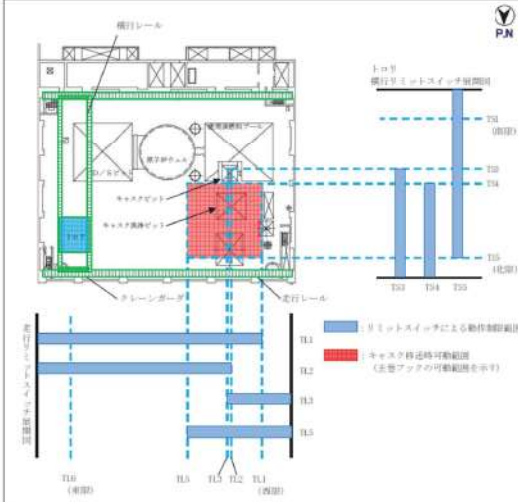
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図2 原子炉建屋クレーン 待機場所</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を通過することはできない。</li> <li>・このため、待機場所に関する説明は不要と判断し削除した。</li> </ul>



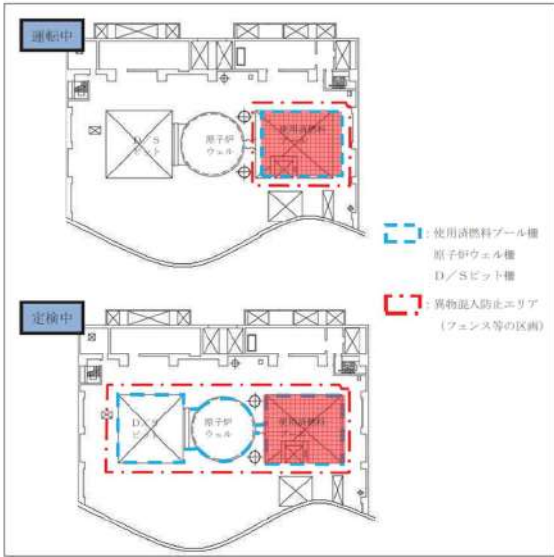
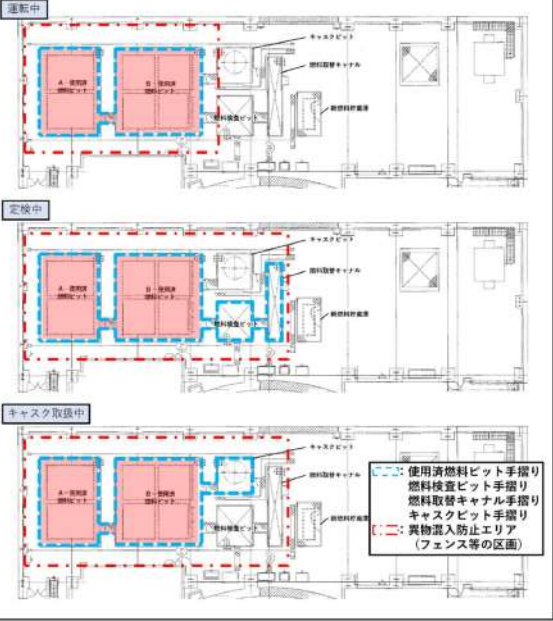
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙4</p> <p style="text-align: center;">原子炉建屋クレーンのインターロックについて</p> <p>原子炉建屋クレーンは、使用済燃料プール上を重量物及びキャスクが走行及び横行できないように可動範囲を制限するインターロックを設ける。</p> <p>原子炉建屋クレーン走行レール及び横行レールは燃料取扱床の床面全域を走行及び横行できるよう敷設し、重量物及び使用済燃料輸送容器の移送を行う際には、重量物及び使用済燃料輸送容器が使用済燃料プール上を通過しないよう、レールに沿って設置されたリミットスイッチ及びインターロックによる可動範囲の制限により、仮に走行レールから脱落したとしても使用済燃料プールへの重量物及び使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>原子炉建屋クレーンの走行又は横行用リミットスイッチの構造を図1に示す。また、原子炉建屋クレーンの重量物及び使用済燃料輸送容器のインターロックによる可動範囲とリミットスイッチ展開図の関係を図2、3に示す。リミットスイッチは、原子炉建屋クレーンがレバーを機械的に動作させることで、インターロックが動作する設計としている。</p> <div data-bbox="712 766 1205 965" style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図1 原子炉建屋クレーンの走行、横行用リミットスイッチの構造</p> <div data-bbox="913 997 1238 1021" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; font-size: small;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</div>	<p style="text-align: right;">参考1</p> <p style="text-align: center;">燃料取扱棟クレーンにおける評価フローⅢの評価結果</p> <p>(1) 燃料取扱棟クレーンの走行範囲について</p> <p>燃料取扱棟クレーンについては、二重のワイヤや動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造に加え、使用済燃料ピット上を走行できないように可動範囲を制限した構造である。（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）とその解釈に基づく機能）。</p> <p>燃料取扱棟クレーンのレールは、図1のとおり使用済燃料ピット側に敷設されていないことから、燃料取扱棟クレーンが使用済燃料ピット上を走行することはできないため、使用済燃料ピットへの重量物の落下を防止している。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づく定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <div data-bbox="1272 651 1809 1021" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1261 1066 1825 1157" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>図1 3号炉使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーン走行範囲</p> </div>	<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上通過しないため記載不要と判断した。</li> <li>・なお、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行することはできないことを参考1で説明している。</li> </ul> <div data-bbox="1854 981 2072 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>再掲① 泊参考1より</p> </div>

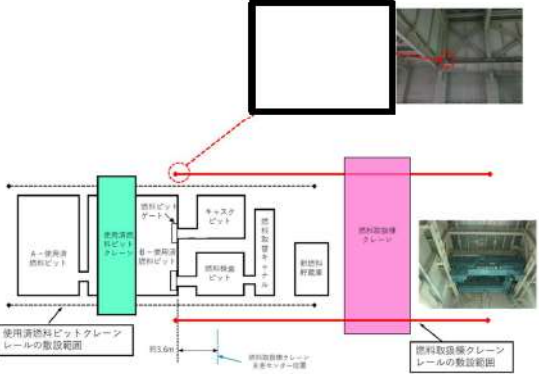
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 582 1176 622">図2 原子炉建屋クレーンのインターロックによる重量物移送範囲とリミットスイッチ展開図</p>  <p data-bbox="772 1173 1176 1212">図3 原子炉建屋クレーンのインターロックによるキャスク移送範囲とリミットスイッチ展開図</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


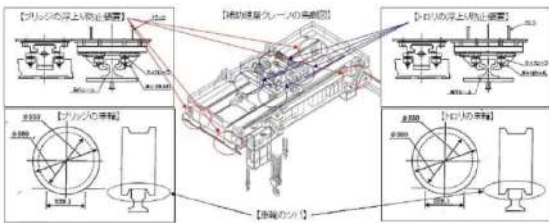
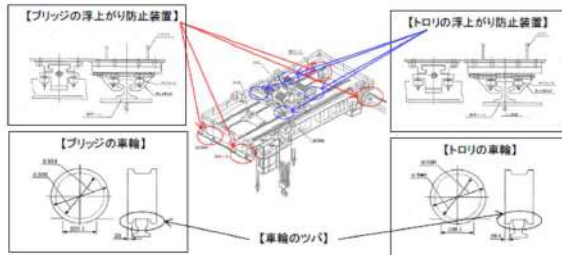
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙5</p> <p>使用済燃料プール周辺における異物混入防止エリアについて</p> <p>女川2号炉における使用済燃料プール周りは、図1に示すとおり、定検中及び運転中において、使用済燃料プールと隔離距離を確保した手摺り（フェンス）等により異物混入防止強化エリアを設定し、入城の制限及び物品の持ち込みを制限することで、使用済燃料プールへの異物混入による損傷を未然に防止している。</p>  <p style="text-align: center;">図1 燃料取替床の床面 異物混入防止エリア設定概要 (運転中・定検中)</p>	<p style="text-align: right;">別紙4</p> <p>使用済燃料ビット周辺における異物管理区域について</p> <p>泊3号炉における使用済燃料ビット周りは、図1に示すとおり、定検中、運転中及びキャスク取扱中等において、使用済燃料ビットと隔離距離を確保した手摺り（フェンス）等により異物管理区域を設定し、入城の制限及び物品の持ち込みを制限することで、使用済燃料ビットへの異物混入による損傷を未然に防止している。</p>  <p style="text-align: center;">図1 燃料取扱棟 異物管理区域設定概要 (運転中・定検中・キャスク取扱中)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】記載表現の相違</li> <li>・資料番号の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】記載内容の相違</li> <li>・キャスク取扱時の物管理区域の設定状況を追加した。</li> <li>■【女川】記載内容の相違</li> <li>・キャスク取扱時の物管理区域の設定状況を追加した。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考1</p> <p>補助建屋クレーンにおける評価フローⅢの評価結果</p> <p>補助建屋クレーンは補足説明資料1のとおり、可動範囲制限として使用済燃料ピット上を走行できない設計であること、さらに多重化やフェイルセーフとしてワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造であることに加え、機器の点検や有資格者作業により落下防止が図られている。</p>		<p style="text-align: right;">参考1</p> <p>燃料取扱棟クレーンにおける評価フローⅢの評価結果</p> <p>(1) 燃料取扱棟クレーンの走行範囲について</p> <p>燃料取扱棟クレーンについては、二重のワイヤや動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造に加え、使用済燃料ピット上を走行できないように可動範囲を制限した構造である。(技術基準第26条(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)とその解釈に基づく機能)。</p> <p>燃料取扱棟クレーンのレールは、図1のとおり使用済燃料ピット側に敷設されていないことから、燃料取扱棟クレーンが使用済燃料ピット上を走行することはできないため、使用済燃料ピットへの重量物の落下を防止している。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づく定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p>  <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>図1 3号炉使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーン走行範囲</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】記載内容の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に記載の充実化を図った。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載内容の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の内容は泊基本方針2、追加要求事項に対する適合方針にて記載。</li> <li>■用語の統一</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・図番号を追記した。</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>再掲① 女川別紙4部分へ</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・図番号を追記した。</li> <li>・用語を統一した。</li> </ul> </li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

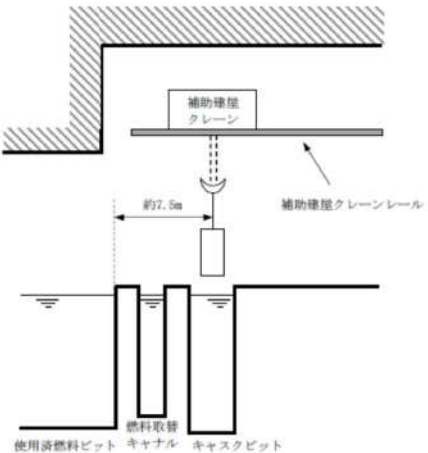
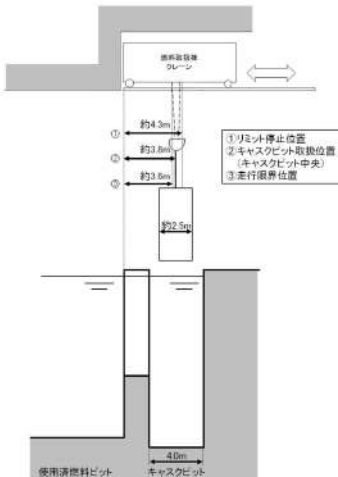
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、次頁図のとおり、補助建屋クレーンのブリッジとトロリの各車輪は「ツバ」を有した構造であること、クレーン本体の浮き上がり防止のため各4箇所に浮き上がり防止装置を設置していること、さらに車輪のツバの高さ及び浮き上がり防止装置（つめ）とレールの隙間は以下の寸法であり、クレーン本体の浮き上りにより脱輪しない設計としていることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なものではないとした。</p> <p>ブリッジの車輪ツバ高さ：25mm &gt; つめとレールの隙間：約 10mm                      トロリの車輪ツバ高さ：25mm &gt; つめとレールの隙間：約 10mm</p> <p>なお、浮き上がり防止装置及び車輪ツバの健全性については、補助建屋クレーンの耐震設計上の重要度分類がBクラスであること、使用済燃料ピットへの波及的影響（使用済燃料ピットには落下しない）もないことから、Bクラス設備として確認する。</p>  <p>補助建屋クレーン（大飯4号炉の例）</p> 		<p>(2) 浮き上がり防止装置と車輪の関係</p> <p>図2のとおり、燃料取扱棟クレーンのブリッジとトロリの各車輪は「ツバ」を有した構造であり、脱輪しない設計とする。</p> <p>また、クレーン本体の浮上りを防止するため、各4箇所に浮き上がり防止装置を設置する。</p> <p>なお、車輪のツバの高さ及び浮き上がり防止装置（つめ）とレールの隙間は、以下の寸法であることから、クレーン本体の浮上りにより脱輪することはない。</p> <p>さらに浮き上がり防止装置及び車輪ツバにおける発生応力は許容値を超えない設計とする。</p> <p>ブリッジの車輪ツバ高さ：25mm &gt; つめとレールの隙間：11mm                      トロリの車輪ツバ高さ：25mm &gt; つめとレールの隙間：9mm</p>  <p>図2 燃料取扱棟クレーンの鳥瞰図</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に記載の充実化を図った。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語を統一した。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(3) クレーンガード及びランウェイガードの構造</p> <p>燃料取扱棟クレーン本体は、使用済燃料ピット上を走行できない設計としている。加えて、ランウェイガードの寸法がクレーンガードより小さい（クレーン本体の長さより2本のレール支持部の間が小さい）こと、また鉛直方向及び水平（回転方向）に移動した場合も壁等に接触することから、クレーン本体が落下することはない（図3参照）。</p> <p>図3 クレーンガード及びランウェイガードの構造</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に記載の充実化を図った</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語を統一した。</li> <li>・図番号を追記した。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで1文目の燃料取扱棟クレーンの走行範囲制限に関する記載部分に図3の呼び出しを記載していたが、図3はクレーン落下防止を説明するものであるため、図3の呼び出し箇所を修正した。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図番号と図名称を追記した。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考2</p> <p style="text-align: center;">補助建屋クレーンにおける落下防止対策</p> <p>・吊荷（使用済燃料輸送容器）の落下防止                  下図のとおり、使用済燃料輸送容器の取扱い時は、使用済燃料ピットから約7.5m離れた位置で取り扱うことから使用済燃料ピットへ落下することはない。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止し、使用済燃料ピットとキャスクピットを隔離する。さらに、取扱い中の使用済燃料輸送容器と使用済燃料ピットとの距離が約7.5m未満とならないよう、あらかじめマーキングを行った移送経路に沿って移送すること、ロープ等による移動制限を行うこと、キャスクピット上の移動速度を低速とすることを作業手順書に定めて運用する。</p> <p>補助建屋クレーンが走行限界位置の場合、使用済燃料ピットまでの水平距離約6.0m（次頁参照）に対して、クレーンの停止直後における使用済燃料輸送容器の振れ幅は数cm（走行速度0.9m/分の場合の振れ幅は約1cm）であり、万が一、補助建屋クレーンの走行限界位置で使用済燃料輸送容器が落下したとしても次頁の位置関係からキャスクピット側へ落下するため、使用済燃料ピット側に落下することはない。</p> <p>また、ワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等により吊荷（使用済燃料輸送容器）の落下を防止している。</p>  <p style="text-align: center;">【使用済燃料輸送容器の取扱い時】</p>		<p style="text-align: right;">参考2</p> <p style="text-align: center;">燃料取扱棟クレーンにおける吊荷の落下防止対策について</p> <p>・吊荷（キャスク）の落下防止                  キャスクの取扱時は、使用済燃料ピットから約3.8m離れた位置で取り扱うことから使用済燃料ピットへ落下することはない。また、キャスクをキャスクピット上で取り扱う場合は、ゲートを閉止し、使用済燃料ピットとキャスクピットを隔離する。さらに、取扱中のキャスクの中心と使用済燃料ピットの距離が約3.8m未満とならないよう、クレーンはリミット停止位置（約4.3m）を超えると自動で低速移動になる仕組みとなっている。</p> <p>燃料取扱棟クレーンの走行限界位置の場合、使用済燃料ピットまでの水平距離（約3.6m）に対して、クレーンの停止直後におけるキャスクの振れ幅は数cm（走行速度0.9m/minの場合の振れ幅は約2.1cm）であり、万が一、燃料取扱棟クレーンの走行限界位置でキャスクが落下したとしても図1の位置関係からキャスクピットへ落下するため、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>また、二重のワイヤや動力電源喪失時保持機能等により吊荷（キャスク）の落下を防止している。</p>  <p style="text-align: center;">図1 キャスクの取扱時の位置関係</p>	<p>■【大飯】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載適正化                  ・記載を大飯に合わせた。</p> <p>■【大飯】設備の相違</p> <p>■【大飯】設備の相違                  大飯では運用によって人力で移動制限を行っているが、泊は装置により制限をかけることができる。</p> <p>■【大飯】設備の相違                  ・大飯は使用済燃料ピットとキャナルを合わせて「使用済燃料ピット側」と表現している。</p> <p>■用語の統一</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: center;">補足説明資料1</p> <p style="text-align: center;">燃料交換機 主ホイスト（ワイヤロープ、<span style="color: cyan;">グラップルヘッド</span>、<span style="color: cyan;">ブレーキ</span>）の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法                      吊荷位置（上限～下端）でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を床応答スペクトルから算出し、各部に作用する荷重を算出する。当該算出荷重により、各部の強度評価を行うこととする。</p> <p>2. 評価条件                      評価用地震動：基準地震動 <math>S_s</math>                      方向：鉛直                      吊荷荷重：<span style="color: cyan;">定格荷重</span>                      吊荷位置：鉛直方向床応答スペクトルとワイヤロープの固有周期を考慮した位置</p> <p>3. 評価結果                      燃料交換機主ホイスト（ワイヤロープ、<span style="color: cyan;">グラップルヘッド</span>、<span style="color: cyan;">ブレーキ</span>）の健全性評価は、工認段階において示し、判定基準値に対して裕度を確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1 燃料交換機主ホイスト各部 裕度整理表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>部位</th> <th>裕度</th> <th>判定基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">燃料交換機</td> <td>ワイヤロープ<sup>※1</sup></td> <td>(注1)</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">グラップルヘッド<sup>※1</sup></td> <td>フック</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>シャフト</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ<sup>※1</sup></td> <td>(注1)</td> <td>(注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 燃料交換機のワイヤロープ及び<span style="color: cyan;">グラップルヘッド</span>の構造については図5.2.12及び図5.2.13、<span style="color: cyan;">ブレーキ</span>の構造については図5.2.11参照                      注1 工認段階で明示する</p>	設備	部位	裕度	判定基準値	燃料交換機	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)	グラップルヘッド <sup>※1</sup>	フック	(注1)	シャフト	(注1)	ブレーキ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)	<p style="text-align: center;">補足説明資料1</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料ピットクレーン ホイスト（ワイヤロープ、<span style="color: cyan;">フック</span>）の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法                      吊荷位置（上限～下端）でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を床応答スペクトルから算出し、各部に作用する荷重を算出する。当該算出荷重により、各部の強度評価を行うこととする。</p> <p>2. 評価条件                      評価用地震動：基準地震動                      方向：鉛直                      吊荷荷重：<span style="color: cyan;">工認段階で明示する</span>                      吊荷位置：鉛直方向床応答スペクトルとワイヤロープの固有周期を考慮した位置</p> <p>3. 評価結果                      使用済燃料ピットクレーンホイスト（ワイヤロープ、<span style="color: cyan;">フック</span>）の健全性評価は、工認段階において示し、判定基準値に対して裕度を確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1 使用済燃料ピットクレーン各部裕度整理表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>部位</th> <th>裕度</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットクレーン</td> <td>ワイヤロープ<sup>※1</sup></td> <td>(注1)</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>フック<sup>※1</sup></td> <td>(注1)</td> <td>(注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープ、<span style="color: cyan;">フック</span>の構造については5.2.2 設備構造上の落下防止対策参照                      注1 工認段階で明示する</p>	設備	部位	裕度	判定基準	使用済燃料ピットクレーン	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)	フック <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)	<p>■【女川】設備名称の相違                      ■【女川】記載内容の相違                      ・評価方針の相違</p> <p>■【女川】用語の統一                      ■【女川】記載内容の相違                      ・評価方針の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違                      ■【女川】記載内容の相違                      ・評価方針の相違</p>
設備	部位	裕度	判定基準値																											
燃料交換機	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)																											
	グラップルヘッド <sup>※1</sup>	フック	(注1)																											
		シャフト	(注1)																											
	ブレーキ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)																											
設備	部位	裕度	判定基準																											
使用済燃料ピットクレーン	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)																											
	フック <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)																											

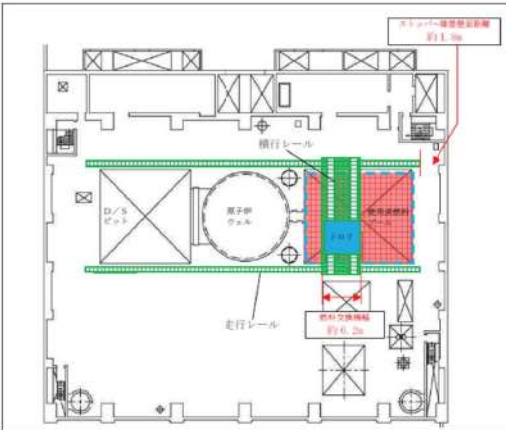



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

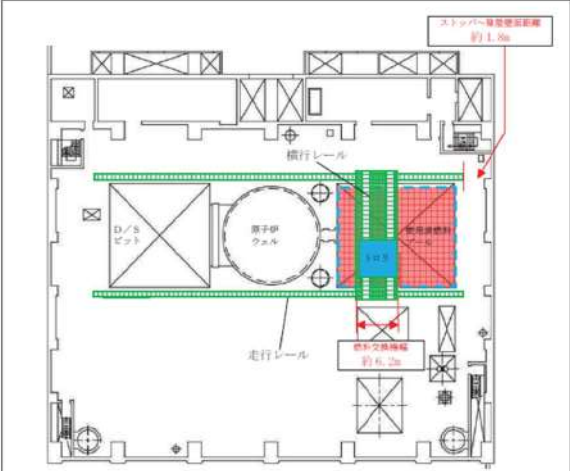
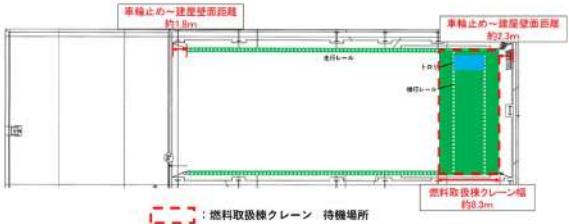
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: right;">補足説明資料2</p> <p>原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法                      原子炉建屋クレーン本体評価モデルをベースとし、ワイヤロープ部にトラスヨウ素を設定した時刻歴解析を実施し、全時刻での発生荷重の最大値から、クレーン吊具各部の強度評価を実施する。</p> <p>2. 評価条件                      評価用地震動：基準地震動 Ss                      方向：水平、鉛直                      吊荷荷重：定格荷重                      吊荷位置：上端                      トロリ位置：ブリッジ中央</p> <p>3. 評価結果                      原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価結果の裕度整理表について表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 原子炉建屋クレーン 主巻各部 裕度整理表</p> <table border="1" data-bbox="698 831 1209 916"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>部 位</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉建屋 クレーン</td> <td>ワイヤロープ※1</td> <td rowspan="3">1.00以上</td> </tr> <tr> <td>フック※1</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 原子炉建屋クレーンのワイヤロープ及びフックの構造については図5.2.15、ブレーキの構造については図5.2.14を参照。                      ※2 平成25年12月27日申請時の基準地震動 Ss=1.2による暫定評価</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">                         特図の内容は商業機密の観点から公開できません                     </div>	設 備	部 位	判定基準	原子炉建屋 クレーン	ワイヤロープ※1	1.00以上	フック※1	ブレーキ※1		<p>■【女川】設備の相違</p> <p>・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上通過しないため記載不要。</p>
設 備	部 位	判定基準									
原子炉建屋 クレーン	ワイヤロープ※1	1.00以上									
	フック※1										
	ブレーキ※1										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足説明資料3</p> <p>燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの落下防止対策</p> <p>○燃料交換機</p> <p>燃料交換機は、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を設置しており、走行及び横行レールの転倒防止装置は、レールの頭部を転倒防止装置にて抱き込む構造であり、燃料交換機の浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>走行及び横行レールには、走行及び横行方向に対する脱線を防止するため、ストッパが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を燃料交換機又はトロリが滑り、仮に本ストッパが損傷したとしても、使用済燃料プール側の走行レールについては燃料交換機の幅より建屋壁面との離隔距離の幅のほうが短いことから、燃料交換機がレールから脱線するおそれは無い。また、横行レールについては、燃料交換機ブリッジ上部にレールが敷設されており、トロリが脱線したとしても走行レール外側（使用済燃料プールエリア外）へ脱線することから、使用済燃料プールに落下することはない。燃料交換機走行レールと壁面距離については図1に示す。</p> <p>D/Sピット側については、ストッパが損傷し燃料交換機がレールから脱線しても、使用済燃料プールとの離隔距離が十分に確保されている為、使用済燃料プールに落下するおそれは無い。</p>  <p>図1 燃料交換機走行レールと壁面距離</p>	<p>補足説明資料2</p> <p>使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの落下防止対策</p> <p>○使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、走行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を設置しており、走行レールの転倒防止装置は、レールの頭部を転倒防止器具にて抱き込む構造であり、使用済燃料ピットクレーンの浮上りにより走行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>走行レールには、走行方向に対する脱線を防止するため、走行ストッパが設置されている。地震時等に走行レール上を使用済燃料ピットクレーンが滑り、仮に本ストッパが損傷したとしても、使用済燃料ピット側の走行レールについては使用済燃料ピットクレーンの幅より建屋壁面との離隔距離の幅のほうが短いことから、使用済燃料ピットクレーンがレールから脱線するおそれは無い。使用済燃料ピットクレーン走行レールと壁面距離については図1に示す。</p> <p>新燃料貯蔵庫側については、ストッパが損傷し使用済燃料ピットクレーンがレールから脱線しても、使用済燃料ピットとの離隔距離が十分に確保されている為、使用済燃料ピットに落下するおそれは無い。</p>  <p>図1 使用済燃料ピットクレーン走行レールと壁面距離</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】記載内容の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備の相違</li> <li>・女川とは違い、泊においては設計上、使用済燃料ピットクレーンは横行しない。</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備の相違</li> <li>■【女川】設備の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> </ul>

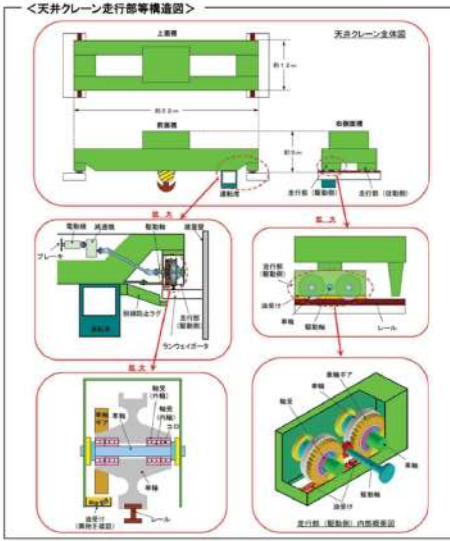
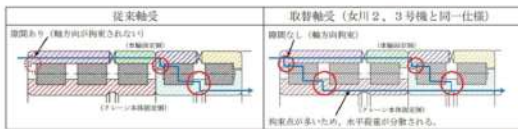
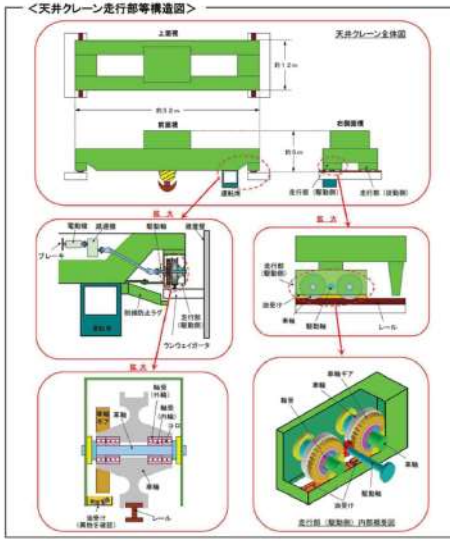
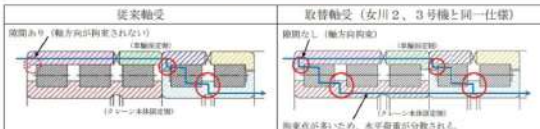
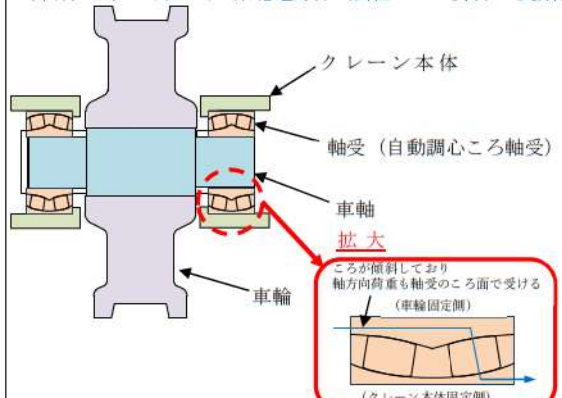
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○原子炉建屋クレーン</p> <p>原子炉建屋クレーンは、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、脱線防止ラグを設置しており、脱線防止ラグは、ランウェイガード当り面及び横行レールに対し、浮上り代を設けた構造とし、クレーンの浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。原子炉建屋クレーンの走行、横行レールと壁面距離について図2に示す。</p> <p>走行及び横行レールには、走行または横行方向への脱線を防止するため、ストッパが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を原子炉建屋クレーン又はトロリが滑り、仮に本ストッパが損傷したとしても、走行及び横行レールと建屋壁面との離隔距離が狭いことから、原子炉建屋クレーン又はトロリが走行及び横行レールから脱線するおそれは無く、使用済燃料ピットに落下することはない。</p>  <p>図2 原子炉建屋クレーン走行、横行レールと壁面距離</p>	<p>○燃料取扱棟クレーン</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、浮上り防止装置を設置しており、走行及び横行レールの浮上り防止装置は、レールの頭部を浮上り防止金具にて抱き込む構造であり、燃料取扱棟クレーンの浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。燃料取扱棟クレーンの走行、横行レールと壁面距離について図2に示す。</p> <p>走行及び横行レールには、走行又は横行方向への脱線を防止するため、車輪止めが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を燃料取扱棟クレーン又はトロリが滑り、仮に本車輪止めが損傷したとしても、走行及び横行レールと建屋壁面との離隔距離が狭いことから、燃料取扱棟クレーン又はトロリが走行及び横行レールから脱線するおそれは無い。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても使用済燃料ピットに落下することはない。</p>  <p>図2 燃料取扱棟クレーン走行、横行レールと壁面距離</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <p>■記載の適正化              ・用語を統一した。</p> <p>■【女川】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">補足説明資料 4</p> <p style="text-align: center;">過去不具合事象に対する対応状況について</p> <p>1. 女川原子力発電所1号炉及び福島第二原子力発電所3号炉原子炉建屋クレーン走行部損傷事象について</p> <p>1.1. 事象概要</p> <p>女川原子力発電所1号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成23年9月12日に東北地方太平洋沖地震後の走行確認を実施していたところ、異音が確認された（図1参照）。原因調査の結果、事象の原因は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東北地方太平洋沖地震に伴う軸方向の地震荷重により軸受つば部が損傷した。</li> <li>● 損傷したつば部の破片が、軸受コロに挟まれ、その後の当該クレーンの異音調査のための走行に伴い、軸受の損傷が拡大した。</li> </ul> <p>また、本事象の再発防止対策として女川原子力発電所1号炉では、当該走行部を含む全ての走行部について、女川2号炉と同様の構造である軸方向の荷重影響を受けにくい軸受を採用した新品の走行部に交換している（図2参照）。</p> <p>なお、東北地方太平洋沖地震に伴う類似の事象は福島第二原子力発電所3号炉においても確認されている（図3参照）。</p> <p>1.2. 女川2号炉への水平展開の必要性について</p> <p>以下の観点から、本事象の女川2号炉への水平展開は不要と判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事象は、女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受の一部が損傷していたものであるが、女川2号炉原子炉建屋クレーンに採用している走行部軸受は女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受と異なり、水平方向の拘束点が多く、水平荷重が分散される構造であることから、地震時の軸方向の荷重影響を受けにくい。</li> <li>● 女川2号炉原子炉建屋クレーンの全ての走行部軸受が仮に損傷し、機能喪失したとしても、女川2号炉原子炉建屋クレーンは脱線防止ラグがあることから、ランウェイ上から落下することはない。</li> <li>● 女川2号炉原子炉建屋クレーン走行部の軸受については、月次点検や年次点検時に行う走行確認で異常を検知することが可能であり、異常が検知された場合に当該部を交換することで復旧可能である。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">補足説明資料 3</p> <p style="text-align: center;">過去不具合事象に対する対応状況について</p> <p>1. 女川原子力発電所1号炉及び福島第二原子力発電所3号炉原子炉建屋クレーン走行部損傷事象について</p> <p>1.1. 事象概要</p> <p>女川原子力発電所1号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成23年9月12日に東北地方太平洋沖地震後の走行確認を実施していたところ、異音が確認された（図1参照）。原因調査の結果、事象の原因は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東北地方太平洋沖地震に伴う軸方向の地震荷重により軸受つば部が損傷した。</li> <li>● 損傷したつば部の破片が、軸受コロに挟まれ、その後の当該クレーンの異音調査のための走行に伴い、軸受の損傷が拡大した。</li> </ul> <p>また、本事象の再発防止対策として女川原子力発電所1号炉では、当該走行部を含むすべての走行部について、女川2号炉と同様の構造である軸方向の荷重影響を受けにくい軸受を採用した新品の走行部に交換している（図2、1参照）。</p> <p>なお、東北地方太平洋沖地震に伴う類似の事象は福島第二原子力発電所3号炉においても確認されている（図3参照）。</p> <p>1.2. 泊3号炉への水平展開の必要性について</p> <p>以下の観点から、本事象の泊3号炉への水平展開は不要と判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事象は、女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受の一部が損傷していたものであるが、泊3号炉燃料取扱棟クレーンに採用している走行部軸受は女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受と異なり、軸方向荷重を受けることのできる自動調心軸受を採用しており（図2、2拡大図参照）、軸受構造が異なり、女川1号炉原子炉建屋クレーンにあるようなつば部は存在しない。これより、女川1号炉原子炉建屋クレーンで発生した破損形態は生じないと考える。</li> <li>● 泊3号炉燃料取扱棟クレーンのすべての走行部軸受が仮に損傷し、機能喪失したとしても、泊3号炉燃料取扱棟クレーンは浮上り防止装置があることから、走行及び横行レベル上から落下することはない。</li> <li>● 泊3号炉燃料取扱棟クレーン走行部の軸受については、月次点検や年次点検時に行う走行確認で異常を検知することが可能であり、異常が検知された場合に当該部を交換することで復旧可能である。</li> </ul>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■記載の適正化 ・用語を統一した。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■記載の適正化 ・記載を充実化した。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

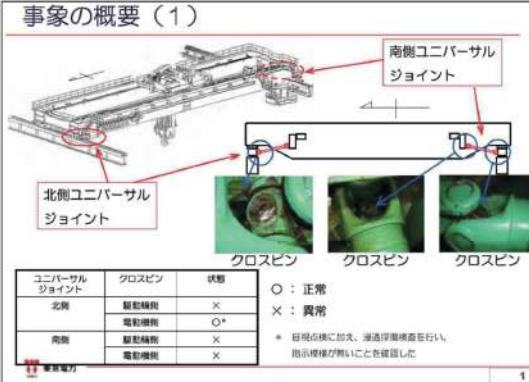
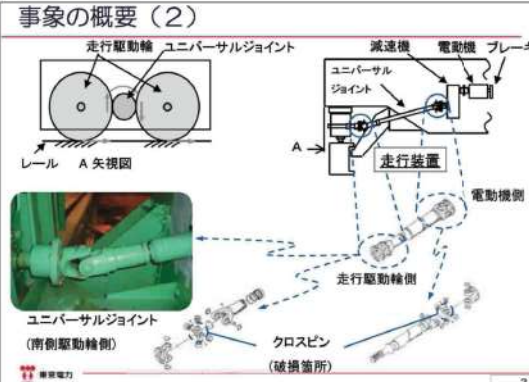
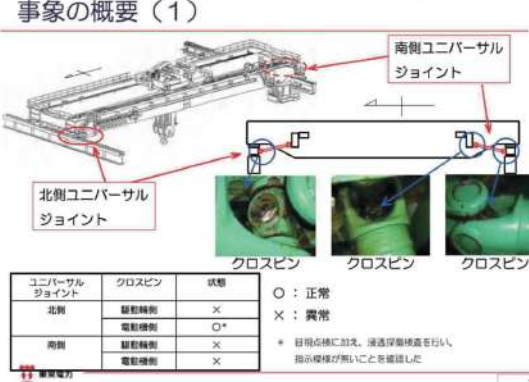
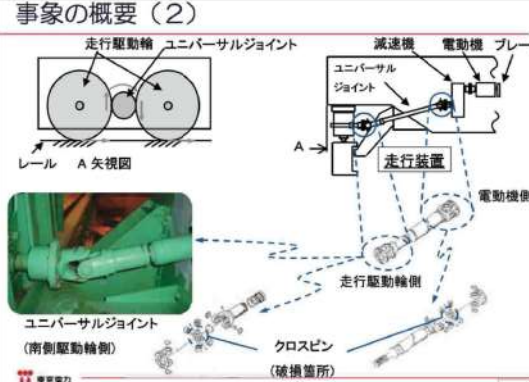
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1 女川原子力発電所1号炉 原子炉建屋天井クレーン走行部等構造図 (平成25年11月21日 当社プレス資料より抜粋)</p>  <p>図2 女川原子力発電所1号炉 従来軸受と取替軸受の比較 (平成25年11月21日 当社プレス資料より抜粋)</p>	 <p>図1 女川原子力発電所1号炉 原子炉建屋天井クレーン走行部等構造図 (平成25年11月21日 東北電力株式会社プレス資料から抜粋)</p>  <p>図2. 1 女川原子力発電所1号炉 従来軸受と取替軸受の比較 (平成25年11月21日 東北電力株式会社プレス資料から抜粋)</p>  <p>図2. 2 泊発電所3号炉の軸受</p>	<p>■記載の適正化                  ・記載を充実化した。</p>

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
<p>図3 福島第二原子力発電所3号炉 原子炉建屋クレーンの損傷状況について                      (平成25年12月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p> <p>2. 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーン走行伝動用継手部の破損事象について</p> <p>2.1. 事象概要</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成19年7月24日に新潟県中越沖地震後の設備点検を実施していたところ、走行伝動用継手(以下、「ユニバーサルジョイント」という。)が南側走行装置と北側走行装置の両側で破損していることを確認した(図4参照)。原因調査の結果、事象の原因は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生時、原子炉建屋クレーンは停止している状態であり、走行車輪はブレーキ(電動機側に設置されている)が掛かっている状態であった。</li> <li>● 地震動により強制的にクレーン走行方向の力が発生し、走行車輪に回転しようとする力が作用したが、電動機側の回転を阻止する力(ブレーキ)の相反する作用により、走行車輪と電動機をつなぐユニバーサルジョイントに過大なトルクが発生し、破損に至った*。</li> </ul>	<p>図3 福島第二原子力発電所3号炉 燃料取扱棟クレーンの損傷状況について                      (平成25年12月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p> <p>2. 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーン走行伝動用継手部の破損事象について</p> <p>2.1. 事象概要</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成19年7月24日に新潟県中越沖地震後の設備点検を実施していたところ、走行伝動用継手(以下、「ユニバーサルジョイント」という。)が南側走行装置と北側走行装置の両側で破損していることを確認した(図4参照)。原因調査の結果、事象の原因は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生時、原子炉建屋クレーンは停止している状態であり、走行車輪はブレーキ(電動機側に設置されている)が掛かっている状態であった。</li> <li>● 地震動により強制的にクレーン走行方向の力が発生し、走行車輪に回転しようとする力が作用したが、電動機側の回転を阻止する力(ブレーキ)の相反する作用により、走行車輪と電動機をつなぐユニバーサルジョイントに過大なトルクが発生し、破損に至った*。</li> </ul>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>※6号炉の原子炉建屋クレーンは摺動痕よりブレーキが効かない状態で、約30cm程度移動したものと推定される。</p> <p>2.2. 女川2号炉への水平展開の必要性について                  本事象の再発防止対策については、以下の観点から不要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルジョイントはクレーンの走行機能を担うものであり、当該部品が破損しても、本部品は車輪への回転エネルギーを伝える機能であり、本部品が機能喪失した場合においても、脱線防止ラグが設置されていることから、原子炉建屋クレーンはランウェイ上から落下することはない。</li> <li>当該部が損傷することで、発生応力が緩和され減速機や電動機等の重要部品の損傷が回避された側面がある。</li> </ul> <div data-bbox="705 555 1232 938"> <p>事象の概要（1）</p>  <table border="1" data-bbox="705 821 952 925"> <thead> <tr> <th>ユニバーサルジョイント</th> <th>クロスピン</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北側</td> <td>駆動軸側</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電動機側</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南側</td> <td>駆動軸側</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電動機側</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：正常                  ×：異常                  * 目視点検に加え、遠隔点検検査を行い、指示模様が無いことを確認した</p> </div> <div data-bbox="705 957 1232 1340"> <p>事象の概要（2）</p>  <p>ユニバーサルジョイント (南側駆動軸側) (破損箇所)</p> </div>	ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態	北側	駆動軸側	×	電動機側	○*	南側	駆動軸側	×	電動機側	×	<p>※6号炉の原子炉建屋クレーンは摺動痕よりブレーキが効かない状態で、約30cm程度移動したものと推定される。</p> <p>2.2. 泊3号炉への水平展開の必要性について                  本事象の再発防止対策については、以下の観点から不要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルジョイントはクレーンの走行機能を担うものであり、当該部品が破損しても、本部品は車輪への回転エネルギーを伝える機能であり、本部品が機能喪失した場合においても、浮上り防止装置が設置されていることから、燃料取扱棟クレーンは走行レール上から落下することはない。</li> <li>当該部が損傷することで、発生応力が緩和され減速機や電動機等の重要部品の損傷が回避された側面がある。</li> </ul> <div data-bbox="1276 555 1803 938"> <p>事象の概要（1）</p>  <table border="1" data-bbox="1276 821 1523 925"> <thead> <tr> <th>ユニバーサルジョイント</th> <th>クロスピン</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北側</td> <td>駆動軸側</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電動機側</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南側</td> <td>駆動軸側</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電動機側</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：正常                  ×：異常                  * 目視点検に加え、遠隔点検検査を行い、指示模様が無いことを確認した</p> </div> <div data-bbox="1276 957 1803 1340"> <p>事象の概要（2）</p>  <p>ユニバーサルジョイント (南側駆動軸側) (破損箇所)</p> </div>	ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態	北側	駆動軸側	×	電動機側	○*	南側	駆動軸側	×	電動機側	×	<p>■【女川】設備名称の相違</p>
ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態																											
北側	駆動軸側	×																											
	電動機側	○*																											
南側	駆動軸側	×																											
	電動機側	×																											
ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態																											
北側	駆動軸側	×																											
	電動機側	○*																											
南側	駆動軸側	×																											
	電動機側	×																											
	<p>図4 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーンの損傷状況について                  （平成20年9月25日 東京電力プレス資料より抜粋）</p>	<p>図4 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーンの損傷状況について                  （平成20年9月25日 東京電力プレス資料より抜粋）</p>																											

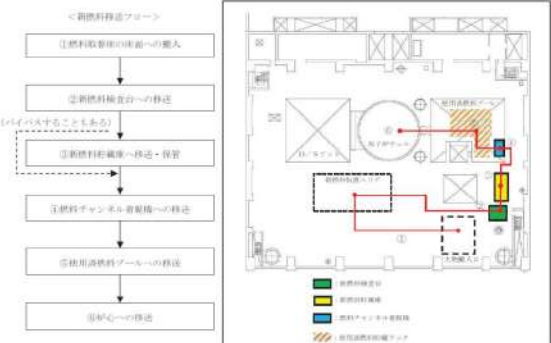
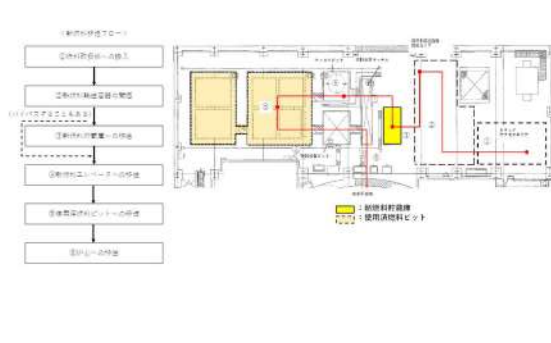




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>一般的な海外情報の処理概要</p> <p>① 原子力部情報検討会              主査：原子力部長 (品質保証)              予防処置「要否」の検討、確認              予防処置「要」の情報送付</p> <p>② 原子力発電情報検討会              主査：品質保証室長              予防処置「要」の情報受付              各グループに予防処置実施を指示              予防処置結果の確認              原子力保安情報検討会に予防処置実施結果を報告              品質保証会議に予防処置進捗状況を報告</p> <p>③ 各グループ              予防処置案の検討              予防処置決定・実施</p> <p>④ 品質保証会議              主査：所長              予防処置進捗状況の確認              必要に応じて再検討の指示</p> <p>⑤ 原子力保安情報検討会              主査：原子力品質保証室副室長              予防処置の妥当性を確認              必要に応じて再検討を指示</p> <p>⑥ 未燃防止処置の有効性のレビュー</p> <p>※ 1回/2ヶ月 電力会社、プラントメーカー、JANSI他が参加</p> <p>図5 不具合情報の処理フロー</p>	<p>① スクリーニングの実施</p> <p>② 未燃防止処置検討</p> <p>③ 未燃防止処置実施</p> <p>④ 部長およびグループリーダーの確認</p> <p>⑤ 未燃防止処置の有効性のレビュー</p> <p>⑥ スクリーニングの実施</p> <p>⑦ 未燃防止処置検討</p> <p>⑧ CAQ</p> <p>⑨ トラブル情報検討会にて確認</p> <p>必要に応じて審議</p> <p>⑩ 泊発電所安全運営委員会にて審議</p> <p>⑪ 未燃防止処置実施</p> <p>必要に応じて報告</p> <p>⑫ 泊発電所安全運営委員会へ報告</p> <p>⑬ 未燃防止処置の有効性のレビュー</p> <p>図5 不具合情報の処理フロー</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">補足説明資料5</p> <p style="text-align: center;">新燃料の取扱いにおける落下防止対策</p> <p>新燃料は、原子炉建屋クレーン及び燃料交換機にて取り扱い、原子炉建屋原子炉棟内に搬入後、検査を行い、所定の場所（新燃料貯蔵庫または使用済燃料プール）へ保管され、燃料装荷の際に炉心へと移送する。</p> <p>新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）を図1に示す。</p>  <p style="text-align: center;">図1 新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）</p> <p>図1に示すとおり、新燃料の取扱いに係る移送時においては、可能な限り使用済燃料プール上を移送しない運用にて新燃料の使用済燃料プールへの落下を防止する設計としている。なお、燃料チャンネル着脱機<sup>※</sup>に装荷する際には使用済燃料プール上を移送することとなる。</p> <p>原子炉建屋クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる機能を有しているとともに、フックには外れ止め金具を装備し、新燃料の落下を防止する構造としており、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチにより、誤操作等による新燃料の落下を防止する設計としている。</p> <p>炉心への燃料装荷の際には、燃料交換機による新燃料移送作業を行うこととなるが、燃料交換機についても、駆動源喪失時における種々のインターロックが設けられており、新燃料落下を防止する設計としている。</p> <p>※燃料チャンネル着脱機は、新燃料を原子炉建屋クレーンから燃料交換機へ受け渡す中継作業時に使用。</p>	<p style="text-align: center;">補足説明資料4</p> <p style="text-align: center;">新燃料の取扱いにおける落下防止対策</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟クレーン及び使用済燃料ビットクレーンにて取り扱い、燃料取扱棟内に搬入後、検査を行い、所定の場所（新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ビット）へ保管され、燃料装荷の際に炉心へと移送する。</p> <p>新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）を図1に示す。</p>  <p style="text-align: center;">図1 新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる機能を有しているとともに、フックには外れ止め金具を装備し、新燃料の落下を防止する構造としており、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチにより、誤操作等による新燃料の落下を防止する設計としている。</p> <p>炉心への燃料装荷の際には、使用済燃料ビットクレーンによる新燃料移送作業を行うこととなるが、使用済燃料ビットクレーンについても、駆動源喪失時における種々のインターロックが設けられており、新燃料落下を防止する設計としている。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】記載内容の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■記載の適正化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語を統一した。</li> </ul> </li> <li>■【女川】設備の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ビット上を走行できない。</li> </ul> </li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">補足説明資料6</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料輸送容器取扱作業時における 使用済燃料プールへの影響</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱作業は、原子炉建屋クレーンを使用する。作業概要を図1に示す。</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱作業は、図1に示すとおり機器搬出入口ハッチから燃料取替床の床面へ使用済燃料輸送容器の移送を行い、キャスク洗浄ピット及びキャスクピットにて燃料の装荷作業が行われる。</p> <p>本作業時における原子炉建屋クレーンの運転は、使用済燃料輸送容器が使用済燃料プール上を通過することが無いよう、インターロック（キャスク移送モード）運転を行うことで、使用済燃料プールへの使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>また、原子炉建屋クレーンはインターロックによる運転の他、動力電源喪失時に自動的にブレーキが掛かる機能を有し、フックには外れ止め金具を装備し、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチも設けることから、使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>なお、キャスクピットでの使用済燃料輸送容器取扱時に、仮に地震等にて原子炉建屋クレーンの各ブレーキ（横行、走行、巻上下）の機能が喪失した場合、使用済燃料輸送容器は横行、走行方向及び鉛直方向に滑るおそれがあるが、図1に示すとおり、使用済燃料輸送容器をキャスクピットにて取り扱う際には、キャスクピットを使用済燃料プールと隔離して、キャスクピット単独で水抜き等を実施するためのキャスクピットゲートが設置されている。そのため、使用済燃料輸送容器が横行、走行方向及び鉛直方向に滑った<sup>※1</sup>としても使用済燃料輸送容器は使用済燃料プールと隔離されていることから、使用済燃料プール水位維持のためのライニング健全性は維持される。</p> <p>※1：過去事例において、東北地方太平洋沖地震時、2号炉の原子炉建屋クレーンは摺動痕から約36cm移動したものと推定され、インターロック（キャスク移送モード）運転による可動範囲から、使用済燃料輸送容器取扱時に使用済燃料輸送容器がキャスクピット外の使用済燃料プールに落下することはない（図2参照）。なお、鉛直方向については現状評価において、ブレーキによる制動力を上回る負荷トルクは発生しないことを確認している。</p>	<p style="text-align: right;">補足説明資料5</p> <p style="text-align: center;">キャスク取扱作業時における 使用済燃料ピットへの影響</p> <p>キャスクの取扱作業は、燃料取扱棟クレーンを使用する。作業概要を図1に示す。</p> <p>キャスクの取扱作業は、図1に示すとおり機器搬出入口ハッチから燃料取扱棟の床面へキャスクの移送を行い、キャスクピットにて燃料の装荷作業が行われる。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンはインターロックによる運転の他、動力電源喪失時に自動的にブレーキが掛かる機能を有し、フックには外れ止め金具を装備し、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチも設けることから、キャスクの落下を防止する設計としている。</p> <p>なお、キャスクピットでのキャスク取扱時に、仮に地震等にて燃料取扱棟クレーンの各ブレーキ（横行、走行、巻上下）の機能が喪失した場合、キャスクは横行、走行方向及び鉛直方向に滑るおそれがあるが、図1に示すとおり、キャスクをキャスクピットにて取り扱う際には、キャスクピットを使用済燃料ピットと隔離して、キャスクピット単独で水抜き等を実施するためのキャスクピットゲートが設置されている。そのため、キャスクが横行、走行方向及び鉛直方向に滑った<sup>※1</sup>としてもキャスクは使用済燃料ピットと隔離されていることから、使用済燃料ピット水位維持のためのライニング健全性は維持される。</p> <p>※1：燃料取扱棟クレーンについては、使用済燃料ピット上を走行できないように可動範囲を制限した構造であることに加え、二重のワイヤや動力電源喪失時保持機能等の吊荷の落下を防止した構造であることから、キャスク取扱時にキャスクがキャスクピット外の使用済燃料ピットに落下することはない（図2参照）。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】記載内容の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備の相違</li> <li>■【女川】設備の相違 ・燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行できない。</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■設備の相違 ・燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行できない。</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備の相違 ・燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行できないため、評価不要。</li> </ul>

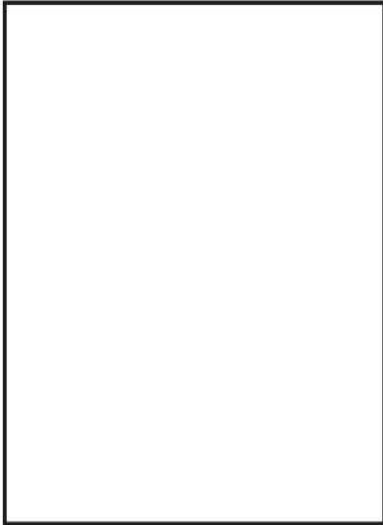

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="896 156 1240 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div> <div data-bbox="714 188 1184 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="824 995 1084 1015" style="text-align: center;">図1 使用済燃料移送容器取扱作業フロー</div>	<div data-bbox="1386 226 1709 1034" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1406 1042 1695 1066" style="text-align: center;">図1 キャスク取扱作業フロー</div> <div data-bbox="1265 1086 1830 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="745 683 1081 699">図2 キャスクとキャスクビットゲートの距離関係</p> <div data-bbox="882 730 1240 754" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="920 735 1202 751">枠囲みの内容は産業機密の観点から公開できません</p> </div>	 <p data-bbox="1323 754 1780 770">図2 キャスクとキャスクビットゲートの距離関係</p> <div data-bbox="1267 823 1832 847" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1350 828 1830 844">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">補足説明資料7</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料輸送容器吊具による 使用済燃料輸送容器の吊り方について</p> <p>使用済燃料輸送容器は、原子炉建屋クレーンに使用済燃料輸送容器吊具を取付けて移送する。現場での使用状況を図1に示す。</p> <p>使用済燃料輸送容器を移送する場合、図2に示すように使用済燃料輸送容器とキャスク吊具は4か所の使用済燃料輸送容器トラニオンで支持することとする。また、使用済燃料輸送容器吊具と原子炉建屋クレーンは、使用済燃料輸送容器吊具のクレーンフック取合ピンとクレーンフックで固定することに加えて、使用済燃料輸送容器吊具の安全板と原子炉建屋クレーンにおいても補助的に固定することにより、使用済燃料輸送容器吊具とクレーンフックの固定を二重化する。</p>  <p style="text-align: center;">図1 使用済燃料輸送容器吊具の現場での使用状況</p>	<p style="text-align: center;">補足説明資料6</p> <p style="text-align: center;">キャスク吊具による キャスクの吊り方について</p> <p>キャスクは、燃料取扱棟クレーンにキャスク吊具を取付けて移送する。現場での使用状況を図1に示す。</p> <p>キャスクを移送する場合、図2に示すようにキャスクとキャスク吊具は2か所のキャスクトラニオンで支持することとする。また、キャスク吊具と燃料取扱棟クレーンは、キャスク吊具のクレーンフックピンとクレーンフックで接続する。</p>  <p style="text-align: center;">図1 キャスク吊具の現場での使用状況</p>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・PWRとBWRの違い</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・PWRとBWRの違い</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

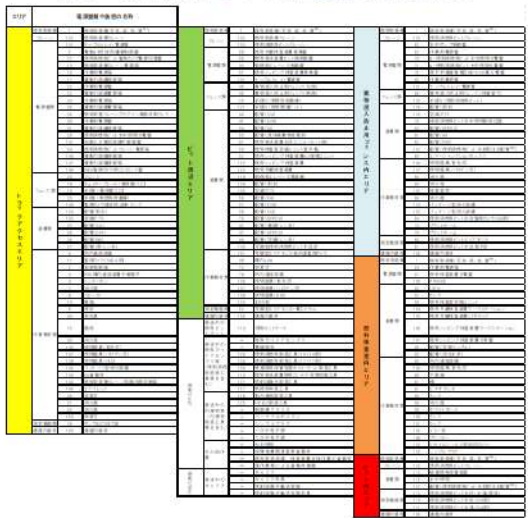
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 655 1167 676">図2 使用済燃料輸送容器吊具の構造図</p> <div data-bbox="781 692 1218 724" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="831 700 1169 719">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p> </div>	 <p data-bbox="1420 647 1682 668">図2 キヤスク吊具の構造図</p> <div data-bbox="1261 687 1823 715" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1339 692 1823 711">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
		<p style="text-align: right;">補足説明資料7</p> <p style="text-align: center;">抽出の網羅性の考え方について</p> <p>評価フローIでは設備等を網羅的に抽出するため、以下の抽出手順を行った。</p> <p>はじめに、燃料取扱棟クレーンや使用済燃料ピットクレーンの可動範囲などから燃料取扱棟を5つの確認エリア(天井、上部空間部分を含む)に分類した。以下の表1に分類した確認エリアを示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 使用済燃料ピット周辺確認エリア</p> <table border="1" data-bbox="1294 549 1805 711"> <thead> <tr> <th colspan="2">確認エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: yellow;">■</td> <td>トラックアクセス・作業エリア (使用済燃料ピットクレーン走行範囲外)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: lightgreen;">■</td> <td>ピット周辺エリア (異物混入防止用フェンスから使用済燃料ピットクレーン走行範囲内)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: lightblue;">■</td> <td>異物混入防止用フェンス内エリア</td> </tr> <tr> <td style="background-color: orange;">■</td> <td>検査室内エリア</td> </tr> <tr> <td style="background-color: red;">■</td> <td>ピット内エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、評価フローIでは、現場確認や仕様書などからこのエリアごとの設備等を重量や耐震評価等に係らず網羅的に抽出した。</p> <p>次に、作業実績からの抽出を行うため、燃料取扱棟での全作業を抽出した。結果を以下の表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2 燃料取扱棟全作業抽出結果</p> <table border="1" data-bbox="1294 954 1832 1161"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>作業数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全作業数<sup>※1</sup></td> <td>41</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットクレーン使用</td> <td>14</td> <td>・使用済燃料ピット内作業5件(ゲート点検、ガイドアセンブリ他移動、燃料内挿物移動、水中照明点検、観察作業) ・使用済燃料ピット外作業6件(設備保守・諸作業による資機材移動、クレーン点検)</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱棟クレーン使用</td> <td>17</td> <td>・ピット周辺エリア作業1件(使用済燃料運搬作業)</td> </tr> <tr> <td>クレーン類を使用しない作業</td> <td>10</td> <td>・水中照明絶縁抵抗測定、照明交換、現場計器点検等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成25年1月~12月までの至近1年間(使用済燃料号機間移動作業も含む)の実績及び標準的な定検作業から抽出した作業数</p>	確認エリア		■	トラックアクセス・作業エリア (使用済燃料ピットクレーン走行範囲外)	■	ピット周辺エリア (異物混入防止用フェンスから使用済燃料ピットクレーン走行範囲内)	■	異物混入防止用フェンス内エリア	■	検査室内エリア	■	ピット内エリア	確認項目	作業数	備 考	全作業数 <sup>※1</sup>	41		使用済燃料ピットクレーン使用	14	・使用済燃料ピット内作業5件(ゲート点検、ガイドアセンブリ他移動、燃料内挿物移動、水中照明点検、観察作業) ・使用済燃料ピット外作業6件(設備保守・諸作業による資機材移動、クレーン点検)	燃料取扱棟クレーン使用	17	・ピット周辺エリア作業1件(使用済燃料運搬作業)	クレーン類を使用しない作業	10	・水中照明絶縁抵抗測定、照明交換、現場計器点検等	<p>■比較表新規作成</p>
確認エリア																														
■	トラックアクセス・作業エリア (使用済燃料ピットクレーン走行範囲外)																													
■	ピット周辺エリア (異物混入防止用フェンスから使用済燃料ピットクレーン走行範囲内)																													
■	異物混入防止用フェンス内エリア																													
■	検査室内エリア																													
■	ピット内エリア																													
確認項目	作業数	備 考																												
全作業数 <sup>※1</sup>	41																													
使用済燃料ピットクレーン使用	14	・使用済燃料ピット内作業5件(ゲート点検、ガイドアセンブリ他移動、燃料内挿物移動、水中照明点検、観察作業) ・使用済燃料ピット外作業6件(設備保守・諸作業による資機材移動、クレーン点検)																												
燃料取扱棟クレーン使用	17	・ピット周辺エリア作業1件(使用済燃料運搬作業)																												
クレーン類を使用しない作業	10	・水中照明絶縁抵抗測定、照明交換、現場計器点検等																												



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>以上、現場確認、機器配置図の確認及び作業実績による評価フロー1での抽出結果を表3に、抽出した設備等の燃料取扱棟における配置を図1に示す。</p> <p>表3 使用済燃料ピット周辺設備等全抽出結果</p>  <p>※1 建屋内装材を除く                  ※2 今後設置予定の設備であり、設計計画を記載する。</p>	<p>■比較表新規作成部分</p> <p>■記載の適正化                  ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p>
		 <p>図1 (上) 使用済燃料ピット周辺器具配置図                  (下) 使用済燃料ピット周辺器具配置図(複数エリア)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">補足説明資料8</p> <p>落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした設備等の考え方について</p> <p>評価フローⅠにて抽出した設備等に対して、現場確認や必要に応じて図面及び仕様書等から離隔距離や重量を確認し、下記の条件に該当する場合は、使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがないとして検討不要とした。</p> <p>抽出した設備等に対し、はじめに、使用済燃料ピットとの離隔距離が確保されているものや固定状況により使用済燃料ピットへ落下しないことが確認できるものを検討対象外とした。次に、先の条件にて検討対象となった設備等に対し、地震等による損壊で使用済燃料ピットに落下した際の重量を確認し、燃料集合体の落下エネルギーより小さくなるものを検討対象外とした。</p> <p>したがって、評価フローⅢにて落下防止とその適切性を確認する必要がある設備とは、使用済燃料ピットまでの離隔距離が小さく、かつ、模擬燃料集合体より落下エネルギーが大きいものとなる。</p> <p>(検討不要とする条件)</p> <p>Ⅱ-①判定:使用済燃料ピットから離隔距離があるもの、かつ固定ボルト等で固定された設備等                  (例:電源盤(水中ポンプ制御盤)(高さ1.2mに対して離隔距離2.5m))。</p> <p>Ⅱ-②判定:その落下エネルギーが燃料集合体の落下エネルギーより小さいもの                  (例:フェンス類(落下エネルギー:約12.8kJ&lt;39.3kJ))</p> <p><u>以下の表1に評価フローⅡの整理結果を示す。</u></p> <p>ただし、整理表では、本来は離隔距離で検討不要となった設備も落下エネルギーによる検証を行っている。評価フローⅡの評価結果では、Ⅱ-①判定とⅡ-②判定のいずれか片方を満たしていれば評価不要とする。</p>	<p>■比較表新規作成部分</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
		<p>表1 評価フローII整理表(1/3)</p> <p>設備配置、機器配置等により抽出した設備等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th colspan="4">設備仕様</th> <th colspan="4">設備配置</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>型式</th> <th>容量</th> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>設置場所</th> <th>設置高さ</th> <th>設置向き</th> <th>設置状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設備仕様				設備配置				備考	型式	容量	材質	寸法	設置場所	設置高さ	設置向き	設置状態	燃料取扱機	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■比較表新規作成部分</li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱機には建屋内装材は含まれないことを明記した。</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記訂正</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類とした。</li> </ul> </li> </ul>
設備名	設備仕様				設備配置				備考																																
	型式	容量	材質	寸法	設置場所	設置高さ	設置向き	設置状態																																	
燃料取扱機	...	...	...	...	...	...	...	...	...																																
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...																																
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

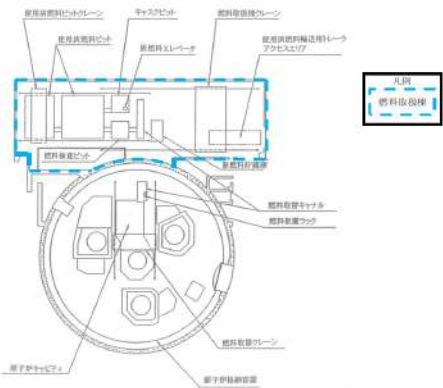
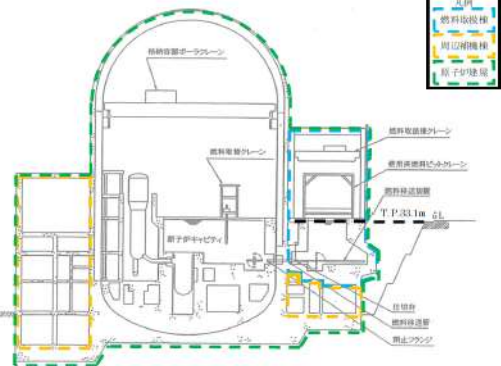
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
		<p>表1 評価フローII整理表(2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">設備確認、機器配置等により抽出した設備等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="3">設備仕様</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>型式</th> <th>容量</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機</td> <td>燃料取扱機</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>■比較表新規作成部分</p> <p>■記載の適正化                      ・燃料取扱機には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p>	設備確認、機器配置等により抽出した設備等										設備名	設備種別	設備仕様			備考	備考	備考	備考	備考	備考	型式	容量	材質	燃料取扱機	燃料取扱機	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
設備確認、機器配置等により抽出した設備等																																																	
設備名	設備種別	設備仕様			備考	備考	備考	備考	備考	備考																																							
		型式	容量	材質																																													
燃料取扱機	燃料取扱機	...	...	...	...	...	...	...	...	...																																							
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...																																							
		<p>表1 評価フローII整理表(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">作業実績から抽出した設備等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="3">設備仕様</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>型式</th> <th>容量</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機</td> <td>燃料取扱機</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>■赤字の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>■赤字の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	作業実績から抽出した設備等										設備名	設備種別	設備仕様			備考	備考	備考	備考	備考	備考	型式	容量	材質	燃料取扱機	燃料取扱機	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
作業実績から抽出した設備等																																																	
設備名	設備種別	設備仕様			備考	備考	備考	備考	備考	備考																																							
		型式	容量	材質																																													
燃料取扱機	燃料取扱機	...	...	...	...	...	...	...	...	...																																							
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
		<p style="text-align: right;">補足説明資料9</p> <p style="text-align: center;">仮設物に対する落下防止措置について</p> <p>仮設物管理は、泊発電所の所内マニュアルにおいて次のように定められている。</p> <p>プラントの運転中又は停止中にかかわらず、安全上重要な設備（クラス2以上）及びプラント運転継続上重要な設備の近傍（長さ又は高さの2倍以内）には原則として物を置かない。ただし、転倒又は移動を防止するため、転倒防止用具又は移動防止用の車止め、ワイヤロープで固縛を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">補足説明資料10</p> <p>落下試験結果が泊3号炉で使用する新規燃料にも適用できることについて</p> <p>泊3号炉で使用する新規燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料）はA型17×17 48GWd/t燃料と同等の設計で作られる。そのため下記の表1のとおり、泊3号炉で使用可能なウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を想定した場合でも落下試験時の落下エネルギー以下となるため、落下試験条件を適用できる。</p> <p>表1 泊3号炉で使用予定の燃料の重量と落下エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="1272 1098 1832 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">落下物重量</th> <th rowspan="2">落下高さ (0)</th> <th rowspan="2">位置 エネルギー (E)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>空中(Ma)</th> <th>水中(Mw)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">実 機</td> <td rowspan="3">17×17 59GWd/t燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物新燃料</td> <td>A型</td> <td>4.9m</td> <td rowspan="3">約 393kJ</td> <td rowspan="3">設置エネルギー <math>E_{gr}=Mw \cdot H</math> ここで、 a 重力加速度 Mw 落下物重量 H 落下高さ</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>4.9m</td> </tr> <tr> <td>4.9m</td> </tr> <tr> <td>模擬燃料集合体</td> <td>約 66kg (水中実測値)</td> <td>6m</td> <td>約 393kJ</td> <td>水中重量 <math>Mw=M \cdot \rho \cdot V</math> ここで、 M 実機重量(空中) <math>\rho</math> 水密度 V 模擬体積</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		落下物重量		落下高さ (0)	位置 エネルギー (E)	備考	空中(Ma)	水中(Mw)	実 機	17×17 59GWd/t燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物新燃料	A型	4.9m	約 393kJ	設置エネルギー $E_{gr}=Mw \cdot H$ ここで、 a 重力加速度 Mw 落下物重量 H 落下高さ	B型	4.9m	4.9m	模擬燃料集合体	約 66kg (水中実測値)	6m	約 393kJ	水中重量 $Mw=M \cdot \rho \cdot V$ ここで、 M 実機重量(空中) $\rho$ 水密度 V 模擬体積	<p>■比較表新規作成部分</p>
	落下物重量			落下高さ (0)	位置 エネルギー (E)				備考																
	空中(Ma)	水中(Mw)																							
実 機	17×17 59GWd/t燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物新燃料	A型	4.9m	約 393kJ	設置エネルギー $E_{gr}=Mw \cdot H$ ここで、 a 重力加速度 Mw 落下物重量 H 落下高さ																				
		B型	4.9m																						
		4.9m																							
模擬燃料集合体	約 66kg (水中実測値)	6m	約 393kJ	水中重量 $Mw=M \cdot \rho \cdot V$ ここで、 M 実機重量(空中) $\rho$ 水密度 V 模擬体積																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">補足説明資料 1 1</p> <p style="text-align: center;">泊3号炉の建屋名称</p>  <p style="text-align: center;">図1 泊3号炉の建屋名称（横断面図）</p>  <p style="text-align: center;">図2 泊3号炉の建屋名称（縦断面図）</p>	<p>■比較表新規作成部分</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料1 2</p> <p>燃料取出し装荷の流れ</p> <p>燃料取出しの流れは図1、2のとおりであり、燃料装荷は以下の逆の流れとなる。</p>  <p>図1 燃料取出しの流れ（格納容器側）</p>  <p>図2 燃料取出しの流れ（燃料取扱棟側）</p>	<p>■比較表新規作成部分</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料13</p> <p>建屋内装材の落下エネルギーについて</p> <p>1. 燃料取扱棟上層部の建屋内装材設置位置について</p> <p>建屋内装材は、燃料取扱棟の上層部に取り付けられており、酸カルシウム板とガラスウールで構成されている。</p> <p>図1 建屋内装材設置位置</p>	<p>■比較表新規作成部分</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋内装材の設置位置を明確化した。</li> </ul>



赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2. 建屋内装材の落下エネルギーについて</p> <p>建屋内装材はビス止めであり柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、地震により接合部が外れ、落下するおそれがあるが、けい酸カルシウム板同士は接合していないため、板は1枚単位で落下する(図2参照)。</p> <p>仮にけい酸カルシウム板が破損せずに形を保ったまま落下した場合でも重さは最大約8kgとなる。グラスウールの落下量は特定できないが、けい酸カルシウム板と同じ寸法(91cm×182cm)のグラスウールの重量は約4kgであり、これがけい酸カルシウム板と一体で落下しても重量は約12kgである。以上より、建屋内装材の落下重量は保守的に考えても100kgを超えないと想定した。</p> <p>また、建屋内装材はT.P.47.6m以上に設置されているが、落下については最も高い位置(T.P.55.0m)から使用済燃料ピットに落ちると想定し保守的に35mを落下高さとした。</p> <p>結果は以下のとおりであり、落下エネルギーは燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギー(約39.3kJ)を下回ることを確認した。</p> $\begin{aligned} \text{落下エネルギー} &= \text{重量} (<100\text{kg}) \times \\ &\quad \text{落下高さ} (35\text{m}) \times \\ &\quad \text{重力加速度} (9.80665\text{m/s}^2) \\ &= \text{約} 34.4\text{kJ} \end{aligned}$  <p>図2 建屋内装材取付状況</p>	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋内装材の取り付け状況に関する記載を追加した。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下高さの保守性に関する記載を追加した。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋内装材の取り付け状況に関する図を追加した。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">大阪発電所3号及び4号炉 使用済燃料ピット監視設備について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について</p> <p>1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>（別紙）各計測装置の記録及び保存について</p> <p>2. 【参考資料】 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）について</p>	<p style="text-align: right;">別添資料2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 使用済燃料プール監視設備について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>1.2 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>1.3 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について</p> <p>1.4 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>1.5 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>（別紙1）各計測装置の記録及び保存について （別紙2）使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）について</p> <p>（別紙3）警報設定値について</p> <p>（別紙4）使用済燃料プール監視設備（設計基準対象設備）の電源容量について</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 使用済燃料ピット監視設備について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について</p> <p>1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>（別紙1）各計測装置の記録及び保存について</p> <p>（別紙2）警報設定値について</p> <p>（別紙3）使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源容量について</p> <p>2. 【参考資料】 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 使用済燃料ピット監視設備について</p> <p>2. 設備概要について</p>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違 ・泊ではAピット水位及び温度、Bピット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</p> <p>■【大阪】記載内容の相違 ・女川実績の反映</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載の充実 ・（大阪参照）</p> <p>■【大阪】記載方針の相違 ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の電源構成について</p> <p>4. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の設置場所について</p> <p>（補足資料）</p> <p>1. 想定する事故等について</p> <p>2. 想定事故1，2における使用済燃料ピットの水位及び線量率について</p> <p>3. 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について</p> <p>4. 可搬式使用済燃料ピット水位の成立性について</p> <p>5. 使用済燃料ピット監視設備（SA）の全体概略</p> <p>6. 使用済燃料ピット監視設備の線量評価手法等について</p> <p>7. 重大事故等時における使用済燃料ピット監視計器の耐環境性について</p>		<p>3. 使用済燃料ピット監視設備の重大事故等対処設備の設計基準対象施設への影響防止対策</p> <p>4. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の電源構成について</p> <p>（補足資料）</p> <p>1. 想定する事故等について</p> <p>2. 想定事故1，2における使用済燃料ピット水位及び放射線量率について</p> <p>3. 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について</p> <p>4. 使用済燃料ピット水位（可搬型）の成立性について</p> <p>5. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の全体概要</p> <p>6. 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタによる監視について</p> <p>7. 使用済燃料ピット監視設備の線量評価手法等について</p> <p>8. 重大事故等時における使用済燃料ピット監視計器の耐環境性について</p>	<p>■【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映</p> <p>■【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】記載方針の相違 ■【大飯】資料番号の相違 ■【大飯】資料番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、設置許可基準規則という）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料ピットの水位、温度及び線量率を計測する、設計基準対象施設である使用済燃料ピット監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度並びに使用済燃料ピット区域エリアモニタを設置している。また、使用済燃料ピットの水位低下及び温度上昇並びに使用済燃料ピット付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、パラメータという）』として、使用済燃料ピットの水位、温度並びに線量率を測定する、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度並びに使用済燃料ピット区域エリアモニタについて、非常用所内電源からの電源供給により監視継続が可能であるとともに、測定結果については、表示、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>1. 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設計基準対象施設である使用済燃料プール監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニタを設置している。また、使用済燃料プールの水位低下、上昇及び温度上昇並びに使用済燃料プール付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、「パラメータ」という。）』として、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニタについて、非常用所内電源系からの電源供給により、監視継続が可能であるとともに、測定結果を、表示し、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設計基準対象施設である使用済燃料ピット監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタを設置している。また、使用済燃料ピットの水位低下、上昇及び温度上昇並びに使用済燃料ピット付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、「パラメータ」という。）』として、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタについて、非常用所内電源系からの電源供給により、監視継続が可能であるとともに、測定結果を、表示し、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>相違理由</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違 ■【女川】設備の相違 ・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違 ■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

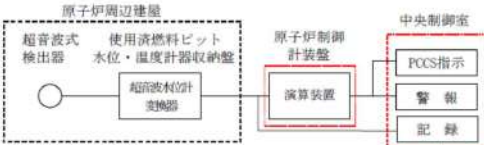
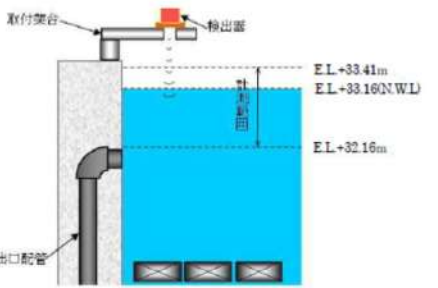

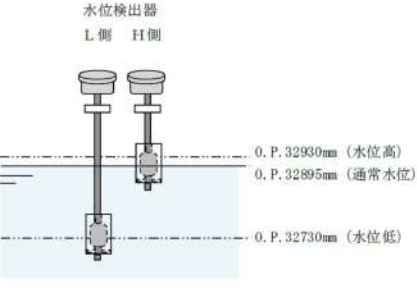
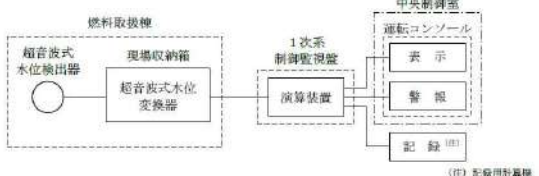
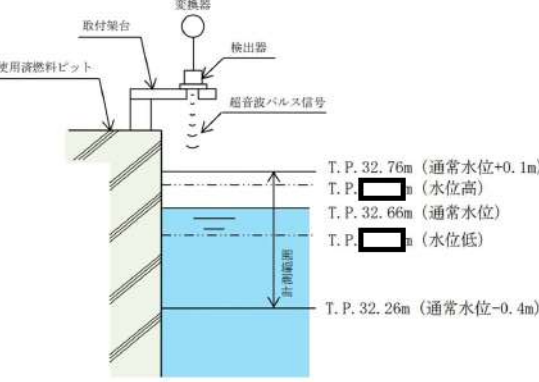
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
<p>表 1.2.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>測定範囲の長さ等</th> <th>計測範囲</th> <th>警報設定値</th> <th>警報範囲</th> <th>検出装置</th> <th>検出装置</th> <th>検出装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット水位</td> <td>超音波式検出器</td> <td>水位計W.L. E.L.+52.16m E.L.+52.16m(定常) T.R.6.2</td> <td>0~100℃</td> <td>水位高 E.L.水位計 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度</td> <td>温度計</td> <td>コックピット後部の使用済燃料ピットに設置された温度計の計測値を自動で監視する。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。</td> <td>0~100℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット放射線モニタ</td> <td>放射線モニタ</td> <td>放射線モニタは、使用済燃料ピットに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。</td> <td>0~100℃</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：監視範囲は機器に係る事項ですので公開することできません。</p>	名称	種別	測定範囲の長さ等	計測範囲	警報設定値	警報範囲	検出装置	検出装置	検出装置	使用済燃料ピット水位	超音波式検出器	水位計W.L. E.L.+52.16m E.L.+52.16m(定常) T.R.6.2	0~100℃	水位高 E.L.水位計 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	使用済燃料ピット温度	温度計	コックピット後部の使用済燃料ピットに設置された温度計の計測値を自動で監視する。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	使用済燃料ピット放射線モニタ	放射線モニタ	放射線モニタは、使用済燃料ピットに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	<p>表 1.2.1 使用済燃料プール監視設備の一覧(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>測定範囲の長さ等</th> <th>計測範囲</th> <th>警報設定値</th> <th>警報範囲</th> <th>検出装置</th> <th>検出装置</th> <th>検出装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料冷却プール水位</td> <td>浮力式水位検出器</td> <td>水位計が設置されている。水位計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。</td> <td>0~100℃</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> </tr> <tr> <td>燃料冷却プール温度</td> <td>温度計</td> <td>燃料冷却プールに設置されている。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。</td> <td>0~100℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> </tr> <tr> <td>燃料冷却プール放射線モニタ</td> <td>放射線モニタ</td> <td>燃料冷却プールに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。</td> <td>0~100℃</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：監視範囲は機器に係る事項ですので公開することできません。</p>	名称	種別	測定範囲の長さ等	計測範囲	警報設定値	警報範囲	検出装置	検出装置	検出装置	燃料冷却プール水位	浮力式水位検出器	水位計が設置されている。水位計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	燃料冷却プール温度	温度計	燃料冷却プールに設置されている。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	燃料冷却プール放射線モニタ	放射線モニタ	燃料冷却プールに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	<p>表 1.2.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>測定範囲の長さ等</th> <th>計測範囲</th> <th>警報設定値</th> <th>警報範囲</th> <th>検出装置</th> <th>検出装置</th> <th>検出装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット水位</td> <td>超音波式水位検出器</td> <td>水位計が設置されている。水位計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。</td> <td>0~100℃</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> <td>水位高 E.L.水位計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度</td> <td>温度計</td> <td>燃料冷却プールに設置されている。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。</td> <td>0~100℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> <td>温度高 50℃</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット放射線モニタ</td> <td>放射線モニタ</td> <td>燃料冷却プールに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。</td> <td>0~100℃</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> <td>放射線高 50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：監視範囲は機器に係る事項ですので公開することできません。</p>	名称	種別	測定範囲の長さ等	計測範囲	警報設定値	警報範囲	検出装置	検出装置	検出装置	使用済燃料ピット水位	超音波式水位検出器	水位計が設置されている。水位計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	使用済燃料ピット温度	温度計	燃料冷却プールに設置されている。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	使用済燃料ピット放射線モニタ	放射線モニタ	燃料冷却プールに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	<p>【女川】設備の相違</p>
名称	種別	測定範囲の長さ等	計測範囲	警報設定値	警報範囲	検出装置	検出装置	検出装置																																																																																																							
使用済燃料ピット水位	超音波式検出器	水位計W.L. E.L.+52.16m E.L.+52.16m(定常) T.R.6.2	0~100℃	水位高 E.L.水位計 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計																																																																																																							
使用済燃料ピット温度	温度計	コックピット後部の使用済燃料ピットに設置された温度計の計測値を自動で監視する。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃																																																																																																							
使用済燃料ピット放射線モニタ	放射線モニタ	放射線モニタは、使用済燃料ピットに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%																																																																																																							
名称	種別	測定範囲の長さ等	計測範囲	警報設定値	警報範囲	検出装置	検出装置	検出装置																																																																																																							
燃料冷却プール水位	浮力式水位検出器	水位計が設置されている。水位計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計																																																																																																							
燃料冷却プール温度	温度計	燃料冷却プールに設置されている。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃																																																																																																							
燃料冷却プール放射線モニタ	放射線モニタ	燃料冷却プールに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%																																																																																																							
名称	種別	測定範囲の長さ等	計測範囲	警報設定値	警報範囲	検出装置	検出装置	検出装置																																																																																																							
使用済燃料ピット水位	超音波式水位検出器	水位計が設置されている。水位計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計	水位高 E.L.水位計																																																																																																							
使用済燃料ピット温度	温度計	燃料冷却プールに設置されている。温度計の故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃	温度高 50℃																																																																																																							
使用済燃料ピット放射線モニタ	放射線モニタ	燃料冷却プールに設置されている。放射線モニタの故障により計測値が不明な場合は、監視対象となる。	0~100℃	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%	放射線高 50%																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1)使用済燃料ピット水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料ピットの通常補給レベルの監視及びノーマルウォーターレベル（N.W.L）からの水位の異常な低下及び上昇の監視</p> <p>○構成概略：超音波式検出器で計測された使用済燃料ピットの水位は、使用済燃料ピット水位・温度計器収納盤内の超音波水位計変換器にて電流信号に変換され、使用済燃料ピット水位を中央制御室に指示、記録及び保存すると共に、水位の異常な低下及び上昇を検知し、警報を発信する。</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット水位は、超音波信号を水面に向けて発信し、水位の変動による信号の往復時間変化を検出することで、水位を連続的に計測する。計測範囲については、ノーマルウォーターレベル（N.W.L）からの水位の異常な低下及び上昇を監視できるよう、E.L.+32.16～+33.41mの水位を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：水位の異常な低下及び上昇を検知し、警報を発信する機能を有しており、その設定値は、上昇時はE.L. [ ]m、低下時は使用済燃料移送時に必要な水遮蔽厚さ（E.L. [ ]m）としている。</p>	<p>(1)燃料貯蔵プール水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料プールの通常補給レベルの監視及び基準水位レベル（O.P.32895mm）からの水位の異常な低下及び上昇の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：フロート式水位検出器で検出された使用済燃料プールの水位は、所定の警報設定値に達した場合、水位低及び水位高の検出信号が、中央制御室に発信され、警報が発せられるとともに、プロセス計算機に出力し記録する。（図1.2.1参照）</p> <p>○警報設定：                  水位高：使用済燃料プール水位の異常な上昇によって燃料取扱棟の床面へプール水が溢れるのを事前に検知するために設定値を設けている。                  通常水位 +35mm（O.P.32930mm）（図1.2.2参照）                  水位低：燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水位低下を考慮し、想定していない異常な水位低下を早期に検知するため、燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水より下に設定値を設ける。                   通常水位 -165mm（O.P.32730mm）（図1.2.2参照）</p>	<p>(1)使用済燃料ピット水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料ピットの通常補給レベルの監視及び基準水位レベル（T.P.32.66m）からの水位の異常な低下及び上昇の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：超音波式水位検出器で検出された使用済燃料ピットの水位は、超音波式水位変換器にて電流信号に変換され、1次系制御監視盤内の演算装置にて水位信号に変換する処理を行った後、使用済燃料ピット水位を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、水位低及び水位高の警報を中央制御室に発信する。（図1.2.1参照）</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット水位は、超音波信号を水面に向けて発信し、水位の変動による信号の往復時間変化を検出することで、水位を連続的に計測する。計測範囲については、基準水位レベル（T.P.32.66m）からの水位の異常な低下及び上昇を監視できるよう、通常水位-0.4～+0.1m（T.P.32.26～32.76m）の水位を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：                  水位高：使用済燃料ピット水位の異常な上昇によって燃料取扱棟の床面へピット水が溢れるのを事前に検知するために設定値を設けている。                  通常水位 [ ]m（T.P. [ ]m）（図1.2.2参照）                  水位低：使用済燃料移送時に必要な水遮蔽厚さを維持するために設定値を設けている。                   通常水位 [ ]m（T.P.32.58m）（図1.2.2参照）</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設計方針の相違</li> <li>■【女川】設備の相違                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・検出方式の相違</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川/大飯】設備の相違                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム構成の違いによる説明内容の相違（異常を検知し中央制御室へ警報を発信する構成や、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存する構成に対する要求事項は満足している）</li> </ul> </li> <li>■【女川】設備の相違                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は超音波式水位計を使用しており、水位を常時監視できる設計となっているため計測範囲を記載している。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【大飯】設計方針の相違</li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【大飯】設計方針の相違</li> <li>■【女川】設計方針の相違</li> <li>■【女川】設計方針の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1.2.2 使用済燃料ピット水位のシステム構成ブロック図</p>  <p>図1.2.3 使用済燃料ピット水位の計測範囲              【比較のため、図の位置を入れ替えて記載】↑</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：E.L.+32.16～+33.41m</li> <li>個数：3号炉1個、4号炉1個</li> <li>設置場所：使用済燃料ピット (Aエリア)</li> <li>警報設定：水位高警報設定値 E.L. <input type="text"/> m                      水位低警報設定値 E.L. <input type="text"/> m</li> </ul> <p>※代表警報：「使用済燃料ピット水位注意」</p>	 <p>図1.2.1 燃料貯蔵プール水位の概略構成図</p>  <p>図1.2.2 燃料貯蔵プール水位の警報設定値</p> <p>(設備仕様)</p> <p>個数：1個              設置場所：原子炉建屋3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</p> <p>警報設定値：水位高：通常水位+35mm (O.P.32930mm)              水位低：通常水位-165mm (O.P.32730mm)</p> <p>一括警報：「FPC・FPMUW制御盤異常」              個別警報：「燃料プール水位高/低」</p>	 <p>図1.2.1 使用済燃料ピット水位の概略構成図</p>  <p>図1.2.2 使用済燃料ピット水位の計測範囲及び警報設定値</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：通常水位-0.4～+0.1m (T.P.32.26～32.76m)</p> <p>個数：2個              設置場所：燃料取扱棟 T.P.33.1m              A-使用済燃料ピット及びB-使用済燃料ピット</p> <p>警報設定値：水位高：通常水位 <input type="text"/> m (T.P. <input type="text"/> m)              水位低：通常水位 <input type="text"/> m (T.P. <input type="text"/> m)</p> <p>個別警報：「A-使用済燃料ピット水位高」              「A-使用済燃料ピット水位低」              「B-使用済燃料ピット水位高」              「B-使用済燃料ピット水位低」</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は超音波式水位計を使用しており、水位を常時監視できる設計となっているため計測範囲を記載している。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】設計方針の相違</li> <li>■【女川/大飯】設計方針の相違</li> <li>■【女川】記載表現の相違</li> <li>■【女川/大飯】設計方針の相違</li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【女川/大飯】設計方針の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位高/低を検知して警報を発信する仕様は女川と同様。</li> </ul> </li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2)燃料プールライナドレン漏えい</p> <p>○計測目的：使用済燃料プールライナからの漏えいの早期発見を目的としている。使用済燃料プールライナから漏えいがある場合、漏えいしたプール水は燃料プールライナドレン漏えい検出系配管を通じ、ドレン溜にたまる。このドレン水位を検出することで使用済燃料プールライナからの漏えいを監視する。</p> <p>○構成概略：燃料プールライナドレン漏えい検出系配管を通じ、ドレン溜にたまった漏えい水をフロート式水位検出器で検出し、使用済燃料プールライナからの漏えい量が、所定の警報設定値に達した場合、漏えい水検出信号を発生し、中央制御室に警報が発せられるとともに、プロセス計算機に出力し記録する。(図1.2.3 参照)</p> <p>○警報設定：燃料プールライナドレン漏えいは、漏えい検出器の下流側に設けたドレン止め弁からの水位により、早期に漏えいを検出する。警報設定値は、ドレン止め弁 (O.P.15550mm) から+528mmの位置 (O.P.16078mm) とする。(図1.2.4 参照)</p> <div data-bbox="779 805 1108 933" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図1.2.3 燃料プールライナドレン漏えいの概略構成図</p> <div data-bbox="795 997 1153 1396" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図1.2.4 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <p>・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。(漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である)</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

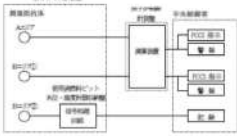
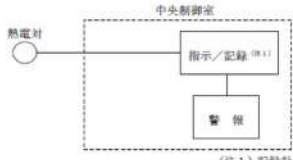
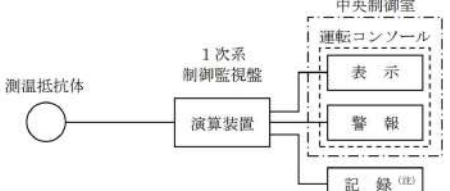
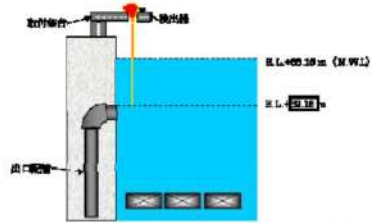
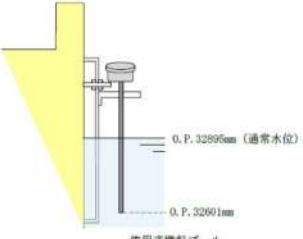
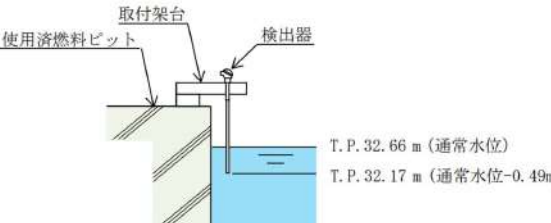
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(設備仕様)                      個数：1個                      設置場所：原子炉建屋1階（原子炉建屋原子炉棟内）                      警報設定値：ドレン止め弁(O.P. 15550mm)より+528mm                      (O.P. 16078mm)                      一括警報：「F P C・F P M U W制御盤異常」                      個別警報：「燃料プールライナドレン漏えい大」</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3)燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度</p> <p>○計測目的：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却状況の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、熱電対にて温度を電気信号へ変換した後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。(図1.2.5参照)</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100℃の温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の設定値は、燃料プール冷却浄化系の系統によりプール温度は52℃以下に維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなったことを検出するため、プール水の最高許容温度(65℃)に余裕を見た温度(57℃)とする。(図1.2.6参照)</p> <div data-bbox="806 750 1120 925"> <p>中央制御室 熱電対 指示/記録(注1) 警報 (注1)記録計</p> </div> <p>図1.2.5 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の概略構成図</p> <div data-bbox="739 973 1187 1181"> <p>使用済燃料プール スキマサージタンク 温度検出器 燃料プール冷却浄化系ポンプ 使用済燃料プールへ</p> </div> <p>図1.2.6 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の設置図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：0～100℃</p> <p>個数：1個</p> <p>設置場所：原子炉建屋中2階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値：温度高57℃</p> <p>一括警報：「FPC・FPMUW制御盤異常」</p> <p>個別警報：「FPCポンプ入口温度高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <p>・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。(漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)使用済燃料ピット温度</p> <p>○計測目的：使用済燃料ピットの温度の把握と冷却水の冷却状態の監視</p> <p>○構成概略：測温抵抗体で計測された使用済燃料ピットの水温は、演算装置にて処理され、使用済燃料ピット温度を中央制御室に指示、記録及び保存すると共に、異常な温度上昇を検知し、警報を発信する。</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット温度の計測範囲は、冷却水の過熱状態を監視できるよう、0～100℃の温度計測が可能としている。</p> <p>また、異常な温度上昇を検知し、警報を発信する機能を有しており、その設定値（<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span>℃）は、使用済燃料ピットの熱負荷が使用済燃料ピット冷却器における除熱量を上回ることが考えられる水温<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span>℃を超えない値として設定している。</p>	<p>(4)燃料貯蔵プール水温度</p> <p>○計測目的：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却水状態の把握を目的とする。</p> <p>○構成概略：燃料貯蔵プール水温度は、熱電対にて温度を電気信号へ変換した後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。(図1.2.7参照)</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100℃の温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：使用済燃料プール温度は、燃料プール冷却浄化系により、通常52℃以下で維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなったことを検出するため、プール水の最高許容温度(65℃)に余裕を見た温度(57℃)とする。(図1.2.8参照)</p>	<p>(2)使用済燃料ピット温度</p> <p>○計測目的：使用済燃料ピット温度の異常な上昇の監視及び冷却水状態の把握を目的とする。</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピット温度は、測温抵抗体が温度に応じた抵抗値に変化し、その抵抗値を1次系制御監視盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット温度を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の警報を中央制御室に発信する。(図1.2.3参照)</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100℃の温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：使用済燃料ピット温度は、使用済燃料ピット水浄化冷却系により、通常52℃以下で維持されており、使用済燃料ピットの水が通常温度より高くなったことを検出するため、ピット水の最高許容温度(65℃)に余裕を見た温度<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span>℃とする。(図1.2.4参照)</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載方針の相違 (女川に記載統一：着色せず)</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・熱電対/測温抵抗体 ・システム構成の違いによる説明内容の相違</p> <p>■【大飯】記載方針の相違 (女川に記載統一：着色せず)</p> <p>■【大飯】記載方針の相違 (女川に記載統一：着色せず)</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p>
 <p>図1.2.4 使用済燃料ピット温度のシステム構成ブロック図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>図1.2.7 燃料貯蔵プール水温度の概略構成図</p>	 <p>図1.2.3 使用済燃料ピット温度の概略構成図</p> <p>(注) 記録用計算機</p>	
 <p>図1.2.5 使用済燃料ピット温度の計測範囲</p>	 <p>図1.2.8 燃料貯蔵プール水温度の設置図</p>	 <p>図1.2.4 使用済燃料ピット温度の設置図</p>	
<p>【比較のため、図の位置を入れ替えて記載】↑</p>			

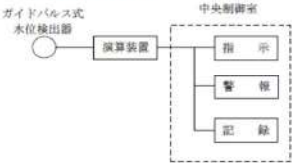
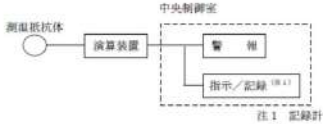
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

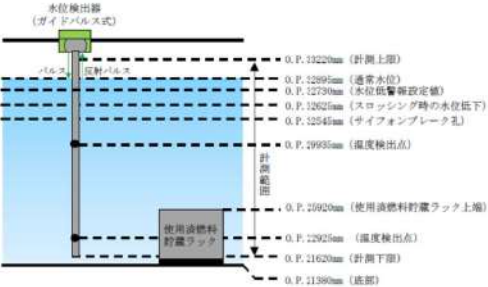
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100℃</li> <li>個数：3号炉 3個、4号炉 3個</li> <li>取付箇所：使用済燃料ピット（A、Bエリア）</li> </ul> <p>・警報設定：温度高警報設定値 <input type="text"/>℃</p> <p>※代表警報：「使用済燃料ピット温度高」</p>	<p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：0～100℃</p> <p>個数：1個</p> <p>設置場所：原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値：温度高 57℃</p> <p>個別警報：「燃料プール水温度高」</p>	<p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：0～100℃</p> <p>個数：2個</p> <p>設置場所：燃料取扱棟 T.P. 33. 1m</p> <p>A－使用済燃料ピット及びB－使用済燃料ピット</p> <p>警報設定値：温度高 <input type="text"/>℃</p> <p>個別警報：「A－使用済燃料ピット温度高」                  「B－使用済燃料ピット温度高」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川/大飯】設計方針の相違</li> <li>■【女川/大飯】記載表現の相違</li> <li>■【女川/大飯】設計方針の相違</li> <li>■【女川】設計方針の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5)使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</p> <p>○計測目的 (水位)：使用済燃料プール水位の異常な低下の監視を目的とし新たに設置する。</p> <p>○計測目的 (温度)：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的とし新たに設置する。</p> <p>○構成概略 (水位)：パルス信号を発信し、プール水面から反射したパルス信号を検出するまでの時間を演算装置にて測定し、水位信号に変換する処理を行った後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合に警報が発せられる。(図1.2.9 参照)</p> <p>○構成概略 (温度)：測温抵抗体により検出された温度は、演算装置において温度信号に変換され、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合に警報が発せられる。(図1.2.10 参照)</p>  <p>図1.2.9 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式) (水位計測) の概略構成図</p>  <p>図1.2.10 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式) (温度計測) の概略構成図</p> <p>○計測範囲 (水位)：使用済燃料プール上端近傍からプール下端近傍まで計測を可能とする。          なお、基準地震動 <math>S_s</math> によるスロッシングを考慮した溢水時 (通常水位から270mm 低下) においても水位計測を可能とする。</p> <p>○計測範囲 (温度)：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0~120℃の温度を計測可能とする。</p>		<p>■【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊ではAビット水位及び温度、Bビット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○警報設定（水位）：                      水位低：使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）のうち、水位計測の設定値は、燃料プール冷却浄化系ポンプが停止後、更に異常な水位低下が発生した場合に、これを早期に検知するため燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水位より下に設定値を設ける。                      通常水位 -165mm (O.P.32730mm) (図1.2.11 参照)</p> <p>○警報設定（温度）：                      使用済燃料プール温度は、燃料プール冷却浄化系によりプール温度は52℃以下に維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなったことを検出するため、設定値はプール水の最高許容温度（65℃）に余裕を見た温度（57℃）とする。(図1.2.11 参照)</p>  <p>図1.2.11 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）の計測範囲</p> <p>(設備仕様)                      計測範囲：【水位】                      -4300mm～7300mm*1 (O.P. 21620mm～33220mm)                      *1：基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端 (O.P. 25920mm)                      【温度】                      0～120℃</p> <p>個数：【水位】                      1個                      【温度】                      1個（検出点2箇所）</p> <p>設置場所：原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）                      警報設定値：水位低：通常水位-165mm (O.P. 32730mm)                      温度高：57℃                      一括警報：「SFP監視盤異常」</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	個別警報：「燃料プール水位低」 「燃料プール温度高」		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3)使用済燃料ピット区域エリアモニタ</p> <p>○計測目的：作業従事者への放射線防護の観点による、使用済燃料ピット区域における線量当量率の監視</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピット区域の線量当量率を半導体式検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を放射線監視盤内の演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示、記録及び保存する。また、信号処理回路にて警報設定値との比較を行い、線量当量率が警報設定値に達した場合には、中央制御室内に音とともに個別表示および一括警報表示を行う。</p> <p>○計測範囲：</p> <p>エリアモニタの計測範囲の計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点から管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽設計区分Ⅰの上限線量当量率）から計測できるように設定する。（当該エリアモニタ設置区域は遮蔽設計区分Ⅲ）</p> <p>計測上限値は、設置区域における立ち入り制限値を包絡するよう設定する。以上により、当該エリアモニタの計測範囲は、1～10μSv/hの線量率が計測可能とする。</p> <p>なお、当該モニタは、線量率の上昇を検知し警報を発信する機能を有しており、設定値は遮蔽設計区分に基づき□μSv/hとしている。</p> <p>・遮蔽設計区分Ⅰの上限線量当量率：≤6.25μSv/h                  ・遮蔽設計区分Ⅲの上限線量当量率：≤20μSv/h</p>	<p>(6)燃料交換フロア放射線モニタ</p> <p>○計測目的：作業従事者に対する放射線防護の観点から、使用済燃料プールエリアにおける線量当量率を監視する。</p> <p>○構成概略：燃料交換フロア放射線モニタは線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射線レベル高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。（図1.2.12参照）</p> <p>○計測範囲：燃料交換フロア放射線モニタは、燃料取扱場所の遮へい設計区分Cの上限値（0.05mSv/h）を包含して計測できる範囲とし、10<sup>-4</sup>～1mSv/hの線量当量率を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：通常時の誤動作防止の観点からバックグラウンドの3倍の値を設定値とする。</p>	<p>(3)使用済燃料ピットエリアモニタ</p> <p>○計測目的：作業従事者に対する放射線防護の観点から、使用済燃料ピットエリアにおける線量当量率を監視する。</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピットエリアモニタは線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を1次系制御監視盤内の演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、線量当量率高の警報を中央制御室に発信する。（図1.2.5参照）</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピットエリアモニタは、燃料取扱場所の遮蔽設計区分Ⅲの上限線量当量率（20μSv/h）を包含して測定できる範囲とし、1～10<sup>3</sup>μSv/hの線量当量率を計測可能としている。計測範囲の下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽設計区分Ⅰの上限線量当量率）から計測可能なように設定し、計測範囲の上限値は、設置区域における立ち入り制限値を包含して計測可能なように設定している。</p> <p>・遮蔽設計区分Ⅰの上限線量当量率≤2.6μSv/h                  ・遮蔽設計区分Ⅲの上限線量当量率≤20μSv/h</p> <p>○警報設定：作業従事者に対する放射線防護の観点から、燃料取扱場所の□μSv/hを設定値とする。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川/大阪】設備名称の相違</li> <li>■【女川/大阪】設備名称の相違</li> <li>■【女川/大阪】設備の相違 ・システム構成の違いによる説明内容の相違</li> <li>■【女川/大阪】記載表現の相違</li> <li>■【女川】記載表現の相違</li> <li>■【女川】設計方針の相違</li> <li>■【女川】記載内容の充実 ・大阪の内容を適正化して記載</li> <li>■【女川】記載の充実 （大阪参照）</li> <li>■【大阪】設計方針の相違</li> <li>■【女川】設計方針の相違</li> <li>■【大阪】記載内容の相違 （女川実績の反映）</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

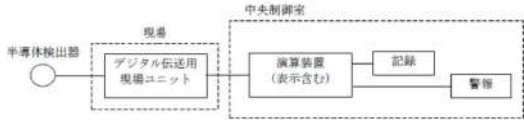
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 236 533 359" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="170 368 533 384" data-label="Caption"> <p>図 1.2.6 使用済燃料ピット区域エリアモニタのシステム構成ブロック図</p> </div> <div data-bbox="141 491 241 515" data-label="Section-Header"> <p>（設備仕様）</p> </div> <div data-bbox="152 518 474 633" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定範囲：1～10<sup>5</sup> μSv/h</li> <li>・個数：3号炉1個、4号炉1個</li> <li>・取付箇所：使用済燃料ピット区域</li> <li>・警報設定：□ μSv/h</li> </ul> </div> <div data-bbox="125 663 512 689" data-label="Text"> <p>※代表警報：「エリアモニタ線量等量率高」</p> </div> <div data-bbox="109 722 640 746" data-label="Text"> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<div data-bbox="698 236 1211 359" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="824 363 1178 379" data-label="Caption"> <p>図 1.2.12 燃料交換フロア放射線モニタの概略構成図</p> </div> <div data-bbox="705 491 808 515" data-label="Section-Header"> <p>（設備仕様）</p> </div> <div data-bbox="732 518 1205 633" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：10<sup>-4</sup>～1mSv/h</li> <li>個数：1個</li> <li>設置場所：原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</li> <li>警報設定：バックグラウンドの3倍</li> </ul> </div> <div data-bbox="732 663 1075 689" data-label="Text"> <p>個別警報：「燃料交換エリア放射能高」</p> </div>	<div data-bbox="1272 159 1809 391" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1301 408 1767 424" data-label="Caption"> <p>図 1.2.5 使用済燃料ピットエリアモニタの概略構成図</p> </div> <div data-bbox="1294 491 1397 515" data-label="Section-Header"> <p>（設備仕様）</p> </div> <div data-bbox="1319 518 1637 633" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲：1～10<sup>5</sup> μSv/h</li> <li>個数：1個</li> <li>設置場所：燃料取扱棟 T.P.33.1m</li> <li>警報設定値：□ μSv/h</li> </ul> </div> <div data-bbox="1319 663 1823 719" data-label="Text"> <p>個別警報：「使用済燃料ピットエリアモニタ（R-5）線量当量率高」</p> </div>	<div data-bbox="1852 518 2150 689" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川/大飯】設計方針の相違</li> <li>■【大飯】記載表現の相違</li> <li>■【女川/大飯】記載表現の相違</li> <li>■【女川】記載の適正化</li> <li>■【女川/大飯】設計方針の相違</li> <li>■【女川】設計方針の相違</li> </ul> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7)燃料取替エリア放射線モニタ</p> <p>○計測目的：燃料取替エリアでの燃料取扱事故を検出し、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系に切り替えるため、燃料取替エリアの放射線量を監視する。</p> <p>○構成概略：燃料取替エリアの線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射能高又は高高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。また、高高信号で非常用ガス処理系を起動する。(図1.2.13参照)</p> <p>○計測範囲：燃料取替エリアの放射線レベルを連続的に監視し、異常な放射線上昇を検知した場合に、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系を起動する設定値以上が計測可能としている。</p> <p>○警報設定：事故等による放射線レベルの上昇を検知するため、警報設定値は、バックグラウンドの5倍及び10倍としている。</p> <div data-bbox="683 885 1243 1013" style="text-align: center;"> </div> <p>図1.2.13 燃料取替エリア放射線モニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：10<sup>-3</sup>～10mSv/h</p> <p>個数：4個</p> <p>設置場所：原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値：高高 バックグラウンドの10倍                  高 バックグラウンドの5倍</p> <p>個別警報：高高「燃料取替エリア放射能高高」                  高「燃料取替エリア放射能高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <p>・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊(大飯も同じ)ではDB16条第3項の要求への対応として使用済ビットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項(放射線監視、中央制御室への警報)へ対応している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8)原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ</p> <p>○計測目的：原子炉建屋原子炉棟内の異常な放射線上昇を検出し、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系に切り替えるため、原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気の放射線量を監視する。</p> <p>○構成概略：原子炉建屋原子炉棟換気空調系の線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射能高又は高高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。また、高高信号で非常用ガス処理系を起動する。(図1.2.14 参照)</p> <p>○計測範囲：原子炉建屋原子炉棟内から放出される換気空調系排気を連続的に監視し、異常な放射線上昇を検知した場合に、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系を起動する設定値以上が計測可能としている。</p> <p>○警報設定：事故等による放射線レベルの上昇を検知するため、警報設定値は、バックグラウンドの5倍及び10倍とする。</p>  <p>図1.2.14 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：<math>10^{-4} \sim 1\text{mSv/h}</math></p> <p>個数：4個</p> <p>設置場所：原子炉建屋中3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</p> <p>警報設定値：高高 バックグラウンドの10倍 高バックグラウンドの5倍</p> <p>個別警報：高高「原子炉建屋原子炉棟排気放射能高高」 高「原子炉建屋原子炉棟排気放射能高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <p>・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊 (大飯も同じ) ではDB16条第3項の要求への対応として使用済ビットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項 (放射線監視、中央制御室への警報) へ対応している。</p>

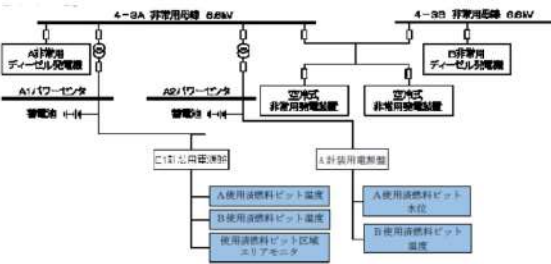
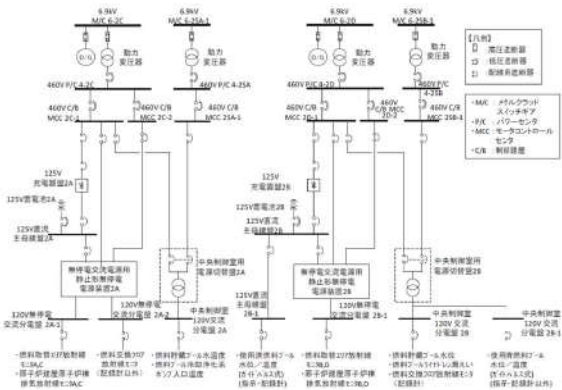
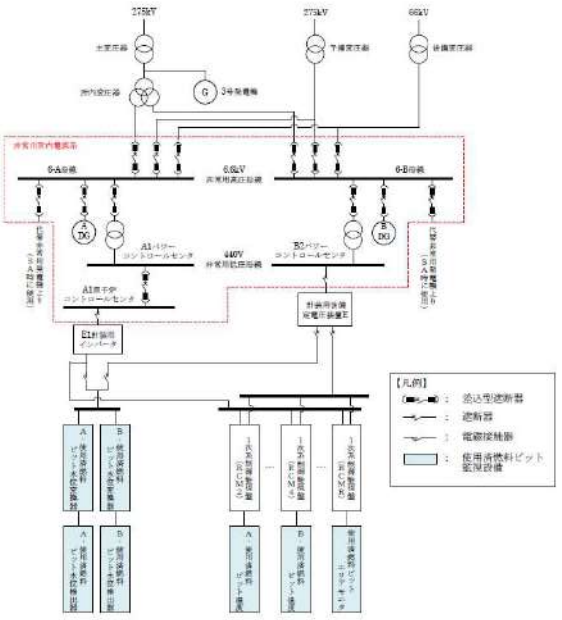
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について</p> <p>「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において追加要求されている使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット区域エリアモニタの「表示・記録・保存」については、大飯発電所原子炉施設保安規定 第11章記録及び報告に定める保安に関する記録とは別に、社内標準に基づき運転記録として保存期間等を定めて保管している。</p> <p>表 1.3.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の記録と保存</p> <table border="1" data-bbox="100 454 651 718"> <thead> <tr> <th>要求項目</th> <th>計測装置</th> <th>記録方法</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td> <td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td> <td>使用済燃料ピット水位</td> <td>記録紙</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度</td> <td>記録紙</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	記録紙	10年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット水位	記録紙	5年	使用済燃料ピット温度	記録紙	5年	<p>1.3 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料プールの温度、水位及び燃料取扱場所の放射線量について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「女川原子力発電所原子炉施設保安規定（規程）第11章 記録および報告 第121条」に定める保安に関する記録及び社内規程に基づき保存期間等を定めて保管することとしている。（表 1.3.1 参照）</p> <p>表 1.3.1 使用済燃料プール監視設備の記録と保存</p> <table border="1" data-bbox="689 454 1240 718"> <thead> <tr> <th>要求項目</th> <th>計測装置</th> <th>記録方法</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td> <td>燃料交換フロア放射線モニタ</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱エリア放射線モニタ</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td> <td>燃料貯蔵プール水温度</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵プール水位</td> <td>アラームプリンタ</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	燃料交換フロア放射線モニタ	記録紙	10年	原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ	記録紙	10年	燃料取扱エリア放射線モニタ	記録紙	10年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料貯蔵プール水温度	記録紙	10年	燃料貯蔵プール水位	アラームプリンタ	5年	<p>1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料ピットの温度、水位及び燃料取扱場所の放射線量について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「泊発電所原子炉施設保安規定 第11章 記録および報告」に定める保安に関する記録とは別に、社内マニュアルに基づき保存期間等を定めて保管する。（表 1.3.1 参照）</p> <p>表 1.3.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の記録保存期間</p> <table border="1" data-bbox="1276 454 1816 718"> <thead> <tr> <th>要求項目</th> <th>計測装置</th> <th>記録方法</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td> <td>使用済燃料ピットエリアモニタ</td> <td>記録用計算機（電磁的記録）</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td> <td>使用済燃料ピット温度</td> <td>記録用計算機（電磁的記録）</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水位</td> <td>記録用計算機（電磁的記録）</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピットエリアモニタ	記録用計算機（電磁的記録）	5年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット温度	記録用計算機（電磁的記録）	5年	使用済燃料ピット水位	記録用計算機（電磁的記録）	5年	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p>
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																																			
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	記録紙	10年																																																			
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット水位	記録紙	5年																																																			
	使用済燃料ピット温度	記録紙	5年																																																			
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																																			
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	燃料交換フロア放射線モニタ	記録紙	10年																																																			
	原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ	記録紙	10年																																																			
	燃料取扱エリア放射線モニタ	記録紙	10年																																																			
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料貯蔵プール水温度	記録紙	10年																																																			
	燃料貯蔵プール水位	アラームプリンタ	5年																																																			
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																																			
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピットエリアモニタ	記録用計算機（電磁的記録）	5年																																																			
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット温度	記録用計算機（電磁的記録）	5年																																																			
	使用済燃料ピット水位	記録用計算機（電磁的記録）	5年																																																			




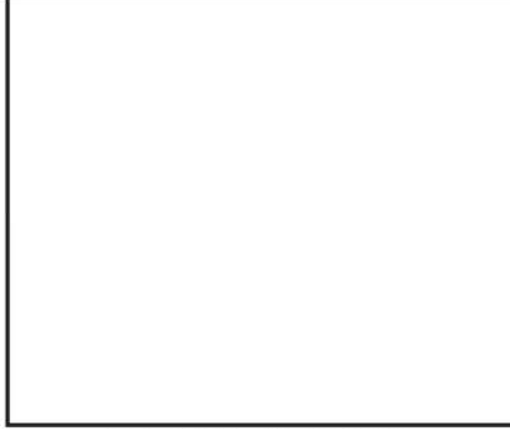

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>設置許可基準第十六条第3項において、外部電源喪失時においても使用済燃料ピットの状態監視が要求されていることから、使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測できる設計としている。</p>  <p>図 1.4.1 使用済燃料ピット監視設備（DB）の電源構成</p>	<p>1.4 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>外部電源が利用できない場合においても使用済燃料プールの水位、温度及び燃料取扱場所の放射線量を監視することが要求されていることから使用済燃料プール監視設備は、非常用所内電源系からの電源供給により、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計としている。（設置許可基準規則第十六条第3項）（図 1.4.1 参照）</p>  <p>図 1.4.1 計測装置の電源構成略図</p>	<p>1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>外部電源が利用できない場合においても使用済燃料ピットの水位、温度及び燃料取扱場所の放射線量を監視することが要求されていることから使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源系からの電源供給により、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計としている。（設置許可基準規則第十六条第3項）（図 1.4.1 参照）</p>  <p>図 1.4.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成略図</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【大飯】記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>(1) 3号炉使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.1に示す。</p>  <p>図1.5.1 3号炉使用済燃料ピット監視設備（DB）の設置場所</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>(2) 4号炉使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.2に示す。</p>  <p>図1.5.2 4号炉使用済燃料ピット監視設備（DB）の設置場所</p>	<p>1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>使用済燃料ピット監視設備の設置場所を図1.5.1に示す。</p>  <p>図1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(1/4)</p>  <p>図1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(2/4)</p>	<p>1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.1に示す。</p>  <p>図1.5.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 592 1115 608">図 1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(2/4)</p>  <p data-bbox="801 1059 1115 1075">図 1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(4/4)</p> <div data-bbox="913 1310 1223 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p>参照内容の図は図面機前の観点から公開できません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																										
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">各計測装置の記録及び保存について</p> <p>「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料プール温度、水位及び線量当量率について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「女川原子力発電所原子炉施設保安規定（規程）11章 記録および報告 第121条」に定める保安に関する記録及び社内規程に基づき保存期間等を定めて保管することとしている。</p> <table border="1" data-bbox="689 435 1243 1061"> <thead> <tr> <th>要求事項</th> <th>計測装置</th> <th>記録方法</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 炉心における中性子束密度</td> <td>起動領域モニタレベル</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>平均出力領域モニタレベル</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度</td> <td>制御棒位置</td> <td>制御棒位置記録</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>四 一次冷却材に関する次の事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ 放射性物質及び不純物の濃度</td> <td>原子炉水導電率</td> <td>運転日誌</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>主蒸気圧力</td> <td>運転日誌</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量</td> <td>主蒸気温度</td> <td>運転日誌</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>主蒸気流量</td> <td>運転日誌</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>給水圧力</td> <td>運転日誌</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>給水温度</td> <td>運転日誌</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位</td> <td>給水流量</td> <td>運転日誌</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位（停止域）</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位（燃料域）</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率</td> <td>原子炉水位（広帯域）</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位（狭帯域）</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>ドライウェル圧力</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室圧力</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>格納容器内窒素ガス濃度</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>格納容器内窒素ガス濃度</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>格納容器内ダスト放射線モニタ</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>格納容器内窒素放射線モニタ</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	要求事項	計測装置	記録方法	保存期間	一 炉心における中性子束密度	起動領域モニタレベル	記録紙	10年	平均出力領域モニタレベル	記録紙	10年	三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	制御棒位置	制御棒位置記録	5年	四 一次冷却材に関する次の事項				イ 放射性物質及び不純物の濃度	原子炉水導電率	運転日誌	10年	主蒸気圧力	運転日誌	10年	ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	主蒸気温度	運転日誌	10年	主蒸気流量	運転日誌	10年	給水圧力	運転日誌	10年	給水温度	運転日誌	10年	五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位	給水流量	運転日誌	10年	原子炉水位（停止域）	記録紙	10年	原子炉水位（燃料域）	記録紙	10年	六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率	原子炉水位（広帯域）	記録紙	10年	原子炉水位（狭帯域）	記録紙	10年	ドライウェル圧力	記録紙	10年	圧力抑制室圧力	記録紙	10年	格納容器内温度	記録紙	10年	格納容器内窒素ガス濃度	記録紙	10年	格納容器内窒素ガス濃度	記録紙	10年	格納容器内ダスト放射線モニタ	記録紙	10年	格納容器内窒素放射線モニタ	記録紙	10年	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">各計測装置の記録及び保存について</p> <p>「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料ピット温度、水位及び燃料取扱場所の放射線量について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「泊発電所原子炉施設保安規定 第11章 記録および報告」に定める保安に関する記録及び社内マニュアルに基づき保存期間等を定めて保管することとしている。</p> <table border="1" data-bbox="1279 435 1832 976"> <thead> <tr> <th>要求事項</th> <th>計測装置</th> <th>記録方法</th> <th>保存期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一 炉心における中性子束密度</td> <td>中性子源領域中性子束</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>中間領域中性子束</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>出力領域中性子束</td> <td>記録紙</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度</td> <td>制御用制御棒位置</td> <td>計算機運転記録</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>停止用制御棒位置</td> <td>計算機運転記録</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>水質管理日報</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>四 一次冷却材に関する次の事項</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ 放射性物質及び不純物の濃度</td> <td>放射性物質濃度</td> <td>水質管理日報</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>不純物濃度</td> <td>水質管理日報</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量</td> <td>1次冷却材圧力（広域）</td> <td>記録用計算機</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>加圧器圧力</td> <td>記録用計算機</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度（広域-高温側）</td> <td>記録用計算機</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度（広域-低温側）</td> <td>記録用計算機</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位</td> <td>1次冷却材流量</td> <td>記録用計算機</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> <td>記録用計算機</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（狭域）</td> <td>記録用計算機</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（広域）</td> <td>記録用計算機</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	要求事項	計測装置	記録方法	保存期限	一 炉心における中性子束密度	中性子源領域中性子束	記録紙	10年	中間領域中性子束	記録紙	10年	出力領域中性子束	記録紙	10年	三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	制御用制御棒位置	計算機運転記録	5年	停止用制御棒位置	計算機運転記録	5年	ほう素濃度	水質管理日報	5年	四 一次冷却材に関する次の事項	—			イ 放射性物質及び不純物の濃度	放射性物質濃度	水質管理日報	5年	不純物濃度	水質管理日報	5年	ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	1次冷却材圧力（広域）	記録用計算機	5年	加圧器圧力	記録用計算機	5年	1次冷却材温度（広域-高温側）	記録用計算機	5年	1次冷却材温度（広域-低温側）	記録用計算機	5年	五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位	1次冷却材流量	記録用計算機	5年	加圧器水位	記録用計算機	5年	蒸気発生器水位（狭域）	記録用計算機	5年	蒸気発生器水位（広域）	記録用計算機	5年	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載内容の相違</p>
要求事項	計測装置	記録方法	保存期間																																																																																																																																										
一 炉心における中性子束密度	起動領域モニタレベル	記録紙	10年																																																																																																																																										
	平均出力領域モニタレベル	記録紙	10年																																																																																																																																										
三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	制御棒位置	制御棒位置記録	5年																																																																																																																																										
四 一次冷却材に関する次の事項																																																																																																																																													
イ 放射性物質及び不純物の濃度	原子炉水導電率	運転日誌	10年																																																																																																																																										
	主蒸気圧力	運転日誌	10年																																																																																																																																										
ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	主蒸気温度	運転日誌	10年																																																																																																																																										
	主蒸気流量	運転日誌	10年																																																																																																																																										
	給水圧力	運転日誌	10年																																																																																																																																										
	給水温度	運転日誌	10年																																																																																																																																										
五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位	給水流量	運転日誌	10年																																																																																																																																										
	原子炉水位（停止域）	記録紙	10年																																																																																																																																										
	原子炉水位（燃料域）	記録紙	10年																																																																																																																																										
六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率	原子炉水位（広帯域）	記録紙	10年																																																																																																																																										
	原子炉水位（狭帯域）	記録紙	10年																																																																																																																																										
	ドライウェル圧力	記録紙	10年																																																																																																																																										
	圧力抑制室圧力	記録紙	10年																																																																																																																																										
	格納容器内温度	記録紙	10年																																																																																																																																										
	格納容器内窒素ガス濃度	記録紙	10年																																																																																																																																										
	格納容器内窒素ガス濃度	記録紙	10年																																																																																																																																										
格納容器内ダスト放射線モニタ	記録紙	10年																																																																																																																																											
格納容器内窒素放射線モニタ	記録紙	10年																																																																																																																																											
要求事項	計測装置	記録方法	保存期限																																																																																																																																										
一 炉心における中性子束密度	中性子源領域中性子束	記録紙	10年																																																																																																																																										
	中間領域中性子束	記録紙	10年																																																																																																																																										
	出力領域中性子束	記録紙	10年																																																																																																																																										
三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	制御用制御棒位置	計算機運転記録	5年																																																																																																																																										
	停止用制御棒位置	計算機運転記録	5年																																																																																																																																										
	ほう素濃度	水質管理日報	5年																																																																																																																																										
四 一次冷却材に関する次の事項	—																																																																																																																																												
イ 放射性物質及び不純物の濃度	放射性物質濃度	水質管理日報	5年																																																																																																																																										
	不純物濃度	水質管理日報	5年																																																																																																																																										
ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	1次冷却材圧力（広域）	記録用計算機	5年																																																																																																																																										
	加圧器圧力	記録用計算機	5年																																																																																																																																										
	1次冷却材温度（広域-高温側）	記録用計算機	5年																																																																																																																																										
	1次冷却材温度（広域-低温側）	記録用計算機	5年																																																																																																																																										
五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位	1次冷却材流量	記録用計算機	5年																																																																																																																																										
	加圧器水位	記録用計算機	5年																																																																																																																																										
	蒸気発生器水位（狭域）	記録用計算機	5年																																																																																																																																										
蒸気発生器水位（広域）	記録用計算機	5年																																																																																																																																											



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
要求事項	計測装置	記録方法	保存期間	要求事項	計測装置	記録方法	保存期間		
七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度	主蒸気管放射線モニタ	記録紙	10年	六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び総量当量率	原子炉格納容器圧力 格納容器内温度 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 格納容器じんあいモニタ 格納容器ガスモニタ	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年 5年 5年 5年		
八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	PWRに対する要求			七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度	BWRに対する要求				
九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	スタック放射線モニタ 非常用ガス処理系放射線モニタ	記録紙	10年	八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度 <sup>(注)</sup> 及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	主蒸気ライン圧力 主蒸気流量 主蒸気管モニタ 高感度型主蒸気管モニタ 蒸気発生器ブローダウン水モニタ 復水器排気ガスモニタ	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年 5年 5年 5年		
十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	液体廃棄物処理系排水放射線モニタ	記録紙	10年	九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ） 排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ） 排気筒ガスモニタ	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年		
十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	対象なし			十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	廃棄物処理設備排水モニタ	記録用計算機	5年		
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	エリア放射線モニタ	記録紙	10年						
十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質の濃度	モニタリングポスト	記録紙	10年						
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温度	アラームプリンタ 記録紙	5年 10年						
十五 敷地内における風向及び風速	風向 風速	記録紙 記録紙	10年 10年						

(注) 蒸気発生器の出口における二次冷却材の温度は、主蒸気ライン圧力と飽和温度の関係性を用いて換算することにより間接的に計測する。

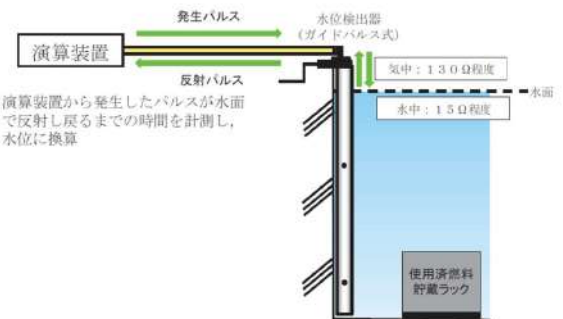
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		要求事項	計測装置	記録方法	保存期限		
		十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	該当なし				
		十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	エアロックエリアモニタ	記録用計算機	5年		
			放射化学室エリアモニタ	記録用計算機	5年		
			充てんポンプ室エリアモニタ	記録用計算機	5年		
			使用済燃料ピットエリアモニタ	記録用計算機	5年		
			原子炉系試料採取室エリアモニタ	記録用計算機	5年		
			炉内核計装区域エリアモニタ	記録用計算機	5年		
			廃棄物処理室エリアモニタ	記録用計算機	5年		
		十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質の濃度	モニタリングステーション	記録紙	5年		
			モニタリングポスト	記録紙	5年		
			モニタリングポスト	記録紙	5年		
			モニタリングポスト	記録紙	5年		
			モニタリングポスト	記録紙	5年		
			モニタリングポスト	記録紙	5年		
			モニタリングポスト	記録紙	5年		
			モニタリングポスト	記録紙	5年		
		要求事項	計測装置	記録方法	保存期限		
		十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット温度	記録用計算機	5年		
			使用済燃料ピット水位	記録用計算機	5年		
		十五 敷地内における風向及び風速	風向（E.L. +84m）	記録紙	10年		
			風速（E.L. +84m）	記録紙	10年		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）について</p> <p>1. 使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）の計測性能</p> <p>(1) 検出原理</p> <p>使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）は、パルス（電気信号）がインピーダンス（抵抗）の変化点で反射する性質を利用した検出器であり、演算装置からパルスを発生させ、検出器内部のガイドケーブルによりパルスを伝送し、空気と水のインピーダンスの差により、図1のとおり水面で反射したパルスが演算装置に戻るまでの時間を計測し、そのパルスの反射時間を演算装置にて水位に変換して計測する水位計である。</p> <p>パルスがガイドケーブルを伝わることで乱反射しない設計となっており、連続して水位を計測することが可能である。</p>  <p style="text-align: center;">図1 ガイドパルス式水位計による水位検出原理</p> <p>(2) 事故時の計測性能の信頼性について</p> <p>使用済燃料プールの重大事故等において、プール水温の上昇に伴う沸騰による水位低下が予想される。その場合は、検出器頂部付近の気相部分が蒸気に覆われることが想定されるため、そのような状態を模擬した試験を実施している。</p> <p>試験容器内に水位計を設置し、水温を100℃まで加熱（沸騰状態）した状態から水位を低下させた後、給水し水位を上昇させた試験を実施している。</p> <p>使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）の試験結果については図2のとおり、水温、蒸気環境下に左右されずにプール水位を計測することが可能であった。（図2「高温状態の試験結果」参照。）</p>		<p>■【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊ではAビット水位及び温度、Bビット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</p>

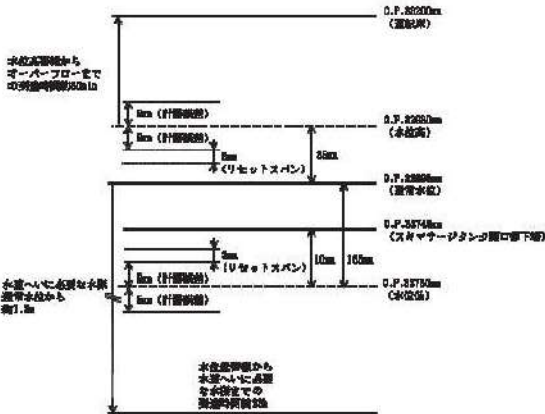
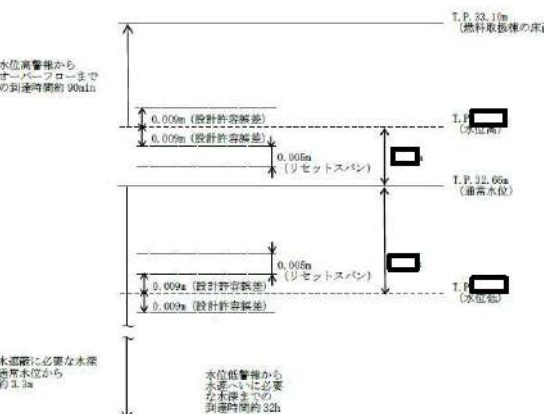
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="869 598 1052 614">図2 高温状態の試験結果</p> <p data-bbox="705 662 1243 1037">(3) 温度計及び水位計としての機能維持について                  使用済燃料ピット水位・温度 (ガイドパルス式) は、パルス (電気信号) による水位測定に加え、測温抵抗体による温度計測により水温を測定する二つの機能を持つ。                  温度計に関しては、液相にある2箇所の温度を測定することで多重性を持つ設計とする。また、温度計は測温抵抗体を使用し、連続して測定が可能である。                  水位計に関しては、空気と水面のインピーダンス (抵抗) の差によるパルスの反射により水位を監視することができる。                  異なった検出原理 (検出器) により、同時に水位及び温度計測が可能な設計とする。</p>		

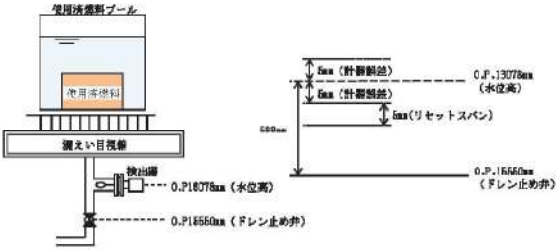
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p style="text-align: center;">警報設定値について</p> <p>1. 燃料貯蔵プール水位の警報設定値について                      (1) 警報設定範囲及び警報設定値                      燃料貯蔵プール水位の水位高及び水位低の警報設定範囲は下記の考えに基づき設定している。                      (水位高) 使用済燃料プール水位の異常上昇により燃料取替床の床面へプール水が溢れることを事前に検知するため、通常水位 (O.P. 32895mm) ~ 燃料取替床の床面 (O.P. 33200mm) の間で設定をする。                      (水位低) 通常水位はスキマせきのせき板上部より高い位置にあるが、燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合プール水位は、せき板の位置によりスキマサージタンク開口部下端 (O.P. 32740mm) になる可能性がある。そこから水位が更に低下した場合は、想定していない異常な水位低下になることから、燃料プール冷却浄化系ポンプ停止時のプール水位の位置より下に設定する。</p> <p>上記警報設定範囲を考慮し、燃料貯蔵プール水位の警報設定値を表1に示す。                      また、図1に使用済燃料プールとスキマサージタンク間の概略図、図2に燃料貯蔵プール水位の警報設定範囲概略図を示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 燃料貯蔵プール水位の警報設定値</p> <table border="1" data-bbox="689 943 1238 1034"> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>警報設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位低</td> <td>通常水位-165mm (O.P. 32730mm)</td> </tr> <tr> <td>水位高</td> <td>通常水位 +35mm (O.P. 32930mm)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図1 使用済燃料プールとスキマサージタンク間の概略図</p>	警報	警報設定値	水位低	通常水位-165mm (O.P. 32730mm)	水位高	通常水位 +35mm (O.P. 32930mm)	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">警報設定値について</p> <p>1. 使用済燃料ビット水位の警報設定値について                      (1) 警報設定範囲及び警報設定値                      使用済燃料ビット水位の水位高及び水位低の警報設定範囲は下記の考えに基づき設定している。                      (水位高) 使用済燃料ビット水位の異常上昇により燃料取扱棟の床面へビット水が溢れることを事前に検知するため、通常水位 (T.P. 32.66m) ~ 燃料取扱棟の床面 (T.P. 33.10m) の間で設定をする。                      (水位低) 使用済燃料移送時に必要な水遮蔽厚さを維持するために設定する。</p> <p>上記警報設定範囲を考慮し、使用済燃料ビット水位の警報設定値を表1に示す。                      また、図1に使用済燃料ビット水位の警報設定範囲概要図を示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 使用済燃料ビット水位の警報設定値</p> <table border="1" data-bbox="1283 943 1832 1043"> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>警報設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位高</td> <td>通常水位 [ ] m (T.P. [ ] m)</td> </tr> <tr> <td>水位低</td> <td>通常水位 [ ] m (T.P. [ ] m)</td> </tr> </tbody> </table>	警報	警報設定値	水位高	通常水位 [ ] m (T.P. [ ] m)	水位低	通常水位 [ ] m (T.P. [ ] m)	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p> <p>炉心から取り出した使用済燃料は放射線量が高いため、泊はその時に必要な水遮蔽厚さを維持する観点で水位低の警報設定値を設定している。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p>
警報	警報設定値														
水位低	通常水位-165mm (O.P. 32730mm)														
水位高	通常水位 +35mm (O.P. 32930mm)														
警報	警報設定値														
水位高	通常水位 [ ] m (T.P. [ ] m)														
水位低	通常水位 [ ] m (T.P. [ ] m)														

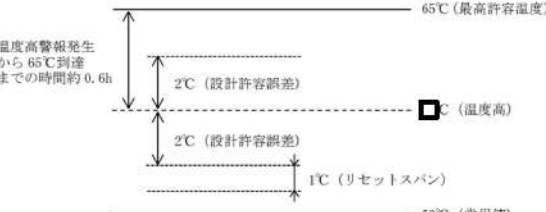
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2 燃料貯蔵プール水位の警報設定範囲概要図</p> <p>(2) 運転操作における警報設定値の評価                  以下の諸条件（有効性評価で使用）を用いて評価した。                  ・プール保有水量：約 1400m<sup>3</sup></p> <p>・プール断面積：約 152m<sup>2</sup></p> <p>・使用済燃料プールの冷却系機能喪失後、プール水温上昇速度：約 4℃/h                  ・使用済燃料プールの冷却系機能喪失後、プール水温低下速度：約 0.08m/h</p> <p>水温低警報設定値は通常水位-165mm（O.P. 32730mm）であり、必要な水遮へい（10mSv/hの場合）は通常水位から約 1.3mである。仮に使用済燃料プール水の蒸発（水位低下速度 0.08m/h）を想定した場合、水位低警報発生から必要となる水遮へい（水位）が失われるまでの時間は約 23 時間となり、使用済燃料プールへの補給操作に余裕*を持った設計としている。</p> <p>水位高警報設定値は通常水位+35mm（O.P. 32930mm）であり、仮に燃料プール補給水系（約 30m<sup>3</sup>/h）により使用済燃料プールへ補給し続けてしまった場合、水位高警報発生から燃料取替床の床面へプール水がオーバーフローするまでの時間は約 80 分であり、警報発生から補給停止操作をする上で余裕*を持った設計としている。</p>	 <p>図1 使用済燃料ピット水位の警報設定範囲概要図</p> <p>(2) 運転操作における警報設定値の評価                  以下の諸条件（有効性評価で使用）を用いて評価した。                  ・ピット保有水量：約 1030m<sup>3</sup>（B-使用済燃料ピット）</p> <p>・3.3m 水位が下がった分の評価水量：約 630m<sup>3</sup>（通常水位～通常水位-3.3m）</p> <p>・ピット断面積：約 202m<sup>2</sup></p> <p>・使用済燃料ピットの冷却系の機能喪失後、ピット水温上昇速度：約 9℃/h                  ・使用済燃料ピットの冷却系の機能喪失後、ピット水位低下速度：約 0.1m/h</p> <p>水位低警報設定値は通常水位 [ ] mm（T.P. [ ] mm）であり、必要な水遮へい（0.15mSv/hの場合）は通常水位から約 3.3mである。仮に使用済燃料ピット水の蒸発（水位低下速度 0.1m/h）を想定した場合、水位低警報発生から必要となる水遮へい（水位）が失われるまでの時間は約 32 時間となり、使用済燃料ピットへの補給操作に余裕*1を持った設計としている。</p> <p>水位高警報設定値は通常水位 [ ] mm（T.P. [ ] mm）であり、仮に燃料取替用水ポンプ（約 46m<sup>3</sup>/h）により燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへ補給し続けてしまった場合、水位高警報発生から燃料取扱棟の床面へピット水がオーバーフローするまでの時間は約 90 分であり、警報発生から補給停止操作をする上で余裕*2を持った設計としている。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違                  ■【女川】設計方針の相違                  ■【女川】記載表現の相違                  ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違                  ■【女川】記載表現の相違                  ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違                  ■【女川】記載表現の相違                  ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違                  ■【女川】記載表現の相違                  ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違                  ■【女川】記載表現の相違                  ■【女川】設備名称の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>* 運転員の手動操作の時間的余裕（10分）+ 補給開始又は補給停止操作終了（約5分）を考慮しても余裕を持った設計としている。</p> <p>2. 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値について                      (1) 警報設定範囲及び警報設定値                      使用済燃料プールライナからの微小漏えいを監視するために、計器の設置スペースを考慮し警報を設定する。表2に燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値を、図3に燃料プールライナドレン漏えいの警報設定概略図を示す。</p> <table border="1" data-bbox="761 587 1160 638"> <caption>表2 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値</caption> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>警報設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位高</td> <td>ドレン止め弁+528mm (O.P.16078mm)</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図3 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定概略図</p> <p>(2) 運転操作における警報設定値の評価                      燃料プールライナドレン漏えいの水位高警報設定値はドレン止め弁+528mm (O.P.16078mm) であり、警報設定値までのドレン配管の容積は、約 <math>4.13 \times 10^{-3} \text{ m}^3</math> である。この容量は使用済燃料プールの容積（約 <math>1400 \text{ m}^3</math>）に対して十分小さな値であり、プールライナ漏えいの早期検出において余裕*を持った設計としている。</p> <p>* 仮に警報設定値を超える <math>5.00 \times 10^{-3} \text{ m}^3</math> の水ドレン配管に溜まった場合、プールの水位低下は約 0.03mm 程度であり、必要な水遮へい（10mSv/h の場合）は通常水位から約 1.3 m であることから、余裕を持った設計としている。</p>	警報	警報設定値	水位高	ドレン止め弁+528mm (O.P.16078mm)	<p>* 1 運転員の手動操作の時間的余裕（10分）+ 可搬型大型送水ポンプ車による注水を開始できる時間（事象発生5.7時間後）を考慮しても余裕を持った設計としている。</p> <p>* 2 運転員の手動操作の時間的余裕（10分）+ 補給停止操作終了（約5分）を考慮しても余裕を持った設計としている。</p>	<p>■【女川】設計方針の相違                      泊では、使用済燃料ピットの想定事故1に対する有効性評価で示している可搬型大型送水ポンプ車による注水を開始できる時間と比較して評価した。</p> <p>■【女川】設備の相違                      ・泊では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3種類としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である）</p>
警報	警報設定値						
水位高	ドレン止め弁+528mm (O.P.16078mm)						

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>3. 燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定値について</p> <p>(1) 警報設定範囲及び警報設定値                      使用済燃料プール水が通常温度よりも高くなったことを検出するため、通常時の使用済燃料プール水温度の上限値52℃より高く、プール水の最高許容温度(65℃)に余裕を見た温度の間で設定する。表3に燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定値を、図4に燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定概要図を示す。</p> <p>表3 燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定値</p> <table border="1" data-bbox="689 911 1234 975"> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>警報設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度高</td> <td>57℃</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図4 燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定概要図</p> <p>(2) 運転操作における警報設定値の評価                      有効性評価における使用済燃料プールの冷却系の機能喪失後の温度上昇は約4℃/hである。温度高警報設定値57℃</p>	警報	警報設定値	温度高	57℃	<p>2. 使用済燃料ピット温度の警報設定値について</p> <p>(1) 警報設定範囲及び警報設定値                      使用済燃料ピット水が通常温度よりも高くなったことを検出するため、通常時の使用済燃料ピット温度の上限値52℃より高く、ピット水の最高許容温度(65℃)に余裕を見た温度の間で設定する。表2に使用済燃料ピット温度の警報設定値を、図2に使用済燃料ピット温度の警報設定概要図を示す。</p> <p>表2 使用済燃料ピット温度の警報設定値</p> <table border="1" data-bbox="1279 911 1823 975"> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>警報設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度高</td> <td>□℃</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図2 使用済燃料ピット温度の警報設定概要図</p> <p>(2) 運転操作における警報設定値の評価                      有効性評価における使用済燃料ピットの冷却系の機能喪失後の温度上昇は約9℃/hである。温度高警報設定値□℃</p>	警報	警報設定値	温度高	□℃	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備の相違                              ・泊では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3種類としており、これら設備により要求事項を満足できる。(漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である)</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設計方針の相違</li> </ul>
警報	警報設定値										
温度高	57℃										
警報	警報設定値										
温度高	□℃										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>から最高許容温度65℃に達するまでの時間は約2時間であり、余裕*を持った設計としている。</p> <p>*運転員の手動操作の時間的余裕（10分）＋残留熱除去系の燃料プール冷却モード切替（約110分）に対して、使用済燃料プールの冷却系の機能喪失時の初期水温：約43℃から警報設定値57℃に達するまで約3.5時間であり、さらに警報発生から最高許容温度65℃に達するまで約2時間であることを考慮すると、その間に残留熱除去系の燃料プール冷却モードへ切替することは可能であり、余裕を持った設計としている。</p>	<p>から最高許容温度65℃に達するまでの時間は約0.6時間であり、余裕*を持った設計としている。</p> <p>*運転員の手動操作の時間的余裕（10分）＋使用済燃料ピット冷却運転操作（約5分）に対して、使用済燃料ピットの冷却系の機能喪失時の初期水温：約40℃から警報設定値□℃に達するまでに約2時間あり、さらに警報発生から最高許容温度65℃に達するまで約0.6時間であることを考慮すると、その間に使用済燃料ピット冷却運転操作を実施することは可能であり、余裕を持った設計としている。</p>	<p>■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

